

齊王の曰はく、「至極尤なり」と、是に於て、夜明かしの酒宴を罷めて、淳于髡をもて、諸侯の賓客の接待掛かりとせり、それより、齊王の
 一門の酒宴の時には、淳于髡は、常に其の側に在りて、一座の様子を見計らひけり、
 没雅歴の曰はく、三段と作して看る、初めには、大鳥をもて噎へて、諸縣の令を朝せしむる數句を以て、之れを結べり、中ごろには、膠田
 をもて噎へて、黄金を益す數句をもて、之れを結べり、終はりには、飲酒をもて噎へて、長夜の飲を罷むる一句をもて、之れを結べり、總べて
 是れ談言微中、可以紛解の意思なりと、

其後百餘年楚有優孟

【其後百餘年】……優孟は、春秋の楚の莊王の時に在り、淳于髡は、戰國の齊の威王の時に在れば、其後百餘年といへるは、誤まりにして、
 優孟の傳は、淳于髡の前に在るべき筈なり、【優孟】……優は、俳優なり、孟は、其の字なり、
 其の後、百餘年にして、楚の國に俳優の字は孟といふ者あり、

優孟者故楚之樂人也長八尺多辯常以談笑諷諫

俳優の字は孟といふ者は、楚の國の樂人なり、身の長八尺にして、辯口多くして、常に談笑諷諫をもて其の君を諷諫せり、
 楚莊王之時有所愛馬衣以文繡置之華屋之下席以露牀唱以
 棗脯馬病肥死使羣臣喪之欲以棺槨大夫禮葬之左右爭之以
 爲不可王下令曰有敢以馬諫者罪至死優孟聞之入殿門仰天
 大哭王驚而問其故優孟曰馬者王之所愛也以楚國堂堂之大
 何求不得而以大夫禮葬之薄請以人君禮葬之

【文繡】……五色の模様を縫ひ取りたる著物なり、【露牀】……帷幕なき牀なり、【棗脯】……棗は、なつめなり、脯は、乾したる肉なり、【棺
 槨】……二重の棺の内側なるを棺といひ、外側なるを槨といふ、【堂屋】……盛大なるさまなり、
 楚の莊王の時に、王の愛する馬ありて、平素五色の模様を縫ひ取りたる著物を著せ、華美なる家屋の下に置き、帷幕なき牀を座席とし、
 棗と乾したる肉とを食はせたるに、其の馬肥満を病みて死にたり、莊王大に力を落として、羣臣をして、其の馬の爲めに、喪の禮を行はしめ
 て、其の死骸を二重の棺槨に納めて、大夫の身分の禮式をもて、之れを葬らむと思ひたれば、左右の近臣之れを争ひ諫めて、宜しからずと思

ひしに、莊王命令を下して曰はく、「押し切りて馬の事に就きて諫むる者あらば、其の罪死刑に至らむ」と、優孟之れを聞きて、御殿の門へ入
 りて、天を仰ぎて、大に聲を放ちて泣きたれば、莊王は驚きて、其の譯けを尋ねしに、優孟の曰はく、「此の馬は、大王の愛したまへる者なり、
 楚の國の堂堂として盛大なるをもてせば、如何なる事を求めてか得ざらむ、さるを、大夫の身分の禮式をもて之れを葬りたまふは、御手薄
 きことなり、人君の身分の禮式をもて之れを葬らむことを請ふ」と、
 吳齊賢の曰はく、淳于、優孟、一笑一哭せり、

王曰何如對曰臣請以彫玉爲棺文梓爲槨楓、豫、章爲題湊、發
 甲卒爲穿壙老弱負土齊、趙陪位於前韓、魏翼衛其後廟食太牢
 奉以萬戶之邑諸侯聞之皆知大王賤人而貴馬也王曰寡人之
 過一至此乎爲之柰何優孟曰請爲大王六畜葬之以壠竈爲椁
 銅歷爲棺齋以薑棗薦以木蘭祭以糧稻衣以火光葬之於人腹
 腸

【文梓】……木目の美しき梓の木材なり、【椁】……椁の誤まりなり、【題湊】……木をもて棺の外に累ねて、木の頭を皆内へ向くるなり、
 【壙】……墓穴なり、【齊、趙陪】……位於前、韓、魏翼衛其後……楚の莊王の時には、まだ韓、魏、趙の三國あらざれば、此の句は、後人の増し飾
 りたる者ならむ、【太牢】……牛を太牢といふ、【六畜】……牛、馬、鶏、犬、羊、豕なり、【壠竈】……土甕の三方の高きこと田の壠(うね)の如く
 なるなり、【銅歷】……歴は、難に同じ、銅の釜なり、【薑】……生姜なり、【櫛】……布なり、
 莊王の曰はく、「人君の身分の禮式をもて葬るとは、如何様にすることなるぞ」と、優孟對へて曰はく、「臣は、彫刻したる玉をもて棺と
 し、木目の美しき梓の木材を椁とし、椁の木、楓の木、豫の木の木を題湊として、其の木をもて棺の外に累ねて、木の頭を皆内へ向け、
 甲兵士卒を繰り出して、之れが爲めに、墓穴を掘り穿たしめ、老弱の者をして、墳墓の土を負ひ擔はしめ、齊、趙の二國の君をして、棺の前に
 位次を取りて陪從せしめ、韓、魏の二國の君をして、棺の後に護衛せしめて、之れを見送つて、其の期には、牛肉の供物を獻じ、家數の一
 萬軒もある大邑を附け添へて、年毎の祭りの費用に充てむことを請ふ、此のやうに手厚くしたまはば、列國の諸侯は、之れを聞き及びて、皆
 大王の人を賤みて馬を貴びたまふことを知りて、感服するならむ」と、莊王の曰はく、「拙者の過失は、一途に此れまでに立ち至りたるか、如
 何様にせば宜しからむ」と、優孟の曰はく、「大王には、御身の過失を改めたまはむとならば、臣は、大王の爲めに、此の馬を牛、馬、鶏、犬、羊、
 豕の六畜の取り扱ひにして葬らむことを請ふ、其の仕方は、三方の高きこと田の壠の如くなる土甕をもて椁とし、銅の釜を棺とし、葬式の

節に、肉食に缺くべからざる生薑と棗とを持參し、木蘭の木を釜の下に布きて薪とし、糧稻の穀物を供へて、之れを祭り、烈火の光りを著物として、之れを煮上げて、其の肉を人の腹腸の中に糝りたし」と、

於是王乃使以馬屬太官無令天下久聞也

【太官】……御膳番なり、

是に於て、莊王は、其の馬を御膳番に引き渡して、處分せしめて、天下中の人々に未長く己れの過失を聞かせぬやうにせしめけり、

楚相孫叔敖、知其賢人也、善待之、病且死、屬其子曰、我死、汝必貧困、若往見優孟、言我孫叔敖之子也、居數年、其子窮困、負薪逢優孟、孟與言曰、我孫叔敖之子也、父且死時、屬我貧困、往見優孟、優孟曰、若無遠有所之、即為孫叔敖衣冠、抵掌談語、歲餘、像孫叔敖、楚王及左右不能別也、莊王置酒、優孟前為壽、莊王大驚、以為孫叔敖復生也、欲以為相、優孟曰、請歸與婦計之、三日而為相、莊王許之、

【屬】……遺言するなり、【抵掌】……手のひらを打つなり、

楚の宰相の孫叔敖は、優孟の賢人なることを知りて、善く之れを待遇せり、さて、孫叔敖大病になりて、種なく死なむとする時、其の子に遺言して曰はく、「我れ死なば、汝は屹度貧困するなり、其の時、汝は往きて優孟に面會して、我れは孫叔敖の子なりと言へ」と、斯く言ひ殘して死去せしが、其の後、數年立ちて、其の子は果たして困窮せしかば、薪を背負ひて、優孟に逢ひて、共に話をしして曰はく、「我れは、孫叔敖の子なり、父の程なく死なむとする時、我れに遺言して、汝貧困せば、往きて優孟に面會せよ」と、「是れ」と、優孟の曰はく、「汝は、違へ往かぬやうにせよ」と、やがて、孫叔敖の衣冠を拵へて、自ら之れを着用して、孫叔敖の子と共に、毎日手のひらを打ちて、面白く物語りせり、斯くて、一年餘り立ちて、優孟の様子は、孫叔敖に全く似たるやうになりて、楚王及び左右の近臣に見分けの付かぬやうになりぬ、

或る日、莊王酒宴を催したれば、優孟は、王の前へ進み出で、祝杯を差し上げたるに、莊王大に驚きて、孫叔敖は生き返りたりと思ひて、宰相にせむと思ひしに、優孟の曰はく、「家へ歸りて、愚妻と相談したる上に、三日の後に、宰相とならむことを請ふ」と、莊王之れを許諾せり、

三日後、優孟復來、王曰、婦言謂何、孟曰、婦言慎無為、楚相不足為也、如孫叔敖之為、楚相、盡忠為廉、以治楚、楚王得以霸、今死、其子無立錐之地、貧困、負薪以自飲食、必如孫叔敖、不如自殺、因歌曰、山居耕田、苦難、以得食、起而為吏、身貪鄙者、餘財不顧、恥辱、身死、家室富、又恐受賅、枉法、為姦、觸大罪、身死而家滅、貪吏安可為也、念為廉吏、奉法守職、竟死、不敢為非、廉吏安可為也、楚相、孫叔敖、持廉至死、方今妻子窮困、負薪而食、不足為也、

【無立錐之地】……一本の錐を立つる程の僅なる土地だにもなきなり、【賅】……賄賂なり、

さて、三日の後に、優孟重ねて來りたれば、莊王の曰はく、「汝が妻の言葉には何と謂ひたる」と、優孟の曰はく、「愚妻の申すには、『慎み行ひて、楚の國を治められたれば、楚の宰相は、勤むるに足らぬなり、其の器は、孫叔敖の楚の宰相となりしが如きは、忠義を盡くし、廉潔を以、一本の錐を立つる程の僅なる土地だにもなく、薪を背負ひて、賣り廻りて、自ら飲み食ひせり、是非とも孫叔敖の如くならむとならば、自殺するに如かじ』と、愚妻の言葉は、かやうなれば、臣は、御免を蒙らむ」と、それに就きて、優孟は、高らかに歌ひて曰はく、「山に居て、田を耕して、身を苦めて、食物を手に入れ難し、出で、仕へて、役人となりて、其の身貪鄙なる者は、貨財を餘すなり、恥辱を受くることを顧みざれば、其身は死に、家内は富むなり、さりながら、又賄賂を受けて、法律を枉げて、姦曲なることをして、大罪に觸れて、其身は刑を受けて死に、家は滅びむこと恐ろしければ、貪慾なる役人にはいかでなるべき、さらばとて、廉潔なる役人となりて、法律を奉じ、職務を守りて、生涯決して非道なることをせじと念へば、廉潔なる役人には、いかでなるべき、見よ、楚の宰相の孫叔敖は、死ぬるまで廉潔を持ち續けたる甲斐もなく、現に妻子は困窮して、薪を背負ひて、飲み食ひせり、楚の宰相は、勤むるに足らぬなり」と、

又、吳齊賢の曰はく、「歌は凡て四層なり、一層は農を言ひ、一層は貪吏を言ひ、一層は廉吏を言ひ、一層は方に孫叔敖に入れりと、

於是莊王謝優孟乃召孫叔敖子封之寢丘四百戶以奉其祀後
十世不絕此知可以言時矣

是に於て、莊王は、始めて孫叔敖の生き返りたりと思ひたる其の人は、優孟なることに心付きて、己れの手落ちを優孟に打ち詫びて、孫叔敖の子を召し出して、之れを寢丘の地の四百戸に封じて、父祖の祭祀を奉せしめけり、其の後、十世まで、家名絶えざりけり、此の優孟の言葉は、發言すべき時を知りて發言せし者なり、

其後二百餘年秦有優旃

【優旃】……優は、俳優なり、旃は、其の字なり、其の後、二百餘年にして、秦に俳優の字は旃といふ者あり、

優旃者秦倡侏儒也善爲笑言然合於大道

【倡】……樂人なり、侏儒……身の丈の短き役者なり、俳優の字は旃といふ者は、秦の世の樂人にして、身の丈の短き役者なり、上手に人を笑はする言葉を吐きたれども、然れども、其の趣意は、聖人君子の大なる筋道に叶へり、

秦始皇時置酒而天雨陛楯者皆沾寒優旃見而哀之謂之曰汝欲休乎陛楯者皆曰幸甚優旃曰我即呼汝汝疾應曰諾居有頃殿上上壽呼萬歲優旃臨檻大呼曰陛楯郎曰諾優旃曰汝雖長何益幸雨立我雖短也幸休居於是始皇使陛楯者得半相代

【陛楯者】……楯を執りて御殿の階段の下に立ち並ぶ者なり、之れを陛楯郎といふ、【沾寒】……雨に濡れし、寒さに堪へぬなり、秦の始皇帝の時に、或る日、御殿の上にて酒宴を催されしが、折りから、雨天になりて、陛楯の者として、楯を執りて御殿の階段の下に立ち並びたる者共は、皆雨に濡れて、寒さに堪へぬ様子なりけり、優旃之れを見て、氣の毒に思ひて、其の者共に物語りして曰はく、「汝等は、雨中に立ちて大儀ならむ、休息したしと思へるか」と、陛楯の者皆曰はく、「休息するを得ば、幸なること甚し」と、優旃の曰はく、「さらば、我れ若し汝等と呼ばらば、汝等は、疾く諾と返事せよ」と、それより、少し時刻移りて、御殿の上にては、羣臣皇帝に祝杯を差し上げて、一同に萬歳と呼ばれば、優旃は、楯に臨みて、大音に呼びて曰はく、「陛楯郎」と、陛楯郎の曰はく、「諾」と、優旃の曰はく、「汝等は、身體長大なりといへども、幸に雨中に立てり、我れは身體短小なりといへども、幸に休息して居れり」と、是に於て、始皇帝陛楯郎の難儀なることに心付かれて、陛楯の者をして、半分づつ、代はり合ひて、休息せしめられけり、

始皇嘗議欲大苑囿東至函谷關西至雍陳倉優旃曰善多縱禽獸於其中寇從東方來令麋鹿觸之足矣始皇以故輟止

【麋】……大鹿なり、始皇帝或る時評議せられて、禽獸を飼ひ置く苑囿を廣大にして、東の方は、函谷關に至るまで、西の方は、雍縣及び陳倉縣に至るまで、取り廣げむと思はれしに、優旃の曰はく、「それは、至極結構なり、多く禽獸を其の中に放ち置きて、寇賊東の方より押し寄せ來らば、大鹿又は鹿などをして、之れに觸れ當たらしめば、敵を退くるに十分ならむ」と、始皇帝其の諷諫の故をもて、苑囿を取り廣ぐることを見合はせられけり、

二世立又欲漆其城優旃曰善主上雖無言臣固將請之漆城雖於百姓愁費然佳哉漆城蕩蕩寇來不能上即欲就之易爲漆耳顧難爲陰室

【蕩蕩】……平かに滑らかなるさまなり、【陰室】……漆を乾かす室なり、二世皇帝位に立たれて、又其の居城を漆塗りにせむと思はれしに、優旃の曰はく、「それは、至極結構なり、主上の仰せなしといふとも、臣は固より其の事を請願せむと存じたるなり、漆塗りの城を拵ふことは、百姓人民に於ては、費用の掛かることを愁ふべしといへども、然れども、結構なることよ、漆塗りの城は、蕩蕩として、平かに滑らかにして、寇賊押し寄せ來るとも、攀ち上ること能はざらむ、若し之れを成就せむと思はば、漆を塗るは、容易からむのみ、念ふに、少し心配なるは、漆は風に當たりては乾かぬものなれば、此の廣大なる城を入れて漆を乾かす室を拵へ難からむ一儀なり」と、

於是二世笑之以其故止居無何二世殺死優旃歸漢數年而卒

太史公曰淳于髡仰天大笑齊威王橫行優孟搖頭而歌負薪者以封優旃臨檻疾呼陛楯得以半更豈不亦偉哉

太史公滑稽の事跡を論贊して曰はく「淳于髡天を仰ぎて大に笑へば趙の精兵來り援けて楚の軍勢夜中に立ち退きて齊の威王威を逞しくし天下に横行せり優孟頭を搖かして一たび歌へば孫叔敖の子の薪を賣りて露命を繋ぎたる者履丘の地に封せられぬ優旃檻檻に臨みて疾く呼べば雨に濡れて寒さに堪へぬ陛楯郎半分づゝ交代して休息することを得たり此の三人の滑稽も亦いかに奇偉ならぬことかはし」と

褚先生曰臣幸得以經術爲郎而好讀外家傳語竊不遜讓復作故事滑稽之語六章編之於左可以覽觀揚意以示後世好事者讀之以游心駭耳以附益上方太史公之三章

武帝時有所幸倡郭舍人者發言陳辭雖不合大道然令人主

和說

武帝の御治世に寵幸せられたる樂人の郭舍人といふ者あり言語を發し言辭を陳ぶること聖人君子の大なる筋道には叶はずといへども然れども能く人主の心を和らげて其の意を満足せしめたり

武帝少時東武侯母常養帝帝壯時號之曰大乳母率一月再朝朝奏入有詔使幸臣馬游卿以帛五十匹賜乳母又奉飲糒飧養乳母乳母上書曰某所有公田願得假倩之帝曰乳母欲得之乎以賜乳母乳母所言未嘗不聽有詔得令乳母乘車行馳道中當此之時公卿大臣皆敬重乳母乳母家子孫奴從者橫暴長安中當道掣頓人車馬奪人衣服聞於中不忍致之法有司請徙乳母家室處之於邊奏可

孝武帝の御幼少の時東武侯に封せられたる某の母常に帝に御乳を差し上げたれば帝の御壯年なる時になりて之れを大乳母と號せられけり大乳母は、大抵一月の中に再び出仕して、御機嫌を伺ひしが、出仕したる趣きを奏聞して、大内へ入れば、詔ありて、御氣はしめられけり、大乳母、或る時、書面を差し上げて曰はく、「某所に在る公儀の田地を何卒拜借することを得たし」と、帝の御言葉に曰はく、「乳母は、之れを得たしと思へるか」と、直ちに其の田地をもて、大乳母に賜ひけり、總べて大乳母の申し上る事は、一度も御聽き届けにならぬことなかりけり、又詔ありて、大乳母をして、車に乗りて、天子の御通路を遠慮なく通行することを得しめられけり、此の時に當たりて、三公九卿の大臣達は、皆大乳母を畏れ懼りて敬重せり、大乳母の家の子孫、及び下男從者まで、長安の都の中に横行亂暴し、往來筋にて、人の車馬を引き止めて、押し倒し、人の衣服を奪ひ取りたれば、其の趣きを大内に奏聞せしに、帝には、之れを法律に當て兼ねたまひて、其の儘に棄て置きたまひしかば、掛かりの役人持て餘まして、大乳母の一家族を徒して、之れを邊境の地に置かむ

ことを請ひたるに、其の奏請は、許可せられたり、
 乳母當入至前面見辭、乳母先見郭舍人、爲下泣、舍人曰、即入
 見辭去、疾步數還顧、乳母如其言、謝去、疾步數還顧、郭舍人疾
 言罵之曰、咄、老女子、何不疾行、陛下已壯矣、寧尚須汝乳而活
 邪、尚何還顧、於是人主憐焉、悲之、乃下詔、止無徙乳母、罰謫諸
 之者、

【咄】……叱り咄むる聲なり、これくといはむが如し、【謫】……譴言するなり、
 【乳母】……大乳母は、掛かりの役人より移任の命令を受けて、大内へ入りて、御前へ至りて、御目見えをして、御暇乞ひを申し上げねばならぬ
 こと、なりたれば、大乳母は、御目見えをする前に、先づ郭舍人に逢ひて、我が身の爲めに落涙せしに、郭舍人の曰はく、「即刻入りて、
 御目見えをして、御暇乞ひを申し上げて、立ち去りて、疾く歩みながら、度々跡へ小戻りして、主上の方を振り返り見よ」と、大乳母は、
 其の言葉の通りにして、御暇乞ひを申し上げて、立ち去りて、疾く歩みながら、度々跡へ小戻りして、主上の方を振り返り見しに、郭舍
 人は、疾く言ひて、大乳母を罵りて曰はく、「これく、それなる年老いたる女子よ、何ぞ疾く行かざる、陛下には、已に御壯年なり、何ぞ
 此の上にも尚ほ汝が乳の養ひを待ちて活きたまふことあらむ、ざるを、汝は、此の上にも尚ほ何ぞ跡戻りして陛下を振り返り見る」と、
 是に於て、人主には、大乳母を憐みたまひて、之れを氣の毒に思召されて、詔を下したまひて、其の命令を差し止められて、大乳母を
 邊境の地へ徙すことなからしめられて、大乳母の事を譴言したる者を罰し咄められけり、

武帝時、齊人有東方生、名朔、以好古傳書、愛經術、多所博觀、外
 家之語、

朔初入長安、至公車上書、凡用三千奏牘、公車令兩人共持舉、

其書僅然能勝之、人主從上方讀之、止輒乙其處、讀之、二月乃
 盡、

【公車】……衛尉の屬官の公車司馬なり、司馬門に宿直して、人民より奏聞する文書、及び召し出ださる、人物を取り次ぐ役なり、
 【三千奏牘】……三千枚を綴ぢ合はせたる奏聞の簡牘なり、【僅然】……辛うじての意なり、【乙】……乙の字の形の如き讀み掛けのしる
 しを付くるなり、
 【東方朔】……最初に、長安の都へ入りて、司馬門に宿直せる、公車司馬の役人の前へ至りて、書面を差し上げしが、其の文言は、甚だ長
 くして、凡そ三千枚を綴ぢ合はせたる奏聞の簡牘を用いたれば、公車司馬の役人は、兩人の者をして、共に其の文書を持ち舉げしめ
 て、辛うじて能く之れを運ぶことを得たり、人主には、其の上の方より之を讀みたまひて、讀み止まりたまふ度毎に、其の處に乙の字の
 形の如き讀み掛けのしるしを付けたまひて、之れを讀みたまふこと二箇月にして、始めて残らず讀み切りたまひけり、

詔拜以爲郎、常在側侍中、數召至前談語、人主未嘗不說也、時
 詔賜之食於前、飯已、盡懷其餘肉、持去、衣盡汗、數賜縑帛、擔揭
 而去、徒用所賜錢帛、取少婦於長安中、好女、率取婦一歲所者、
 即棄去、更取婦、所賜錢財、盡索之於女子、人主左右諸郎、半呼
 之狂人、人主聞之、曰、令朔在事、無爲是行者、若等安能及之哉、

【縑帛】……絹地の反物なり、地の細きを縑といふ、【一歲所】……一年許といはむが如し、【索】……盡くすなり、
 【人主】……其の書面を御覽濟みの上にて、詔ありて、東方朔を拜命せしめられて、郎官とせられけり、それより、常に人主の御側に在
 りて、大内に侍き事へて、度々召されて、御前へ至りて、色々の御話しをせしに、人主には、一度も満足したまはぬことなかりけり、折り
 折り詔ありて、御前に於て、東方朔に食物を賜へば、御膳を頂戴したる跡にて、其の餘りたる肉を殘らず懐中に押し入れて、持ち去り
 て、著物は殘らず汁の爲めに汗れたれど、少しも頓著せざりけり、又度々絹地の反物を賜へば、擔ひ掲げて、出で去りて、益もなく其の
 賜はりたる金錢又は反物を用ひて、年若く妾婦を長安の中の器量よき女子の中より迎へ取りつ、大抵妾婦を迎へ取りてより、一箇年は
 かりも立てば、即座に棄て去りて、更に妾婦を迎へ取りて、其の賜はりたる金錢財物を殘らず女子に使ひ盡くしたれば、人主の左右の
 郎官達の半分程は、東方朔を氣違ひなりと呼びたるに、人主には、之れを聞こし召されて曰はく、「東方朔をして、事務に關係せしめば、

此のやうなる行ひをすることなからむ、彼れは、徒然なるが故に、氣樂なる真似をするなり、汝等の如きは、いかで能く東方朔の人物に及ぶべきと。

朔任其子爲郎、又爲侍謁者、常持節出使、朔行殿中、郎謂之曰、人皆以先生爲狂、朔曰、如朔等、所謂避世於朝廷間者也、古之人、乃避世於深山中、時坐席中、酒酣、據地歌曰、陸沈於俗、避世金馬門、宮殿中、可以避世、全身何必深山之中、蒿廬之下、金馬門者、宦署門也、門傍有銅馬、故謂之曰金馬門。

【任】……身元を保護するなり、【據地】……地に手を突くなり、【陸沈】……水なくして沈むなり、俗物の間に打ち交ることをいふ、

【蒿廬】……草庵なり、【宦署】……宦官の役所なり、
東方朔は、其の子の身元を保護して、郎官とせしが、其の子は、又侍謁者となりて、常に使者の帶據の割符符の旗を持ちて、諸方へ出で、使ひせり、或る時、東方朔殿中を通行せしに、郎官之れに物語りして曰はく、「世間の人は、皆先生を以て氣違ひなりとせり」と、東方朔の曰はく、「己等の如きは、世間にて取り沙汰せる世の累ひを朝廷の間に避くる者なり、昔の人は、世の累ひを深山の中に避けき」と、又或る時、坐席の中にて、酒の程よく廻りたる頃に、地に手を突きて歌ひて曰はく、「俗物の間に打ち交りて、世の累ひを金馬門に避く、宮殿の中は、世の累ひを避けて、此の身を全くせらるるなり、何ぞ是非とも深山の中、草庵の下に限ることならむ」と、金馬門は、宦官の役所の門なり、門の傍に銅製の馬あるが故に、之れを金馬門といふ。

時會聚宮下、博士諸先生與論議、共難之、曰、蘇秦、張儀、一當萬乘之主、而都卿相之位、澤及後世、今子大夫、修先王之術、慕聖人之義、諷誦詩書百家之言、不可勝數、著於竹帛、自以爲海內無雙、即可謂博聞辯智矣、然悉力盡忠、以事聖帝、曠日持久、積

數十年、官不過侍郎、位不過執戟、意者尙有遺行邪、其故何也、

【都】……居るなり、【竹帛】……竹簡と布帛となり、昔は紙といふものなければ、物を書くには、此の二品の中を用ゐたり、【曠日持久】……空しく月日を送るなり、【執戟】……郎官は、戟を執りて宿衛するが故に、執戟といふ、戟は、槍のやうなるものにして、兩段なり、

【遺行】……行ひの行き届かぬなり、
或る時、宮殿の下に寄り合ひて、博士諸先生は、共に議論して、共に東方朔を非難して曰はく、「戦國の世の蘇秦、張儀は、一たび遊説して、一萬輛の兵車を持てる大諸侯の君主に當たりて、其の説を採用せられて、卿相の位に居りて、其の遺澤は、後世子孫に及びたり、今、御身は、大夫の身分にて、先王の學術を修業し、聖人の道義を仰ぎ慕ひて、詩經、書經の經書を始めとし、諸子百家の言論までを口先に諷誦せること、勅定の仕切れぬ程に多くして、其の功名を竹帛の書物に著はして、自ら四海の内にて肩を並ぶる者なしと思へる程のことなれば、取り直さず博く物事を聞き知りて、辯口もあり、智慧もありと謂ふべし、さりながら、力を悉くし、忠を盡くして、聖帝に侍事へながら、空しく月日を送りて、數十年を積みたれど、官は侍郎に過ぎず、位は戟を執りて宿衛するに過ぎざるは、心得難きことなり、思ふに御身の如き大人にても、尙は行ひの行き届かぬことあるによりて、立身出世せざるにや、其の譯けは、何故なるか」と、

東方生曰、是固非子之所能備也、彼一時也、此一時也、豈可同哉、夫張儀、蘇秦之時、周室大壞、諸侯不朝、力政爭權、相禽以兵、并爲十二國、未有雌雄、得士者彊、失士者亡、故說聽行、通身處尊位、澤及後世、子孫長榮、今非然也、聖帝在上、德流天下、諸侯賓服、威振四夷、連四海之外、以爲席、安於覆盂、天下平均、合爲一家、動發舉事、猶如運之掌中、賢與不肖、何以異哉、方今以天下之大、士民之衆、竭精馳說、竝進輻湊者、不可勝數、悉力慕義、困於衣食、或失門戶、使張儀、蘇秦與僕竝生於今之世、曾不能

得掌故、安敢望常侍侍郎乎、

【備】……委しく知るなり、【實版】……徳に懐きて歸服するなり、【安於覆孟】……孟を伏せたるよりも安泰なるなり、【幅濶】……幅の濶に聚まるが如きなり、委しく解は、張儀の傳に見えたり、東方生の曰はく、「此の事は、固より御身達の能く委しく知れることにはあらぬなり、彼の張儀、蘇秦も一時なり、此の我が身も一時なり、いかで日を同じくして論ずべき、全體、張儀、蘇秦の時、周室大に破壊して、諸侯朝覲せず、銘々に政事を骨折り、權勢を争ひて、兵力をもて生け捕り合ひて、大は小を兼ね、強は弱を併はせて、魯、衛、齊、楚、宋、鄭、魏、燕、趙、中山、秦、韓の十二箇國となりて、また雄雄の決することあらずして、天下の名士を手に入れたる者は強くなり、天下の名士を取り失ひたる者は亡びしが故に、游説者の説は聽き納れられ、行ひは過達して、身は卿相の尊位に居り、遺澤は後世に及びて、子と孫とまで長く繁榮せしなり、今の時勢は、さる時勢にはあらぬなり、聖帝上に在りて、恩徳天下に流れ、諸侯徳に懐きて歸服して、威光四方の夷狄に振ひ、四海の外まで押し連ねて一席として、孟を伏せたるよりも安泰にして、傾覆すべき掛念なく、天下平均して、合ひて一家となりぬ、動發して事業を擧げ行ふことの容易きことは、さながら物を手のひらの中に運轉するが如し、此の如く太平無事なる時節には、賢者も、不肖者も、何をもち異ならむ、別に賢者の働きを要せざるべし、方今、天下の廣大なる、士民の衆多なるをもて、精力を盡くし、言説を馳せて、並び進みて、東西南北より京師を目掛けて、車の輻の轂に聚まるが如くに寄り合ふ者、勘定の仕切れぬ程に澤山なれば、精力を盡くし、道義を慕ひて、言行を磨き立て、立身出世の途を得ずして、或は衣食に困窮し、或は法網に罹かりて、門戸を失ひ、家名を潰す者あり、若し張儀、蘇秦と僕とをして、今の世に並び生まれしめば、張儀、蘇秦は、曾て掌故の小官をたに手に入る、こと能はざらむ、いかで押し切りて僕が如き常侍侍郎の大官を所望せらるべき、

傳曰、天下無害、雖有聖人、無所施其才、上下和同、雖有賢者、無所立功、故曰、時異則事異、雖然、安可以不務修身乎、詩曰、鼓鐘于宮、聲聞于外、鶴鳴于天、苟能修身、何患不榮、太公躬行仁義、七十二年、逢文王、得行其說、封於齊、七百歲而不絕、此士之所以日夜孜孜、修學行道、不敢止也、今世之處士、時雖不用、岷然獨立、塊然獨處、上觀許由、下察接輿、策同范蠡、忠

合子胥、天下和平、與義相扶、寡偶少徒、固有常也、子何疑於余哉、於是諸先生默然無以應也、

【詩】……上の二句は、詩經の小雅の部の白華の篇なり、下の二句は、詩經の小雅の部の鶴鳴の篇なり、（九臯）……深き澤なり、九は、九天、九地などの九の如し、（孜孜）……勤勉するさまなり、（岷然）……山の如くに起き上がるさまなり、（塊然）……土塊の如くに固まるさまなり、（與義相扶）……百官の義に依りて扶け合ひて政事を執るなり、（寡偶少徒）……賢人の用おられずして仲間外れになるなり、（固有常也）……固其常也といはむが如し、固より其の身の常數なるなり、漢書には、固其宜也に作れり、古の傳書に曰はく、「天下に災害なきときは、聖人ありといへども、其の才能を施しやうなし、上下の和同するときは、賢者ありといへども、其の手柄を立てやうなし」と、それ故に、又曰はく、「時節異なれば、仕事も亦異なり」と、然りといへども、いかで世に用おられざる故をもて、務めて其の身を修めざるべき、詩經に曰はく、「鐘を宮中に打ち鳴らせば、其の聲宮外に聞こゆ」と、又曰はく、「鶴九臯の深き澤に鳴けば、其の聲天上に聞こゆ」と、是れ其の内に實あれば其の名外に顯はるゝことの譬へなり、此の譯ければ、假り初めにも、能く身を修めば、何ぞ繁榮せざることを心配すべき、太公望呂尚は、自身に仁義を行ふこと七十二年にして、始めて周の文王に逢ひて、其の説を行ふことを得て、齊の國に封せられて、七百年の後までも、連綿として絶えざりき、此れ士たる者の日夜孜孜として勤勉して、學を修め、道を行ひて、決して中止せぬ譯けなり、今の世の仕へずして家に居る士は、時によりては用おられずといへども、岷然として、山の如くに起き上がりて、獨り立ち、塊然として、土塊の如くに固まりて、獨り居て、上は帝堯の時の隱者の許由の行ひを觀察し、下は楚の國の隱者の接輿の行ひを觀察し、計策は范蠡の湖に浮かびしに同じくし、忠義は伍子胥の吳王に盡くし、に合へり、天下和平にして、百官義に依りて、扶け合ひて、政事を執れば、賢人は、用おられずして、仲間外れになりて、固より其の身の常數なれば、少しも恨むべきことなし、御身達は、何とて余の侍郎執戟に過ぎざることを疑ふに及ばむ」と、以上、東方朔の言葉なり、是に於て、諸先生は、默然として、閉口して、應答することなかりけり、

建章宮後閣重櫺、中有物出焉、其狀似麋、以聞武帝、帝往臨視之、問左右羣臣、習事通經術者、莫能知、詔東方朔、朔視之、朔曰、臣知之、願賜美酒梁飯、大飧、臣乃言、詔曰、可、已飧、又曰、某所有公田、魚池蒲葦數頃、陛下以賜臣、臣朔乃言、詔曰、可、於是朔乃肯

言曰所謂騶牙者也、遠方當來歸義、而騶牙先見其齒前後若一、齊等無牙、故謂之騶牙、其後一歲所匈奴混邪王果將十萬衆來降漢、乃復賜東方生錢財甚多。

【後附】……御殿のうしろの小門なり、「重櫛」……二重の駒寄せなり、「梁飯」……上米の飯なり、「頃」……百畝なり、「騶牙」……騶は並ぶなり、九枚の牙の一行に並びたるを、騶牙といふ。

【建章宮のうしろの小門の二重の駒寄せの中に、常に見慣れぬ物ありて、出現して、其の形状大鹿に似たりければ、其の趣きを奏聞せり、孝武帝其の場所へ御出でになりて、之れを見分したまひて、左右の人々及び羣臣の中に、事に慣れて、六經の學術に通達したる者に其の物の名を尋ねたまひしに、能く知れる者なかりしかば、東方朔に詔ありて、之れを見分したまひしに、東方朔の曰はく、「臣は此の物の名を知れり、願はくは結構なる御酒と上米の御飯とを下されて臣に満腹せしめたまはむことを、然る上にて、臣は其の名を申し上げむ」と、詔ありて曰はく、「宜し」と、東方朔は、已に満腹したる後に、又曰はく、「某所に在る公儀の田地、魚の居る池、及び蒲葦の茂れる水澤、數百畝を陛下に臣に下されよ、然る上にて、臣は其の名を申し上げむ」と、詔ありて曰はく、「宜し」と、是に於て、東方朔は、申し上げることを承知して曰はく、「此の物は、世に取り沙汰せる騶牙といふ者なり、遠方の國より來りて、漢の恩義に歸服する者あるべし、其の前表として、騶牙は、先づ出現せるなり、其の齒は、前より奥まで一枚の如く齊等に並びて、別に際立ちたる牙なきが故に、之れを騶牙と謂へり」と、其の後、一箇年ばかり立ちて、匈奴の混邪王は、果たして東方朔の豫言の如く、十萬人の衆を引きて來りて漢に降りたれば、主上には、重ねて東方生に金錢財物を下さる、こと甚だ多かりけり。

至老朔且死時、諫曰、詩云、營營青蠅、止于蕃、愷悌君子、無信讒言、讒言罔極、交亂四國、願陛下遠巧佞、退讒言、帝曰、今願東方朔多善言、怪之、居無幾、何朔果病死。

【詩】……詩經の小雅の部の青蠅の篇なり、「營營」……飛び廻るさまなり、「蕃」……藩に同じ、垣根なり、「愷悌」……楽しく安らげきなり、「君子」……身柄の高き人をいふ、「願」……反りてなり。

【老年に至りて、東方朔は、程なく死なむとする時に、主上を諫めて曰はく、「詩經に見えたる、周の幽王の小人の讒言を信用せられたりて、大夫を退けられたるによりて、大夫の作りたる詩に曰はく、「營營として飛び廻る青蠅は、今垣根の外に止まれり、青蠅は、物にたかりて、害をする者なれば、垣根の内へ入れぬやうにしたきものなり、小人の讒言は、此の青蠅の仕業に似たれば、楽しく安らげき高貴

なる御方は、讒言を信用したまふことなかれ、讒言の害は際限なく、彼方此方へ手を廻して、四方の國々までを極き亂すものなり」と、詩經の言葉は、此の如くなれば、願はくは陛下の上手に物を言ひ廻す小人を遠ざけたまひ、讒言を退けたまはむことを」と、帝には、之れを聞き召されて曰はく、「東方朔の言葉は、いづれ放蕩誣謔なるに、今は反りて身の爲めになる善言多し」と、斯く仰せられて、様子の變はりたることを怪みたまひしに、其の後、聞もなく、東方朔は、果たして病死せり。

傳曰、鳥之將死、其鳴也哀、人之將死、其言也善、此之謂也。

【傳】……論語の泰伯の篇なり、古傳即ち論語の泰伯の篇に見えたる孔子の弟子の曾子の大病になりたる時の言葉に曰はく、「鳥の死なむとするときには、其の鳴く聲の哀しきものなり、人の死なむとするときには、其の言ふ言葉の善きものなり」と、此の言葉は、東方朔の上などに謂ふべし。

武帝時、大將軍衛青者、衛后兄也、封爲長平侯、從軍擊匈奴、至於吾水上而還、斬首捕虜有功、來歸、詔賜金千斤。

【孝武帝の御治世に、大將軍の衛青は、衛皇后の兄にして、封せられて長平侯となりぬ、或る年、軍役に從事して、匈奴を撃ちて、匈奴の吾水といふ水の近所まで至りて、立ち戻りしが、切っ首生け捕りの數多くして、手柄ありて、歸り來りたれば、詔ありて、金千斤の御褒美を下されたり。

將軍出宮門、齊人東郭先生以方士待詔公車、當道遮衛將軍、車拜謁曰、願白事將軍、止車前、東郭先生旁車言曰、王夫人新得幸於上、家貧、今將軍得金千斤、誠以其半賜王夫人之親、人主聞之、必喜、此所謂奇策便計也、衛將軍謝之曰、先生幸告之、以便計、請奉教。

【東郭先生】……齊乗のことなり、事は、衛將軍の儀に見えたり、「方士」……仙人の方術に通ずる士なり、衛將軍之れを拜受して、宮門を出づるとき、齊の國の人に、東郭先生と呼ばれたる、齊乗といふ者、仙人の方術に通じたる士なり。

といふ塵をもて、公車司馬の役人の宿直せる司馬門に見習ひ役を勤めて、身分の御沙汰を待ちたるが、往來筋に突き立ちて、衛將軍の馬車を喰ひ止めて、名札を差し出して、拜禮して曰はく、「願はくは事を申さむことを」と、衛將軍馬車を止めて、東郭先生を前へ進めたるに、東郭先生車の横手より申し出で、曰はく、「王夫人新たに主上に寵幸せらるゝことを得たれども、其の家貧乏なり、今、將軍は、金千斤の御褒美を得られたりとのことなるが、誠に其の半分をもて王夫人の母親に賜はゞ、人主其の事を聞きたまはゞ、屹度喜びたまふならむ、此れ世間にて取り沙汰せる奇妙なる策略、便利なる術計といふものにして、王夫人の一家の爲めにも、將軍の爲めにも宜しからむ」と、衛將軍其の忠告に對して、謝禮して曰はく、「先生幸に己れに便利なる術計を告げられたり、其の教訓を奉じ行はむことを請ふ」と。

於是衛將軍乃以五百金爲王夫人之親壽、王夫人以聞武帝、帝曰大將軍不知爲此問之安所受計策、對曰受之待詔者東郭先生、詔召東郭先生、拜以爲郡都尉。

是に於て、衛將軍は、五百金の進物をして、王夫人の母親に親杯を差し、身祝ひをせしかば、王夫人其の趣きを孝武帝に奏聞せしに、帝には、仰せられて曰はく、「大將軍は、此のやうなる事をすることを知らざらむ」と、衛將軍を召されて、其の事を尋ねたまひて曰はく、「何方の者よりさる計策を受けたる」と、衛將軍對へて曰はく、「之れを身分の御沙汰を待てる東郭先生より受けたり」と、主上には、御感ありて、詔を下したまひて、東郭先生を召し出だされて、東海郡の都尉を拜命せしめられけり。

東郭先生久待詔公車、貧困饑寒、衣敝履不完、行雪中履有上無下、足盡踐地、道中人笑之、東郭先生應之曰、誰能履行雪中、令人視之、其上履也、其履下處、乃似人足者乎、及其拜爲二千石、佩青綬、出宮門、行謝主人。

東郭先生は、久しき間、公車司馬の宿直せる司馬門に見習ひ役を勤めて、身分の御沙汰を待ちて、貧困して、饑寒に迫りて、著物は破れ、履は満足ならずして、雪の中を往々に、其の履は、上の方だけありて、下の方はなく、其の足は、殘らず地面を踐きたれば、往來中の

人これを見て笑ひしに、東郭先生其の笑ひたる者に應答して曰はく、「誰れか能く履を穿ちて雪の中を行くに、人をして之れに目を付かせたる、其の履の上の處は、履なれど、其の下の處は、履にはあらず、人の足に似寄りたる者か」と、其の拜命して、二千石取りとなるに及びて、青き綬の付きたる官印を佩びて、宮門を出で、往來中にて笑ひたる人の家へ往きて、其の主人に「前方に笑はれしが、今はかやうになりたり」と、禮を述べけり。

故所以同官待詔者等、比祖道於都門外、榮華道路、立名當世、此所謂衣褐懷寶者也、當其貧困時、人莫省視、至其貴也、乃爭附之、諺曰、相馬失之瘦、相士失之貧、其此之謂邪。

東郭先生の東海郡の都尉となりて任所へ赴くとき、以前の同役にて身分の御沙汰を待ちたる者共の、都門の外にて、道中の神を祭りて、其の旅立ちを見送りたる頃には、東郭先生は、道路の人々に其の榮華を羨まれて、名を當世に顯はしけり、此れ世間にて取り沙汰せる賤しき者の著る毛織りの布子を著て、其の懷中には寶物を所持せる者にして、東郭先生の著物は破れ、履は満足ならずし時に、後日に立身出世すべき無形の寶はありしなり、さりながら、其の貧困なる時に當たりては、何人も之れに目を掛くる者なく、其の貴顯なるに至りては、我れ後れじと、先を争ひて、之れに附きけり、されば、世俗の言ひ習はしに曰はく、「馬を見立つる者は、其の瘦せたるを見て、驚馬なりとして見損じ、人を見立つる者は、其の貧しきを見て、愚人なりとして見損ず」と、此の言葉は、東郭先生の上などを謂へるか。

王夫人病甚、人主至自往問之、曰、子當爲王、欲安所置之、對曰、願居洛陽、人主曰、不可、洛陽有武庫、敖倉、當關口、天下咽喉、自先帝以來、傳不爲置王、然關東國莫大於齊、可以爲齊王、王夫人以手擊頭、呼幸甚、王夫人死、號曰齊王、太后薨。

王夫人の病氣甚だ危篤なりしとき、人主には、御自身に御出でになりて、之れを見舞ひたまふまでに、御手厚くなりて、さて、仰せられて曰はく、「汝が生きたる我が子は、最早國王となるべき筈なり、何方の土地に之れを置きたく思へるか」と、王夫人對へて曰はく、

「願はくは洛陽に住居せしむことを」と、人主の曰はく、「是をば、宜しからず、洛陽には、武庫あり、放倉ありて、關門の口に當たりて、天下の咽喉なれば、先帝より以來、言ひ傳へられて、王を置くことをせざれば、洛陽には置き難し、さりながら、關東の諸國の中には、齊より大なる者なければ、彼れをもて齊王とすべし」と、王夫人大に喜びて、手をもて自ら頭を撃ちて、幸なること甚しと呼びたり、其の後聞もなく、王夫人死去せしかば、號して齊王の太后焉といへり、

昔者齊王使淳于髡獻鵠於楚、出邑門、道飛其鵠、徒揭空籠、造詐成辭、往見楚王、曰、齊王使臣來獻鵠、過於水上、不忍鵠之渴、出而飲之、去我飛亡、吾欲刺腹絞頸而死、恐人之議吾王、以鳥獸之故、令士自傷殺也、鵠毛物多相類者、吾欲買而代之、是不信而欺吾王也、欲赴佗國奔亡、痛吾兩主使不通、故來服過叩頭、受罪大王、楚王曰、善、齊王有信士、若此哉、厚賜之、財倍鵠在也、

此の節は、前の淳于髡の傳に入るべきを、誤まりて此に入れたるものなれば、其の積りにて見るべし、昔し齊王淳于髡をして、鵠の鳥を楚王に獻せしめしに、淳于髡は、都邑の門を出で、道にて其の鵠を飛び去らしめて、徒に空籠を掲げて、詐り言葉を送り設けて、楚の國へ往きて、楚王に謁見して曰はく、「齊王は、臣をして、來りて鵠を獻せしめしに、水の上を通り過るるとき、鵠の渴して苦むを見るに忍び兼ねたれば、籠より出だして、之れに水を飲ませたるに、我が手を去りて、飛び失せぬ、吾れは、御諾びの仕方なければ、腹を刺し首を締めて死なむと思ひたれど、人々の吾が齊王は鳥獸の故をもて士をして自ら傷殺せしめたりと論議せむことを氣遣へり、さらばとて、鵠は羽毛の鳥類にして、似寄りたる者多ければ、吾れは、別に買ひ求めて、逃けたる者に取り代へて、進上せむと思ひたれど、是れ信實ならずして、吾が齊王を欺くなり、さらばとて、吾れは、他國へ出奔せむと思ひたれど、それにては、吾が兩國の君主の使命の通ぜざらむことを痛心せり、此の譯けなれば、臣は、來りて身の過まの罪に服して、頭を地上に打ち當て、罪を大王に受けむと覺悟せり」と、楚王之れを聞きて曰はく、「至極尤なり、齊王に信實の士あること此の如くなるは、さて羨ましきことよ」と、斯く感心して、淳于髡に手厚く物を賜ひしが、其の財物は、鵠の存在せる場合ひにも倍する程に多かりけり、

武帝時、徵北海太守詣行在所、有文學卒史王先生者、自請與太守俱、吾有益於君、君許之、諸府掾功曹白云、王先生嗜酒、多言少實、恐不可與俱、太守曰、先生意欲行、不可逆、遂與俱行、至宮下、待詔宮府門、

【行在所】……天子の御旅所なり、【諸府掾功曹】……太守の役所の下役共なり、
【註】 孝武帝の御治世に、北海郡の太守を召されて、行幸先の御旅所に出頭せしめられしに、郡の文學の卒史の王先生といふ者ありて、自ら太守と同行せむことを請ひて曰はく、「吾れは貴君に利益あらむ、貴君は吾れを召し連る、ことを許されよ」と、太守の役所の下役共之れを聞きて、申し立て、云はく、「王先生は、酒を嗜み好みて、言葉多くして、信實少なければ、同伴せられぬ人物ならむと掛念せらるゝなり」と、太守の曰はく、「先生の意中同伴したしと思ひたれば、其の意には逆らはれぬなり」と、遂に同伴して、行幸先の宮殿の下へ至りて、宮府の御門に御沙汰を待ちて扣へたり、

王先生徒懷錢沽酒、與衛卒僕射飲、日醉不視其太守、太守入跪拜、王先生謂戶郎曰、幸爲我呼吾君、至門內遙語、戶郎爲呼太守、太守來、望見王先生、曰、天子即問君何以治北海、令無盜賊、君對曰、何哉、對曰、選擇賢材、各任之以其能、賞異等、罰不肖、王先生曰、對如是、是自譽自伐、功不可也、願君對言、非臣之力、盡陛下神靈威武所變化也、太守曰、諾、

其の時、王先生は、益もなく錢を懐中に入れて、市中へ往きて、酒を買ひ來りて、宮殿の衛卒僕射など、飲み合ひて、日毎に酔ひて、其の太守には目を掛けざりしに、或る日、太守は、大内へ入りて、兩膝を地に付けて、拜禮を行はむとせしかば、王先生は、御門を守る戸

郡の者に物語りして曰はく、幸に我が爲めに、吾が君の太守を呼びて、御門の内まで出で来りて、遙かに御門の外なる我れと語りしめよと、戸郎之れを承知して、王先生の爲めに、太守を呼びたれば、太守は出で来りて、遠方より王先生を望み見たるに、王先生の曰はく、天子若し貴君に如何なる仕方をもて北海郡を治めて盜賊なからしめたると尋ねたまはば、貴君は何と對へられむ積もりなるぞと、太守の曰はく、我れは、對へて賢材の人物を選擇して、各々之れに其の働きの長所を委任し、異等奇特の者を賞し、不肖愚昧の者を罰して、北海郡を治めて、盜賊なからしめたりと、言上せむ積もりなりと、王先生の曰はく、對ふること此の如くならば、是れ自ら譽めて、自ら手柄に誇ることとなりて、宜しからぬなり、願はくは貴君の對へて、北海郡の治まりて盜賊なきは、臣が力にあらず、陛下の神靈威武にて風俗を變化せしに由るなりと、言上せられむことをと、太守の曰はく、委細承知せり」と、

召入、至于殿下、有詔問之曰、何以治北海、令盜賊不起、叩頭對言、非臣之力、盡陛下神靈威武之所變化也、武帝大笑曰、於呼、安得長者之語、而稱之、安所受之、對曰、受之文學、卒史、帝曰、今安在、對曰、在宮府門外、有詔召拜王先生爲水衡丞、以北海太守爲水衡都尉、

程なく、主上には、太守を召し入れて、宮殿の下に至らしめたまひて、詔ありて、之れに尋ねたまひて曰はく、汝は、如何なる仕方をもて北海郡を治めて、盜賊をして起らざらしめたる」と、太守は、頭を地上に打ち當て、對へて言はく、北海郡の治まりて、盜賊の起らぬは、臣が力にあらず、陛下の神靈威武にて風俗を變化せしに由るなり」と、孝武帝大に笑ひたまひて曰はく、あ、さて如何にしてさる寛大の長者の言語を發することを得たる、何方の者よりさる教へを受けたる」と、太守對へて曰はく、之れを文學の卒史より受けたりと、帝の曰はく、其の者は、今何方に在る」と、太守對へて曰はく、宮府の御門の外に在り」と、詔ありて、王先生を召し出だされて、水衡の丞を拜命せしめられ、北海郡の太守をもて、水衡の都尉とせられけり、

傳曰、美言可以市、尊行可以加、人君子相送、以言、小人相送、以財、

古傳に曰はく、善美なる言葉は、仕舞ひ置かず、人に賣りて、人に利益を興ふべし、尊貴なる行ひは、獨り行ふのみならず、人に加

へて、人にも之れを行はすべし、君子とて、徳ある人は、言葉をもて送り合ひ、小人とて、徳なき者は、貨財をもて送り合ふなり」と、王先生の如きは、善美なる言葉を賣りて、人に利益を興へたる君子の人なり、

魏文侯時、西門豹爲鄴令、豹往到鄴、會長老、問之民所疾苦、長老曰、苦爲河伯娶婦、以故貧、豹問其故、對曰、鄴三老、挾常歲賦斂百姓、收取其錢、得數百萬、用其二三十萬、爲河伯娶婦、與祝巫共分其餘錢、持歸、當其時、巫行視人家、女好者、云是當爲河伯婦、卽娉取、洗沐之、爲治新繒綺縠衣、閒居齋戒、爲治齋宮、河上、張緹絳帷、女居其中、爲具牛酒飯食、行十餘日、共粉飾之、如嫁女、牀席、令女居其上、浮之河中、始浮、行數十里、乃沒、其人家有好女者、恐大巫祝爲河伯取之、以故多持女、遠逃亡、以故城中益空無人、又困貧、所從來久遠矣、民人俗語曰、卽不爲河伯娶婦、水來漂沒溺其人民云、

【河伯】……河水の神なり、【三老】……郷毎に一人づゝありて、教化を掌る者なり、天地人の事を知るが故に、三老といふ、【緹縵】……縣廳の屬官なり、【祝巫】……神の祈りをする女なり、【娉取】……娉は、聘に同じ、取は、娶るなり、婚姻の禮物を渡して迎へ取るなり、【洗沐】……洗は、足を洗ふなり、沐は、髪を洗ふなり、【治新繒綺縠衣】……新しき絹物の衣類を仕立つるなり、【閒居】……一閑の中に閉ぢ籠もるなり、【緹縵帷】……緹色の帷帳なり、【粉飾】……おしろいを塗りて、飾り立つるなり、魏の文侯の時に、西門豹といふ者、鄴縣の令となり、西門豹往きて鄴縣へ到着して、土地の長老を呼び集めて、之れに人民の疾苦を問はせ、事柄を尋ねしに、長老の曰はく、此の土地にては、河水の神の河伯の爲めに嫁を取ることを苦めり、其の譯けをもて、人民は

貧困せり」と、西門豹之れを聞きて、其の譯けを尋ねしに、對へて曰はく、「鄆縣の郷里に置かれたる三老、及び縣廳の屬官は、常に歲毎に百姓に賦税を割り付けて、其の錢を取り立て、數百萬錢を手に入れて、其の中の二十萬錢を用いて、河伯の爲めに、嫁を取りて、神の祈りをする女の祝巫と共に、其の餘りたる錢を配分して、持ち歸るなり、其の時に當たりて、祝巫は、村里を巡行して、人家の娘の容貌の好き者を見立て、云はく、「是れは河伯の嫁とするに適當なり」と、斯く言ひて、即座に婚姻の禮物を渡して、迎へ取りて、其の娘の足を洗ひ、頭を洗ひて、之れが爲めに、新しき絹物の衣類を仕立て、着用せしめ、一間の中に閉ぢ籠もらせ、物忌みをせしめ、之れが爲めに、物忌みの宮を河水の川端に普請し、棹色の帷帳を張り廻して、其の娘を其の中に居らしめ、之れが爲めに、牛酒飯食を用意して、之れを營み行ふこと、十日餘りの後に、共に手傳ひて、其の娘におしほいを塗りて、飾り立て、世間の人の娘を嫁に遣るときは、其の娘の如きものを拵へて、其の娘を其の上に居らしめて、其の牀席の儘、之れを河水の中に浮かぶるに、始めて浮かび出で、より、流れ行くこと數十里にして、其の娘は、水に沈没するなり、されば、村里の人家に容貌の好き娘ある者は、大巫祝の河伯の爲めに之れを迎へ取りむことを氣遣ひて、此の譯けをもて、多く娘を引き連れて、遠方へ逃亡せり、此の譯けをもて、鄆縣の城中は、益々空虚になりて、人の住む者なく、又貧困せり、此の事の由りて來れることは、久遠にして、近年のことにあらず、人民の俗語に曰はく、「若し河伯の爲めに嫁を取らざらむには、大水出で來りて、人家を漂没し、其の人民を溺死せしむる崇りあらむ」と、斯く云ひ傳へて、恐ろしき事に思ひたり」と。

西門豹曰、至爲河伯娶婦時、願三老巫祝父老、送女河上、幸來告語之、吾亦往送女、皆曰諾。

西門豹之れを聞きて曰はく、「さうば、河伯の爲めに嫁を取る時に至らば、願はくは三老、巫祝、及び村里の父老の娘を河水の川端に見送るときに、幸に來りて其の趣きを告げ知らせむことを、吾れも、亦往きて其の娘を見送らむ」と、皆曰はく、「委細承知せり」と、至其時、西門豹往會之河上、三老、官屬、豪長者、里父老皆會、以人民往觀之者三二千人、其巫、老女子也、已年七十、從弟子、女千人、所皆衣繒單衣、立大巫後。

西門豹曰、呼河伯婦來、視其好醜、即將女出帷中、來至前、豹視之、顧謂三老巫祝父老曰、是女子不好、煩大巫嫗爲入報河伯、得更求好女、後日送之、即使吏卒共抱大巫嫗、投之河中。

西門豹は、此の有様を見渡して曰はく、「河伯の嫁になるべき者を呼び來れ、吾れ其の女子の容貌の醜美を見分せむ」と、關係の者即座に其の娘を引き連れて、帷帳の中より出だし來りて、西門豹の前へ至りしに、西門豹は、之れを見分して、顧みて三老、巫祝、及び村里の父老に物語りして曰はく、「是の女子は、容貌好からずして、河伯の嫁には釣り合はざれば、大儀ながら、大巫祝の老嫗を煩はさむ、之れが爲めに、河水の中に入りて、河伯に逢ひて、今日の女子は、容貌好からば、更に容貌好き女子を捜し求めて、後日に之れを送らむ」と報告せよ」と、即座に官吏兵卒をして、共に大巫祝の老嫗を抱きて、之れを河水の中に投げ込ませたり。

有頃、曰、巫嫗何久也、弟子趣之、復以弟子一人投河中、有頃、曰、弟子何久也、復使一人趣之、復投一弟子河中、凡投三弟子、西門豹曰、巫嫗弟子是女子也、不能白事、煩三老爲入白之、復投三老河中、西門豹簪筆、磬折、嚮河立待良久、長老吏傍觀者皆驚恐。

西門豹は、此の有様を見渡して曰はく、「河伯の嫁になるべき者を呼び來れ、吾れ其の女子の容貌の醜美を見分せむ」と、關係の者即座に其の娘を引き連れて、帷帳の中より出だし來りて、西門豹の前へ至りしに、西門豹は、之れを見分して、顧みて三老、巫祝、及び村里の父老に物語りして曰はく、「是の女子は、容貌好からずして、河伯の嫁には釣り合はざれば、大儀ながら、大巫祝の老嫗を煩はさむ、之れが爲めに、河水の中に入りて、河伯に逢ひて、今日の女子は、容貌好からば、更に容貌好き女子を捜し求めて、後日に之れを送らむ」と報告せよ」と、即座に官吏兵卒をして、共に大巫祝の老嫗を抱きて、之れを河水の中に投げ込ませたり。

西門豹は、此の有様を見渡して曰はく、「河伯の嫁になるべき者を呼び來れ、吾れ其の女子の容貌の醜美を見分せむ」と、關係の者即座に其の娘を引き連れて、帷帳の中より出だし來りて、西門豹の前へ至りしに、西門豹は、之れを見分して、顧みて三老、巫祝、及び村里の父老に物語りして曰はく、「是の女子は、容貌好からずして、河伯の嫁には釣り合はざれば、大儀ながら、大巫祝の老嫗を煩はさむ、之れが爲めに、河水の中に入りて、河伯に逢ひて、今日の女子は、容貌好からば、更に容貌好き女子を捜し求めて、後日に之れを送らむ」と報告せよ」と、即座に官吏兵卒をして、共に大巫祝の老嫗を抱きて、之れを河水の中に投げ込ませたり。

里の長老、縣廳の役人、其の他、傍にて見物せる者、皆驚き恐れたり。

西門豹顧曰、巫嫗、三老不來還、柰之何、欲復使廷掾與豪長者一人入趣之、皆叩頭、叩頭且破額、血流地、色如死灰、西門豹曰、諾、且畱待之、須臾、須臾、豹曰、廷掾起矣、狀河伯畱客之久、若皆罷去歸矣、鄴吏民大驚恐、從是以後、不敢復言爲河伯娶婦。

【死灰】……冷たる灰なり、【狀】……具狀するなり、

さて、西門豹は、人々を顧みて曰はく、「大巫祝の老嫗も、三老も、立ち戻らねば、如何様にせば宜しからむ」と、重ねて縣廳の屬官と土地の親分株一人とをして、河水の中に入りて、之れを催促せしめむと思ひたり、是に於て、一同に皆頭を地上に打ち當て、恐れ入り、頭を地上に打ち當てたるが上に、額まで打ち破りて、鮮血地上に流れ出で、而色冷たる灰の如くになりて、平に容赦を乞ひたれば、西門豹の曰はく、「委細承知せり、兎にも角にも、差し控へて、之れを待つこと暫くせむ、其の中には、何とか機子も分かるならむ」と、さして暫く立ちて、西門豹の曰はく、「縣廳の屬官、起立せよ、河伯の客を引き留むること久しきことを具狀せよ、然る上にて、汝等は皆退出して歸宅せよ」と、鄴縣の官吏も人民も、大に驚き恐れて、是れより以後は、押し切りて重ねて河伯の爲めに嫁を取ることを言はずなり。

西門豹即發民鑿十二渠、引河水灌民田、田皆溉、當其時、民治渠少煩苦、不欲也、豹曰、民可以樂成、不可與慮始、今父老子弟雖患苦我、然百歲後期、令父老子孫思我言。

西門豹は、此の如くにして、縣下の惡弊を除きたる上にて、即座に人民を徵發して、十二箇所の溝渠を開鑿して、河水を引きて、人民の田地に灌漑せしかば、田地は皆十分の灌漑を得て、用水の缺乏することなかりけり、此の時に當たりて、人民は、溝渠を修治するに、少しばかり煩勞辛苦すれば、其の度毎に、工事を欲し望まざりければ、西門豹の曰はく、「人民は、事の成就せる上にては、喜ぶ樂まるものなれど、之れと共に事の始めを相談せられぬものなり、今、村里の父老子弟は、我が目論見を難澁なりと思へども、然れども、百歳の遠き後に、父老の子孫をして、我が此の言葉を思ひ當たらしめむことを目當てとするなり」と。

至今皆得水利、民人以給足富、十二渠經絕馳道、到漢之立、而長吏以爲十二渠橋絕、馳道相比近、不可欲合渠水、且至馳道、合三渠爲一橋、鄴民人父老不肯聽長吏、以爲西門君所爲也、賢君之法式、不可更也、長吏終聽置之。

果たして西門豹の言葉の如く、今日に至るまで、鄴縣の土地は、皆用水の便利を得て、人民は、其の御蔭にて、家ごと給し、人ごと足りて、富み榮えたり、此の十二箇所の溝渠は、天子の御通路を經過して、其の道筋を絶ち切りたれば、漢の興り立つに至りて、土地の長吏は、十二箇所の溝渠の橋は、天子の御通路を絶ち切りて、橋と並び近づくたれば、宜しからずと思ひて、溝渠の水を一つに合はせて、天子の御通路に至りて、三つの溝渠を合はせて、一つの橋を拵へむと思ひしに、鄴縣の人民父老は、長吏の指揮を聞き納るること承知せずして、此の溝渠は、西門君の拵へたるものにして、賢君の法式なれば、變更せられぬなりと思ひたれば、長吏も、終に人民父老の情願を聞き納れて、之れを其の儘に据置きけり。

故西門豹爲鄴令、名聞天下、澤流後世、無絕已時、幾可謂非賢大夫哉、傳曰、子產治鄭、民不能欺、子賤治單父、民不忍欺、西門豹治鄴、民不敢欺、三子之才能、誰最賢哉、辯治者當能別之。

【子賤】……孔子の弟子の宓不齊、字は子賤なり、
されば、西門豹は、鄴縣の令となりて、名譽は天下に顯はれ聞こえ、徳澤は後世に流れ布きて、絶え止む時なし、幾ど賢大夫にあらずと謂ふべしや、此の人にして、賢大夫ならずば、世に賢大夫ならむ、古傳に曰はく、「子産鄭の國を治めて、人民之れを欺くこと能はざりき、孔子の弟子の子賤魯の國の單父といふ邑を治めて、人民之れを欺き兼ねき、西門豹鄴縣を治めて、人民押し切りて欺かざりき」と、此の三子の才能は、誰れか最も賢明なるべき、治道を論辯する者は、能く之れを分別すべき筈なり」と、
董份の曰はく、「諸先生の序事、毎に太史公を學びて、恣肆ならむと欲して、法なし、故に多く之れを繁瑣に失せり、而れども、此の西門豹の巫嫗等を授けし事を序せるは、一時見るべし、蓋し舊文ならむ」と。

日者列傳第六十七

自古受命而王者之興何嘗不以卜筮決於天命哉其於周尤甚及秦可見代王之入任於卜者太卜之起由漢興而有

【卜筮】……トは龜の甲を燒きて其の割れ目を見て吉凶を占ふなり、筮は、著（めどき）を數へ、卦を立て、卦の表にて吉凶を占ふなり、【代王】……代王の恆なり、即ち孝文帝なり、昔より天子は天命を受けて天下に王となりたるなり、王者の興るときは、何ぞ嘗て卜筮をもて天命の歸する所を決定せざらむ、屹度卜筮をもて之れを決定したるなり、其の卜筮は、周の世に於て、尤甚しく行はれたり、秦に及びても、卜筮を用ゐたることを見るべし、呂氏の亂後に、代王の恆の長安の都へ入りたまひし時、卜者に任せて、其の吉凶を占はせたまへり、太卜の官の起こりは、漢の興るに由りて設けられたる者なり、

司馬季主者楚人也ト於長安東市宋忠爲中大夫賈誼爲博士同日俱出洗沐相從論議誦易先王聖人之道術究徧人情相視而歎賈誼曰吾聞古之聖人不居朝廷必在下醫之中今吾已見三公九卿朝士大夫皆可知矣試之卜數中以觀采二人即同輿而之市游於卜肆中天新雨道少人司馬季主閒坐弟子三四人侍方辯天地之道日月之運陰陽吉凶之本二大夫再拜謁司馬季主視其狀貌如類有知者即禮之使弟子延之坐

【洗沐】……洗は、足を洗ふなり、沐は、髪を洗ふなり、【三公】……丞相、大尉、御史大夫なり、【九卿】……太常、光祿、太僕、衛尉、廷尉、鴻臚、宗正、司農、少府なり、【卜數】……數理を推して卜筮する者なり、【觀采】……風采を觀察するなり、【卜肆】……ト筮者の見世なり、【閑坐】……手透きにて居るなり、

【司馬季主】……楚の國の人なり、長安の都の東の市中にて、卜筮を業とせり、折りから、宋忠は、中大夫となり、賈誼は、博士となりけるが、五日目の休暇日に、同日に俱に出で、足を洗ひ、髪を洗ひて、寄り合ひて論議し、易經に在る先王聖人の道術を誦論し、世の中の人情を徧く推し究めて、互に顔を見合はせて、歎息せり、さて、賈誼の曰はく、「吾れの兼ねく、聞き及びたるには、昔の聖人は、朝廷に居て、天下の政事を執らざれば、屹度卜筮者か醫者の中に隱居せりとなり、今、吾れ已に三公、九卿、及び朝廷の士大夫を見たるに、皆取るに足らざる者なり」と分かりたれば、聖賢の人物を數理を推して卜筮する者の中に問ひ試みて、其の風采を觀察せむ」と、斯くて、宋忠、賈誼の二人は、即座に馬車を同じくして、市中へ往きて、卜筮者の見世を張りたる中に遊びたり、折りから、天は新たに雨降りて、道路に人通り少なく、司馬季主は、手透きにて居り、三四人の弟子は、其の側に侍坐して、天地の道、日月の運行する理、陰陽の吉凶の本源を辯論する最中なりければ、二人の大夫は、再拜して、名札を差し出して、司馬季主は、二人の様子を能く視るに、知識ある者に似寄りたれば、即座に之れを禮遇して、弟子をして、之れを案内せしめて、著坐せしめたり、

楊慎の曰はく、天新雨、道少人の六字、甚だ趣きありと、○余有丁の曰はく、此の冷句を著けて、略々光景を生ぜりと、

坐定司馬季主復理前語分別天地之終始日月星辰之紀差次仁義之際列吉凶之符語數千言莫不順理宋忠賈誼瞿然而悟獵纓正襟危坐曰吾望先生之狀聽先生之辭小子竊觀於世未嘗見也今何居之卑何行之汙

【辰】……日月の會する所なり、【紀】……紀律なり、【差次】……次第するなり、【際】……分際なり、【符】……符應なり、【獵纓】……驚き視るさまなり、【獵纓】……獵は、攪るなり、冠の紐を結び直すなり、【危坐】……行儀よく坐するなり、恭敬して心に安んぜざるが故に、危坐といふ、【小子】……手前どもといはむが如し、謙遜の言葉なり、

宋忠、賈誼は、已に其の坐に落ち著きたるに、司馬季主は、重ねて前の言語の理を説きて、天地の始め終はり、日月星辰の運行する紀律を分別し、道德仁義の分際を次第し、善には善の報い悪には惡の報いある吉凶の符應を並べ立て、其の言語は、數千言を累ねて、一と道行儀よくすわり直して曰はく、「吾れ先生の様子に驚き望み、先生の言葉を聽聞するに、手前どもの内々に世の中を觀察したる處には、是れまで一度も先生の如き高尙なる人を見ざるなり、今、何故に其の居らる、地位の卑賤にして、何故に其の行はる、事業の汙濁なるか」

司馬季主捧腹大笑曰觀大夫類有道術者今何言之陋也何辭之野也今夫子所賢者何也所高者誰也今何以卑汗長者

【捧腹】腹を抱ふるなり、(夫子)……宋忠、賈誼を指す、司馬季主は、之れを聞きて、腹を抱へて、大に笑ひて曰はく、「大夫達の様子を觀察するに、道徳學術ある者に似寄つたるに、今、何故に其の言語の固陋にして、何故に其の辭令の野鄙なるか、今、夫子達の賢才なりとせらるる者は、如何なる人物なるか、高尚なりとせらるる者は、誰れなるか、今、何をもち、吾れの如き寛大の長者を卑賤汗濁なりとせられたるか」と、

二君曰尊官厚祿世之所高也賢才處之今所處非其地故謂之卑言不信行不驗取不當故謂之汗夫卜筮者世俗之所賤簡也世皆言曰夫卜者多言誇嚴以得人情虛高人祿命以說人志擅言禍災以傷人心矯言鬼神以盡人財厚求拜謝以私於己此吾之所恥故謂之卑汗也

【賤簡】……賤みて等閑にするなり、(誇嚴)……自ら誇りて重しくするなり、(祿命)……福祿運命なり、宋忠、賈誼の二君の曰はく、「尊き官位、手厚き俸祿は、世間の人の高尚なりとすることにして、賢才ある人之れに居るなり、今、先生の居らるる所は、其の地位にあらずして、官位なく、俸祿なきが故に、之れを卑賤なりと謂ひたるなり、先生の言葉は、信實ならず、行ひは効驗あらずして、不相當なる見料を取らるるが故に、之れを汗濁なりと謂ひたるなり、全體、卜筮者は、世俗の人の賤みて等閑にする者なり、世俗の人は、皆言ひて曰はく、「全體、卜筮者は、言葉多くして、自ら誇りて、重しくして、人の情を手に入れ、當てなく人の福祿運命を高大にして、人の志しを満足せしめ、自儘に禍害災難を言ひて、人の心を愁傷せしめ、矯め偽りて鬼神の仕業を言ひて、人の財布を搾り盡くし、手厚く拜謝の禮金を求めて、己れの腹を肥やせり」と、此れ吾れの恥づる所なるが故に、之れを卑賤汗濁なりと謂ひたるなり」と、

司馬季主曰公且安坐公見夫被髮童子乎日月照之則行不照則止問之日月疵瑕吉凶則不能理由是觀之能知別賢與不肖者寡矣

【被髮童子】……また髪を揃へぬ子供なり、(日月疵瑕)……日蝕、月蝕をいふ、司馬季主之れを聞きて曰はく、「貴公達は、兎にも角にも、打ちうつろきて安坐して、能く吾が説を聽かれよ、貴公達は、彼のまた髪を揃へぬ子供を見られたるか、日月之れを照らせば、歩行すれども、日月之れを照らさざれば、休止するなり、其の身は、常に日月と共に進退しながら、之れに日蝕、月蝕、及び吉凶の事を尋ねれば、其の理を解答すること能はず、世間の人は、皆此の子供の如し、是れに由りて觀察すれば、能く賢者と不肖者とを辨別することを知る者寡し、

賢之行也直道以正諫三諫不聽則退其譽人也不望其報惡人也不顧其怨以便國家利衆爲務故官非其任不處也祿非其功不受也見人不正雖貴不敬也見人有汗雖尊不下也得不爲喜去不爲恨非其罪也雖累辱而不愧也

【累辱】……身に迷惑を受け恥辱を受くるなり、賢者の行ひは、筋道を真直にして、正しく其の君を諫むるなり、一度ならず、二度ならず、三度まで繰り返して諫めても、聽き納れられざれば、身を退くなり、其の人の善事を譽むるときは、譽められたる人の報いを望まざるなり、人の悪事を惡むときは、惡まれたる人の怨みを顧みざるなり、何事も、唯々國家、衆庶とに便利ならむことをもて先務とするが故に、官職は、其の任に堪ふるにあらずれば、居らざるなり、俸祿は、其の功に當たるにあらずれば、受けざるなり、人の正直ならざるを見れば、其の人の身分高貴なりといへども、之れを尊敬せざるなり、人の汗濁なることあるを見れば、其の人の身分尊顯なりといへども、之れに對して卑下せざるなり、物を得れども、喜びとせず、物を失へども、恨みとせず、其の身の罪にあらずれば、身に迷惑を受け恥辱を受けず、少しも心に愧ぢざるなり、

今公所謂賢者皆可爲羞矣卑疵而前嬖趨而言相引以勢相導

以利比周賓正以求尊譽以受公奉事私利枉王法獵農民以官
 爲威以法爲機求利逆暴譬無異於操白刃劫人者也初試官時
 倍力爲巧詐飾虛功執空文以調主上用居上爲右試官不讓賢
 陳功見僞增實以無爲有以少爲多以求便勢尊位食飲驅馳從
 姬歌兒不顧於親犯法害民虛公家此夫爲盜不操矛弧者也攻
 而不用弦刃者也欺父母未有罪而弑君未伐者也

【卑疵】……心立て卑劣にして、言行正しからぬなり。【編趨】……足元を氣取りて、細び誤ふなり。【比周賓正】……賓は、瑣と通ず、仲間
 の者の肩を持ちて、正しき人を擁護するなり。【公奉】……表向きの俸祿なり。【調】……誣ふるなり。【用居上爲右】……上位に居るをもて
 貴きこと、心得るなり。右を貴しとするは、兩手の右を貴ぶが如し。【見僞】……下文の以無爲有なり。【增實】……下文の以少爲多な
 り。【從姬歌兒】……從姫は、愛妾なり。歌兒は、女藝者なり。【不顧於親】……己れの親族に目を掛けぬなり。【矛】……槍のやうなるもの
 なり。【弧】……木の弓なり。

今、貴公達の謂はれたる賢者は、君子の眼より見るときは、皆不面目なる人物なりとすべし、何とならば、心立て卑劣にして、言行正し
 からずして、君の御前へ進み出で、足元を氣取りて、細び誤ひて、上手なることを言ひ、權勢をもて引き合ひ、利益をもて導き合ひ、仲間
 の肩を持ちて、正しき人を擁護して、尊貴なる名譽を求め、表向きの俸祿を受け、内證の利益を任せて、農民の膏血を
 搾り取ること、禽獸を獵り取るが如く、官權をもて、威光を振り舞はし、法律をもて、惡を行ふ機軸とし、利益を貪り求むることの悖逆亂暴
 なることは、譬へば、白刃を手に執りて、人を威し付くる者に異なることし、最初に官に試みられて、見習ひ役となりたる時は、平素の力を
 倍増しにして、上手なる詐偽を行ひ、空虚なる手柄を飾り、空虚なる文章をもて、主上を欺き誣ひ、上位に居るをもて貴きこと、心得、官に
 試みられて、見習ひ役となるときは、其の地位を賢者に譲らざり、己れの手柄を陳述するには、無きことをもて有りとして、虚偽を示し、少な
 きことをもて多しとして、事實を増して、便利なる權勢、尊貴なる官位を求め、肉を食ひ、酒を飲み、馬に乗りて、駈け廻り、愛妾を蓄へ、女藝
 者を近づけて、己れの親族に目を掛けず、法律を犯し、人民を害し、公儀の財物を空虚にせり、此れ盜賊をしながら、矛、木の弓を手に執らぬ
 者なり、人を攻めながら、弓弦、刃物を用おざる者なり、其の實は、凶器を持ちて、惡事を働く者よりも、不埒なる者なり、父母を欺きながら、
 まだ其の罪あらず、君を試しながら、まだ伐たれずして、幸に免れたる者なり。

何以爲高賢才乎盜賊發不能禁夷貊不服不能攝姦邪起不能
 塞官耗亂不能治四時不和不能調歲穀不熟不能適才賢不爲
 是不忠也才不賢而託官位利上奉妨賢者處是竊位也有人者
 進有財者禮是僞也子獨不見鷓鴣之與鳳皇翔乎蘭芷芎藭弃
 於廣野蒿蕭成林使君子退而不顯衆公等是也

【攝】……締め括るなり。【適】……調ふといはむが如し。【有人】……同類の人あるなり。【鷓鴣】……惡鳥なり、小人に譬ふ。【鳳皇】……靈
 鳥なり、君子に譬ふ。【蘭芷芎藭】……香草なり、君子に譬ふ。【蒿蕭】……雜草なり、小人に譬ふ。
 【何をもて、斯かる人物を高く賢才なりとするか、盜賊發すれども、禁制すること能はず、夷狄蠻貊せざれども、締め括ること能はず、姦
 邪起れども、塞ぎ止むること能はず、官の財物耗滅錯亂すれども、治め整ふること能はず、四時の氣候和順ならざれども、調節すること能
 はず、出來秋の穀物成就せざれども、調理すること能はず、其の才氣賢明にして、之れをせざるは、是れ不忠なり、其の才氣賢明ならずして、
 官位に事寄せ、上律高祿の利を貪りて、賢者の居處を妨ぐるは、是れ位を竊むなり、同類の人ある者は、之れを引き進め、貨財ある者は、之
 れを禮遇するは、是れ虚偽なり、御身邊は、獨り鷓鴣の惡鳥の鳳皇の靈鳥と共に空中に飛び廻れるを見られぬか、蘭芷芎藭の香草は、廣
 き野原に棄てられて、蒿蕭の雜草は、林を成して繁茂せり、君子をして、身を退きて、世に顯はれざらむる者は、御身邊の衆公等是れな
 り。

【注】 凌稚隆の曰はく、公所謂賢者より、公等是也に至るまでは、極めて其の卑劣なることを狀して、繁しく上文に應じたりと。

述而不作君子義也今夫卜者必法天地象四時順於仁義分策
 定卦旋式正棊然後言天地之利害事之成敗昔先王之定國家
 必先龜策日月而後乃敢代正時日乃後入家產子必先占吉凶
 後乃有之自伏羲作八卦周文王演三百八十四爻而天下治越

王勾踐、做文王八卦、以破敵國、霸天下、由是言之、卜筮有何負哉、

【筮】筮に用かる著なり、式……杖と通ず、杖の形は、上圓にして、天に象り、下方にして、地に法る、陰陽を推し吉凶を占ふ道具なり、【筮】筮の状をいふ、演……敷衍するなり、【爻】……易の卦の一畫をいふ、論語の述而の篇に見えたる孔子の言葉の通り、古人の説を取り次ぎて、述べ傳へて、自ら作り出でざるは、君子の主義なり、今、卜筮者は、屹度天地の道理に法り、四時の順序に象り、仁義の約束に順ひて、著を取り分け、乾、坤、震、兌、離、坎、巽、艮の八卦の位を定め、陰陽を推し、吉凶を占ふ道具の状を旋轉し、筮の状を正しくして、然して後に、天地の利害、事物の成敗を言ふなり、昔、先王の國家を定めしときは、屹度先づ龜の甲を焼き、著を立て、日月を占ひて、而して後に、押し切りて、前の天子に代はり、時日を正しくしたる後に、九重の玉城へ入り、家に子を産めば、屹度先づ吉凶を占ひたる後に、之れを子として養育せり、神農伏羲氏の始めて八卦を作られしより、周の文王八卦を掛け合はせて、六十四卦とし、之れに六の數を掛けて、三百八十四爻を敷衍せられて、天下治まりぬ、越王の勾踐は、文王の八卦に真似て、敵國の吳を破りて、天下の諸侯の旗頭となりぬ、是れに由りて言はば、卜筮は、何とて天理に負くことあるべき、

且夫卜筮者、掃除設坐、正其冠帶、然後乃言事、此有禮也、言而鬼神或以饗、忠臣以事其上、孝子以養其親、慈父以畜其子、此有德者也、而以義置數十百錢、病者或以愈、且死或以生、患或以免、事或以成、嫁子娶婦、或以養生、此之爲德、豈直數十百錢哉、此夫老子所謂上德不德、是以有德、今夫卜筮者、利大而謝少、老子之云、豈異於是乎、

【筮】……祭祀を受くるなり、【畜】……養ふなり、しかのみならず、全體、卜筮者は、塵埃不潔を掃除して、卜筮の坐を設け、其の身の衣冠束帯を正しくして、然して後に、其の占へる事を言ふなり、此れ禮あるなり、鬼神は、其の言葉をもて、祭祀を受くることあり、忠臣は、其の言葉をもて、其の君上に事へ、孝子は、其の言葉をもて、其の兩親を養ひ、慈父は、其の言葉をもて、其の子を養ふ、此れ徳ある者なり、而して、占ひを請ふ者は、義理をもて、數十錢乃至數百錢を差し置くなり、病める者は、其の言葉をもて、平癒することあり、程なく死なむとする者は、其の言葉をもて、生き返ることあり、患難は、其の言葉をもて、免る、ことあり、事業は、其の言葉をもて、成ることあり、又其の言葉をもて、姪を嫁に遣り、息子に嫁を迎へ取りて、生を

養ひ壽を延ぶることあり、此れを徳とするなり、豈昔に數十錢乃至數百錢の價あるのみならず、金錢をもて易へ難き徳あるべし、此れ老子の謂ひたる『上等の徳は、徳とせず、是をもて徳あり』といへるものなり、今、卜筮者は、人に利益を與ふること廣大にして、人より謝儀を受くること輕少なれば、老子の言葉は、いかで是れに異なるべき、卜筮者の見料を定めて、利益を食ふことなきは、全く徳とせざるが故に徳ある上等の徳ならむ、

莊子曰、君子内無飢寒之患、外無劫奪之憂、居上而敬、居下不爲害、君子之道也、今夫卜筮者之爲業也、積之無委聚、藏之不用、府庫徙之不用、輜車負裝之不用、止而用之、無盡索之時、持不盡索之物、游於無窮之世、雖莊氏之行、未能增於是也、子何故而云不可卜哉、天不足西北、星辰西北移、地不足東南、以海爲池、日中必移、月滿必虧、先王之道、乍存乍亡、公責卜者、言必信、不亦惑乎、

【委聚】……貯蓄なり、【輜車】……荷車なり、莊子曰は、内に飢寒を憂ゆる心配なく、外に威し付けられ奪ひ取らるゝ心配なく、人の上に居れば、人に尊敬せられ、人の下に居れば、人の邪僻物とならぬなり、是れ君子の仕方なること、今、卜筮者の業たる、人より得たる謝金を積むに、格別の貯蓄もなく、之れを蔵むるに、府庫を用はず、之れを徒すに、荷車を用はず、之れを背負ひて、身支度するに、目方をくして、重からず、之れを手元に止め置き、其の程々に用ゐるに、盡くることなく、絶えず跡より入り来るなり、盡くることなき物を持ちて、際限なき世の中に游ぶは、莊氏の行ひといふとも、未だ是れに増すこと能はざらむ、さるを、御身運は、何故に卜筮の業は宜しからずと云はれたる、天の數は、西北の方に足らざるが故に、星辰は、西北の方へ移りて、其の足らざるを補へり、地の氣は、東南の方に足らざるが故に、東南の方に海を置きて、池として、其の足らざるを補へり、日は、日中になれば、屹度虧け損ずるなり、先王の道も、乍存し、乍亡びて、一定不動のものにあらず、貴公達の卜筮者の言葉の是非とも信實ならむことを責め答めらるゝも、亦物の道理に惑ひたることならざらむや、惑ひたることなるべし、

公見夫談士辯人乎、慮事定計、必是人也、然不能以一言說人主、

意故言必稱先王語必道上古慮事定計飾先王之成功語其敗
 害以恐喜人主之志以求其欲多言誇嚴莫大於此矣然欲彊國
 成功盡忠於上非此不立今夫卜者導惑教愚也夫愚惑之人豈
 能以一言而知之哉言不厭多故騏驥不能與罷驢為馴而鳳皇
 不與燕雀為羣而賢者亦不與不肖者同列故君子處卑隱以辟
 衆自匿以辟倫微見德順以除羣害以明天性助上養下多其功
 利不求尊譽公之等喁喁者也何知長者之道乎

【騏驥】……名馬なり、賢者に譬ふ、罷驢……不肖者に譬ふ、【鳳皇】……賢者に譬ふ、燕雀……不肖者に譬ふ、【會】……類なり、【喁喁】……人の口真似をするなり、莊子に、前の者子と喁喁と喁ふれば、隨ふ者喁と喁ふ、公等も亦喁喁たる者なるのみとあり、
 【貴公】……彼の談士辯人を見られたるか、事を慮り、計を定むるは、屹度是の人なり、さりながら、僅に一言半句をもて、人主の意、満足せしむること能はざるが故に、物を言へば、屹度先王の言行を稱述し、事を語れば、屹度上古の事跡を道説するなり、事を慮り、計を定むるには、先王の成就せし功業を飾り、其の失敗せし弊害を語りて、人主の志しを或は恐れしめ、或は喜ばしめて、己れの欲し望めることを求むるなり、言葉多くして、自ら誇りて、重々しくすることは、此の談士辯人より大なるものなし、さりながら、國を強くし、功を成して、忠義の上に盡くさむと思へば、此の仕方にあらずれば、成り立たぬなり、今、卜筮者は、人の惑ひを導き、人の愚なるを教ふるものなり、全體、愚にして惑へる人は、いかで能く僅に一言半句をもて之れを知らしめらるべき、言葉は多きことを厭ひ嫌はざるなり、智者、愚者とは、相去ること遠し、されば、騏驥の名馬は、疲れたる驢馬と共に四頭立ちとなりて、一つの車に繋がる、これ能はず、鳳凰の靈鳥は、燕雀の小鳥と一つの羣にならず、而して、賢者も亦不肖者と列を同じくせざるなり、されば、君子は、卑賤隱遁の地位に居て、衆人を避けて、自ら匿れ潜みて、凡俗の類を避け、目立たぬやうに德行の順序を示して、羣衆の妨害を除きて、其の天性を明らかにし、上は君を助け、下は民を養ふに、其の功徳利益を多くして、尊貴なる名譽を求めざるなり、貴公達の仲間には、喁喁として、人の口真似をして、卜筮者を非難する者なり、何とて寛大なる長者の仕方を知らるべきと、以上、司馬季主の言葉なり、
 【劉辰翁の曰はく】……導惑教愚の四字は、古語に似たり、味ひありと、

宋忠、賈誼忽而自失、芒乎無色、悵然噤口、不能言、於是攝衣而起、再拜而辭、行洋洋也、出市門、僅能自上車、伏軾低頭、卒不能出氣、

【忽】……恍惚とするなり、【芒乎】……惘然といはむが如し、志しを失ふさまなり、【悵然】……自ら恨むさまなり、【噤口】……口を閉づるなり、【攝衣】……著物の端を握り、揃まきめて威儀を整ふるなり、【洋洋】……當てのなきさまなり、【伏軾】……軾は、車の前の横木なり、馬車に乗れば、正しく立つが常なれど、敬ふことあれば、前へ屈みて、此の横木に伏すなり、【氣】……呼吸なり、
 【宋忠、賈誼は、司馬季主に辭し付けられて、恍惚として、持ちたる物を取り落としたるが如く、芒乎として、志しを失ひ、悵然として、自ら恨みて、口を閉ぢて、物を言ふこと能はざりけり、是に於て、兩人は、著物の端を握り揃まきめて、威儀を整へて、其の坐を起ちて、再拜して、眼を告げて、立ち出で、歩行すること、洋洋として、當てもなく、市街の門を出で去りて、僅に能く自ら車に上りて、車の前の横木に伏し、頭を低れて、遂に呼吸を出だすこと能はざりけり、

居三日、宋忠見賈誼於殿門外、乃相引屏語、相謂自歎曰、道高益安、勢高益危、居赫赫之勢、失身且有日矣、夫卜而有不審、不見奪、精爲人主計、而不審身無所處、此相去遠矣、猶天冠地履也、此老子之所謂無名者、萬物之始也、天地曠曠、物之熙熙、或安或危、莫知居之、我與若、何足預彼哉、彼久而愈安、雖曾氏之義、未有以異也、

【屏語】……人なき處に退きて物語りするなり、【赫赫】……盛んなるさまなり、【不見奪】……精は、神に供ふる初禮なり、謝儀を取らざればなり、【無名者、萬物之始也】……老子の道可道の章には、無名天地之始、有名萬物之母とあり、【曠曠】……廣く遠きさまなり、【熙熙】……廣く遠きさまなり、
 【其の後、三日目に、宋忠は、賈誼に御殿の御門の外にて行き逢ひて、互に袖を引き合ひて、人なき處へ退きて、物語りして、前日の始末を話し合ひて、自ら歎息して曰はく、道徳は、高ければ高き程、其の身益々安泰なり、權勢は、高ければ高き程、其の身益々危險なり、赫赫とし

て盛んなる極勢の地位に居れば、身を失はむこと、明日をも計り難し、全體、人の身の上を卜筮して、審かならざる廉ありても、謝儀を取り返さるゝことなれども、人主の爲めに、利害を計りて、審かならざる廉あれば、人主の怒りに觸れて、身の置き處なし、卜筮者と人臣との安泰なると危険なるとの相去ることの遠きことは、さながら天と地と冠りと履との懸け離れたるが如し、此れ老子の『萬物の始めは形なし、形なければ、名なし、されば、名なきは、萬物の始めなり』と謂へりし如く、名なき隱者の身分は、名分ある人臣の身分より貴し、天地の曠曠として廣く遠き、萬物の照照として廣き、或は安泰なる者あり、或は危険なる者あり、孰れに居らば宜しからむか、少しも分り難し、我れと汝とは、何とて彼の卜筮者に關係するに足るべき、彼の卜筮者は、此の世に住むこと、久しければ久しき程、愈々安泰なり、莊氏の主義といふとも、之れに異なることあらざらむ、さて『淡しき身分なるよ』と、

久之、宋忠使匈奴、不至而還、抵罪、而賈誼爲梁懷王傅、王墮馬薨、誼不食、毒恨而死、此務華絕根者也。

【毒恨】……痛く恨むなり、
 【其の後、暫く程立ちて、宋忠は、匈奴へ使者に往きて、先方まで到着せずして、立ち戻りたれば、罪に至りて、刑せられて死にけり、而して、賈誼は、梁の懷王の御守り役となりしに、懷王は、馬より落ちて、薨去せしかば、賈誼は、己れの役儀立たずとて、食物を食はずして、痛く恨みて死にけり、此の兩人は、名利の華を務めて、心身の根を絶てる者なり、

太史公曰、古者卜人所以不載者、多不見于篇、及至司馬季主、余志而著之、

【志】……記すなり、
 太史公日者の事跡を論贊して曰はく、「昔の卜筮者の事跡を此の書物に書き載せざる譯けは、多く古來の書篇に見えざればなり、司馬季主に至るに及びて、余れ其の事跡を記して、之を著せり」と、
 趙恒の曰はく、日者の傳は、司馬季主を傳せるなり、大史公の贊論にて、おのづから明らかなり、司馬季主の列傳といはずして、日者の列傳といひたるは、季主は、特に日者をもて傳はりたればなり、亦猶は郭解を傳するに、郭解といはずして、游侠の傳といひ、荆軻等を傳するに、荆軻といはずして、刺客といひたるがごときなりと、○唐順之の曰はく、韓子の王承福の傳は、此れに本づけり」と、

褚先生曰、臣爲郎時、游觀長安中、見卜筮之賢大夫、觀其起居行步、坐起自動、誓正其衣冠、而當鄉人也、有君子之風、見性好

解、婦來卜、對之、顔色嚴振、未嘗見齒而笑也、從古以來、賢者避世、有居止舞澤者、有居民間、閉口不言、有隱居卜筮間、以全身者、夫司馬季主者、楚賢大夫、游學長安、通易經術、黃帝、老子、博聞遠見、觀其對二大夫貴人之談、言稱引古明王聖人、道固非淺聞小數之能、

【誓正】……誓は、整の誤なりならむ、【嚴振】……嚴整といはむが如し、【舞澤】……草澤の誤なりならむ、
 褚先生の曰はく、「臣が郎官たりし時、長安の都の中に遊びて、見物して、卜筮をする賢大夫を見て、其の起居行歩坐起して自ら動作する様子を觀察せしに、其の衣冠を誓へ正して、村里の人に當たり對すること、君子の風采あり、人の性質を見て、うまく吉凶禍福の理を解けり、婦人の來りて卜筮を頼むときは、之れに對して、顔色を嚴正にして、一度も白き齒を見せて笑ひたることなし、昔より以來、賢者は世俗の累ひを避けて、草澤の中に居止する者あり、民間に居て、口を閉ぢて、物を言はざる者あり、卜筮の間に隱居して、身を全くする者あり、全體、司馬季主といふ人は、楚の國の賢大夫なり、長安の都に游學して、易經の學術、及び黃帝、老子の言論に通じ、博く聞き、遠く見て、物事に行き渡れり、其の宋忠、賈誼の二大夫の貴人に對する談論を觀察するに、口を開けば、昔の明王聖人の仕方を稱讚引用せり、是れ言ふまでもなく、聞くこと淺くして、小さき術數を弄ぶ者の能くすることにはあらぬなり、

及卜筮立名聲千里者、各往往而在、傳曰、富爲上、貴次之、既貴各各學一技能、立其身、黃直丈夫也、陳君夫婦人也、以相馬立名天下、齊張仲曲成侯、以善擊刺、學用劍立名天下、留長孺以相彘立名、滎陽褚氏以相牛立名、能以技能立名者甚多、皆有高世絕人之風、何可勝言、

【丈夫】……周の世には、八尺を一丈とせり、人の身の長は、八尺なるが故に、一人前の男子を丈夫といふ、【高世絶人】……世の中に高く秀で、人に立ち越ゆるなり、
 【張之象の曰はく、此の段は、貨殖の傳の末段の總段の意を祖とせりと、
 張之象の曰はく、此の段は、貨殖の傳の末段の總段の意を祖とせりと、
 張之象の曰はく、此の段は、貨殖の傳の末段の總段の意を祖とせりと、

故曰、非其地、樹之不生、非其意、教之不成、夫家之教、子孫當視其所以、好、好舍、苟、生活之道、因而成之、故曰、制宅命子、足以觀士、子有處所、可謂賢人、臣爲郎時、與太卜待詔、爲郎者、同署、言曰、孝武帝時、聚會占家、問之、某日、可取婦乎、五行家曰、可、堪輿家曰、不可、建除家曰、不吉、叢辰家曰、大凶、歷家曰、小凶、天人家曰、小吉、太一家曰、大吉、辯訟不決、以狀聞、制曰、避諸死忌、以五行爲主、人取於五行者也、

【好舍苟生活之道、因而成之】……其の好む所と好まずして差し置く所との二つは、誠に人の生活する道の由りて生ずる所なれば、其の好む所に付け入りて、之れを成就するなり、【制宅】……居宅を指ふるなり、【有處所】……其の處を得て生を遂ぐるなり、【五行家】……水、火、木、金、土の五行をもて占ふ者なり、【堪輿家】……家相方位を占ふ者なり、【建除家】……星をもて占ふ者なり、【叢辰家】……是れも、星をもて占ふ者なり、【歷家】……曆算を主る者なり、【天人家】……人は、文の誤まりにて、天文を主る者なり、【太一家】……太一は、星の名なれば、是れも、星をもて占ふ者なり、
 【其の好む所に付け入りて、之れを成就するなり】……其の好む所に付け入りて、之れを成就するなり、
 【其の好む所に付け入りて、之れを成就するなり】……其の好む所に付け入りて、之れを成就するなり、

【龜策】……龜は、龜の甲を燒きて、其の割れ目を見て、吉凶を占ふなり、策は、著（めどき）を數へ、卦を立て、卦の表にて吉凶を占ふなり、されば、龜策は、卜筮にして、前の日者と同じ、日者は、特に司馬季主の爲めに書きたる者なるが故に、又此の傳あるなり、さりながら、其の文全からず、諸先生の補ひたる者も、煩雜略にして、取るべきことなし、

龜策列傳第六十八

太史公曰、自古聖王、將建國、受命、興動事業、何嘗不寶卜筮、以助善、唐、虞以上、不可記、已、自三代之興、各據禎祥、塗山之兆、從、而夏啓世、飛燕之卜、順、故殷興、百穀之筮、吉、故周王、王者決定諸疑、參以卜筮、斷以著龜、不易之道也、

【禎祥】……芽出度前表なり、【塗山之兆】……塗山は、國の名なり、從は、吉兆の見はれたるなり、夏の禹王の占ひを立て、吉兆の見はれたるによりて、塗山氏の姫を娶りたるなり、【夏啓世】……夏の禹王の子の啓の世を嗣ぎたるなり、【飛燕】……玄鳥なり、殷の先祖の契の母の開秋の玄鳥の吉兆ありたるをいふ、【百穀】……周の先祖の百穀を播種せしなり、【著】……めどきなり、高の類なり、後には竹を代用せるが故に、策竹といふ、
 【太史公の曰はく、昔より、聖王の國を建て、天命を受けて、事業を動かし興とさむるときは、何ぞ嘗て卜筮を寶とし重んじて善事を

助けざらむ、皆卜筮に依頼せしなり、唐虞、虞舜より以上の事は、能く分ちらねば、記載せられぬのみ、夏、殷、周の三代の興りしより以來は、各々芽出度前表に據りて、事業を作爲せり、夏の禹王は、塗山氏に娶らむことを卜したまひて、吉兆を得られたれば、御子の啓は賢にして、世を嗣ぎたまひき、殷の先祖の契の母の簡狄は、玄鳥の卵を落としたりを拾ひて吞みたることを卜して、願ひて吉なりしが故に、契は賢にして、殷室興りき、周の先祖の後稷は、百穀を播種することを筮して、吉なりしが故に、周は天下に王たりき、王者は、種々の疑ひを決するに卜筮をもて參考し、善龜をもて判斷せり、是れ萬世不易の仕方なり、

蠻夷、氏羌、雖無君臣之序、亦有決疑之卜、或以金石、或以草木、國不同俗、然皆可以戰伐、攻擊、推兵、求勝、各信其神、以知來事、

略聞夏、殷欲卜者、乃取者龜、已則弃去之、以爲龜藏則不靈、著久則不神、至周室之卜官、常寶藏著龜、又其大小先後、各有所尚、要其歸等耳、或以爲聖王遭事無不定、決疑無不見、其設稽神求問之道者、以爲後世衰微、愚不師智、人各自安、化分爲百室、道散而無垠、故推歸之至微、要潔於精神也、

【大小】……龜の大小なり、【先後】……著の本末なり、【稽神】……卜筮して神慮の上に考ふるなり、【以爲後世衰微】……此の以爲は、餘計ものなりむ、【百室】……百家といはむが如し、【垠】……界限なり、

荒増し聞き及びたるに、夏、殷の時代のトセむと思ふ者は、著と龜とを取り用ひて、吉凶を問ひ、其の事濟めば、其の二物を棄て去れり、是れ龜は、仕舞ひ置けば、神慮ならず、著は、久しく立てば、神妙ならずと思ひたればなり、周室の卜筮を司る役人に至りては、常に著と龜とを寶物として、仕舞ひ置けり、其の上に又、龜の大小、著の本末、各々尚ぶ所ありたれど、其の歸著する大趣意を要するに、三代共に同等なるのみ、或る人は、思へらく、聖王は、事に出逢ひて、吉凶の定まらざることを疑ひを決斷して、禍福の見えざることをなして、其の卜筮をして、神慮の上に考へ、問ひたる事の暗示を求むる仕方を設くることは、後世衰微して、愚者は智者を師として教へを請はず、人々自分の考へ

を善しと思ひて安心し、教化は分かれて百家となり、道は諸流に散亂して界限なし、されば、其の理を推し窮めて、之れを至極の微妙なる處に歸著して、吾が精神を潔白にせむことを要するなり、

或以爲昆蟲之所長、聖人不能與爭、其處吉凶、別然否、多中於人、

【昆蟲】……龜を指す、【所長】……吉凶を示すことをいふ、

又或る人は思へらく、蟲けらの龜の吉凶を示すに長けたる所は、聖人はどの人にて、共に其の伎倆を争ふこと能はず、其の吉凶を處斷し、然ると然らざるを分別することは、多く人の身の上的中するなりと、

至高祖時、因秦太卜官、天下始定、兵革未息、及孝惠享國、日少、呂后女主、孝文、孝景、因襲掌故、未遑講試、雖父子疇官、世世相傳、其精微深妙、多所遺失、至今上即位、博開藝能之路、悉延百端之學、通一伎之士、咸得自効、絕倫超奇者爲右、無所阿私、數年之間、太卜大集、會上欲擊匈奴、西攘大宛、南收百越、卜筮至預見表象、先圖其利、及猛將推鋒、執節獲勝、於彼而著龜時日、亦有力於此、上尤加意賞賜、至或數千萬、如丘子明之屬、富溢貴寵、傾於朝廷、至以卜筮射蠱道、巫蠱時、或頗中、素有毗睚、不快、因公行誅、恣意所傷、以破族滅門者、不可勝數、百僚蕩恐、皆曰、龜策能言、後事覺、奸窮亦誅三族、

【兵革】…兵は、兵器なり、革は、甲冑なり、軍事をいふ、【因親掌故】…先例を受け継ぐなり、【瞻官】…役目を等しくするなり、【絶倫超奇者爲右】…諸人に立ち超えたる者を上座に置くなり、兩手の右を貴ぶやうに、右の位を上とす、【携】…逐ひ拂ふなり、【推鋒執節】…鋒を執りて、敵に推し當たり、旗を執りて、軍勢の掛け引きをするなり、【射蠱道】…人を祈る仕方と突き止むるなり、【巫蠱】…奥女中の木の人形を土中に埋めて厄落としをすることなり、孝武帝の征和二年に在り、【賦睡】…機に眠み合ひたる程の些細なる遺恨なり、【囚公】…卜筮の指し示したる表沙汰に事寄するなり、【恣意所傷】…意中に面白からぬ者を氣儘に處分するなり、【百僚蕩恐】…諸役人の身振ひをして恐怖するなり、

高祖の御治世に至りて、卜筮の事は、秦の時代の太卜の官を其の備用たまひしが、天下始めて平定して、兵革軍事未だ息まず、孝惠帝の國を享けたまふに及びて、御在位の時日短少なり、呂后は、女性の人主なり、孝文、孝景の二帝は、先例を受け継ぎたまへるのみにて、また卜筮の事を講究試験したまふ御隙なし、されば、高祖より以來、此の時までは、太卜の官は、父子其の役目を等しくして、世々相傳へたりといへども、其の理の精微深妙なることは、遺失せる靡多かりけり、然るに、今上帝の位に即きたまふに至りて、博く藝能ある者の進路を開きたまひ、百端の學者を聚らざるに留りて、一つの業前に通過したる士人は、殘らず自ら仕事をすることを得たり、而して、朝廷にては、諸人に立ち越えたる者を上座に置かれて、阿諛私愛の御仕向けなければ、數月の間に、太卜の官は、大に來り集まり、折りから、主上には、北の方は、匈奴を撃ち、西の方は、大宛國を逐ひ、拂ひ、南の方は、百越を手に入れむと思召されしに、卜筮は、豫め軍事に就きての吉凶の表象に見はして、先づ其の利益を圖るに至れり、それより、勇猛なる將帥の鋒を執りて、敵に推し當たり、旗を執りて、軍勢の掛け引きをして、勝ちを彼の外國に獲るに及びて、著龜に見はれたる時日の吉凶も、亦此の軍事に功力ありければ、主上には、尤も御意を加へたまひて、太卜の官に褒美の物を下されて、數千萬の金高に至れる者あり、中にも、丘子明の輩の如きは、溢るばかりに富み榮えて、貴重寵幸せられたること、朝廷を押し傾くるばかりなり、それより、遂に卜筮をもて人を祈る仕方と突き止むるに至りて、今上帝の征和二年に、奥女中の木の人形を土中に埋めて厄落としをせし時に、其の占ひ方の頗る的中せることもありければ、太卜の官は、大に増長して、機に眠み合ひたる程の些細なる遺恨にても、内心に快からぬ者あれば、卜筮の指し示したる表沙汰に事寄して、誅戮を行ひ、聊かにて意中に面白からぬ者あれば、氣儘に之れを處分して、卜筮の勢力をもて、人の親族一門を破滅せし者、勘定の仕切れぬ程に多くなりたれば、諸役人は、身振ひをして恐怖して、皆曰はく、「龜策は、能く物を言ひて、人に禍福を與ふるなり」と、其の後、惡事露顯し、奸曲行詰まりて、卜筮者も、亦父方、母方、及び妻の里方の三族まで、殘らず誅戮せられたり、

夫、策定數、灼龜觀兆、變化無窮、是以擇賢而用、占焉可謂聖人、重事者乎、周公卜三龜、而武王有瘳、紂爲暴虐、而元龜不占、晉文將定襄王之位、卜得黃帝之兆、卒受彤弓之命、獻公貪驪姬之色、卜而兆有口象、其禍竟流五世、楚靈將背周室、卜而龜逆、終被乾

溪之敗、兆應信誠於內、而時人明察見之於外、可不謂兩合者哉、

【捷策】…策を取り分けて、指の間に挟むなり、【灼龜】…龜の甲を焼くなり、【元龜】…大龜なり、【彤弓】…朱塗りの弓なり、是をもて、賢者を選び分けて、指の間に挟みて、八卦の數を定め、龜の甲を焼きて、其の割れ目に據りて、吉凶の兆候を覽るは、變化窮まりなし、甲を焼きて、吉凶を卜して、身をもて武王に代はらむことを祈られたれば、武王の御病氣平癒しき、殷の紂王は、暴虐を行はれたれば、大龜を以て占はれて、吉凶を示さざりき、晉の文公は、周の襄王の位を定めむとして、之れを卜せしに、黃帝の阪泉に戦ひたまひし吉兆を得て、戎狄を逐ひ拂ひて、襄王の位を定めて、遂に朱塗りの弓一挺と、朱塗りの矢百本とを拜受して、諸侯の旗頭となりき、晉の文公の父の獻公は、驪姬の容色を貪り愛して、之れを夫人とせむと思ひて、卜せしに、龜の表に口の象ありて、驪姬の毒を食物の中に入れ置きて、太子の申生をして、之れを獻公に進めしめて、太子を罪に落として、己れの生みたる子を立てむとせし前表を示して、其の禍、終に五世の子孫に流れ及びき、楚の靈王は、周の王室に背きて、天下を掌握せむとして、其の吉凶を卜せしに、龜の表は、逆ひて不吉なることを示して、遂に乾溪の失敗を被りき、卜筮の兆候感應は、内心に信誠ありて、之れを求むるに詐りなければ、其の時々の人の目に明白に其の吉凶を察見せらるるなり、吉凶共に兩つながら善く合ふ者と謂はるまじきか、善く合ふ者と謂はるべし、

君子謂夫輕卜筮、無神明者、悖人道、信禎祥者、鬼神不得其正、故書建稽疑、五謀而卜筮居其二、五占從其多、明有而不專之道也、余至江南、觀其行事、問其長老、云龜千歲乃遊蓮葉之上、著百莖共一根、又其所生、獸無虎狼、草無毒螫、江傍家人、常畜龜、飲食之、以爲能導引致氣、有益於助衰養老、豈不信哉、

【稽疑】…今の書經の周書の部の洪範の篇の中に、明用稽疑とあり、大に疑ふことあれば、卜筮して考ふるることなり、【五謀】…王の自身の心と、卿士の心と、庶人の心と、卜と、筮とに謀るなり、【毒螫】…毒ありて人を刺すなり、君子として、徳ある人の謂ひたるには、全體、卜筮を輕蔑し、世に神明といふ者なしといふ者は、天理に違ひ悖りたるなり、人間の筋道に背きながら、芽出度前表を信ずる者は、鬼神の示現、其の正しきことを得ざるなり、されば、書經の洪範の篇の中に、稽疑といへる簡條を建て、大に疑ふことあれば、卜筮して考ふるなり、其の仕方は、王の自身の心と、卿士の心と、庶人の心と、卜と、筮とに謀りて、卜と、筮とは、五つの中の二つに居るなり、而して、五たび占ひて、王と、卿士と、庶人と、卜と、筮との吉凶の多き方に從ひて、其の吉凶を定むるは、世に神

明といふ者あることを明らかにして、自分獨りの考へを専らにせざる仕方なり、余れ江南の地へ至りて、其の人民の行ふ事を觀察して、其の長老に尋ねしに、長老の云はく、『龜は、千歳を経れば、其の身輕くなりて、蓮の葉の上に遊べり、著は、百本の莖にして、一つの根を共にせり、其の上に又、著の生ずる所には、獸に虎狼なく、草に毒ありて人を刺す者なし、江水の近傍の家に住む人は、常に龜を畜へて、之れに水を飲ませ、餌を食はするなり、而して、其の人とは、龜は能く人の筋脈を導引して、氣血を順環し、身の衰へたるを助け、年の老いたるを養ふに補益ありと思へり』と、此の説は、いかで信實ならざらむ、信實なるべし』と、

劉知幾の曰はく、子長の列傳、其の編める所の者は、惟く人のみなり、龜策に至りては、異物不類の肖形なるを、豈首と科を同じくして、俱に之れを傳と謂へるは、怪しからざらむや、且つ龜策に記せる所は、全く志の體たり、若し八書と並べ列ねて、定むるに書名を以てせば、同聲相應する者に幾からむと、

褚先生曰、臣以通經術、受業博士、治春秋、以高第爲郎、幸得宿衛、出入宮殿中、十有餘年、竊好太史公傳、太史公之傳曰、三王不同龜、四夷各異卜、然各以決吉凶、略闕其要、故作龜策列傳、往來長安中、求龜策、列傳不能得、故之大卜官、問掌故文學、長老習事者、寫取龜策卜事、編于下方、

褚先生の曰はく、『臣は、六經の學術に通ぜる廉をもて、學業を博士に受けて、春秋經を修業して、高等の及第をもて、郎官となりて、幸に宿衛して、宮殿の中に入りしことを得たること、十箇年餘りなり、臣は、内々太史公の傳を好みたり、太史公の傳に曰はく、『夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、龜を同じくせず、東夷、南蠻、北狄、西戎の四夷は、各々卜を異にせり、さりながら、各々事の吉凶を決定せしをもて、荒増し其の要領を窺ひ知りたるが故に、龜策の列傳を作れり』と、臣長安の市中に往來して、龜策の列傳を搜し求めたれど、得ること能はざりしが故に、太卜の官へ往きて、先例を調ぶる文學の役人、及び長老の事に慣れたる者に尋ねて、龜策の卜策の事柄を寫し取りて、之れを下方に編次せり、

聞古五帝三王發動舉事必先決蓍龜、傳曰、下有伏靈、上有兔絲、上有擣蓍、下有神龜、所謂伏靈者、在兔絲之下、狀似飛鳥之

形、新雨已、天清靜、無風、以夜捎兔絲、去之、卽以篝燭、此地燭之火滅、卽記其處、以新布四丈環置之、明卽掘取之、入四尺至七尺、得矣、過七尺、不可得、伏靈者、千歲松根也、食之不死、

【伏靈】……卽ち茯苓なり、黒松の舊き根株の邊の土中に自生する者なり、【兔絲】……ねなしかつちなり、夏草にして、春の頃に、舊き實の地に在る者絲を生ず、其の絲延びて、他の草木に纏ひて、先より先へ移る能に、其の本次第に枯る者なり、【擣蓍】……擣は、穂の古字なり、聚まりたる蓍なり、【捎】……変るなり、拂ふなり、【篝】……篝り火なり、

臣が兼ねく、聞き及びたるには、昔の黄帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の五帝、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、發動して事を擧げ行はむとしたまふときは、屹度先づ蓍龜の卜策をもて其の吉凶を決定したまひきとなり、古傳に曰はく、『下に伏靈ある處には、其の上に兔絲あり、上に聚まりたる蓍ある處には、其の下に神靈なる龜あり』と、此の古傳にいへる伏靈といふ者は、兔絲の下に在りて、其の形狀は、飛鳥の形狀に似たり、新たに降りたる雨止みて、天色清淨靜にして、風なきときに、夜中に兔絲を拂ひて、之れを去りて、卽座に篝り火をもて、此の地面を燭らして、其の燭らしたる火の消滅したるとき、卽座に其の處を記憶して、新しき布四丈をもて、其の處を取り捲き置きて、夜明けて、卽座に之れを掘り取りて、地に入ること四尺より七尺に至れば、伏靈を得るなり、其の深きこと七尺を過れば、之れを得られぬなり、此の伏靈といふ者は、千歳を経たる松の根なり、之れを食へば死なぬなり、

聞著生滿百莖者、其下必有神龜守之、其上常有青雲覆之、傳曰、天下和平、王道得、而蓍莖長丈、其叢生滿百莖、方今世取蓍者、不能中古法度、不能得滿百莖、長丈者、取八十莖已上、蓍長八尺、卽難得也、人民好用卦者、取滿六十莖已上、長滿六尺者、卽可用矣、

又兼ねく、聞き及びたるには、蓍の生じて、百莖の數に滿ちたる者は、其の下に屹度神靈なる龜ありて、之れを守れり、其の上には常に青雲ありて、之れを覆へりとなり、古傳に曰はく、『天下和平にして、王者の政道行き渡ることを得れば、蓍の莖の長さ一丈になりて、

其の叢り聚まりて生ずること、百莖の數に滿つ」と、方今の世の著を取る者は、昔の法度に中たること能はずして、百莖にして長さ一丈に滿ちたる者を得ること能はざるのみならず、八十莖以上にして著の長さ八尺なる者を取ることだにも、即座には得難ければ、人民の好みて八卦を用ゐる者は、六十莖以上に滿ちて長さ六尺に滿ちたる者を取れば、即座に之れを占ひに用ゐるべし、

記曰、能得名龜者、財物歸之、家必大富、至千萬、一曰、北斗龜、二曰、南辰龜、三曰、五星龜、四曰、八風龜、五曰、二十八宿龜、六曰、日月龜、七曰、九州龜、八曰、玉龜、凡八名龜、龜圖各有文在腹下、文云云者、此某之龜也、略記其大指、不寫其圖、取此龜、不必滿尺二寸、民人得長七八寸、可寶矣、今夫珠玉寶器、雖有所深藏之、見其光、必出其神明、其此之謂乎、故玉出於山、而水潤淵生、珠而岸不枯者、潤澤之所加也、明月之珠、出於江海、藏於蚌中、蚌蟹伏之、王者得之、長有天下、四夷賓服、能得百莖、著并得其下、龜以下者、百言百當、足以決吉凶、

【大指】……指は、旨と通ず、大體の趣意なり、【蚌】……蛤の類なり、【蚌】……みづちなり、索隱に、蚌は蚌に作るべしとあり、【寶器】……徳に懷きて歸服するなり、【寶器】……能く名高き龜を得たる者は、財物自然に其の人の手に歸して、其の家屹度大に富みて、千萬の身代に至る、其の名高き龜とは、一に北斗龜といひ、二に南辰龜といひ、三に五星龜といひ、四に八風龜といひ、五に二十八宿龜といひ、六に日月龜といひ、七に九州龜といひ、八に玉龜といふ、凡そ此の八つの名高き龜は、龜の圖に各々模様ありて、腹の下に在り、其の模様を云云せる者は、此れ某の龜なり、即ち北斗の模様ある者は、北斗龜なるが如し、今、荒増し其の大體の趣意を記して、其の圖を寫さず、此の龜を取るに、是非とも一尺二寸に滿ちたる者とは限らぬなり、人民は長さ七八寸の者を得れば、寶物とすべし、今、珠玉の寶器は、深く之れを藏

むる所ありといへども、其の光りを見はし、屹度其の神明を出たずとは、其れ此の事を謂ひたる者か、されば、玉は山より出で、其の山の上に潤澤あり、水の淵に珠を生じて、其の水の岸の乾枯せざるは、珠玉の潤澤の加はる所あればなり、彼の明月の珠は、江海より出でて、蚌蛤の中に藏れて、蚌蟹其の下に蟹伏す、王者其の珠を得れば、長く天下を有ち、東夷、南蠻、北狄、西戎の四夷、徳に懷きて歸服す、能く百莖の著を得、併はせて著の下に居る龜を得て、之れをもて卜筮する者は、百たび言ひて、百たび當たりて、吉凶を決定するに十分なり、

神龜出於江水中、廬江郡常歲時生龜、長尺二寸者二十枚、輸太卜官、因以吉日、剔取其腹下甲、龜千歲乃滿尺二寸、王者發軍行將、必鑽龜廟堂之上、以決吉凶、今高廟中有龜室、藏內以爲神寶、

【二十枚】……二十個なり、【剔取】……削ぎ取るなり、【鑽】……是れも、削ぎ取るなり、神龜なる龜は、江水の中より出づ、廬江郡の江水中には、常に歲毎の時節に龜を生ず、其の長さ一尺二寸の者二十個を太卜の官に輸送す、因りて吉日をもて其の腹の下甲を削ぎ取るなり、龜は千歲を経れば、一尺二寸に滿つ、王者の軍勢を發し、將帥を遣るときは、屹度廟堂の上にて、龜の甲を削ぎ取りて、吉凶を決定せり、今、高廟の中に龜室ありて、龜を藏め納れて、神寶とせり、傳曰、取前足臚骨穿佩之、取龜置室西北隅、懸之、以入深山大林中、不惑、

【臚骨】……骨なり、古傳に曰はく、龜の前足の骨を取りて、穴を穿ちて、之れを身に佩び、龜を取りて、堂の西北の隅に置きて、之れを柱に懸けて、深山大林の中へ入れば、道に惑ひて方向を失ふことなし、と、

臣爲郎時、見萬畢、石朱方傳曰、有神龜在江南嘉林中、嘉林者、獸無虎狼、鳥無鷓鴣、草無毒螫、野火不及、斧斤不至、是爲嘉林、

龜在其中常巢於芳蓮之上左脅書文曰甲子重光得我者匹夫為人君有土正諸侯得我爲帝王求之於白蛇蟠杆林中者齋戒以待凝然狀如有人來告之因以醮酒佗髮求之三宿而得由是觀之豈不偉哉故龜可不敬歟

【甲子重光】……重光は未だ詳かならず或は甲子に當たる重ねて芽出度日ならむといへり【匹夫】……平民の夫婦を匹夫匹婦といふ夫婦差し向ひのことなりされば匹夫は下賤の者のことなり【有土正】……土地を所有する官長なり【蟠杆】……とろろを捲くなり【凝然】……肅敬するさまなり【醮酒】……酒を地に灌ぎて祭るなり【佗髮】……佗は一本には被に作れり散らし髪にならむなり

臣が郡官たりし時萬華の石朱方の傳を見たるに其の傳に曰はく「神靈なる龜ありて江南の嘉林の中に在り嘉林には獸に虎狼なく鳥に鷓鴣なく草に毒ありて人を刺す者なく野火も及び届かず斧斤を採りて木を伐る者も至らざれば是れを嘉林とす龜其の中に在りて常に芳香なる蓮の葉の上に巢を作れり其の左の脇の下に文字ありて曰はく「甲子重光の日に我れを得ば匹夫下耶も人君又は土地を所有する官長とならむ諸侯我れを得ば帝王とならむ」と其の龜を白き蛇のともろを捲きたる林の中に尋ね求むる者ありて物忌みをして之れを待つこと譎然として肅敬せりあたりの様子を窺ふに人の來りて龜のありかを告ぐる事あるが如しそれに就きて酒を地に灌ぎて祭り散らし髪になりて之れを尋ね求めたるに三宿を歷て之れを得たり」と是の傳に由りて觀察すればいかに奇偉ならぬことかはされば龜は尊敬せねばならぬなり

南方老人用龜支牀足行二十餘歲老人死移牀龜尙生不死龜能行氣導引問者曰龜至神若此然太卜官得生龜何爲輒殺取其甲乎近世江上人有得名龜畜置之家因大富與人議欲遣去人教殺之勿遣遣之破人家龜見夢曰送我水中無殺吾也其家終殺之殺之後身死家不利

【龜】南方の老人龜を用いて、牀の足を支へて、其の足の缺けたるを補へり、之れを行ふこと二十餘歳にして、老人死去せしかば、其の牀を他所へ移したるに、龜は尙は生きて死なざりき、龜は、能く氣血を循環し、筋脈を導引して、自ら生活する者なり、之れを尋ねる者の曰はく、「龜は、至りて神靈なること、此の如し、ざるを、太卜の官は、生きたる龜を得て、何とて容易く之れを殺して其の甲を取るかと、近世江上の人に名高き龜を得て之れを畜へ置きたる者あり、其の家それらに就きて大に富めり、其の人他人と評議して、其の龜を江中へ遣り去らむと思ひしに、或る人之れを殺して江中へ遣ることなかれと教へて、若し之れを江中へ遣らば、人の家を破滅するなむといふ、其の時、龜は、主人の夢枕に立ちて曰はく、「我れを水中へ送れ、吾れを殺すことなかれ」と、其の家終に之れを殺したり、之れを殺したる後、其の身は死亡し、其の家は福利ならざりき、

人民與君王者異道人民得名龜其狀類不宜殺也以往古故事言之古明王聖主皆殺而用之宋元王時得龜亦殺而用之謹連其事於左方令好事者觀擇其中焉

【宋元王】……宋は、王と稱せず、春秋の時に、元公ありて、徳を失ひて、詐りをもて、諸公子を殺したれども、強盛の事、龜を得たる事なければ、此の本文は、卜者家の別傳ならむ、
【人民と君王とは、仕方を異にすれば、人民は、名高き龜を得たるときは、其の様子は、殺さぬが善きに似たり、往古の故事をもて、之れを言はむに、昔の明王聖主は、皆龜を殺して、之れを用いたり、宋の元王の時に、龜を得て、亦殺して之れを用いたり、今、謹めて其の事柄を左方に連ねて、事を好む者をして、其の事柄を觀察して、其の中庸なることを擇び取らむ、

宋元王二年江使神龜使於河至於泉陽漁者豫且舉網得而囚之置之籠中夜半龜來見夢於宋元王曰我爲江使於河而幕網當吾路泉陽豫且得我我不能去身在患中莫可告語王有德義故來告訴元王惕然而悟乃召博士衛平而問之曰今寡人夢見一丈夫延頸而長頭衣玄繡之衣而乘輜車來見夢

於寡人曰我爲江使於河而幕網當吾路泉陽豫且得我我不
能去身在患中莫可告語王有德義故來告訴是何物也

○龜策列傳第六十八 江神の神なり、(「揚然」……懼る、さまなり、「丈夫」……周の世には、八尺を一丈とせり、人の身の長は八尺なるが故に、一人前の男子を丈夫といふ、「輜車」……荷車なり、
○宋の元王の二年に、江水の神、神靈なる龜をして、河水の神の許へ使ひに往かしめたり、其の龜、泉陽縣へ至りしに、漁者の豫且といふ者、網を引き舉げて、其の龜を得て、之れを囚へて、籠の中に置きたり、然るに、夜半の頃、其の龜來りて、宋の元王の夢枕に立ちて曰はく、「我れ江水の神の爲めに、河水の神の許へ使ひに往かむとせり、然るに、幕を張りたる如き網ありて、吾が通路に當たりて、泉陽縣の漁者の豫且といふ者、我れを得たり、我れ去ること能はずして、身は患難の中に在りて、其苦みを告げ語るべき者なし、大王には、德義ある御方なるが故に、來りて之を告げ訴ふるなり」と、元王之れを聞きて、惕然として懼れて、夢醒めたり、是に於て、博士の衛平といふ者を召して、其の事を尋ねて曰はく、「今、拙者は、夢に一人の丈夫を見たり、其の頭筋は延びて、其の頭は長し、黒き縫ひ取りの著物を著て、荷車に乗りて、來りて拙者の夢枕に立ちて曰はく、「我れ江水の神の爲めに、河水の神の許へ使ひに往かむとせり、然るに、幕を張りたる如き網ありて、吾が通路に當たりて、泉陽縣の漁者の豫且といふ者、我れを得たり、我れ去ること能はずして、身は患難の中に在りて、其の苦みを告げ語るべき者なし、大王には、德義ある御方なるが故に、來りて之れを告げ訴ふるなり」と、是れは如何なる物ぞ」と、
○楊慎の曰はく、宋の元王の龜を殺し、事類を連ね義を行して、三千言皆韻語を用たりと、○唐順之の曰はく、此の文、本と佳ならざれども、韻をもて勝されりと、

衛平乃援式而起仰天而視月光觀斗所指定日處鄉規矩
爲輔副以權衡四維已定八卦相望視其吉凶介蟲先見乃對
元王曰今昔壬子宿在牽牛河水大會鬼神相謀漢正南北江
河固期南風新至江使先來白雲壅漢萬物盡留斗柄指日使
者當囚玄服而乘輜車其名爲龜王急使人問而求之王曰善
○斗柄……北斗星なり、「日處鄉」……日輪の處り向ふ所なり、「規矩」……規は、ぶんまはしなり、矩は、曲尺なり、「權衡」……權は、分銅なり、衡は、天秤なり、「四維」……東西南北の四維の方角なり、「介蟲」……甲ある蟲なり、龜の類なり、「今昔」……今夕なり、昨夜といはむが如し、「宿」……二十八宿なり、「牽牛」……星の名なり、「漢」……天の河なり、「江河固期」……江河の流れの四時の常期を失はぬなり、「斗柄」……北斗の劍先星なり、
○衛平は、元王の尋ねを受けて、吉凶を占ふ道具の式を引き寄せて、其の座を起ちて、天を仰ぎて、月の光りを視、北斗星の指す所を觀、日輪の處り向ふ所を定めて、ぶんまはしと曲尺とを補助とし、分銅と天秤との釣り合ひを添へて、東西南北の四維の方角は已に定まり、乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦は望み合ひたれば、其の吉凶を占ひ視るに、甲ある蟲の象先づ見はれたれば、元王に對へて曰はく、「昨夜の壬子は、二十八宿の星の宿りは、牽牛星に在り、河水大に會合して、鬼神相談せり、天の河は、南より北へ正しく見えて、江河の流れは、四時の常期を失はず、南風新に至りて、江水の神の使者先づ來りしに、白雲天の河を壅ぎて、萬物殘らざる留置せり、江河劍先星、日輪を指したれば、其の使者は、囚はれねばならぬ苦なり、其の囚はれたる使者は、黒き著物を著て、荷車に乘れり、其の名を龜とす、大王には、急遽に人をして之れを尋ね求めさせたまへ」と、元王の曰はく、「至極尤なり」と、

於是王乃使人馳而往問泉陽令曰漁者幾何家名誰爲豫且
豫且得龜見夢於王王故使我求之泉陽令乃使吏案籍視圖
水上漁者五十五家上流之廬名爲豫且泉陽令曰諾乃與使
者馳而問豫且曰今昔汝漁何得豫且曰夜半時舉網得龜使
者曰今龜安在曰在籠中使者曰王知子得龜故使我求之豫
且曰諾即系龜而出之籠中獻使者

○龜策列傳第六十八 是に於て、元王は、人をして、馬を馳せて、往きて泉陽縣の令に尋ねさせて曰はく、「其の地の漁者は、何軒あるぞ、名を豫且といふ者は、誰なるぞ、其の豫且といふ者龜を得たり、其の龜大王の夢枕に立てり、大王には、此の故に、我れをして之れを尋ね求めさせたまふ」と、泉陽縣の令斯くと聞きて、役人をして、戸籍を取り調べさせ、地圖を視させしに、水上の漁者は、五十五軒ありて、川上の廬舎に住める者の名を豫且と呼びたれば、泉陽縣の令の曰はく、「委細承知せり」と、是に於て、泉陽縣の令は、元王の使者と一所に馬を馳せて、豫且の廬舎へ至りて、尋ねて曰はく、「昨夜汝は漁業をして何物を得たる」と、豫且の曰はく、「夜半の時に、網を引き舉げて、龜を得たり」と、使者の曰はく、「今、龜は何方に在る」と、豫且の曰はく、「籠の中に在り」と、使者の曰はく、「大王には、御身の龜を得たるこ

とを知りたまひしが故に、我れをして、之れを尋ね求めさせたまへり」と、豫且の曰はく、「委細承知せり」と、即座に龜を繋ぎて、之れを籠の中より出だして、使者に獻上せり、

使者載行、出於泉陽之門、正晝無見、風雨晦冥、雲蓋其上、五采青黃、雲雨並起、風將而行、入於端門、見於東箱、身如流水、潤澤有光、望見元王、延頸而前、三步而止、縮頸而卻、復其故處、元王見而怪之、問衛平曰、龜見寡人、延頸而前、以何望也、縮頸而復、是何當也、

【雲雨】……一本には、雷雨に作れり、従ふべし、【端門】……宮城の正門なり、【東箱】……箱は、廂に同じ、正殿の東西の室の箱に似たるを東箱、西箱といふ、

使者は、豫且より龜を受け取りて、之れを車に載せて、行きて泉陽縣の城門を出でたるに、眞晝なれども、物見えず、風吹き起り、雨降り出で、あたりは眞の暗となり、黒雲其の車の上を蓋ひて、五色青黃を現じ、雷雨並びに盛んに起り、風吹き送りて、其の車を引き立て、行けり、斯くて、宮城の正門へ入りて、正殿の東の室の東箱にて元王に謁見せしに、其の擧へたる龜の身は、流る、水の如く、潤澤ありて、光りあり、元王を望み見て、頸筋を延べて、前の方へ進み出づること三足にして止まり、頸筋を縮めて、退却して、其の以前の處へ戻りたり、元王之れを見て、不思議に思ひて、衛平に尋ねて曰はく、「龜は、拙者を見て、頸筋を延べて、前の方へ進み出でたるが、こは、何を望めるか、頸筋を縮めて、跡戻りせり、是れ如何なる事に當たるか」と、

衛平對曰、龜在患中、而終昔囚、王有德義、使人活之、今延頸而前、以當謝也、縮頸而卻、欲亟去也、元王曰、善哉、神至如此乎、不可久留、趣駕送龜、勿令失期、

【終昔】……終夕なり、夜通しなり、
【終昔】衛平對へて曰はく、「龜は、患難の中に在りて、夜通し籠の中に囚はれたり、大王には、德義ありて、人をして、之れを活かさせたまへり、今、頸筋を延べて、前の方へ進み出でたるは、御禮を申し上ぐるに當たり、頸筋を縮めて、退却したるは、速に去りたしと思へるなり」と、元王の曰はく、「至極尤なることよ、神理の至り及べること、此の如くなるか、さらば、久しく留め置くべからず、馬車の支度を催促して、早く龜を送り歸せ、期限を失はしむることなかれ」と、

衛平對曰、龜者、是天下之寶也、先得此龜者、爲天子、且十言十當、十戰十勝、生於深淵、長於黃土、知天之道、明於上古、游三千歲、不出其域、安平靜、正動、不用力、壽蔽天地、莫知其極、與物變化、四時變色、居而自匿、伏而不食、春倉夏黃、秋白冬黑、明於陰陽、審於刑德、先知利害、察於禍福、以言而當、以戰而勝、王能寶之、諸侯盡服、王勿遣也、以安社稷、

【食】……若と通ず、青きなり、
【衛平對へて曰はく】「龜は、是れ天下の寶なり、先づ此の龜を得たる者は、天子とならむ、しかのみならず、十たび物を言はば、十たびなり、遊ぶこと三千歳にして、其の居る處の區域を出でず、安らげく平かに、靜けく正しくして、身を動かさず、力を用はず、壽命は天地を蔽ひて、其の極まりを知ることなし、物と共に變化して、四時折り／＼に色を變ず、居れば自ら匿れ伏して、何物をも食はず、春は青く、夏は黄に、秋は白く、冬は黒し、陰陽に明らかにして、刑罰恩德に審かなり、先づ利害を知り、禍福を察す、此の龜をもて物を言はば、屹度當たり、此の龜をもて戰はば、屹度勝たむ、大王能く此の龜を寶としたまはば、天下の諸侯は、殘らず歸服せむ、大王には、此の龜を放ち遣りたまふことなかれ、此の龜をもて社稷國家を安んじたまへ」と、

元王曰、龜甚神靈、降于上天、陷於深淵、在患難中、以我爲賢、德厚而忠信、故來告寡人、寡人若不遣也、是漁者也、漁者利其肉、

寡人貪其力下爲不仁上爲無德君臣無禮何從有福寡人不忍奈何勿遣

元王の曰はく、龜は、甚だ神靈なるに、上天より降り、深き淵に陥ち入りて、患難の中に在りて、我れをもて賢者なりとし、徳義厚くして、忠誠信實なりと思ひたるが故に、來りて拙者の夢枕に立ちて、其の苦みを告げたるなり、拙者若し放ち遣らば、是れ漁者も同様ならむ、漁者は、龜の肉を利用し、拙者は、龜の力を食ひ取らば、下なる漁者は、無慈悲となり、上なる拙者は、無徳義とならむ、君も臣も禮儀なくば、何に由りて幸福あらむ、拙者は、之れを留め置くに忍び難し、何とて之れを放ち遣らばに置かるべき」と。

衛平對曰不然臣聞盛德不報重寄不歸天與不受天奪之寶今龜周流天下還復其所上至蒼天下薄泥塗還徧九州未嘗愧辱無所稽留今至泉陽漁者辱而囚之王雖遣之江河必怒務求報仇自以爲侵因神與謀淫雨不霽水不可治若爲枯旱風而揚埃蝗蟲暴生百姓失時王行仁義其罰必來此無佗故其祟在龜後雖悔之豈有及哉王勿遣也

衛平對へて曰はく、「さにあらず、臣が兼ね、聞き及びたるには、盛んなる恩徳には、報いませず、重く寄せられたる者は、引き留めて歸さず、天の與ふる者を遠慮して受けざれば、天は之れが寶を奪ふとなり、今、龜は、天下中の國を周流して、其の場所へ立ち戻らむとせり、上は蒼天に至り、下は泥塗に迫り、九州を廻らざれば、未だ一度も愧辱を受けず、引き留められたる所もなし、さるを、今、泉陽縣へ至りしに、漁者之れを辱めて囚へたれば、大王之れを放ち遣りたまふといふとも、江河の神は、屹度怒りて、務めて仇を報いむことを求めて、自ら大王は龜を侵し取りたりと思ふならむ、それに就きて、此の神と相談せば、長雨は霽れずして、洪水は處置せられざらむ、若しは又、草木を枯らす日照りとなり、暴風吹きて、塵埃を揚げ、稻蟲俄に生じて、百姓農業の時期を失はむ、大王龜を救ひて、仁義を行ひたまふとも、其の冥罰は、屹度來らむ、此れ他の仔細にてはなく、其の祟りは、龜の一たび囚はれたるに在り、後日になりて、其の禍を悔いたまふといふとも、いかで間に合ふことあるべき、大王には、龜を放ち遣りたまふことなかれ」と。

元王慨然而歎曰夫逆人之使絶人之謀是不暴乎取人之有以自爲寶是不彊乎寡人聞之暴得者必暴亾彊取者必後無功桀紂暴彊身死國亾今我聽子是無仁義之名而有暴彊之道江河爲湯武我爲桀紂未見其利恐離其咎寡人狐疑安事此寶趣駕送龜勿令久留

元王慨然として歎息して曰はく、「全體、人の使者に逆らひ、人の謀計を絶ち切るは、是れ手荒きことならずや、人の所有物を取りて、自ら之れを寶とするは、是れ強ふることならずや、拙者の兼ね、聞き及びたるには、手荒きことにて得たる者は、屹度手荒きことを受けて失ふなり、強ひて取りたる者は、屹度後日に其の功なきとなり、夏の桀王、殷の紂王は、手荒く強ふることをして、其の身は死に、其の國は亡びき、今、我れ御身の言葉を聽き納れて、龜を留め置かば、是れ仁義の名聞なくして、手荒く強ふる仕方あり、江河の神は、殷の湯王、周の武王となり、我れは、夏の桀王、殷の紂王とならむ、未だ其の利益なることを見ずして、其の苦めに罹ららむことを氣遣はる、なり、拙者は、狐疑して決せざるなり、いかで此の龜の寶を我が事に用ゐるべき、馬車の支度を催促して、早く龜を送り歸せ、久しく留め置かしむることなかれ」と。

衛平對曰不然王其無患天地之間累石爲山高而不壞地得爲安故云物或危而顧安或輕而不可遷人或忠信而不如誕謾或醜惡而宜大官或美好佳麗而爲衆人患非神聖人莫能盡言春夏秋冬夏或暑或寒暑不和賊氣相奸同歲異節其時使然故令春生夏長秋收冬藏或爲仁義或爲暴彊暴彊有鄉

仁義有時萬物盡然不可勝治

【賊氣相好】……邪氣の互に犯すなり、【有】……成るに向ふことあるなり、
【衛平對】……曰はく、大王には、さる事を心配したまふことなけれ、天地の間に、石を積み果ねて山とすれば、高くして崩壊せず、地は其の山を載せて、安泰なることを得たり、されば、古語に云はく、何物は、或は危険にして、反りて安泰なることあり、或は軽くして、運されぬものあり、人は、或は忠誠信實にして、誑謗虚妄なるに如かざることあり、或は醜惡姦邪にして、大なる役人となるに宜しきことあり、或は美好佳麗にして、衆人の患害となることあり、神聖の人にあらざれば、能く此の理を言ひ盡くすことなし、春秋冬の四季は、或は暑く、或は寒し、寒さ暑さの和順ならざる時は、邪氣互に犯して、物を害すれば、寒き時には、寒からねばならず、暑き時には、暑からねばならず、一年の間に、歳を同じくして、季節を異にし、其の時を然らしむるなり、されば、春をして禾苗を發生せしめ、夏をして之れを成長せしめ、秋をして物成りを取り入れしめ、冬をして之れを仕舞ひ置かしむ、或は仁義を行ひ、或は手荒く強ふることを行ふ、手荒く強ふること、成るに向ふことあり、仁義も、時によることあり、萬物残らずかやうなれば、何事も一概に仁義のみにては治められぬなり、

大王聽臣、臣請悉言之。天出五色以辨白黑，地生五穀以知善惡，人民莫知辨也。與禽獸相若，谷居而穴處，不知田作，天下禍亂，陰陽相錯，忽忽疾疾，通而不相擇，妖孽數見，傳爲單薄。聖人別其生，使無相獲，禽獸有牝牡，置之山原，鳥有雌雄，布之林澤，有介之蟲，置之谿谷，故牧人民爲之城郭，內經閭術，外爲阡陌，夫妻男女，賦之田宅，列其室屋，爲之圖籍，別其名族，立官置吏，勸以爵祿，衣以桑麻，養以五穀，耕之耰之，鉏之耨之，口得所嗜，目得所美，身受其利，以是觀之，非彊不至，故曰：田者不彊，困倉

不盈，商賈不彊，不得其贏，婦女不彊，布帛不精，官御不彊，其勢不成，大將不彊，卒不使令，侯王不彊，沒世無名，故云彊者，事之始也，分之理也，物之紀也，所求於彊，無不有也，王以爲不然，

【忽忽疾疾】……迅速なるさまなり、【通而不相擇】……人民は、押し並べて、善惡を擇ばぬなり、即ち惡を去り、善に就き、谷穴より出で、田地を耕作することを知らぬなり、【妖孽】……妖は、童謡草木などの怪事なり、孽は、孽の俗字にして、禽獸蟲蛇などの怪事な術とす、【阡陌】……阡は、田の中の南北の道なり、陌は、田の中の東西の道なり、【賦】……割り付くるなり、【耰】……種を下して、土を覆ふなり、【鉏】……鋤に同じ、草を鋤き取るなり、【耨】……草を刈り取るなり、【閭閻】……閭は、圓き蔵なり、閻は、四角なる蔵なり、【圖籍】……大王には、臣が説を聴き納れたまはし、臣は殘らず之れを申し上げむことを請ふ、天は、青、黄、赤、白、黒の五色を出だして、白黒を辨じ得らるゝやうにせり、地は、稻、麥、菽、黍、稷の五穀を生じて、善惡を知り得らるゝやうにせり、然るに、人民は、此の分り易き者を知り辨ふるゝやうにせり、禽獸と似寄りて、谷に居、穴に處て、田地を耕作することを知らず、天下禍亂し、陰陽互に錯亂して、忽忽疾疾とし、迅速に推し移れども、人民は、押し並べて、善惡を擇ばず、即ち惡を去り、善に就き、谷穴より出で、田地を耕作することを知らず、童謡、草木、禽獸、蟲蛇などの怪事度々見はれて、世々相傳へて、下等なる風俗となりぬ、其の時、聖人世に出で、人と物との生活を區別して、互に獲取することなからしめ、獸類には牝牡あれば、之れを山原に置き、鳥類には雌雄あれば、之れを森澤に布き、介甲ある蟲類は、之れを谿谷に置けり、されば、人民を牧養するには、之れが城郭を拵へ、内は閭術の組み合ひを経營し、外は田の間の東西南北の道を拵へ、一家に夫妻男女あれば、之れに田畑宅地を割り付け、其の家屋を建て列ね、之れが地圖と戸籍とを拵へて、其の姓名親族を差別し、役所を立て、役人を置きて、爵祿をもて、勤め勵まし、桑をもて、蠶を養ひて、それより取りたる絹、及び麻をもて、之れに著せ、五穀をもて、之れを養ひ、田地を耕し、種を下して、土を覆ひ、田畑の草を鋤き取り、刈り取ることを教へたれば、人民は、皆口には嗜み好む物を得、目には美しく見ゆる物を得、身に其の便利なることを受くることを得たり、是れをもて觀察すれば、何事も、強ひて行ふにあらずれば、成し遂ぐるに至らぬなり、されば、古語に曰はく、何田地を耕作する者は、強ひて行はざれば、圓き蔵にも、四角なる蔵にも、穀物一杯にならず、商人は、強ひて行はざれば、其の餘分の利益を得ず、婦女は、強ひて行はざれば、布帛精好ならず、人民を御駕する役人は、強ひて行はざれば、其の權勢成り立たず、大將は、強ひて行はざれば、士卒使令に従はず、侯王は、強ひて行はざれば、世を没へ身を終へたる後までも名譽なし」と、されば、又古語に云はく、強ひて行ふは、萬事の始めなり、本分の道理なり、萬物の綱紀なり、強ひて行ふことに求むることあらぬことなし」と、さるに、大王には、さにあらずと思し召されたり、

王獨不聞玉櫝、隻雉出於昆山、明月之珠出於四海、鐻石拌蚌、

傳賣於市、聖人得之、以爲大寶、大寶所在、乃爲天子、今王自以爲暴、不如拌蚌於海也、自以爲彊、不過鐫石於昆山也、取者無咎、寶者無患、今龜使來抵網、而遭漁者得之、見夢自言是國之寶也、王何憂焉、

【玉璽、雙雉】……玉にて作れる箱を一羽の雉の羽根にて飾るなり、【鐫石拌蚌】……石を刻みて、玉を取り、蚌蛤を割りて、珠を取るなり、大王には、獨り玉にて作れる箱を一羽の雉の羽根にて飾れる者は、崑崙山より出で、明月の珠は、四方の海より出づることを聞こし召されぬか、石を刻みて、玉を取り、蚌蛤を割りて、珠を取りて、市中に傳へ賣れば、聖人は、之れを得て、大なる寶とせり、大なる寶の在る所は、天子となるなり、今、大王には、自ら龜を留め置くことを手荒き仕方と思し召さるれど、龜を留め置くは、蚌蛤を海に割りて珠を取る程のことにはあらぬなり、自ら龜を留め置くことを強ふる仕方と思し召さるれど、石を昆山に刻みて玉を取るには過ぎざるなり、取る者には、何等の咎めもなく、寶とする者には、何等の患害もなし、今、龜は、江水の神の爲めに使ひして、泉陽縣まで來りて、網に至りて、漁者に遭ひて、之れに得られたれば、大王の夢枕に立ちて、自ら是れは國の寶なりと言へり、大王には、何とて心配したまふに及ばむ」と、以上、衛平の言葉なり、

元王曰、不然、寡人聞之、諫者福也、諛者賊也、人主聽諛、是愚惑也、雖然、禍不妄至、福不徒來、天地合氣、以生百財、陰陽有分、不離四時、十有二月、日至爲期、聖人徹焉、身乃無災、明王用之、人莫敢欺、故云、福之至也、人自生之禍之至也、人自成之禍與福同、刑與德雙、聖人察之、以知吉凶、

【日至】……冬至、夏至なり、【徹】……此の理に通達するなり、元王の曰はく、「さにあらず、拙者の策なく、聞き及びたるには、諫めは幸福なり、諛ひは賊害なり、人主の諛ひを聽き納るゝは、是れ愚惑なりとなり、然りといへども、禍は妄りに至らず、福は徒に來らず、天地氣を合はせて、百財を生ず、陰陽とに分際ありて、春夏の四時を離れず、一年十二箇月にして、冬至、夏至を期限とす、聖人は、此の理に通達して、身に災害なし、明王は、之れを用いて、春夏押し切りて欺くことなし、されば、古語に云はく、「福の至るは、人の自ら之れを生ずるなり、禍の至るは、人の自ら之れを成すなり、禍は福と同じく、刑罰は恩徳と雙ぶ、聖人之れを察して、吉凶を知る」と、

桀、紂之時、與天爭功、擁遏鬼神、使不得通、是固已無道矣、諛臣有衆、桀有諛臣、名曰趙梁、教爲無道、勸以貪狼、繫湯、夏臺、殺關龍逢、左右恐死、偷諛於傍、國危於累卵、皆曰無傷、稱樂萬歲、或曰未央、蔽其耳目、與之詐狂、湯卒伐桀、身死國亡、聽其諛臣、身獨受殃、春秋著之、至今不忘、

【擁遏】……擁は、塞と通ず、塞ぎ止むるなり、【未央】……天命は未だ半ばにも至らざるなり、夏の桀王、殷の紂王の時には、天と手柄の優劣を争ひ、鬼神の所爲を塞ぎ止めて、通ずることを得ざらしめき、是れ固より已に無道なるが上に、諛諛の臣も多人數ありき、夏の桀王には、諛諛の臣ありて、名を趙梁といへり、此の者桀王を教へて、無道なることをせしめ、貪慾虎狼の行ひを勸めて、殷の湯王を夏臺の牢屋に繋ぎ、忠臣の關龍逢を殺害せしかば、左右の近臣、皆死刑に逢はむことを恐れ、諛ふことを桀王の傍に偷み行へり、此の時、國家の危きことは、鳥の卵を累ねたるよりも甚しかりしかど、皆曰はく、「明大王には御瑕瑾なし」と、口々に稱讚して、御世萬歳を樂みて、或は天命は未だ半ばにも至らねば、國家は永く榮ゆべしといひて、桀王の耳目を蔽ひ昏まして、之れと一所に詐り狂ひたれば、殷の湯王、遂に桀王を伐ちて、桀王の身は死に、國は亡びき、此の如く其の諛諛の臣の言葉を聽き納れて、其の身は獨り殃を受けき、春秋の記録に其の始末を書き著して、今に至るまで、世人の忘れざることなり、

紂有諛臣、名爲左彊、誇而目巧、教爲象郎、將至於天、又有玉牀、犀玉之器、象箸而羹、聖人剖其心、壯士斬其脰、箕子恐死、被髮

佯狂殺周太子歷囚文王昌投之石室將以昔至明陰競活之
與之俱入於周地得太公望興卒聚兵與紂相攻文王病死
載尸以行太子發代將號為武王戰於牧野破之華山之陽紂
不勝敗而還走圍之象郎自殺宣室身死不葬頭懸車軫四馬
曳行

【目巧】……目分量にて上手に室を作るなり、【象郎】……郎は廊と通ず、象牙をもて飾りたる廻廊なり、一説には、畫像の室なりといへり、【聖人剖其心】……比干の胸を切り裂きたるをいふ、【壯士斬其脗】……朝に水を沸りたる者の脚の脛を絶ち切りたるをいふ、【殺周太子歷】……歴は、季歴なり、伯邑考の誤まりならむ、伯邑考は、周の文王の長子にして、殷の村王に烹殺されたり、【將以昔至明】……夕方より明朝までの間に殺さむとするなり、【軫】……車の後部の横木なり、

殷の村王には、詭譎の臣ありて、名を左強といへり、此の者己れの器量に誇りて、目分量にて上手に室を作りて、村王に教へて、象牙をもて飾りたる廻廊を拵へて、其の高きこと、天に届かむとせり、其の上に又、村王の御座には、玉の牀及び犀角と玉とをもて作りたる器あり、菜羹を食ふに、象牙の箸を用ひたり、而して、聖人の比干の陳めたるを怒りて、其の胸を切り裂き、朝に水を沸りたる壯士の脚の脛を絶ち切りたれば、箕子は、死刑に逢はむことを恐れ、散らし髪になりて、氣違ひの眞似をせり、村王は、又周の文王の長子の伯邑考を殺し、文王の昌を囚へて、之れを石室に投げ込みて、夕方より明朝までの間に殺さむとせしかば、陰謀といふ者文王を救ひ活かし、之れと俱に逃亡して、周の地へ入り、是に於て、文王は、太公望を手に入れて、兵卒を興こし聚めて、村王と攻め合ひしが、文王は病死せしかば、其の死骸を車に載せて進行し、太子の發、文王に代はりて、將となりぬ、之れを號して武王とす、武王は、村王と牧野に戦ひて、之れを華山の南に破りたれば、村王は、勝たずして敗れて、還り走りしに、武王は、之れを象牙をもて飾りたる廻廊の中に取り圍みたれば、村王は、宣室といふ奥殿にて自殺せり、而して、其の身は、死にて葬られずして、其の切り首は、車の後部の横木に懸けられて、四匹の馬にて曳き行かれき、

寡人念其如此陽如涓湯是人皆富有天下而貴至天子然而
大傲欲無厭時舉事而喜高貪狼而驕不用忠信聽其諛臣而

為天下笑今寡人之邦居諸侯之間曾不如秋毫舉事不當又
安亡逃

【涓湯】……沸湯なり、【厭】……飽き足るなり、【秋毫】……獸の毛は、秋に至りて、脱け替はりて、細くなるものなれば、物事の極めて些細なることを秋毫といふ、

拙者は、此の夏の桀王、殷の村王の如き成り行きを念へば、腸は沸湯の如くになりぬ、是の人とは、皆富みは、天下を有ちて、貴きことば、天子にまでなりぬ、さりながら、大に傲慢にして、懸心飽き足る時なく、事を舉げ行へば、高き大なることを喜び、貪欲虎狼の行ひをして、驕り高ぶりて、忠誠信實なる者を用ひず、其の詭譎の臣の言葉を聽き納れて、身は死に、國は亡びて、天下中の物笑ひとなりぬ、今、拙者の邦は、諸侯の間に介まり居りて、其の狭小なること、秋になりて脱け替はりたる獸類の毛の細きにたにも及ばざれば、事を舉げ行ひて、道理に當たらずば、此の上に又、何方へ逃亡して、身を全くせらるべき」と、以上、元王の言葉なり、

衛平對曰不然河雖神賢不如崑崙之山江之源理不如四海
而人尙奪取其寶諸侯爭之兵革為起小國見囚大國危殆殺
人父兄虜人妻子殘國滅廟以爭此寶戰攻分爭是暴彊也故
云取之以暴彊而治以文理無逆四時必親賢士與陰陽化鬼
神為使通於天地與之為友諸侯賓服民衆殷喜邦家安寧與
世更始湯武行之乃取天子春秋著之以為經紀

【源理】……本源筋道なり、【更始】……新たに事を仕直すなり、
衛平對へて曰はく、『さにあらず、河水の神は、賢明なりといへども、崑崙山の高きには及ばず、江水の本源筋道は、四方の海の深きには及ばず、而して、人は、崑崙山の高きにも四方の海の深きにも拘はらず、尙ほ其の珠玉の寶を奪ひ取り、諸侯は、之れを得むことを争ひて、兵革軍事を起し、小國は打ち亡ばされ、大國は危殆になり、人の父兄を殺し、人の妻子を生け捕り、國土を殘害し、宗廟を破滅して、此の寶を争ひて、戦攻分争せるは、是れ手荒く強ふる仕方なり、されば、古語に云はく、呵之れを取るには、手荒く強ふる仕方をもて取りて、之れを治むるには、文物條理をもて治む」と、春夏秋冬の四時の季に逆ふことなく、蛇度賢士を親み、陰陽と共に變化し、鬼

神使役せらるゝやうになり、天地の道に過じて、天地の朋友になり、諸侯は徳に懐きて歸服し、衆民は盛んに喜び、邦家は安寧にして、世間と共に新たに事を仕直さむことを宜しけれ、殷の湯王、周の武王は、此の仕方を行ひて、天子の尊位を取られしを、春秋の記録に其の始末を書き著して、後の人主の經紀法則とせり、

王不自稱湯武而自比桀紂爲暴彊也固以爲常桀爲瓦室紂爲象郎徵絲灼之務以費民賦斂無度殺戮無方殺人六畜以韋爲囊囊盛其血與人懸而射之與天帝爭彊逆亂四時先百鬼嘗諫者輒死諛者在傍聖人伏匿百姓莫行天數枯旱國多妖祥螟蟲歲生五穀不成民不安其處鬼神不享飄風日起正晝晦冥日月並蝕滅息無光列星奔亂皆絕紀綱以是觀之安得久長雖無湯武時固當亾故湯伐桀武王剋紂其時使然乃爲天子子孫續世終身無咎後世稱之至今不已是皆當時而行見事而彊乃能成其帝王

【瓦室】……瓦葺きの室なり、昔は是れにても贅澤なりしなり、【徵絲灼之】……絲を取り立て、薪の代はりに焚くなり、【六畜】……牛、馬、雞、犬、羊、豚なり、【章】……もみかはなり、【先百鬼嘗】……また神々に供へざる初物を食ふなり、【螟】……苗の心を食ふ蟲なり、【飄風】……早手風なり、
大王の自ら殷の湯王、周の武王の如しと稱したまはずして、自ら夏の桀王、殷の紂王の手荒く強ふることをしたるに比べたまひて、固より常の事として、怪みたまはざるこそ心得ぬ、桀王は、瓦葺きの室を拵へ、紂王は、象牙をもて飾りたる廻廊を拵へて、其の宮殿を贅澤にし、絲を取り立て、薪の代はりに焚きて、務めて人民の貨財を費やし、租税の賦斂法度なく、刑罰の殺戮方向なく、人民の所有せる牛、馬、雞、犬、羊、豚の六畜を安りに殺し、草をもて囊を拵へ、囊の中に其の畜類の血を盛りて、人と共に、其の囊を高き處に懸け

て、之れを射て、天を射ることに見立て、天帝と強弱を争ひ、四時の季節を逆亂して、何事をするにも、季節に拘はらず、また神々に供へざる初物を食ひて、天地鬼神を輕蔑せられたり、諫むる者は、其の度毎に死刑に處せられ、諛ふ者は、君の傍に在り、聖人は伏し匿れ、百姓は行儀なし、天は度、草木を枯らす日照りを降し、國に不吉なる怪事多く、苗の心を食ふ螟蟲歲ごとに生じ、五穀成熟せずして、人民は、其の居處に安堵せず、鬼神は、怒りて其の祭りを享けず、早手風日ごとに吹き起り、眞實も眞の暗となり、日月並びに蝕して、氣息して光りなく、列星奔り亂れて、皆其の紀綱法度を絶ち失へり、是れをもて觀察すれば、いかで久しく長く天下を有つことを得べき、湯王、武王なしといふとも、其の時は、固より滅亡すべし、されば湯王の桀王を伐たれ、武王の紂王に勝たれしは、其の時の然らしめたるなり、されば、湯王、武王は、天子となられて、子孫世を續ぎて、身を終ふるまで、何等の咎めもなく、天下後世之れを稱讚して、今に至るまで止まざるなり、是れ皆行ふべき時に當たりて行ひ、事を見て強ひて行ひて、能く其の帝王の事業を成就せられしなり、
今龜大寶也爲聖人使傳之賢士不用手足雷電將之風雨送之流水行之侯王有德乃得當之今王有德而當此寶恐不敢受王若遣之宋必有咎後雖悔之亦無及已

【將】……送るなり、
今、龜は、大なる寶なり、大王の如き聖人の爲めに使はるゝものなり、之れを御使者の賢士に傳ふるに、手足の勞を用はずして、雷電之れを送り、風雨之れを送り、流水之れを行たり、侯王に德あれば、其の龜を受くるに當たるを得るなり、今、大王には、御徳ありて、之れを受くるに當たりたれば、押し切りて、受けたまはざらむことを氣遣はるゝなり、大王にして、若し之れを放ち遣りたまはば、宋の國には、屹度天の咎めあらむ、後日になりて、其の咎めを悔いたまふといふとも、亦追ひ付くとならむのみ、以上、衛平の言葉なり、
元王大悅而喜於是元王向日而謝再拜而受擇日齋戒甲乙最良乃刑白雉及與驪羊以血灌龜於壇中央以刀剝之身全不傷脯酒禮之橫其腹腸荊支卜之必制其創理達於理文相錯迎使工占之所言盡當邦福重寶聞于傍鄉殺牛取革被鄭之桐草木畢分化爲甲兵戰勝攻取莫如元王元王之時衛平

相宋宋國最彊龜之力也

【甲乙最其】……甲乙の日最も吉日なるなり、【刑白雉及與驪羊】……刑は殺すなり、及與の二字は、孰れか餘計ものならむ、驪羊は、黒き羊なり、【脯酒】……乾したる肉と酒となり、【刑支】……刑の木の枝をもて龜の甲を焼くなり、【制其創】……制は、製に同じ、龜の甲を割き取るなり、【理達於理】……龜の甲の筋目より筋目に達するなり、【文相錯迎】……錯迎は、錯互なり、模様に入り交るなり、【工】……卜者なり、【福】……戒むるなり、【革】……なめしがはなり、【被鄭之桐】……鄭の國の桐の木をもて廟にしたる太鼓に張るなり、

元王始めて合點して、大に満足して、心嬉しく思ひたり、是に於て、元王は、日輪に向ひて、天の賜物を謝して、再拜して、其の龜を受けて、物忌みをして、吉日を擇びしに、甲乙の日は、最も吉日なりければ、其の日になりて、白き雉と黒き羊とを殺して、其の血をもて、龜に灌ぎかけて、祭壇の中央に於て、刀をもて龜の甲を割き取りしに、龜の身は全くして、無疵なりければ、乾したる肉と酒とを供へて、之れを禮して、龜の腹腸を横様にして、刑の木の枝をもて龜の甲を焼きて、之れを卜し、しかと龜の甲を割き取りたり、其の甲の筋目より筋目に達して、其の模様入り交りたれば、卜者をして、之れを占はしめたるに、其の言へること殘らず當たりたり、是に於て、宋の邦にては、重き寶の龜を藏めて、其の隣近傍の村里に聞こえたり、是に於て、元王は、牛を殺して、變化する、甲冑兵刃となりて、太鼓の皮として、鄭の國の桐の木をもて廟にしたる太鼓に張りたるに、宋の國の草木は、殘らず分かれて、變化して、甲冑兵刃となりて、戦へば勝ち、攻むれば取ること、元王に及ぶ者なかりけり、元王の時に、衛平は、宋の宰相となりぬ、宋の國の最も強かりしは、此の龜の力なり、

故云、神至能見夢於元王、而不能自出漁者之籠、身能十言盡當、不能通使於河、還報於江、賢能令人戰勝、攻取不能自解於刀鋒、免剝刺之患、聖能先知、亟見而不能令衛平無言、言事百全、至身而攀、當時不利、又焉事賢、賢者有恆常、士有適然、是故明有所不見、聽有所不聞、人雖賢、不能左畫方、右畫圓、日月之能勝鬼神、地柱折、天故母椽、又柰何責人於全、

【學】……引き留められて繋がる、なり、一般には、欄に作るべしといへり、【適然】……當然なり、【聽】……聴の誤まりならむ、【雄渠、謹門】……皆昔の弓の名なり、【天故母椽】……椽は、屋根の横木なり、天の東南に傾きたるをいふ、

身は、能く十たび物を言ひて、十たびながら殘らず當たりたれども、使ひの用事を河水の神に通じて、立ち戻りて、江水の神に報告すること能はず、其の賢なることは、能く人をして戦へば勝ち攻むれば取らしむれども、自ら刀鋒を解除して、其の甲を割がれ其の肉を刺さる、患へを免る、こと能はず、其の聖なることは、能く先づ物事を知り、速に物事を見れども、衛平をして言説することなからしむること能はず、事を言ひて、百たび全けれども、其の身に至りては、引き留められて繋がれて、時に當たりて利益あらざれば、其の上に見えぬことあり、聴耳も物の聞こえぬことあり、人は、賢才ありといへども、同時に左の手にて四角なる形を畫き、右の手にて圓き形を畫くこと能はず、日月の明らかなるも、時としては、浮かべる雲に光りを蔽はる、なり、羿は、弓の上手の名あれども、雄渠と謹門との名人には及ばず、夏の禹王は、能く多智の名あれども、鬼神に勝つこと能はず、昔に人類のみならず、昔し、蚩尤の亂にて、地の柱の折れしより、天も、此の故に、屋根の横木のなくなりたるが如く、東南に傾きて、満足ならざれば、其の上に又、何とて人に全からむことを責め求めらるべきと、

孔子聞之曰、神龜知吉凶、而骨直空枯、日爲德、而君於天下、辱於三足之鳥、月爲刑、而相佐、見食於蝦蟇、蝟辱於鵠、騰蛇之神、而殆於卽且、竹外有節理、中直空虛、松柏爲百木長、而守門閭、日辰不全、故有孤虛、黃金有疵、白玉有瑕、事有所疾、亦有所徐、物有所拘、亦有所據、罔有所數、亦有所疎、人有所貴、亦有所不如何可而適乎、物安可全乎、天尚不全、故世爲屋不成、三瓦而陳之以應之、天下有階、物不全、乃生也、

【卽且】……能く虎を制すれども、鵠を見れば、地に仰ぐ者なり、【騰蛇】……龜の類なり、【卽且】……蜈蚣(むかで)なり、【守門閭】……伐られて人の門閭となるなり、【日辰不全、故有孤虛】……日は、十干なり、辰は、十二支なり、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸

の十干を子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支に配當すれば、十干の外に二支の餘りを生ず、其の餘りたる二支を孤といふ、又干支相配したる中の二支の餘りたる二支と相對する者を虚といふ、例へば、甲子を以て始まりたる十日は、戌、亥の二支餘るが故に、戌、亥を孤とし、辰、巳の二支は、戌、亥と相對するが故に、辰、巳を虚とす、餘の甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅、甲子、推して知るべし、孤、虚、空位なるが故に、全からずといへるなり、【罔】……網に同じ、【數】……密なるなり、【階】……階級なり、

孔子此の說を聞かれて曰はく、『神靈なる龜は、能く吉凶を知れども、人に殺されて、骨は直ちに空しく枯る、日は、陽にして、恩徳を主りて、天下に君臨すれども、其の中に三足の鳥ありて、之れが爲めに辱めらる、月は、陰にして、利罰を主りて、日の恩徳を輔佐すれども、其の中に蝦蟇ありて、之れが爲めに食はる、鵲は、能く虎を制すれども、鷓を見れば、地に仰きて、之れが爲めに辱めらる、龍の類なる騰蛇の神靈なるも、蜈蚣に觸を食はれて、危き目に逢ふ、竹は、外部に節理あれども、内部は眞直にして空虚なり、松、柏は、百木の長なれども、伐ちて人の門閥となる、十干の日、十二支の辰も、全からぬが故に、十二支に孤と虚との空位あり、黄金にも疵あり、白玉にも瑕あり、事は、疾き所あれども、亦及ばざる所あり、一得一失、一長一短は、免れ難きことなれば、何とて左様に宜しきに適ふべき物は、いかに全かるべき、彼の若くたる上天す、尙は東南に傾きて、全からぬが故に、世人は、屋根を造るに、三枚の瓦を缺きて、之れを陳列して、天の全からぬに應じたり、天下の物は、皆階級ありて、齊等ならず、物は、全からずして、生活するなり』と、

褚先生曰、漁者舉網而得神龜、龜自見夢宋元王、元王召博士衛平、告以夢龜狀、平運式定日月、分衡度、視吉凶、占龜與物色、同平諫、王留神龜、以爲國重寶、美矣、古者筮必稱龜者、以其令名所從來久矣、余述而爲傳、

【衡度】……衡は、天秤なり、度は、天の度数なり、

褚先生の曰はく、『漁者網を引き舉げて、神靈なる龜を得たるに、其の龜自ら宋の元王の夢枕に立ちたれば、元王博士の衛平を召して、龜を夢見たる様子を告げたるに、衛平吉凶を占ふ道具の杖を運轉して、日月の方位を定め、天秤をもて、天の度数を分かちて、吉凶を視たるに、其の占ひに用ゐるべき龜は、事物の様子と一致したれば、衛平は、元王の放ち遣らむとするを諫め止めて、此の神靈なる龜をもて國の重寶なりとせり、是れは誠は結構なることよ、古人卜筮に蛇度龜を置せしは、其の善き名の由りて來ること久しきをもてなり、余れ其の說を述べて、龜策の傳を拵へたり』と、

三月 二月 正月 十二月 十一月 四月 首仰 足

開 吟開 首俛大 五月 橫吉 首俛大 六月 七月
 八月 九月 十月

【吟】……飲まるなり、

燒きたる龜の形狀を掲げむに、三月、二月、正月、十二月、十一月、四月の六箇月は、首仰ぎ、足開くなり、足の飲まり開き、首俛して大なるは、五月なり、横は吉にして、首俛して大なるは、六月、七月、八月、九月、十月の五箇月なり、

卜禁日子亥戌、不可以卜及殺龜、日中如食已卜、暮昏龜之徵也、不可以卜、庚辛可以殺、及以鑽之、常以日且祓龜、先以清水澡之、以卵祓之、乃持龜而遂之、若嘗以爲祖、人若已卜、不中皆祓之、以卵、東向立、灼以荊若剛木、土卵指之者、三持龜、以卵、周環之、祝曰、今日吉、謹以梁、卵、煇、黃、祓去玉靈之不祥、玉靈必信、以誠知萬事之情、辯兆皆可占、不信不誠、則燒玉靈、揚其灰、以徵後龜、其卜必北向、龜甲必尺二寸、

【日中如食已卜】……日中に日蝕の如く薄昏くなりたるときは、其の濟みたる後に卜するなり、【徵】……龜の縮まりて分明ならぬなり、【鑽】……前に見えたり、【祓】……拂ひ清むるなり、【遂】……洗ふなり、【遂】……トするなり、【嘗】……常と通ず、【法】……法なり、常法とするなり、【剛木】……生の堅き木なり、【土卵指之者三】……土にて拵へたる鶏卵をもて、指先にて三度龜を撫で廻して、不祥を拂ふなり、【梁、卵、煇、黃】……梁は、梁に作るべし、米なり、煇は、龜を燒く木なり、黃は、黃絹なり、米と鶏卵とを黃絹に包みて、之れを以て、龜を燒くなり、【玉靈】……龜の尊稱なり、下文の玉靈夫子も同じ、

トすることを禁ずべき日は、子の日と、亥の日と、戌の日とは、トし及び龜を殺すべからず、又日中に日蝕の如く薄昏くなりたるときは、其の濟みたる後に卜すべし、又日の暮れ方は、龜の縮み縮まりて分明ならぬ時なれば、トすべからず、庚辛の日には、龜を殺し及び

甲を削ぎ取るべし、常に早朝をもて龜を拂ひ清むるなり、其の仕方は、先づ清水をもて龜を洗ひ、雞卵をもて龜を撫で廻して、拂ひ清めて、龜を持ちて、之れをトすること常に常法とするが如くに鄭重にするなり、人若し已にトして、中たらざれば、皆雞卵をもて龜を拂ひ清めて、東の方へ向ひて立ちて、荊の木若しは生の堅き木をもて龜を焼き、土にて拵へたる雞卵をもて、指先にて三度龜を撫で廻して、不祥を拂ひ、龜を持ちて、其の雞卵をもて撫で廻しながら、祝ひ祈りて曰はく、『今日は吉日なれば、龜みて米と雞卵とを糞糶に包みて、之れをもて焼きて、玉靈の不祥を拂ひ清め去れり、玉靈は、屹度信誠にして、萬事の情實を知らしめよ、甲の表に見はれたる兆候を辯明して、皆占ふべからしめよ、若し信誠ならずば、玉靈を焼き棄て、其の灰を掲げ飛ばして、更に跡の龜を取り寄せむ』と、其のトするときは、屹度北の方へ向ふ、龜の甲は、屹度一尺二寸なり、

ト先以造灼鑽、鑽中已又灼、龜首各三、又復灼所鑽、中曰正身、灼首曰正足、各三、即以造三周、龜祝曰、假之玉靈、夫子、夫子、玉靈、荆灼而心、令而先知、而上行於天、下行於淵、諸靈數剽、莫如汝信、今日良日、行一良貞、其欲ト某、即得而喜、不得而悔、即得發鄉、我身長、大手、足收入、皆上偶、不得發鄉、我身挫折、中外不相應、手足滅去、

【造】……龜なり、【諸靈數剽】……種々の神靈なるト筮の書なり、索隱に曰はく、剽は、策の別名なりと、字書には、此の字なし、【其欲ト】……一本には、其を某に作れり、某は、トする者の自ら稱するなり、【上偶】……上の方に合ふなり、トするときは、先づ龜をもて削ぎ取りたる甲を焼くなり、其の甲の中央を削ぎ取り終はりて、又焼くなり、龜の首を焼くこと、各三たびす、又重ねて削ぎ取りたる甲の中央を焼く、之れを正身といふ、首を焼く、之れを正足といふ、正身も、正足も、各三たびす、やがて龜のまはりには、龜を三たび廻して、祝ひ祈りて曰はく、『之れを玉靈天子より借用せり、夫子玉靈よ、荊の木をもて汝の心を焼きて、汝をして先づ吉凶を知らしむ、汝は、上は天に行き、下は淵に行けり、種々の神靈なるト筮の書も、汝の信實なるに及ぶものなし、今日は良日にして、某が身の行ひは良貞なり、某は或る事をトせむと思へり、某若し信實なる兆候を得ば、喜悅せむ、信實なる兆候を得ずば、後悔せむ、若し信實なる兆候を得る譯けならば、發して我れに向ひて、身長大にして、手足收まり入りて、上の方に合へ、信實なる兆候を得る譯けならば、發して我れに向ひて、身挫折して、内外相應せずして、手足滅び去れ』と、

靈龜ト祝曰、假之靈龜、五筮五靈、不如神龜之靈、知人死、知人生、某身良、某欲求某物、即得也、頭見足發、内外相應、即不得也、頭仰足吟、内外自隨、可得占、

神靈なる龜をもてトするときは、祝ひ祈りて曰はく、『之れを神靈なる龜に借用せり、五たび筮して、五たび神靈なるは、神靈なる龜の神靈の、人の死を知り人の生を知るに及ばず、某の身の行ひは良貞なり、某或る物を求めむと思へり、若し信實なる兆候を得る譯けならば、頭見はれ、足發きて、縮み入らずして、内外相應せよ、若し信實なる兆候を得る譯けならば、頭仰ぎ、足飲まれ』と、内外自然に隨ひ應ずれば、占ふことを得べし、

ト占病者、祝曰、今某病困、死首上開、内外交駭、身節折、不死首仰足吟、

病者ト占するときは、祝ひ祈りて曰はく、『今、某は病みて困めり、死なば、首上に開き、内外交駭きて、異狀を呈し、身の關節挫折せよ、死なば、首仰ぎ、足飲まれ』と、

ト病者崇曰、今病有崇、無呈、無崇有呈、兆有中崇、有内外崇有外、

【有内】……内に在れなり、【有外】……外に在れなり、病者の崇りをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、『今、病ひに崇りあらば、兆候を呈することなかれ、崇りなくば、兆候を呈することあれ、其の兆候は、中の崇りあらば、内に在れ、外の崇りあらば、外に在れ』と、

ト繫者出不出、不出横吉安、若出足開、首仰有外、

牢屋に繫がれたる者の出でむか出でざらむかをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、『出でずば、横吉にして、安かれ、若し出でば、足開き、首仰ぎて、外に在れ』と、

ト求財物其所當得得首仰足開内外相應即不得呈兆首仰足盼

財物を求めて、其の得べき所をトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「得ば、首仰ぎ、足開きて、内外相應せよ、若し得ずば、其の呈する兆候は、首仰ぎ、足斂まれ」と。

ト有賣若買臣妾馬牛得之首仰足開内外相應不得首仰足盼呈兆若横吉安

臣妾馬牛を賣り渡し若しは買ひ取ることあるときは、祝ひ祈りて曰はく、「之れを得ば、首仰ぎ、足開きて、内外相應せよ、得ずば、首仰ぎ、足斂まれ」と、其の呈する兆候、若し横吉なれば、安し。

ト擊盜聚若干人在某所今某將卒若干人往擊之當勝首仰足開身正内自橋外下不勝足盼首仰身首内下外高

【橋】……高きなり、喬の字として見るべし。
軍盜若干人某所に在るを撃たむことをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「今、某の將卒若干人往きて、之れを撃たむに、勝利を得べし、首仰ぎ、足開き、身正しくして、内は自然に高く、外は下かれ、勝利を得べからずば、足斂まり、身も、首も、内は下く、外は高かれ」と。

ト求當行不行行首足開不行足盼首仰若横吉安安不行

行くべきか行くべからざるかを求むるときは、祝ひ祈りて曰はく、「行かば、首も足も開け、行かざば、足斂まり、首仰げ」と、若し横吉なれば、安し、安ければ、行かぬ方なり。

ト往擊盜當見不見見見首仰足盼有外不見足開首仰

在れ、見ずば、足開き、首仰げ」と。
往きて盜賊を撃つに其の盜賊を見るべきか見るべからざるかをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「見ば、首仰ぎ、足斂まれ」と、足斂まれば、勝つこと外に在り、「見ずば、足開き、首仰げ」と。

ト聞盜來不來來外高内下足盼首仰不來足開首仰若横吉安

盜賊ありと聞きて、其の盜賊の來るか來らざるかをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「來らば、外高く、内下く、足斂まり、首仰げ、來らざば、足開き、首仰げ」と、若し横吉なれば、安し、之れを期するに、自然に至るなり。

ト遷徙去官不去去足開有盼外首仰不去自去即足盼呈兆若横吉安

【次】……至るなり。
自分の遷り徙りて官を去るか去らざるかをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「去らば、足開き、外を斂め、首仰ぐことあれ、去られずとも、我れ自ら去らば、即座に足斂まれ」と、其の呈する兆候若し横吉なれば、安し。

ト居官尚吉不吉呈兆身正若横吉安不吉身節折首仰足開

官に居て尚ほ吉なるか吉ならざるかをトするときは、祝ひ祈りて曰はく、「吉ならば、其の呈する兆候は、身正しく、若しは横吉にして、安かれ、吉ならずば、身の關節挫折し、首仰ぎ、足開き」と。

ト居室家吉不吉吉呈兆身正若横吉安不吉身折節首仰足開

【身折節】……身節折に作るべし。

室家に居るに吉なるか吉ならざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「吉ならば、其の呈する兆候は、身正しく、若しは横吉にして、安かれ、吉ならずば、身の關節挫折し、首仰ぎ、足開け」と、

【熟】……熟に同じ、
年内の禾稼の成熟するか、成熟せざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「成熟せば、首仰ぎ、足開きて、内外自然に高く、外自然に垂れよ、成熟せずば、足斂まり、首仰ぎて、外に在れ」と、

卜歳中民疫不疫、疫首仰足脛、身節有彊外、不疫身正首仰足開、

年内に人民流行病に罹るか流行病に罹らざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「流行病に罹らば、首仰ぎ、足斂まり、身の關節突き張りて、外に在れ、流行病に罹らざるば、身正しく、首仰ぎ、足開け」と、

卜歳中有兵無兵、無兵呈兆若横吉安、有兵首仰足開、身作外彊情、

【身作外彊情】……此の句誤脱あらむ、
年内に兵亂あるか兵亂なきかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「兵亂なくば、其の呈する兆候は、若し横吉ならば、安かれ、兵亂あらば、首仰ぎ、足開き、身は外彊情を作せ」と、

卜見貴人吉不吉、吉足開首仰、身正内自橋、不吉首仰身節折、足脛有外、若無漁、

【若無漁】……此の三字は、餘計ものならむ、

貴人に逢ふに、吉なるか吉ならざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「吉ならば、足開き、首仰ぎ、身正しくして、内自然に高かれ、吉ならずば、首仰ぎ、身の關節挫折し、足斂まりて、外に在れ」と、

卜請謁於人、得不得、得首仰足開、内自橋、不得首仰足脛有外、

人に面謁して物事を頼み込むに、面謁することを得るか得ざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「面謁することを得ば、首仰ぎ、足開きて、内自然に高かれ、面謁することを得ずば、首仰ぎ、足斂まりて、外に在れ」と、

卜追囚人、當得不得、得首仰足脛、内外相應、不得首仰足開、若横吉安、

逃亡人を追ひ掛けて、手に入るべきか手に入らざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「手に入らば、首仰ぎ、足斂まりて、内外相應せよ、手に入らば、首仰ぎ、足開き、若しは横吉にして、安かれ」と、

卜行遇盜、不遇、遇首仰足開、身節折、外高、内下、不遇、呈兆、

【呈兆】……此の下に闕文あらむ、
行きて盜賊に出逢ふか出逢はざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「出逢はば、首仰ぎ、足開き、身の關節挫折し、外高く、内下かれ、出逢はずば、其の呈する兆候は、……」

卜天雨不雨、雨首仰有外、外高、内下、不雨、首仰足開、若横吉安、

天雨降るか雨降らざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「雨降らば、首仰ぎて、外に在れ、外高くして、内下かれ、雨降らば、首仰ぎ、足開き、若しは横吉にして、安かれ」と、

卜天雨霽不霽，霽呈兆足開首仰，不霽橫吉。

【橫吉】……吉の下に安の字を脱せるなりむ。

【天雨降りて、霽るか霽れざるかを卜するときは、祝ひ祈りて曰はく、「霽れば、其の呈する兆候は、足開き、首仰げ、霽れずば、横吉にして、安かれ」と、

命曰横吉安、以占病、病甚者一日不死、不甚者卜曰瘳不死、繫者重罪不出、輕罪環出、過一日不出、久毋傷也、求財物、買臣妾馬牛、一日環得、過一日不得、不得行者不行、來者環至、過食時不至、不來擊盜不行、行不遇聞盜不來、徙官不徙、居官家室皆吉、歲稼不孰、民疾疫無疫、歲中無兵、見人行不行、不喜請謁、人不行不得、追囚人、漁獵不得、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、

【卜曰】……曰は、日の誤りなりむ【環】……環と通ず【不得不得】……下の二字は、餘計ものなりむ【無疫】……疫は、病の誤りなりむ、一本には、疾に作れり、

【トして得たる命に曰はく、「横吉なれば、安し、それにて病ひを占ふに、病ひ甚しき者は、一日間には死なざらむ、病ひ甚しかりざる者は、トする日に、平癒して、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、重罪ならば、出でざらむ、輕罪ならば、還り出でむ、一日を過ぎば、出でざらむ、久しくなりても、氣遣ひなからむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、一日ならば、還りて得む、一日を過ぎば、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、還りて至らむ、食時を過ぎて至らざらむ、盜賊を撃つは、行かざらむ、行くも、出逢はざらむ、盜賊多りと聞かば、來らざらむ、官に徙るは、徙らざらむ、官に居るも、家室に居るも、皆吉なり、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民の疾疫は、無病ならむ、年内に兵亂なからむ、人に逢はむとて行くは、行かずは、喜ばらざらむ、人に面謁して、物事を頼み込むは、行かずは、得ざらむ、逃亡人を追ひ掛け、又は水に漁りし、山に獵りするは、獲物あざらむ、行きて盜賊に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れば、霽れざらむ」と、

命曰呈兆病者不死、繫者出行者行、來者來市買得、追囚人得、過一日不得、問行者不到、

【トして得たる命に曰はく、「其の呈する兆候は、病める者は、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、行く者は、行かむ、來る者は、來らむ、買ひ物は、得む、逃亡人を追ひ掛くるは、得む、一日を過ぎば、得ざらむ、行く者を問ふは、到らざらむ」と、

命曰柱徹卜病不死、繫者出行者行、來者來而市買不得、憂者毋憂、追囚人不得、

【トして得たる命に曰はく、「柱徹は、病ひをトするに、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、行く者は、行かむ、來る者は、來らむ、而して、物の賣り買ひは、得む、心配する者は、心配なからむ、逃亡人を追ひ掛くるは、得ざらむ」と、

命曰首仰足矜、有内無外、占病病甚不死、繫者解求財物、買臣妾馬牛不得、行者聞言不行、來者不來、聞言不來、聞言不至、徙官聞言不徙、居官有憂、居家多灾、歲稼中孰、民疾疫多病、歲中有兵、聞言不開、見貴人吉、請謁不行、行不得善言、追囚人不得、漁獵不得、行不遇盜、雨不雨、甚霽不霽、故其莫字皆為首備、問之曰備者仰也、故定以為仰、此私記也、

【開】……一本には、聞に作れり、從ふべし【不雨】……不の字は、餘計ものなりむ【其莫字】……龜の文理なり、トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足矜なり、内に在りて、外になきは、病ひ甚しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、解き放されむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、行く者は、言葉を開きて行かざらむ、來る者は、來らざらむ、盜賊ありと聞かば、來らざらむ、人の言葉を聞かば、至らざらむ、官に徙るは、徙らざらむ、官に居るは、心配あらむ、家に居るは、災難多かり」と、

ちむ、年内の禾稼は、中等に成熟せむ、人民の疾病は、病ひ多からむ、年内に兵亂あらむ、言葉を開くは、聞かれざらむ、貴人に逢ふは、吉なり、貴人に面謁して、物事を頼み込むは、行はれざらむ、行くは、身の爲めになる善言を得ざらむ、逃亡人を追ひ掛くるは、得ざらむ、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行きて盜賊に出逢はざらむ、雨は、雨降ること甚しからむ、霽れは、霽れざらむ」と、されば、其の莫の字は、皆首の備はること、せり、之れを問ふに、曰はく「備はるは、仰ぐなり」と、されば、定めて仰ぐとす、此れ私の記なり、

命曰首仰足脰、有内無外、占病病甚不死、繫者不出、求財買臣、妾不得行者不行、來者不來、擊盜不見、聞盜來内自驚、不來徙、官不徙、居家家室不吉、歲稼不孰、民疾疫有病甚、歲中無兵、見貴人吉、請謁追囚人不得、囚財物財物不出、得漁獵不得、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、凶。

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足脰まり、内に在りて、外になきは、病ひ甚しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、財を求め、臣妾を買ふは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、盜賊を撃つは、見えざらむ、盜賊來ると聞きて、内に自ら驚きて、來らざらむ、官に徙るは、徙らざらむ、官に居るは、家室に居るも、吉なり、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民の疾病は、病ひあること甚しからむ、年内に兵亂なからむ、貴人に逢ふは、吉なり、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛くるは、得ざらむ、財物を失ふは、其の財物出で得ざらむ、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行きて盜賊に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、凶なり」と、

命曰呈兆首仰足脰、以占病病篤死、繫囚出求財物、買臣妾馬牛不得、行不行、來不來、擊盜不相見、聞盜來不來、徙官不徙、居官久多憂、居家家室不吉、歲稼不孰、民病疫、歲中毋兵、見貴人不吉、請謁不得、漁獵得少、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、不吉。

トして得たる命に曰はく、「其の呈する兆候の首仰ぎ、足脰まるは、それにて病ひを占ふに、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、行くは、行かざらむ、來るは、來らざらむ、盜賊を撃つは、相見ざらむ、盜賊の來るを聞くは、來らざらむ、官に徙るは、徙らざらむ、官に居るは、久しかりければ、心配多からむ、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民は、疫病に罹からむ、年内に兵亂なからむ、貴人に逢ふは、吉ならず、貴人に面謁して、物事を頼み込むは、得ざらむ、水に流りし、山に獵りするは、得ること少なからむ、行きて盜賊に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉ならず」と、

命曰呈兆首仰足脰、以占病病篤死、繫囚出求財物、買臣妾馬牛不得、行不行、來者來、擊盜不見、盜來不來、徙官徙、居官不久、居家家室不吉、歲稼不孰、民疾疫有而少、歲中無兵、見貴人不見吉、請謁追囚人、漁獵不得、行遇盜、雨不雨、霽小吉。

トして得たる命に曰はく、「其の呈する兆候の首仰ぎ、足脰まるは、それにて病ひを占ふに、病ひ危篤にして、死なむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、行く者は、行かむ、來る者は、來らむ、盜人を見ざらむ、盜人の來るを聞くは、來らざらむ、官に徙るは、徙らむ、官に居るは、久しかりければ、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民の疾疫は、あれども少なからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、逢はれざれども吉なり、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行きて盜人に逢はむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、小吉なり」と、

命曰首仰足脰、以占病不死、繫者久毋傷也、求財物、買臣妾馬牛不得、行者不行、擊盜不行、來者來、聞盜來、徙官聞言不徙、居家室不吉、歲稼不孰、民疾疫少、歲中毋兵、見貴人得見、請謁追囚人、漁獵不得、行遇盜、雨不雨、霽不霽、吉。

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足斂まるは、それにて病ひを占ふに、死なざらむ、牢屋に繋かれたる者は、久しくなれども、氣遣ひなからむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、盗人を撃つは、行かざらむ、来る者は、来らむ、盗人ありと聞くは、来らむ、官に徙るは、人の言葉を聞きて往らざらむ、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民の疾疫は、少なからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、逢ふことを得む、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行きて盗人に出逢はむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉なり」と、

命曰、首仰足開有内、以占病者、死繫者出、求財物、買臣妾馬牛、不得行者、行來者、來擊盜、行不見盜、聞盜來、不來、徙官、徙居、官不久、居家室、不吉、歲孰、民疾疫、有而少、歲中、毋兵、見貴人、不吉、請謁、追囚人、漁獵、不得、行不遇盜、雨霽、霽小吉、不霽、吉。

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足開きて、内に在るは、それにて病める者を占ふに、死なむ、牢屋に繋かれたる者は、出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、盗人を撃つは、行きて盗人を見ざらむ、盗人の来るを聞くは、来らざらむ、官に徙るは、往らむ、官に居るは、久しからざらむ、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せむ、人民の疾疫は、あれども少なからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、吉ならず、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、霽れむ、霽れば、小吉なり、霽れざれば、吉なり」と、

命曰、横吉内外自橋、以占病、卜曰、毋瘳、死繫者、毋罪、出求財物、買臣妾馬牛、得行者、行來者、來擊盜、合交等、聞盜來、來、徙官、徙居家室、吉、歲孰、民疫、無疾、歲中、無兵、見貴人、請謁、追囚人、漁獵、得行、遇盜、雨霽、雨霽大吉。

トして得たる命に曰はく、「横吉にして、内外自然に高し、それにて病ひを占ふに、トする日に、平癒することなくして、死なむ、牢屋

に繋かれたる者は、罪なくして出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得む、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、盗人を撃つは、合ひ交はること等しからむ、盗人の来るを聞くは、来らむ、官に徙るは、往らむ、家室に居るは、吉なり、年内の禾稼は、成熟せむ、人民には、疾疫なからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得む、行きて盗人に出逢はむ、雨は、霽れむ、雨霽れば、大吉なり」と、

命曰、横吉内外自吉、以占病者、死繫不出、求財物、買臣妾馬牛、追囚人、漁獵、不得、行者、不來、擊盜、不相見、聞盜來、來、徙官、徙居家室、有憂、居家室、見貴人、請謁、不吉、歲稼、不孰、民疾疫、歲中、無兵、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、不吉。

トして得たる命に曰はく、「横吉して、内外自然に吉なり、それにて病ひを占ふに、病める者は、死なむ、牢屋に繋かれたる者は、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、来らざらむ、盗人を撃つは、相見ざらむ、盗人ありと聞くは、来らざらむ、官に徙るは、往らむ、官に居るは、心配あらむ、家室に居、貴人に逢ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、吉ならず、禾稼は、成熟せざらむ、人民は、疾疫せむ、年内に兵事なからむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽らざらむ、吉ならず」と、

命曰、漁人以占病者、病者甚、不死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛、擊盜、請謁、追囚人、漁獵、得行者、行來、聞盜來、不來、徙官、不徙、居家室、吉、歲稼、不孰、民疾疫、歲中、毋兵、見貴人、吉、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、吉。

トして得たる命に曰はく、「漁人は、それにて病める者を占ふに、病める者は、甚しけれども、死なざらむ、牢屋に繋かれたる者は、出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、盗人を撃ち、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得

む、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、盗人の来るを聞くは、来らざらむ、官に往るは、往らざらむ、家室に居るは、吉なり、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民は、疾疫せむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、吉なり、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉なり」と。

命曰、首仰足矜、内高外下、以占病、病者甚不環、有瘳、無死、繫者不出、求財物、買臣妾馬牛、追亡人、漁獵得行、不行、來者來、擊盜勝、徙官不徙、居官有憂、無傷也、居家室多憂病、歲大孰、民疾疫、歲中有兵不至、見貴人、請謁不吉、行遇盜、雨不雨、霽不霽、吉。

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足矜まり、内高く、外下し、それにて病ひを占ふに、病める者は、甚しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得む、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らむ、盗人を撃つは、勝らむ、官に往るは、往らざらむ、官に居るは、心配あれども、氣遣ひなからむ、家室に居るは、心配病氣多からむ、年内の禾稼は、大に成熟せむ、人民は、疾疫せむ、年内に兵事あれども、敵は寄せ来らざらむ、貴人に逢ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込むは、吉ならず、行きて盗人に出逢はむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉なり」と。

命曰、横吉上有仰、下有柱、病久不死、繫者不出、求財物、買臣妾馬牛、追亡人、漁獵不得、行不行、來不來、擊盜不行、行不見、聞盜來不來、徙官不徙、居家室、見貴人、吉、歲大孰、民疾疫、歲中毋兵、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、大吉。

トして得たる命に曰はく、「横吉にして、上に仰ぐことあり、下に柱あり、病める者は、久しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、行かざらむ、行けば、盗人を見ざらむ、盗人の来るを聞くは、来らざらむ、官に往るは、往らざらむ、家室に居り、貴人に逢ふは、吉なり、年内の禾稼は、大に成熟せむ、人民は、疾疫せむ、年内に兵事なからむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、大吉」と。

命曰、横吉榆仰、以占病、病不死、繫者不出、求財物、買臣妾馬牛、至不得、行不行、來不來、擊盜不行、行不見、聞盜來不來、徙官不徙、居家室、見貴人、吉、歲孰、歲中有疾疫、毋兵、請謁、追亡人、不得、漁獵至不得、行不得、行不遇盜、雨霽不霽、小吉。

トして得たる命に曰はく、「横吉にして、榆仰ぐ、それにて病ひを占ふに、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、手元に至れども、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、行かざらむ、行けば、盗人を見ざらむ、盗人の来るを聞くは、来らざらむ、官に往るは、往らざらむ、官に居り、家室に居り、貴人に逢ふは、吉なり、年内の禾稼は、成熟せむ、年内には、疾疫あらむ、兵事あらむ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛くるは、得ざらむ、水に流りし、山に獵りするは、獲物手元に至れども、得ざらむ、先へ行けども、得ざらむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、小吉なり」と。

命曰、横吉下有柱、以占病、病甚不環、有瘳、無死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵不得、行來不來、擊盜不合、聞盜來來、徙官居官、吉、不久、居家室不吉、歲不孰、民毋疾疫、歲中毋兵、見貴人、吉、行不遇盜、雨不雨、霽、小吉。

トして得たる命に曰はく、「横吉にして、下に柱あり、それにて病ひを占ふに、病ひ甚しけれども、順當に日立ちて、跡戻りせず、平癒することありて、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人

を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、合はざらむ、盗人の来るを聞くは、来らむ、官に往り、官に居るは、吉なれども、久しからざらむ、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民は、疾疫なからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、吉なり、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、小吉なり」と。

命曰、載所、以占病、環有瘳、無死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵、得行者、行來者、來擊盜、相見不相合、聞盜來、來徙官、徙居家室、憂見貴人、吉、歲孰、民毋疾疫、歲中毋兵、行不遇盜、雨不雨、霽霽、吉。

トして得たる命に曰はく、「載所は、それにて病ひを占ふに、跡戻りすれども、平癒することありて、死ぬることなからむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得む、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、盗人を撃つは、相見たるのみにて、相合はざらむ、盗人の来るを聞くは、来らむ、官に往るは、徙らむ、家室に居るは、心配あらむ、貴人に逢ふは、吉なり、年内の禾稼は、成熟せむ、人民は、疾疫なからむ、年内に兵事なからむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉なり」と。

命曰、根格、以占病者、不死、繫久母傷、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵、不得、行不行、來不來、擊盜、盜行不合、聞盜不來、徙官不徙、居家室、吉、歲稼中、民疾疫、無死、見貴人、不得見、行不遇盜、雨不雨、大吉。

トして得たる命に曰はく、「根格は、それにて病める者を占ふに、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、久しけれども、氣遣ひなからむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、盗人行けども、合はざらむ、盗人ありと聞くは、来らざらむ、官に往るは、徙らざらむ、家室に居るは、吉なり、年内の禾稼は、中等に成熟せむ、人民は、疾疫あれども、死なざらむ、貴人に逢ふは、逢ふことを得ざらむ、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、大吉なり」と。

命曰、首仰足脰、外高内下、卜有憂、無傷也、行者不來、病久死、求財物、不得、見貴人者、吉。

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足脰まり、外高く、内下し、心配あるを卜するに、氣遣ひなからむ、行く者は、来らざらむ、病ひは、久しくして死なむ、財物を求むるは、得ざらむ、貴人に逢ふは、吉なり」と。

命曰、外高内下、卜病不死、有崇而市買、不得居、官家室不吉、行者不行、來者不來、繫者久母傷、吉。

トして得たる命に曰はく、「外高く、内下し、病ひを卜するに、死なざらむ、崇りありむ、而して、買ひ物は、得ざらむ、官に居り、家室に居るは、吉ならず、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、牢屋に繫がれたる者は、久しけれども、氣遣ひなからむ、吉なり」と。

命曰、頭見足發、有内外相應、以占病者、起繫者、出行者、行來者、來求財物、得、吉。

トして得たる命に曰はく、「頭見はれ、足發きて、内外相應することあり、それにて病める者を占ふに、平癒して起たむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、財物を求むるは、得む、吉なり」と。

命曰、呈兆首仰足開、以占病、病甚死、繫者出、有憂、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵、不得、行不行、來不來、擊盜、不合、聞盜來、來徙官、居官家室、不吉、歲惡、民疾疫、無死、歲中毋兵、見貴

人不吉行不遇盜雨不雨霽不吉

【行行不吉】…行行の一つは、餘計ものなりむ。【霽不吉】…不の下に霽の字を脱せるなりむ。トして得たる命に曰はく、「其の呈する兆候は、首仰ぎ、足開く、それにて病ひを占ふに、病ひ甚しくして、死なむ、牢屋に繋かれたる者は、出づれども、心配あらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、合はざらむ、盗人の来るを聞くは、来らむ、官に徙り、官に居り、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、不出來ならむ、人民は、疾疫あれども、死ぬることなからむ、年内に兵事なからむ、貴人に逢ふは、吉ならず、行きて盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、吉なり」と。

命曰呈兆首仰足開外高内下以占病不死有外崇繫者出有憂求財物買臣妾馬牛相見不會行行來聞言不來擊盜勝聞盜來不來徙官居官家室見貴人不吉歲中民疾疫有兵請謁追囚人漁獵不得聞盜遇盜雨不雨霽凶

【買臣妾馬牛】…此の下に不の得の二字を脱せるなりむ。【霽】…此の下に不の霽の二字を脱せるなりむ。トして得たる命に曰はく、「其の呈する兆候は、首仰ぎ、足開き、外高く、内下し、それにて病ひを占ふに、死なざれども、外の崇りありむ、牢屋に繋かれたる者は、出づれども、心配あらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ふは、得ざらむ、人と相見るは、會はざらむ、行く者は、行かむ、来る者は、人の言葉聞き、来らざらむ、盗人を撃つは、勝たむ、盗人の来るを聞くは、来らざらむ、官に徙り、官に居り、家室に居り、貴人に逢ふは、吉ならず、年内には、人民疾疫せむ、兵事ありむ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛け、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、盗人あるを聞くは、盗人に出逢はざらむ、雨は、雨降らざらむ、霽れは、霽れざらむ、凶なり」と。

命曰首仰足折身折内外相應以占病病甚不死繫者久不出求財物買臣妾馬牛漁獵不得行不行來不來擊盜有用勝聞盜來來徙官不徙居官家室不吉歲不孰民疾疫歲中有兵不至見貴人喜請謁追囚人不得遇盜凶

トして得たる命に曰はく、「首仰ぎ、足折り、身折り、内外相應す、それにて病ひを占ふに、病ひ甚しけれども、死なざらむ、牢屋に繋かれたる者は、久しくして、出でざらむ、財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、水に流りし、山に獵りするは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、盗人を撃つは、勝つことありむ、盗人の来るを聞くは、来らむ、官に徙るは、徙らざらむ、官に居り、家室に居るは、吉ならず、年内の禾稼は、成熟せざらむ、人民は、疾疫せむ、年内に兵事あれども、敵は押し寄せ来らざらむ、貴人に逢ふは、喜ばらむ、貴人に面謁して、物事を頼み込み、逃亡人を追ひ掛くるは、得ざらむ、盗人に出逢はむ、凶なり」と。

命曰内格外垂行者不行來者不來病者死繫者不出求財物不得見人不見大吉

トして得たる命に曰はく、「内格し、外垂る、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、病める者は、死なむ、牢屋に繋かれたる者は、出でざらむ、財物を求めるは、得ざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、大吉なり」と。

命曰横吉内外相應自橋榆仰上柱上柱足足吟以占病病甚不死繫久不抵罪求財物買臣妾馬牛請謁追囚人漁獵不得行不行來不來居官家室見貴人吉徙官不徙歲不大孰民疾疫有兵有兵不會行遇盜聞言不見雨不雨霽霽大吉

命曰頭仰足脛內外自隨トして得たる命に曰はく、「頭仰ぎ、足脛まり、内外自然に隨ふ、病を心配する者をトするに、甚しけれども、死なざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、來らざらむ、財物を求むるは、得ざらむ、人を求むるは、得ざらむ、吉なり」と。ト憂病者甚不死居官不得居行者

行來者不來求財物不得求人不得吉トして得たる命に曰はく、「頭仰ぎ、足脛まり、内外自然に隨ふ、病を心配する者をトするに、甚しけれども、死なざらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、來らざらむ、財物を求むるは、得ざらむ、人を求むるは、得ざらむ、吉なり」と。

命曰橫吉下有柱トして得たる命に曰はく、「横吉にして、下に柱あり、來る者をトするに、來らむ、トする日に、即座に至らざれば、未だ來らざらむ、病める者をトするに、一日を過ぐれば、平癒することなくして、死なむ、行く者は、行かざらむ、財物を求むるは、得ざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ」と。ト來者來ト日即不至未來ト病者過一日

母瘳死行者不行求財物不得繫者出トして得たる命に曰はく、「横吉にして、下に柱あり、來る者をトするに、來らむ、トする日に、即座に至らざれば、未だ來らざらむ、病める者をトするに、一日を過ぐれば、平癒することなくして、死なむ、行く者は、行かざらむ、財物を求むるは、得ざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ」と。

命曰橫吉内外自舉以占病者久不死繫者久不出求財物得而少行者不行來者不來見貴人見吉トして得たる命に曰はく、「横吉にして、内外自然に舉がる、それにて病める者を占ふに、久しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、久しくして、出でざらむ、財物を求むるは、得れども、少なからむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、貴人に逢ふは、逢はむ、吉なり」と。

命曰内高外下疾輕足發求財物不得行者行病者有瘳繫者不出來者來見貴人不見吉トして得たる命に曰はく、「内高く、外下く、疾く輕くして、足發す、財物を求むるは、得ざらむ、行く者は、行かむ、病める者は、平癒することあらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、來る者は、來らむ、貴人に逢ふは、逢はざらむ、吉なり」と。

命曰外格求財物不得行者不行來者不來繫者不出不吉病者死求財物不得見貴人見吉トして得たる命に曰はく、「外格す、財物を求むるは、得ざらむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、吉ならず、病める者は、死なむ、財物を求むるは、得ざらむ、貴人に逢ふは、逢はむ、吉なり」と。

命曰内自舉外來正足發者行來者來求財物得病者久不死繫者不出見貴人見吉トして得たる命に曰はく、「内自然に舉がり、外來り、正足發す、行く者は、行かむ、來る者は、來らむ、財物を求むるは、得む、病める者は、久しけれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出でざらむ、貴人に逢ふは、逢はむ、吉なり」と。

此橫吉上柱外内自舉足脛以下有求得病不死繫者毋傷未出行不行來不來見人不見百事盡吉トして得たる命に曰はく、「凡て、此といへるは、蛇度當時に象ありて、之れに繫ぐるに此の詞を以てせるならむ、今象なく、特に其の占ひを存せるのみと。

此橫吉にして、上柱外内、内自然に舉がり、足脛まり、それにて求むることあるをトするに、得む、病める者は、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、氣遣ひなければ、未だ出でざらむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、百事殘らず吉なり。

此橫吉上柱外内自舉柱足以作以下有求得病死環起繫畱毋傷環出行不行來不來見人不見百事吉可以舉兵此の橫吉にして、上柱外内自然に舉がり、柱足作こるは、それにて求むることあるをトするに、得む、病める者は、一旦死にて、還りて起たむ、牢屋に繫がれたる者は、齒まれども、氣遣ひなくして、還りて出でむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、百事吉なり、兵を舉げべし。

此の橫吉にして、上柱外内自然に舉がり、柱足作こるは、それにて求むることあるをトするに、得む、病める者は、一旦死にて、還りて起たむ、牢屋に繫がれたる者は、齒まれども、氣遣ひなくして、還りて出でむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、百事吉なり、兵を舉げべし。

此の橫吉にして、上柱外内自然に舉がり、柱足作こるは、それにて求むることあるをトするに、得む、病める者は、一旦死にて、還りて起たむ、牢屋に繫がれたる者は、齒まれども、氣遣ひなくして、還りて出でむ、行く者は、行かざらむ、來る者は、來らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、百事吉なり、兵を舉げべし。

此挺詐有外以下有求不得病不死數起繫禍罪聞言母傷行不行來不來

此の挺詐にして、外に在るは、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死なずして、度々起たむ、牢屋に繫がれたる者は、禍の罪ありむ、人の言葉を聞くは、氣遣ひなからむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、

此挺詐有内以下有求不得病不死數起畱禍罪無傷繫出行不行來者不來見人不見

此の挺詐にして、内に在るは、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死なずして、度々起たむ、牢屋に留まりたる者は、禍の罪あれども、氣遣ひなからむ、牢屋に繫がれたる者は、出でむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、

此挺詐内外自舉以下有求得病不死繫母罪行行來來田賈市漁獵盡喜

此の挺詐にして、内外自然に舉がるは、それにて求むることあるをトするに、得む、病める者は、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、罪なからむ、行く者は、行かむ、来る者は、来らむ、田地を耕し、物の賣り買ひをし、水に漁りし、山に獵りするは、殘らず喜びあらむ、

此狐貉以下有求不得病死難起繫畱母罪難出可居宅可娶婦嫁女行不行來不來見人不見有憂不憂

此の狐貉は、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死にて、起ち難からむ、牢屋に繫ぎ留められたる者は、罪なくして、出で難からむ、宅に居るに宜し、嫁を取り、娘を遣るに宜し、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、

此狐徹以下有求不得病者死繫畱有抵罪行不行來不來見

此の狐徹は、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死なむ、牢屋に繫ぎ留められたる者は、罪に至ることありむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、言語定まりて、百事殘らず吉ならず、

此首俯足脰身節折以下有求不得病者死畱繫有罪望行者不來行行來不來見人不見

此の首俯し、足脰まり、身の關節挫折するは、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死なむ、牢屋に繫ぎ留められたる者は、罪の怨みあらむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、

此挺内外自垂以下有求不晦病不死難起繫畱母罪難出行不行來不來見人不見不吉

此の挺にして、内外自然に垂るは、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、病める者は、死なざれども、起ち難からむ、牢屋に繫ぎ留められたる者は、罪なけれども、出で難からむ、行く者は、行かざらむ、来る者は、来らざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ、吉ならず、

此横吉榆仰首俯以下有求難得病難起不死繫難出母傷也

此の横吉にして、榆仰ぎ、首俯すは、それにて求むることあるをトするに、得難からむ、病める者は、起ち難けれども、死なざらむ、牢屋に繫がれたる者は、出で難けれども、氣遣ひなからむ、家室に居て、嫁を取り、娘を嫁に遣るに宜し、

此横吉上柱載正身節折内外自舉以下病者下日不死其一

此の横吉にして、柱に載り、正身節折、内外自舉、以下病者、下日不死、其一

日乃死

此の横吉にして、上柱正しく、身の關節挫折し、内外自然に舉がるは、それにて病める者をトするに、トする日には死なず、其の一日を過ぐれば、死なむ。

此横吉上柱足脛内自舉外自垂以卜病者卜日不死其一日乃死

此の横吉にして、上柱足脛より、内自然に舉がり、外自然に垂るゝは、それにて病める者をトするに、トする日には死なず、其の一日を過ぐれば、死なむ。

為人病首俯足詐有外無内病者占龜未已急死卜輕失大一日不死

【為人病】……龜の兆候の人の病状の如くなるなり、【足詐】……足の匿るゝなり、【卜輕失大】……其の病状は、輕き病ひの如くなるは、トの輕きなり、さりながら、已に病状を成したるは、失ふ所大なるなり。

龜の兆候、人の病状の如くにして、首俯し、足脛外に在りて、内になきは、病める者は、龜を占ふことの未だ濟まざる中に、急に死なむ、其の病状は、輕き病ひの如くにして、トは輕けれども、已に病状を成して、失ふ所大なるは、其の一日の中には死なざらむ。

首仰足脛以下有求不得以繫有罪人言語恐之母傷行不行見人不見

首仰ぎ、足脛まるは、それにて求むることあるをトするに、得ざらむ、牢屋に繫がれたるは、罪あらむ、人の言語は、威し付けて、我れを恐れしむれども、氣遣ひなからむ、行く者は、行かざらむ、人に逢ふは、逢はざらむ。

大論曰外者人也内者自我也外者女也内者男也首俛者憂大者身也小者枝也大法病者足脛者生足開者死行者足開

至足脛者不至行者足脛不行足開行有求足開得足脛者不得繫者足脛不出開出其卜病也足開而死者内高而外下也

大體の論に曰はく、外は、人なり、内は、自我なり、外は、女なり、内は、男なり、首俛すは、心配なり、大なるは、身なり、小ききは、枝なり、大體の法に、病める者は、足脛まるは、生き、足開くは、死す、行く者は、足開くは、至り、足脛まるは、至らざる、行く者は、足脛まるは、行かず、足開くは、行く、求むることあるは、足開くは、得、足脛まるは、得ず、牢屋に繫がれたる者は、足脛まるは、出でず、開くは、出づ、其の病ひをトするに、足開きて、死ぬるは、内高くして、外下ければなり」と、……以上、褚先生の補録なり。

貨殖列傳第六十九

【貨殖】……貨は、貨財なり、殖は、生ずるなり、身代を拵ふる人のことなり、論語の先進の篇に、孔子の弟子の子貢を評したる言葉に、賜は命を受けずして貨殖す」とあり、是れ子貢の身代を拵へたることなり。

老子曰至治之極鄰國相望雞狗之聲相聞民各甘其食美其服安其俗樂其業至老死不相往來必用此爲務輓近世塗民耳目則幾無行矣

【老子】……老子の第八十章なり、但し、其の語は、少し異なり、【輓近】……輓は、晚と通ず、近世のことなり、【塗民耳目】……人民の耳目を塗り塞ぐなり。

老子の曰はく、「天下の至りて治まりたる極度は、鄰國互に望み、人家に飼へる雞の聲も、狗の聲も、互に聞こゆる程に接近すれども、人民は、餘りに其の土地に産する食物を甘んじて、自ら満足し、其の土地の衣服を美麗なりとして、他に求めず、其の土地の風俗に安んじ、其の土地の生業を樂みて、年老いて、死亡するに至るまで、互に往來交通せず、甲の國の人民は、甲の國だけに暮らし、乙の國の人民は、乙の國だけに暮らすなり、上古の淳朴なることは、此の如し」と、是非とも、此の老子の説をもて務めとして、人民をして、自ら満足して、他に求むることなからしめむとするには、輓近の世は、人民の耳目を塗り塞ぎ、一切の利慾を忘れしむるにあらざるは、多分行はるゝことなからむ。

楊慎の曰はく、己れの説を信にせむとして、先づ老子を引ききて、之れを破りて、以て必しも然らずとせり、此れ健吏の文を舞はず手なりと。

太史公曰夫神農以前吾不知已至若詩書所述虞夏以來耳目欲極聲色之好口欲窮芻豢之味身安逸樂而心誇矜勢能之榮使俗之漸民久矣雖戶說以眇論終不能化故善者因之其次利道之其次教誨之其次整齊之最下者與之爭

【聲色】……聲曲と女色となり、「芻豢」……牛羊の類をいふ、草を食ふ獸を飼といひ、穀物を食ふ獸を養といふ、其の食ふ物によりていへるなり、【眇論】……眇は、妙に同じ、高妙の議論なり、【因之】……人民の風俗に因循するなり、【利道之】……利益をもて人民を誘導するなり、【與之爭】……人民と利益を争ふなり、

太史公の曰はく、「夫れ上古の神農伏羲氏より以前の事は、吾れ知らざるのみ、詩經、書經に述べたる帝舜有虞氏、夏の禹王以來の事の若きに至りては、人民の耳目は、聲曲女色の佳好なるを極め盡くさむと思ひ、口には芻豢牛羊の厚味を窮め盡くさむと思ひ、身は安樂に安んじて、心は權勢才能の榮譽を自慢せり、其の風俗の漸よに人民に浸み込みたること久しければ、一軒毎に高妙なる議論をもて説き諭すといふとも、終に上古の淳朴なる美風に變化すること叶はざらむ、されば、上手に天下を治むる者は、其の時々の人民の風俗に因循するなり、其の次ぎの者は、利益をもて人民を誘導するなり、其の次ぎの者は、道理をもて人民を教誨するなり、其の次ぎの者は、法律をもて人民を整齊するなり、最も下等なる者は、人民と利益を争ふなり、

夫山西饒材竹穀纊旄玉石山東多魚鹽漆絲聲色江南出枏梓薑桂金錫連丹沙犀瑇瑁珠璣齒革龍門碣石北多馬牛羊旃裘筋角銅鐵則千里往往山出棊置此其大較也

【饒】……多きなり、【穀】……木の名なり、後世皮を取り紙とす、【纊】……紵の類なり、【旄】……旄牛なり、【聲色】……樂人と美女となり、【枏】……菓の桑に似たる者なり、【梓】……あぶさの木なり、【置】……生薑なり、【桂】……肉桂なり、【連】……鏈に同じ、鉛の未だ煉らざる者なり、【瑇瑁】……龜に似て、甲に斑文あり、器物に飾らるる者なり、【珠】……珠の圓からざる者なり、【齒】……象牙なり、【旃裘】……旃は、毛織りの著物なり、裘は、皮の著物なり、【棊置】……碁石を置き置きたるやうに多きなり、【大較】……大略なり、

夫れ華山より西の方の土地は、材木、竹、穀の類なる纊、旄牛、玉石多し、華山より東の方の土地は、魚、鹽、漆、絲、樂人、美女多し、江南の土地は、枏の木、梓の木、生姜、肉桂、金、錫、鉛の未だ煉らざる連、丹沙、犀、瑇瑁、珠璣、象牙、革を出だす、龍門山、碣石山の北の土地は、馬、牛、羊、毛織りの著物、皮の著物、獸の筋、角多し、銅と鐵とは、千里の間に往往此處にも彼處にも山より出で、碁石を置き置きたるやうに多し、此れ天下の産物の大略なり、

皆中國人民所喜好謠俗被服飲食奉生送死之具也故待農而食之虞而出之工而成之商而通之此寧有政教發徵期會哉人各任其能竭其力以得所欲故物賤之徵貴貴之徵賤各勸其業樂其事若水之趨下日夜無休時不召而自來不求而民出之豈非道之所符而自然之驗邪

【謠俗】……謠は、童謡にして、子供の流行り歌なり、其の流行り歌にて、土地の風俗も分かるものなれば、一般の風俗のことを謠俗といふ、【虞】……山澤の番をして禽獸を捕ふる者なり、【政教發徵期會】……政事教令をもて徵發する期會なり、【賤之徵貴貴之徵賤】……物價の下落するは、賤貴する徴候にして、物價の騰貴するは、下落する兆候なるなり、

此のさまざまの産物は、皆中國の人民の喜び好めるものにして、謠俗の被服、飲食、生者を奉養し、死者を見送るに、缺くべからざる道具なり、されば、農民の耕作するを待ちて、穀物野菜を食ひ、山澤の番をして禽獸を捕ふる虞人ありて、竹木禽獸を出だし、職工ありて、器具を成し、商人ありて、品物を通ず、此れ何ぞ政事教令をもて徵發する期會ありて、而して後に、然ることなるべき、人々、銘々其の勤きに任せ、其の力を竭くして、得たしと思ふものを得るなり、されば、物價の下落するは、賤貴する徴候にして、物價の騰貴するは、下落する徴候なり、人民は、銘々に其の業を勤め勵み、其の事を樂むこと、流るゝ水の下き處へ趨き向ふが如く、日夜休息する時なくして、招き呼ばずして、自然に來り、求めずして、人民は之れを出だすなり、いかで道理に符合する所にして、自然の効驗なるにあらざらむ、

周書曰農不出則乏其食工不出則乏其事商不出則三寶絕虞不出則財匱少財匱少而山澤不辟矣此四者民所衣食之原也原大則饒原小則鮮上則富國下則富家貧富之道莫之奪予而

巧者有餘拙者不足

【周書】……逸書なり、「三寶」……食物と衣服と器具となり、
【周書】曰はく、「農民穀物野菜を出ださざれば、人民の食物缺乏し、職工器具を出ださざれば、人民の仕事缺乏す、商人品物を出ださざれば、食物、衣類、器具の三つの寶の融通断絶す、或人竹木禽獸を出ださざれば、貨財賤しく少なし、貨財賤しく少なくして、山澤開けず、此の四つの者は、人民の衣食する本原なり、本原大なれば、其の物饒多なり、本原小なれば、其の物鮮少なり、上は國を富まし、下は家を富ます、貧富の道は、他人より之れを奪ひ取ることなく、他人より之れを授け與ふることなくして、經濟の上手なる者は餘りあり、經濟の下手なる者は足らず」と。

故太公望封於營丘地潟鹵人民寡於是太公勸其女功極技巧通魚鹽則人物歸之繼至而輻湊故齊冠帶衣履天下海岱之間斂袂而往朝焉其後齊中衰管子修之設輕重九府則桓公以霸九合諸侯一匡天下而管氏亦有三歸位在陪臣富於列國之君是以齊富疆至於威宣也

【海國】……鹽氣ありて作物の出來ぬ場所なり、「女功」……女の手仕事なり、「繼至」……繩の絶えざるやうに打ち續きて至るなり、「冠帶衣履天下」……天下中の冠帯衣履を供給するなり、「海岱之間」……東海と泰山との間なり、「斂袂」……袂は、衽の誤まりなり、衣紋を揃ふなり、「輕重」……錢なり、錢は時の相場にて上がり下がりあるが故に、輕重といふ、「九府」……周に太府、王府、内府、外府、天府、職内、職金等あり、皆貨幣を掌る官なり、「三歸」……三姓の女を娶りたるなり、婦人は、夫の家をもて己の家とする者なれば、人に嫁するを歸といふ、己の家へ立ち歸る意なり、昔は、諸侯は三姓の女を娶り、大夫は一姓の女を娶る定めなり、但し、三姓の女を娶るとはいへど、本妻は一人に限るなり。
【太公望】……太公望は、營丘に封せられしに、其の土地は、鹽氣ありて、作物の出來ぬ場所にして、人民の數も寡なかりければ、是に於て、太公望は、其の土地の女の手仕事を勸め勵まして、綾羅錦繡を織り出さしめて、技術の精巧を極め、又海より出づる魚と鹽とを國へ融通せしかば、四方の人物之れに歸服して、繩の絶えざるやうに打ち續きて至り、車の輻の數に集まるやうに寄り來り、されば、齊の織り物の販路は、極めて盛んになりて、天下中の冠帯衣履を供給する程になり、東海と泰山との間の諸侯は、皆齊を敬ひて、衣紋を揃ひて、其の都へ往きて朝覲せり、其の後、齊は、中頃衰微せしが、管子宰相となりて、太公望の政事を修め整へて、錢を扱ふ九府の役所を設けて、其の財政を

立て直しければ、桓公は、其の御蔭にて、天下の諸侯の旗頭となりて、九たび諸侯を會合し、一たび天下の人心を匡正せり、而して、管氏も、亦大夫の身分にあるまじき三姓の女を娶り、位は陪臣にてありながら、列國の君より富めり、是をもて、齊の國富み兵強きこと、威王、宣王の時代に至れり、

故曰倉廩實而知禮節衣食足而知榮辱禮生於有而廢於無故君子富好行其德小人富以適其力淵深而魚生之山深而獸往之入富而仁義附焉富者得勢益彰失勢則客無所之以而不樂夷狄益甚諺曰千金之子不死於市此非空言也故曰天下熙熙皆爲利來天下壤壤皆爲利往夫千乘之王萬家之侯百室之君尙有患貧而況匹夫編戶之民乎

【君子】……位ある人をいふ、「小人」……位なき人をいふ、「富者」……入り交る者なり、「夷狄」……入り交る者なり、「匹夫」……平民の夫婦を匹夫匹婦といふ、夫婦差し向ひのことなり、されば、匹夫は、下賤の者のことなり、「編戶」……平民の戸籍に編入せらるるなり、
【倉廩】……管子の牧民の篇に曰はく、「倉廩に米穀充實したる上に、人民は、禮儀節義の貴重なることを知る、衣類食物満足したる上に、人民は、榮華彫琢の大切なることを知る」と、禮儀は、物の有るより生じて、物の無きより廢たるなり、されば、君子とて、位ありて、上に立つ人は、富めば、好みて其の恩徳を行ひ、小人とて、位なくして、下に立つ人は、富めば、其の財力に相應したる仕事をするなり、淵は、底深くして、魚之れに生じ、山は、奥深くして、獸之れに往く、之れと同じく、人は、富みたる上にこそ、仁義の行ひ身に附く、富む者は、勢力を得て、其の名益々彰はるれども、貧しくなりて、勢力を失へば、賓客之れを見限りて、往くことなくして、其の人心に樂まず、人の道ある中國にてすら、此の通りなれば、況して人の道なき夷狄は、益々甚し、世俗の言ひ習はしに曰はく、「千金の大金持ちの子は、金力をもて災難を免る、が故に、人手に掛かりて、市中に死なず」と、此れ空言にあらずして、事實なり、されば、又古語に曰はく、「天下中の人民は、鹽酪として、和らぎ樂みて、皆利益の爲めに來り、天下中の人民は、壤壤として、入り交りて、皆利益の爲めに往く、往くも、來るも、利益の爲めに來らざるはなし」と、夫れ兵車千輛を持てる大國の王、人口萬軒の領地を持てる諸侯、人口百軒の知行を持てる君すら、尙ほ貧しきことを心配することあれば、況して匹夫下賤の輩、平民の戸籍に編入せられたる人民共の貧しきことを心配するは、言ふまでもなきことなり、

昔者越王勾踐困於會稽之上乃用范蠡計然計然曰知鬪則修

備時用則知物二者形則萬貨之情可得而觀已故歲在金穰水
 毀木饑火旱旱則資舟水則資車物之理也六歲穰六歲旱十二
 歲一大饑夫糶二十病農九十病末末病則財不出農病則草不
 辟矣上不過八十下不減三十則農末俱利平糶齊物關市不
 治國之道也積著之理務完物無息幣以物相貿易腐敗而食之
 貨勿畱無敢居貴論其有餘不足則知貴賤貴上極則反賤賤下
 極則反貴貴出如糞土賤取如珠玉財幣欲其行如流水修之十
 年國富厚賂戰士士赴矢石如渴得飲遂報彊吳觀兵中國稱號
 五霸

【計然】……范蠡の師匠なり、姓は辛氏、字は文子といふ、其の先代は、晉の國の逃亡したる公子なりとぞ、【時用】……用あるべき時に用
 ありたり、【積】……豐作なり、【糶】……米穀を賣り出すなり、【二十】……一斗の米を二十錢に替ふるなり、【末】……商人をいふ、末利を事と
 する義なり、【齊物】……物價を平均にするなり、【關市不之】……關所と市場との貨物の運上の乏しからぬなり、【積著之理】……著は、貯
 と通ず、貨物を積み貯ふる道理なり、【無息幣】……貨幣の運轉を停滯することなきなり、【腐敗而食之】……米穀の腐敗して貿易するに
 堪へざる者は、之れを食料に充つるなり、【無敢居貴】……物價の騰貴せし時は、賣り拂ひて、決して貯へ置かぬやうにするなり、【貴出如
 糞土】……物價の騰貴せし時は、之れを惜まず賣り出すこと、糞土の如くするなり、【賤取如珠玉】……物價の下落せし時は、之れを大事
 に買ひ取ること、珠玉の如くするなり、
 【計然】昔し、越王の勾踐は、吳王の夫差と戦ひて、敗北して、會稽山の上に閉ぢ籠もりて、困難せしかば、軍師の范蠡と范蠡の師匠の計然とを用
 おて、回復の仕方を相談せしに、計然の曰はく、「敵國と戦闘せねばならぬことを知れば、軍備を修め整ふるなり、品物を用あるべき時に用
 おれば、品物の用立つことを知るなり、此の二つの者、判然として、顯はれ見ゆれば、萬般の貨財の情態は、觀察することを得られむの
 み、されば、五行の運行に就きて考ふるに、歲星の金に在る年は、豐作なり、水に在る年は、饑饉とまでは行かぬとも、作物毀出するなり、木

に在る年は、饑饉なり、火に在る年は、日照りなり、日照りの返しは、洪水なりと思ひて、舟の用意をし、洪水の返しは、日照りなりと思ひて、
 車の用意をするは、物の道理なり、六年目には豐作なり、六年目には日照りなり、十二年目には一たび大に饑饉あるなり、夫れ米穀を賣り出
 すこと、一斗の米を二十錢に替ふれば、餘り安直にして、農民を難澁せしむるなり、一斗の米を九十錢にて賣り出せば、餘り高直にして、商
 人を難澁せしむるなり、商人難澁すれば、貨財出でずして、融通止まるなり、農民難澁すれば、草萊開けずして、田畑荒るなり、上相場は、
 一斗に就きて八十錢に過ぎず、下相場は、一斗に就きて三十錢より減せざれば、農商俱に利益あるなり、米穀の賣り出しを平均にし、物價を
 平均にし、商賣の取り引き繁昌して、關所と市場との貨物の運上乏しからざるは、國を治むる仕方なり、貨物を積み貯ふる道理は、物を完全
 にして、一品にても缺けざるやうにすることを先務として、貨幣の運轉を停滯することなく、物と物とを交換貿易し、米穀の腐敗して貿易
 するに堪へざる者は、之れを自分の食料に充つるなり、貨物を詰め置くことなれば、物價の騰貴せし時は、之れを賣り拂ひて、決して貯へ置
 かぬやうにせよ、其の貨物の餘りある場合ひと足らざる場合ひとと論究すれば、物價の騰貴する時と下落する時とを知らるなり、物
 價の騰貴すること上り極まれば、下落の方へ立ち戻るものなり、物價の下落すること下り極まれば、騰貴の方へ立ち戻るものなり、されば、
 物價の騰貴せし時は、之れを惜まず賣り出すこと、糞土の如くし、物價の下落せし時は、之れを大事に買ひ取ること、珠玉の如くす、財幣は、
 其の通行すること、流るゝ水の如く、片時も停滯せざらむことを欲し望むべし」と、越王之れを聞きて、計然の計策を修め行ふこと、十箇年
 に及びしに、其の國大に富みければ、其の財力を以て、手厚く戰士に仕送りたれば、戰士の敵の矢石に赴き向ふこと、渴する者の飲み物を得
 むとするが如くに勇み立ちたれば、遂に強き吳に怨みを報いて、兵威を中國に顯せ示して、稱して五人の覇者の一人に數へられけり、
 范蠡既雪會稽之恥、乃喟然而歎曰、計然之策七、越用其五而得
 意、既已施於國、吾欲用之家、乃乘扁舟、浮於江湖、變名易姓、適齊
 爲鴟夷子皮、之陶爲朱公、朱公以爲陶天下之中、諸侯四通、貨物
 所交易也、乃治產積居、與時逐而不責於人、故善治生者、能擇人
 而任時、十九年之中、三致千金、再分散與貧交疏昆弟、此所謂富
 好行其德者也、後年衰老而聽子孫、子孫脩業而息之、遂至巨萬、
 故言富者、皆稱陶朱公、

みて懐中に入れらるゝなり、働くも、働かざるも、其の時次第なりとの意にて、斯く名乗りたるなり、〔積居〕……積み置くなり、〔與時逐〕……時の相場に随ひて、利益を逐ひて、賣り買ひするなり、〔不責人〕……人を責めて、金品を貸し付けたれば、貸し倒れにならずして、人を責め告むることなきなり、〔息之〕……利息をふやすなり、〔巨萬〕……萬と兩といはむが如し、
 若輩は、既に越王の爲めに力を盡くして、突に勝ちて、會稽山の恥辱を洗ひ雪ぐれば、咄然として、歎息して曰はく、『吾が師匠の計然の計策は、總べて七箇條あり、越王は、其の五箇條を用ひて、意の如く回復することを得て、最早國に施しつれば、吾れは、其の残り二箇條の家を用ひむと思ふなり』と、是に於て、越王に暇を乞ひて、小舟に乗りて、江湖に浮かびて、人に知られぬやうに、名を變へ、姓を易へて、齊の國へ往きて、錫夷子皮と名乗り、陶の國へ往きて、朱公と名乗りけり、朱公は、心の中に、陶の國は、天下の中央にして、諸侯の四方より交通する處にして、貨物を交易するに最も便利なりと思ひたれば、此の地に於て、産業を治め、貨財を積置きて、時の相場を見て、利益を逐ひて、賣り買ひし、人を擇びて、金品を貸し付けたれば、貸し倒れにならずして、人を責め告むることなく、元利自然に増殖せり、されば、上手に生計を治むる者は、能く人を擇びて、取り引きをして、時勢に任せて、賣り買ひをすべきことなり、朱公は、陶に在ること十九箇年の中に、三度まで千金の富みを成して、二度まで貨財を分散して、貧乏なる交友、疎遠なる兄弟に恵み與へけり、此れ前に言ひたる富めば好みて其の恩徳を行ふ者なり、後年になりて、老衰して、何事も子孫に打ち任せ置きたるに、子孫も、能く其の産業を脩め整へて、利息をふやして、遂に萬、兩の身代に至りけり、されば、天下の金持ちの話しをする者は、皆陶朱公を稱讃せり、
 何其後の曰はく、范蠡列して貨殖の傳に在りて、本傳には只、貨殖の事を載せたり、越を伯とせし諸との謀畫の起の事と相連なる者の言は、越の世家の中に附見せり、其の中子の人を殺し、を救はむとせし事も、亦附して後に在り、此れ皆太史公の史を作れる法なりと、

子贛既學於仲尼、退而仕於衛、廢著鬻財於曹、魯之間、七十子之徒、賜最爲饒益、原憲不厭糟糠、匿於窮巷、子貢結駟連騎、束帛之幣、以聘享諸侯、所至國君無不分庭與之抗禮、夫使孔子名布揚於天下者、子貢先後之也、此所謂得勢而益彰者乎、

【子贛】……子貢と同じ、孔子の弟子の端木賜、字は子貢なり、〔廢著〕……廢は、貨を賣るなり、著は、前の積著の著と同じく、貨物を貯ふるなり、〔原憲〕……孔子の弟子の原憲、字は思之なり、〔束帛〕……十匹を一束にしたる絹地なり、〔聘享〕……招聘に應じ、饗應を受けるなり、〔分庭〕……庭中の東西の兩階を分かちて、賓主の禮を執るなり、〔抗禮〕……對等の禮儀を行ふなり、〔先後〕……後に先になりて譽め立つるなり、
 【子贛】……子贛は、既に孔聖仲尼の門下に學びて、成業したる後、退學して、衛の國に奉公しながら、貨物の直段の高き時は、之れを賣り拂ひ、貨物の直段の安き時は、之れを買ひ込みて、貯へ置きて、其の貨財を賣、魯二國の間に販賣せしかば、孔子の弟子の七十子の仲間の中に、賜は、最も利益饒多なりとせり、相弟子の原憲は、極貧にして、酒の粕、米の糠にだにも飽き足らずして、常に空腹勝ちにして、見る影もなき小路に匿れ住みけるが、子貢は、四頭立ちの馬を車に結び付けて乗り、供連れの騎馬を連ねて、十匹を一束にしたる絹地の土産物を載せて、諸侯の招聘に應じ、饗應を受けつ、往く先の國君は、庭中の東西の兩階を分かちて、賓主の禮を執りて、子貢と對等の禮儀を行はざることなかりけり、夫れ孔子の名をして天下に布き揚がらしめて、孔子といへば知らぬ者なき程になりたるは、子貢の金力財力をもて跡になり先になりて之れを譽め立てたればなり、此れ前に言ひたる勢力を得て其の名益々彰はるゝ者なるか」と、
 【柯錐】……柯錐の曰はく、陶朱公の産を治めしことは、已に越の世家に詳かなり、子貢の廢著も、亦仲尼の弟子に見えたり、太史公此に於て特に引きて、上文の富好行其德の二句を證せり、二子の爲めに傳を立てたるにはあらざるなりと、

白圭、周人也、當魏文侯時、李克務盡地方、而白圭樂觀時變、故人棄我取、人取我與、夫歲孰取穀、予之絲、漆、蠶、出取帛、絮、與之食、太陰在卯、穰、明歲衰、惡、至午、旱、明歲美、至酉、穰、明歲衰、惡、至子、大旱、明歲美、有水、至卯、積著、率歲倍、欲長錢、取穀、長石、斗、取上種、能薄飲食、忍嗜欲、節衣服、與用事、僮僕同苦樂、趨時若猛獸、摯鳥之發、故曰、吾治生產、猶伊尹、呂尙之謀、孫吳、用兵、商鞅、行法、是也、是故其智不足、與權變、勇不足以決斷、仁不能以取予、彊不能有所守、雖欲學吾術、終不告之矣、蓋天下言治生、祖白圭、白圭其有所試矣、能試有所長、非苟而已也、

【李克】……李悝の誤なり、孟子、荀卿の列傳に、魏有李悝盡地方之教とあり、〔蠶〕……蠶の俗字なり、〔絮〕……古綿なり、〔食〕……米穀なり、〔太陰〕……歳星の後の二辰なり、〔僮僕〕……下女下男なり、
 【白圭】……白圭は、周の國の人なり、魏の文侯の時に當たりて、李悝は、土地の能力を用ひ盡くして、國を富まし、兵を強くし、白圭は、時勢の變化を

觀察すること樂めり、されば、人の無用なりとて棄つる物は、之れを買ひ取り、人の必用なりとて買ひ取る物は、之れを與へけり、夫れ豐年にて作物成熟すれば、其の下落したる米穀を買ひ取り、其の賣り渡し人に絲と漆とを與へ、繭の多く出來たるときは、其の安直なる絹物、古綿を買ひ取り、其の賣り渡し人に米穀を與へけり、年の豐凶を考ふるに、太陰星の卯の方に在る年は、豐作にして、其の翌年は、貧乏なり、其の星の午の方へ至る年は、日照りありて、其の翌年は、盛美なり、酉の方へ至る年は、豐年にして、其の翌年は、貧乏なり、子の方へ至る年は、大に日照りありて、其の翌年は、盛美なれども、水害あり、再び戻りて、卯の方へ至る年は、米穀を積み貯ふること、大抵年毎に倍するなり、白圭は、此の理を知りて、錢財を増長せむと思へば、下等の米穀を買ひ取り、石斗の樹目を増長せむと思へば、上等の種米を買ひ取り、能く飲食を手薄にし、嗜慾を耐へ忍び、衣服を勤儉にして、仕事を扱ふ下女下男と苦樂を同じくし、時勢に趨き向ふことは、猛獸擊鳥の奮發するが如く、少しも猶豫せざりけり、されば、白圭の言葉に曰はく、「吾が生産を治むることは、伊尹、呂尙の謀計、孫子、吳子の兵を用ゐる仕方、商鞅の法律を行ふ仕方の如きこと是れなり、是の譯けなれば、何人に限らず、其の智慧は、一所に權謀變通するに足らず、勇氣は、事を決斷するに足らず、仁愛は、取るべき者を取り、與ふべき者も與ふること能はず、強情なることは、執り守ることあること能はず、吾が時勢の變化を観察する術を學びたく思ふといへども、吾れは、終に其の者に極意を語り告げざるなり」と、多分天下中の生産を治むることを言ふ者は、皆白圭を元祖とせるならむ、白圭は、實地に試験せることありて、能く試験して、其の道に長けたることあるなり、一時の考へをもて、假り初めにせるばかりにはあらぬなり、

倚頓用鹽鹽起

〔倚頓〕……一本には、倚頓に作れり、鹽鹽……鹽は、鹽池なり、鹽池にて鹽を製造するが故に、鹽鹽といふ、

〔倚頓〕……鹽池にて鹽を製造する業をもて、身を起こしたる人なり、

而邯鄲郭縱以鐵冶成業與王者埒富

〔埒〕……等しくするなり、

而して、趙の邯鄲の郭縱は、鐵の鑛冶をもて生業を成し遂げて、一國の王者と富みの程度を等しくせり、

烏氏保畜牧及衆斥賣求奇繒物閒獻遺戎王戎王什倍其償與之畜畜至用谷量馬牛秦始皇帝令保比封君以時與列臣朝請而巴蜀寡婦清其先得丹穴而擅其利數世家亦不訾清寡婦也

能守其業用財自衛不見侵犯秦皇帝以爲貞婦而客之爲築女懷清臺夫保鄙人牧長清窮鄉寡婦禮抗萬乘名顯天下豈非以富邪

〔斥賣〕……賣り出すなり、〔朝請〕……春の御機嫌伺ひを朝といひ、秋の御機嫌伺ひを請といふ、〔巴蜀〕……漢書には、蜀の字なし、〔丹穴〕……丹沙の出づる穴なり、〔不訾〕……言は、量るなり、勘定の仕切れぬなり、

烏氏縣の住人の名は保といふ者は、牧畜をもて生業とし、其の畜類の衆く繁殖するに及びて、片端より賣り出して、珍奇なる絹物を買ひ求めて、内々にて、西戎の國王に進上せしかば、西戎の國王は、其の埋め合はせを十倍にして、之れに畜類を與へけり、保は、之れを得て、益々畜畜を骨折りたれば、其の畜類の数は、馬は幾谷、牛は幾谷といふやうに、同じ置ける谷をもて、馬牛を量る程になりぬ、秦の始皇帝之れを聞き及ばれて、保をして、封土を持てる國君に比して、一定の時期をもて、朝廷に列なりたる臣下と共に、春秋二季の御機嫌伺ひに上京せしめられけり、而して、又巴郡の後家の名は清といふ者は、其の先代は、涪陵にて丹沙の出づる穴を手に入れて、其の利益を獨り占めにすること、數世なりければ、其の家の身代も、亦勘定の仕切れぬ程に多かりけり、清は、後家にして、能く其の家業を守りて、貨財を用ゐて、自ら護衛して、他人に侵犯せられざりければ、秦の始皇帝は、貞節なる婦人なりと思はれて、之れを客分として、待遇せられて、清の爲めに、女懷清臺といふ高き物見を築かれけり、夫れ保は、邊鄙の人にして、牧畜の長なり、清は、片田舎の後家なり、而して、禮は萬乘の王公と對等にせられ、名は天下に顯はれ聞こえたるは、始皇帝の此の兩人より軍用金を借り入れられしに因り、いかで富みをもての故にあらぬことかは、

漢興海內爲一開關梁弛山澤之禁是以富商大賈周流天下交易之物莫不通得其所欲而徙豪傑諸侯彊族於京師

漢興して、四海の内一體となりて、所々の關門橋梁を開通し、山林水澤の禁制を解き弛たれば、是をもて、富商大賈は、天下中に周流往來し、交易の品物は、其の欲し望める者を融通獲得せざることなし、而して、豪傑、諸侯、彊族の身代あり身柄あり勢力ある者を京師に移住せしめたり、

陳仁錫の曰はく、以後、別に郡國の風俗を言ひて、產物貨殖を附列せり、章法句法奇絶なり、班固の漢書に聞ふ其の語を採りて、地理志の中に入れたりと、

關中自汧雍以東至河華膏壤沃野千里自虞夏之貢以爲上田

而公劉適邠、太王、王季在岐、文王作豐、武王治鎬、故其民猶有先王之遺風、好稼穡、殖五穀、地重重、爲邪、及秦、文、孝、繆、居雍、隙、隴、蜀之貨物而多賈、獻孝公徙櫟、邑櫟、邑北、卻戎、翟、東通三晉、亦多大賈、武、昭、治咸陽、因以漢都、長安、諸陵、四方輻湊、並至而會、地小人衆、故其民益玩巧而事末也。

【地重重爲邪】……地味の重厚なるが爲めに、人民の氣質も、重厚にして、惡事をすることを憚るなり、【秦文、孝、繆】……繆公より前に孝公なくして、德公は雍に居たれば、孝は、德に作るべし、【雍隙】……隙は、間なり、雍の地は、隴と蜀との間に在るが故に、隙といふ、【獻、孝公】……孝の字は、餘計のものなり、【三晉】……韓、魏、趙なり、【武、昭】……武は、孝に作るべし、昭は、昭襄王なり、【治】……都を置くなり、關中は、汧、雍より以東、河水、華山に至るまで、地味の肥えたる膏壤沃野千里の廣さありて、帝舜有虞氏、夏の禹王の時代の貢ぎ物より引き續きて、上田とせり、而して、周の公劉は、邠へ往き、太王、王季は、岐山の下に在り、文王は、豐に都を作りたまひ、武王は、鎬を治所となまへり、されば、其の人民は、猶ほ先王の遺風餘習ありて、作物を仕立て作物を取り入る、稼穡の業を好み、五穀を繁殖し、地味の重厚なるが爲めに、人民の氣質も重厚にして、惡事をすることを憚りけり、秦の文公、德公、繆公の雍隙に居るに及びて、隴と蜀との貨物多くして、商賈も亦多かりけり、獻公は、櫟邑に徙りしが、櫟邑は、北の方は、戎、翟を逐ひ拂ひ、東の方は、韓、魏、趙の三晉に通じて、此の地にも、亦大賈多し、孝公、昭襄王は、咸陽に都を置きたれば、それに因みて、漢は此の地に都を定めて、長安と改稱せり、それより、長安に御代々の御陵を設けられて、富豪の輩を其の地に移住せしめられたれば、長安の諸陵の附近には、天下の人民四方より車の輻の輻に集まるやうに寄來り、並び至りて集會せり、土地は狭小にして、人口は衆多なるが故に、其の人民は、農事を差し置きて、益々玩具の手工細工を上手にして、商業の末利を仕事とせり、

董份の曰はく、海内の土俗を序せる處、錯綜橫佚、宇宙を包括し、指し數ふること歴々たり、其の文尤も妙なりと、南則巴、蜀、巴、蜀亦沃野、地饒、厄、薑、丹沙、石、銅、鐵、竹、木之器、南御、滇、爨、僂、僮、西近、邛、笮、笮、馬、旄、牛、然四塞、棧道千里、無所不通、唯褒、斜、綰、轂、其口、以所多易、所鮮、

【厄】……梔子(くちなし)なり、黄色の染め料となる者なり、【御】……支配するなり、漢書には、治に作れり、【綰、轂、其口】……其の出入り口を締め括りて、輻の輻に集まるやうに落ち合ふなり、長安の南の方は、巴、蜀の二郡なり、巴、蜀の二郡も、亦地味の肥えたる沃野にして、其の地には、梔子、生姜、丹沙、石、銅、鐵、及び竹、木をもて拵へたる器具多し、其の南の方は、滇、僂、僮を支配して、僂、僂には、賣り買ひせらる、下男女の産物あり、其の西の方は、邛、笮、笮、國に近くして、笮、國には、馬と旄牛との産物あり、さりながら、四方の通路塞がりて、山と谷とは、釣り橋を掛け渡すこと、千里の間に何箇所もありて、孰れの方へも通せざることなし、唯、褒、斜の地は、其の出入り口を締め括りて、車の輻の輻に集まるやうに落ち合ひて、狭き道より諸方へ往來せり、而して、其の人民は、二郡の中の饒多なる品物をもて、其の鮮少なる品物と交易せり、

天水、隴、西、北地、上郡、與關中同俗、然西有羌中之利、北有戎、翟之畜、畜牧爲天下饒、然地亦窮險、唯京師要其道、故關中之地、於天下三分之一、而人衆不過什三、然量其富、什居其六、

【天水、隴、西、北地、上郡】……關中と風俗を同じくせり、さりながら、西の方には、羌中の利益あり、北の方には、戎、翟の畜産あり、其の牧畜は、天下中に最も饒多なりとす、さりながら、其の土地も、亦片田舎にして、險阻なり、唯、長安の京師に往來する者は、其の街道を必要として、是非とも通行せねばならぬなり、されば、關中の地は、天下中の廣さに割り當つるときは、三分の一を出でずして、其の人衆は、十分の三に過ぎざれども、然れども、其の富みを量れば、十分の六に居るなり、

昔唐人都河東、殷人都河内、周人都河南、夫三河在天下之中、若鼎足、王者所更居也、建國各數百千歲、土地小狹、民人衆、都國諸侯所聚會、故其俗纖儉習事、

【纖儉】……綿密にして儉約なるなり、昔し、唐堯の時代の人は、河東の晉陽に都を構へき、周の平王より以後の人は、河南の洛陽に都を構へき、夫れ此の河東、河内、河南の三河の土地は、天下の中央に在ること、三足の鼎の足の如くにして、世々の王者の代は、はるかに居る所なり、其の國を建つこと、各々數百歳乃至千歳なり、土地は狭小、人民は衆多にして、其の帝王の國都は、諸侯の聚會する所なるが故に、其の風俗は、綿密儉約にして、物事に習熟せり、

楊平陽陳西賈秦翟北賈種代種代石北也地邊胡數被寇人民
矜憤伎好氣任俠爲姦不事農商然迫近北夷師旅亟往中國委
輸時有奇羨其民羯鞞不均自全晉之時固已患其僇悍而武靈
王益厲之其謠俗猶有趙之風也故楊平陽陳椽其閒得所欲

【委輸】……委は、積み置くなり、輸は、運送するなり、【奇羨】……奇利餘益なり、【羯鞞不均】……羯鞞は、胡夷の種類なり、中國人と胡夷の種類と入り交りて、均しからぬなり、【僇悍】……僇は、懲と通ず、性急にして男悍なるなり、【椽】……椽と通ず、因縁するなり、
【種代】……楊と平陽陳との二邑なり、陳の字は、餘計ものなり、下の楊平陽陳も同じ、【憤伎】……強情にして、人の意に反るなり、
【石北】……北に在りて、其の地は、胡と邊境を接したれば、度々胡の寇を被れり、其の人民は、物事に誇りて、強情にして、人の意に反りて、氣力を使ふことを好み、人の頼みを引き受くる男を立ての所爲をして、姦惡を行ひ、農商を仕事とせず、さりながら、北夷に迫り近寄りて、外征の師族度々往來し、中國より軍用の錢穀を積み置き、又は運送せるをもて、折りよく、奇利餘益あり、其の人民は、中國人と胡夷の種族の羯鞞と入り交りて、均しからず、晉の國のまだ韓、魏、趙に分かれざる完全なる時代より、固より已に其の人氣の性急にして男悍なることを心配せり、而して、趙の武靈王は、益々其の氣風を勵まし養ひたれば、其の謠俗は、今も猶ほ趙の時代の氣風あり、されば、楊と平陽との二邑は、其の閒に因縁して、欲し望める事を得たり、

溫軹西賈上黨北賈趙中山中山地薄人衆猶有沙丘紂淫地餘
民民俗懷急仰機利而食丈夫相聚游戲悲歌忼慨起則相隨椎
剽休則掘冢作巧姦治多美物爲倡優女子則鼓鳴瑟跕屣游媚
貴富入後宮徧諸侯然邯鄲亦漳河之閒一都會也北通燕涿南
有鄭衛鄭衛俗與趙相類然近梁魯微重而矜節濮上之邑徙野
王野王好氣任俠衛之風也夫燕亦勃碣之閒一都會也南通齊
趙東北邊胡上谷至遼東地踔遠人民希數被寇大與趙代俗相
類而民雕悍少慮有魚鹽棘栗之饒北鄰烏桓夫餘東結穢貉朝
鮮眞番之利

【懷急】……懷も、急なり、性急なるなり、【丈夫】……周の世には、八尺を一丈とせり、人の身の長は、八尺なるが故に、一人前の男子を丈夫といふ、【忼慨】……殘念なりと思ひて憤るなり、【椎剽】……剽は、刺すなり、人を椎にて打ち殺し、刃物にて刺し殺して、物取りをするなり、【巧姦治】……治は、姦と通ず、媚ふるなり、上手に姦曲なる事をして、人に取り入るなり、【倡優】……樂人役者なり、【瑟】……二十五絃の樂器なり、【跕屣】……草履を履くなり、【離違】……高く遠きなり、【雕悍】……剛くまたかの捷悍なるが如きなり、【館】……一手に締め括るなり、

中山は、地味瘠せ薄くして、人口衆多なり、今も尙ほ沙丘の殷の紂王の淫亂なる土地の餘民あり、人民の風俗は、性急にして、時の機會に乗ずる利益を仰ぎ待ちて生活せり、一人前の男子は、寄り寄り遊び戯れ、悲しき歌を歌ひて、殘念なりと思ひて憤り、起ちて働くときは、一所になりて、人を椎にて打ち殺し、刃物にて刺し殺して、物取りをし、休みて働かぬときは、人の墳墓を掘り返して、其の埋藏物を盗み、上手に姦曲なる事をして、人に取り入るなり、其の産物には、美麗なる品物多し、樂人役者を仕事とせり、女子は、鳴り物の瑟を引き鳴らし、草履を履きて、貴人富人の家々に遊び廻りて、媚び諛ひ、歴々の典向きに立ち入り、諸侯の國々に満遍なく行き渡れり、さりながら、趙の邯鄲も、亦漳水と河水との閒の一都會にして、北の方は、燕の國と涿郡とに通じ、南の方には、鄭、衛の二國あり、鄭、衛の風俗は、趙と似寄りたり、さりながら、梁、魯の二國に近くして、少しばかり重厚にして、氣節に誇れり、濮上の邑は、野王縣に徒れり、野王縣の人民は、氣力を使ふことを好みて、人の頼みを引き受くる男を立ての所行をして、衛の國の氣風あり、夫れ燕の國も、亦勃海と碣石との閒の一都會なり、南の方は、齊、趙の二國に通じ、東北の方は、胡と邊境を接し、上谷より遼東に至るまで、土地高く遠くして、人民稀少なり、度々胡の寇を被れり、大に趙、代の二國の風俗と似寄りたり、而して、人民の氣象は、睡の捷悍なるが如くにして、思慮少なし、其の産物は、魚、鹽、棗、栗の饒多なるあり、北の方は、烏桓、夫餘に鄰り、東の方は、穢貉、朝鮮、眞番の利益を一手に締め括れり、

洛陽東賈齊魯南賈梁楚故泰山之陽則魯其陰則齊齊帶山海
膏壤千里宜桑麻人民多文綵布帛魚鹽臨菑亦海岱之閒一都

會也其俗寬綏闊達而足智好議論地重難動搖怯於衆鬪勇於持刺故多劫人者大國之風也其中具五民而鄒魯濱洙泗猶有周公遺風俗好儒備於禮故其民齷齪頗有桑麻之業無林澤之饒地小人衆儉嗇畏罪遠邪及衰好賈趨利甚於周人

【文採】……綉絹、色絹なり、「五民」……東西南北及び中央の五方の人民なり、「齷齪」……せ、こまじきさまなり、洛陽は、東の方は齊、魯の二國と商賣の取り引きをし、南の方は梁、楚の二國と商賣の取り引きをせり、されば、泰山の南は、魯の國にして、其の北は、齊の國なり、齊の國は、山と海とを帯びて、地味の肥えたる膏壤、千里の廣さありて、桑と麻とを仕立つるに宜し、人民多くして、綉絹、色絹、布帛、魚、鹽の産物あり、臨淄も、亦東海と泰山との間の一都會なり、其の風俗は、寛綏闊達にして、智慧十分ありて、議論を好み、地味の重厚なるが爲めに、人民の氣質も重厚にして、動搖移轉することを憚り、多人數にて鬪争するには感病にして、一個人にて刃物を持ちて相手を刺すには勇氣あり、されば、人を威し付くる者多くして、大國の氣風なり、一たび此の地に遊ぶ者は、其の風俗を樂みて、立ち去らざるが故に、其の地の中には、東西南北及び中央の五方の人民具足せり、而して、鄒、魯の二國は、洙水と泗水との濱邊に添ひたる土地にして、今猶ほ周公且の遺風あり、其の風俗は、儒道を好み、禮儀作法を備へたり、されば、其の人民は、齷齪として、せ、こまし、其の地には、頗る桑と麻とを仕立つる生業ありて、山林水澤の利益の饒多なることなし、土地は狭小にして、人口は衆多なり、其の人民は、儉約吝嗇にして、罪科を畏れ、邪曲の所爲に離れ遠ざかりしが、其の風俗の衰ふるに及びて、商賣を好み、利益に趨き向ふこと、周の國の人よりも甚しくなりぬ、

夫自鴻溝以東芒碭以北屬巨野此梁宋也陶睢陽亦一都會也昔堯作游成陽舜漁於雷澤湯止于亳其俗猶有先王遺風重厚多君子好稼穡雖無山川之饒能惡衣食致其蓄藏

【作游成陽】……宮室、游息の處を成陽に作るなり、夫れ鴻溝の水より以東、芒碭の山より以北は、巨大なる原野に屬す、此れ梁、宋の二國なり、陶と睢陽とも、亦一都會なり、昔し、帝堯は、宮室游息の處を成陽に作りたまひ、帝舜は、雷澤に漁りたまひ、殷の湯王は、亳の都に止まりたまひしかば、其の風俗は、今猶ほ先王の遺風ありて、重厚にして、輕薄ならずして、有徳の君子多く、人民は、一體に稼穡農業を好み、山川の産物の饒多なることなしといへども、能く衣類食物を粗惡にして、冗費を省きて、其の貨財を蓄藏せり、

越楚則有三俗夫自淮北沛陳汝南南郡此西楚也其俗剽輕易發怒地薄寡於積聚

【剽輕易】……氣早きなり、越、楚の二國には、吳と越と楚との三箇國の風俗あり、夫れ淮北より沛郡、陳國、汝南郡、南郡までは、此れ西楚なり、其の風俗は、氣早くして、怒りを發し易し、地味は瘠せ薄くして、積聚したる産物なし、江陵故郢都西通巫巴東有雲夢之饒陳在楚夏之交通魚鹽之貨其民多賈徐僮取慮則清刻矜已諾

【楚夏】……夏は、諸夏、即ち中國なり、楚をもて南夷の部分に看做したるが故に、北方の夷狄にあらざる國を斯くいへるなり、江陵は、以前の郢の都なり、西の方は、巫の地、巴郡に通じ、東の方には、雲夢の産物の饒多なるあり、陳の國は、南の方は楚、西北の方は諸夏にして、楚と諸夏との交會する間に在りて、魚、鹽の貨物を流通せり、其の人民は、商賈多し、徐の國、僮縣、取慮縣の人民は、清廉嚴刻にして、心にゆとりなく、已に承諾したる事は、吃度之れを果たすことを自慢せり、

彭城以東東海吳廣陵此東楚也其俗類徐僮胸繒以北俗則齊浙江南則越

【浙江南則越】……浙江の南の風俗は、越の國と同様なるなり、彭城より以東、東海郡、吳の國、廣陵は、此れ東楚なり、其の風俗は、徐縣、僮縣に似寄りたり、胸縣、繒縣より以北は、其の風俗は、齊の國を手本とせり、浙江の南の風俗は、越の國と同様なり、夫吳自閩廬春申王濞三人招致天下之喜游子弟東有海鹽之

饒、章山之銅、三江、五湖之利、亦江東一都會也。

夫れ吳の國は、闔廬、春申君、吳王の頃の三人の時代より、天下の游歴を好む子弟を招き寄せたり、東の方には、海鹽の饒多なる、章山の銅、婁江、東江、松江の三江、太湖、鄱陽湖、青草湖、丹陽湖、洞庭湖の五湖の利益あり、此の地も、亦江東の一都會なり、

衡山、九江、江南、豫章、長沙、是南楚也、其俗大類西楚。

衡山、九江郡、江南、豫章郡、長沙は、是れ南楚なり、其の風俗は、大に西楚に似寄りたり、

郢之後徙壽春、亦一都會也。

【郢】郢之後徙「壽春」……楚の考烈王の二十二年に、陳より徙りて壽春に都を構へて、之れを號して郢といへり、

【壽春】郢の都は、後に陳より壽春に徙りたる者にして、此の地も、亦一都會なり、

而合肥受南北潮、皮革、鮑、木、輸會也、與閩中、于越、雜俗、故南楚好

辭巧說、少信、江南卑溼、丈夫早夭、多竹、木、豫章出黃金、長沙出連

錫、然堇堇物之所有、取之不足以更費。

【于越】……即ち越なり、「堇堇」……僅僅と過ず、「更費」……費用を償ふなり、

而して、合肥縣は、南北の潮流を受けて、船舶多く聚まるが故に、皮革、鮑魚、木材の運輸會合する處にして、閩中、于越と風俗を雜へたり、されば、南楚は、辭を好くし、説を巧みにして、言葉飾りて、信實少なし、江南は、土地低く、濕氣多くして、一人前の男子も早死にせり、竹、木多し、豫章郡は、黄金を出だす、長沙は、鉛の未だ煉らざる連と錫とを出だす、さりながら、僅よたる礦物の有る所なれば、之れを掘り取るに、其の費用を償ふに足らず、

九疑、蒼梧以南、至儋耳者、與江南大同俗、而楊越多焉。

九疑山、蒼梧より以南、儋耳に至るまでは、江南と大に風俗を同じくせり、而して、楊越の風俗多し、

番禺亦其一都會也、珠璣、犀、瑇瑁、果、布之湊。

【果】……龍眼肉の類なり、「布」……高布なり、「湊」……聚まるなり、

番禺、番禺も、亦其の一都會なり、珠璣、犀、瑇瑁、龍眼肉の如き貨物、高布の聚まる處なり、

楊越の曰はく、其の心曾已に包括して、之れを取りて端さず、東は齊、魯に對し、南は梁、楚に對せしより、已に吳を吞み、男を拜はする意あり、故に意の及ぶ所に隨ひて、端よとして口に絶えずと、

潁川、南陽、夏人之居也、夏人政尚忠朴、猶有先王之遺風、潁川敦愿、秦末世、遷不軌之民於南陽、南陽西通武關、鄖關、東南受漢、江、淮、宛亦一都會也、俗雜好事、業多賈、其任俠交通潁川、故至今謂之夏人。

【敦愿】……手厚くして、おとなしきなり、「不軌」……法度に從はざるなり、

潁川郡、南陽郡は、夏人即ち中國人の居る處なり、夏人の政事は、忠誠實朴なることを尚びて、今も猶ほ先王之遺風あり、潁川郡の風俗は、手厚くして、おとなし、秦の末世に、法度に從はざる人民を南陽郡へ移住せしめたり、南陽郡は、西の方は、武關、鄖關に通じ、東南の方は、漢水、江水、淮水を受く、宛も亦一都會なり、其の風俗は、入り雜りて、一様ならずして、事あるとを好めり、其の生業は、商賈多し、其の人の頼みを引き受くる男立ての所行をする者は、潁川郡に交通往來せるが故に、今に至るまで、南陽、潁川、及び宛を併はせて、之れを夏人と謂へり、

夫天下物所鮮所多、人民謠俗、山東食海鹽、山西食鹽鹵、嶺南沙北固往往出鹽、大體如此矣、總之楚、越之地、地廣人希、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果、隋、贏、蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、以故皆窳偷生、無積聚而多貧、是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家、沂、泗水以北、宜五穀、桑、麻、六畜、地小人衆、數被水旱之害、

民好畜藏故秦夏梁魯好農而重民三河宛陳亦然加以商賈齊趙設智巧仰機利燕代田畜而事蠶

【鹽園】……園は鹽池なり、山鹽をいふ、【火耕】……草を焼きて、種を下すなり、【水澆】……水を灌ぎて、草を除くなり、【果、隋】……漢書には、果蘇に作り、従ふべし、木の實を果といひ、草の實を蘇といふ、【蠶】……蠶なり、【皆麻倫生】……皆麻は、荀且にして、園情なるなり、永遠の考へなくして、身を樂に持ちて、其の日を送るなり、【田畜】……農業牧畜をするなり、

夫れ天下の産物には、其の土地によりて、鮮少なる者あり、衆多なる者あり、隨ひて、人民の諸俗も、一樣ならず、山東にては、海鹽を食ひ、山西にては、山鹽を食ふ、嶺南、沙北は、固より往々此處彼處より鹽を出だせり、大體は此の如し、之れを總括するに、楚、越の地方は、土地廣大にして、人民稀少なり、稻米を飯にし、魚類を羹にせり、草を焼きて、種を下せば、苗の生ずること大にして、草の生ずること小さく、水を灌ぎて、草を除けば、草枯れて、苗の損ずることなきが故に、或は草を焼きて、種を下し、水を灌ぎて、草を除けり、木の實、草の實、蛤の類は、商人の手より買ひ求むるを待たずして、十分なり、地勢は、食物饒多にして、饑饉の心配なし、此の譯けをもて、人民は、常に心に油斷ありて、永遠の考へなく、身を樂に持ちて、其の日を送り、貨財を積聚することなくして、多く貧乏なり、是の故に、江水、淮水より以南には、衣食なくして凍餓する人なけれども、亦千金の貯蓄ある家もなし、沂水、泗水より以北は、五穀、桑、麻、並びに牛、馬、雞、犬、羊、豕の六畜に宜し、土地は狭小、人口は衆多にして、度々出水日照りの損害を被るをもて、人民は、米穀を蓄藏して、不時の用意をするを好めり、されば、秦、夏、梁、魯の國々にては、農業を好みて、人民を大切にせり、河東、河内、河南の三河、宛、陳も、亦同様なるが上に、商賈の業を營めり、齊、趙の二國は、智慧才覺を設け施して、時の機會に乗ずる利益を仰ぎ待ちて生活せり、燕、代之二國は、農業牧畜をして、養蠶を仕事とせり、

陳仁錫の曰はく、所鮮所多の四字、其の大較を盡くせり、商賈の變化の術、此れより出づと、○又曰はく、前には總べて銅鐵を言ひ、此には總べて鹽を言へりと、

由此觀之、賢人深謀於廊廟、論議朝廷、守信死節、隱居巖穴之士、設爲名高者、安歸乎、歸於富厚也、是以廉吏久久更富、廉賈歸富、富者、人之情性、所不學而俱欲者也、故壯士在軍、攻城先登、陷陣却敵、斬將奪旗、前蒙矢石、不避湯火之難者、爲重賞使也、其在閭

巷少年、攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠并兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如鶩、其實皆爲財用耳、今夫趙女、鄭姬、設形容、楔鳴琴、揄長袂、躡利屣、目挑心招、出不遠千里、不擇老少者、奔富厚也、游閑公子、飾冠劍、連車騎、亦爲富貴容也、弋射漁獵、犯晨夜、冒霜雪、馳阬谷、不避猛獸之害、爲得味也、博戲馳逐、鬪雞走狗、作色相矜、必爭勝者、重失負也、醫方諸食、技術之人、焦神極能、爲重糶也、吏士舞文弄法、刻章僞書、不避刀鋸之誅者、沒於賂遺也、農工商賈、畜長固求富益貨也、此有知盡能索耳、終不餘力而讓財矣、

【擧旗】……敵の旗を抜き取るなり、【并兼】……他人を財産を押領するなり、【借交】……身を交友に借し與ふるなり、【篡逐幽隱】……人の耳目に觸れぬ處にて、物を奪ひ、人を逐ふなり、【鶩】……馳するなり、【揄】……褒に同じ、掻き鳴らすなり、【矜】……引くなり、【躡利屣】……足の返りのよき草履を履くなり、【弋】……矢に絲を繋ぎて鳥を射止めて引き寄する仕方なり、【阬谷】……谷底なり、【馳逐】……馬車の駆け競べなり、【重失負】……勝負に負けて、掛け物を損失せむことを憚るなり、【糶】……神に供ふる初糶なり、謝儀のことなり、【畜長】……貯蓄を増長するなり、
此れに由りて觀察するに、君に事ふる賢人の、深く廊廟に謀計し、朝廷に論議し、信實を守り、節義に死し、巖穴山野に隱居する士の、名譽の高くならむとを心掛くるは、何方に歸著するかといふに、在朝在野の差別なく、皆富みを得て身代を厚くするに歸著するなり、是をもて、廉潔なる役人は、年久しく勤め續けば、富むが上にも、更に富み、廉直なる商賈は、富みに歸著す、富みは、人の自然の情性にして、學び習はずして、一同に欲し望むとなり、されば、壯士の軍中に在りて、城を攻めて先登し、敵陣を落とし入れ、敵兵を逐ひ退け、敵の將を討ち取り、敵の旗を抜き取り、前進して矢石を蒙り、熱湯烈火の困難を避けざるは、手厚き褒美を得むが爲めに使はるゝなり、其の村里の總門内の小路に住める少年の、追ひ御き物取りをし、人を椎にて打ち殺して、土中に埋め、人を威し付け、姦曲なる事をし、人の墳墓を掘り返して、其

の埋蔵物を盗み、貨幣を鑄立て、賈金を使ひ、人の頼みを引き受くる男立ての、他人の財産を押し領し、身を交友に借し與へて、其の人の爲めに仇を報い、人の耳目に觸れぬ處にて、物を奪ひ、人を逐ひて、法律禁制を避けて、死地に赴き向ふこと、馬を馳するが如くなるは、其の實は、皆財用を得むが爲めにするのみ、今、夫れ趙の國の美女、鄭の國の美姫の、姿容を取り飾り、鳴り物の琴を掻き鳴らし、振袖の長き袂を引き、足の返りのよき草履を履きて、目に挑みて、人の氣を引く、心に招きて、人の意を動かす、出づるに千里を遠しとせず、相手の客の老少を擇ばざるは、富みを得て、身代を手厚くせむが爲めに奔走するなり、遊び廻りて閑暇なる貴公子の、冠劍を飾り、馬車騎馬の從者を連ねるも、亦富貴の爲めに容儀を繕ふなり、弋射漁獵して、晨夜を犯し、霜雪を冒し、谷底に馳せて、猛獸の害を避けざるは、美味を得むが爲めなり、雙六の戯れをし、馬車の駈け競べをし、鷄を闘はせ、狗を走らせ、顔色を作こし張りて、互に誇りて、是非とも勝たむことを争ふは、勝負に負けて掛け物を損失せむことを懼りてなり、醫者の方術其の他種なる技術に糊口する人の、其の道々に精神を焦がし苦しめ、能力を極め盡くすは、謝儀を重んずるが爲めなり、役人の法文をあやなし、法律を弄び、印章を偽刻し、文書を偽造して、身に刀鋸を受くる誅戮を避けるは、賄賂の金に溺没すればなり、農工商賈の日夜稼ぎて、貯蓄を増長するは、言ふまでもなく、富みを求め貨財を益さむとなり、此の人々は、皆智慧能力を用ひ盡くして、一心不亂に富みを求むることあるのみ、終に己れの力量を餘し残して、貨財を人に推し譲ることをせず、

董份の曰はく、世俗の功利の心を論ぜるが若き、情状見るが如しと謂ふべしと、○又曰はく、文辭故さちに涯淡なきことを爲して、指斥譏證し、當世をして解免すること能はざらしむ、切に情事に中たれり、妙なること言ふべからずと、

諺曰、百里不販樵、千里不販糴、居之一歲、種之以穀、十歲樹之以木、百歲來之以德、德者、人物之謂也、今有無秩祿之奉、爵邑之入、而樂與之比者、命曰素封、封者、食租稅、歲率戶二百、千戶之君、則二十萬、朝覲聘享、出其中、庶民農工商賈、率亦歲萬息二千、戶百萬之家、則二十萬、而更徭租賦、出其中、衣食之欲、恣所好美矣、

【百里不販樵】……百里の遠方までは、薪を賣りに行かぬなり、【千里不販糴】……千里の遠方までは、買ひ込みたる米を賣りに行かぬなり、【素封】……祖先以來の田園の收入にて大名暮らしをする者なり、【戶二百】……一戸に就きて二百錢の租税を取るなり、【朝覲聘享】……朝は、春の御機嫌伺ひなり、覲は、秋の御機嫌伺ひなり、聘は、他國の君の安否を尋ぬるなり、享は、賓客の饗應なり、【息】……利息なり、【戶百萬之家】……漢書には、戶の字なし、從ふべし、【更徭租賦】……交代する夫役と田地と營業の賦金となり、【恣所好美】……世俗の言ひ習はしに曰はく、百里の遠方までは、薪を賣りに行かず、千里の遠方までは、買ひ込みたる米を賣りに行かず、薪も米も商品

なれど、餘り遠方まで持ち運びては、運賃多く掛かりて、利益少なければなり、又一つの場所に住居すること一年なれば、其の土地に穀物を仕付け、十年なれば、其の土地に樹木を仕付け、百年なれば、恩徳を施して、子孫の幸福を招き寄するなり」と、恩徳とは、土地に穀物を仕付け、樹木を仕付けること、違ひて、人と物とに之れを加へ施すことをいふなり、今、秩祿の奉養、爵位封邑の收入なくして、其の快樂の爵祿ある貴人と肩を並ぶる者あり、之れを名づけて、素封といふ、素封とは、祖先以來の田園の收入にて大名暮らしをする者なり、諸侯の如き天子より封土を賜はりたる者は、人民の租税に衣食するなり、其の租税の割り合ひは、年毎に大抵百姓一戸に就きて二百錢の租税を取るが故に、千戸の封土の人君は、二十萬錢の租税を得て、春秋二季の御機嫌伺ひの費用と、他國の君の安否を尋ぬる費用と、賓客を饗應する費用とは、其の租税中より支出するなり、平民の農工商賈は、大抵是れも亦年毎に一萬錢の收入あれば、其の利息は、二千錢なれば、百萬錢の收入ある家は、二十萬錢の利息を得るなり、而して、交代する夫役と、田地の租税と、營業の賦金とは、其の利息の中より支出するなり、此の如くにして、衣類食物の嗜欲は、其の好みて賞美する者を氣儘に調達せらるゝなり、

穆文熙の曰はく、徳を樹つるは、太史公の本位なり、其の貨財を極論せるは、世俗の爲めに言へるにて、其の志しにはあらざるなりと、

故曰、陸地、牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足羊、澤中、千足彘、水居、千石魚陂、山居、千章之材、安邑、千樹棗、燕、秦、千樹栗、蜀、漢、江陵、千樹橘、淮北、常山、已南、河、濟之間、千樹萩、陳、夏、千畝漆、齊、魯、千畝桑、麻、渭川、千畝竹、及名國萬家之城、帶郭、千畝、畝鍾之田、若千畝、厄、茜、千畦、薑、韭、此其人皆與千戶侯等、然是富給之資也、不窺市井、不行異邑、坐而待收、身有處士之義、而取給焉、若至家貧、親老、妻子軟弱、歲時無以祭祀、進饌、飲食、被服、不足、以自通、如此、不慙恥、則無所比矣、是以無財、作力、少有鬪智、既饒、爭時、此其大經也、今治生不待危身、取給、則賢人勉焉、是故本富爲上、末富次之、姦富最下、

無巖處奇士之行、而長貧賤、好語仁義、亦足羞也。

【牧馬二百蹄】……馬は四足なれば、二百蹄は、五十匹なり、【牛蹄角千】……牛は二角四足なれば、一足にて六つの数となり、之れを合はせて、千零二にて、百六十七頭となる、千といへるは、大数を擧げたるなり、【千足羊】……二百五十匹の羊なり、【千石魚鰓】……溜め池に魚を養ひて、一年に目方千石の魚を收穫するなり、一石は、百二十斤なり、【千草之材】……千本の材木なり、【畝】……六尺を歩といひ、百歩を畝といふ、【帶郭】……郭の廻りの田地なり、【鏡】……六斛四斗なり、【厄】……前に見えたり、【菌】……あかねなり、赤色の染め料となる者なり、【千畦】……畦は、壟(うね)といはむが如し、千畦は、二十五畝なり、【非】……葦なり、【市井】……市中の者は、大勢にて一つの井戸を使ふが故に、市中のことを市井といふ、【處士】……浪人なり、【進饌飲食】……錢を出し合ひて飲み食ひするなり、【被服不足以自通】……若物も粗末にて、人交はりの出来ぬなり、【無所比矣】……人と肩の並べやうなきなり、【大經】……大體の常法なり、【本富】……農業の富みなり、【末富】……商業の富みなり、【姦富】……姦曲詐偽の富みなり、

【刺繡文】……縫ひ取りをするなり、凡そ平民の戸籍に編入せられたる人民は、其の富み己れより十倍すれば、其の人に卑下し、己れより百倍すれば、其の人を畏れ懼り、己れより千倍すれば、其の人に使役せられ、己れより萬倍すれば、其の人に下男の如く使はる、は、物の自然の道理なり、全體、貧しき身をもて富まむことを求むるときは、農民の利益は、職工の利益に及ばず、職工の利益は、商人の利益に及ばず、指の先に縫ひ取りをする利益は、市場の門に倚り掛かりて賣り買ひをする利益に及ばざれば、工業よりも商業が増しなり、此の言葉の意味は、末業の商賈は、貧乏人の資本なることを言へるなり、趙恢の曰はく、此れ末富の次ぎなる者を論ぜむと欲して、先づ起こすに此の數句を以てせりと、

凡、編戶之民、富相什則卑下之、伯則畏憚之、千則役萬、則僕物之理也。夫用貧求富、農不如工、工不如商、刺繡文、不如倚市門、此言

末業、貧者之資也。

【刺繡文】……縫ひ取りをするなり、凡そ平民の戸籍に編入せられたる人民は、其の富み己れより十倍すれば、其の人に卑下し、己れより百倍すれば、其の人を畏れ懼り、己れより千倍すれば、其の人に使役せられ、己れより萬倍すれば、其の人に下男の如く使はる、は、物の自然の道理なり、全體、貧しき身をもて富まむことを求むるときは、農民の利益は、職工の利益に及ばず、職工の利益は、商人の利益に及ばず、指の先に縫ひ取りをする利益は、市場の門に倚り掛かりて賣り買ひをする利益に及ばざれば、工業よりも商業が増しなり、此の言葉の意味は、末業の商賈は、貧乏人の資本なることを言へるなり、趙恢の曰はく、此れ末富の次ぎなる者を論ぜむと欲して、先づ起こすに此の數句を以てせりと、

通邑大都、酤一歲、千釀、醢醬、千瓠、屠牛、羊、彘、千皮、販穀、糶千鍾、薪橐、千車、船、長千丈、木千章、竹竿萬个、其軺車、百乘、牛車千兩、木器、髹者千枚、銅器千鈞、素木、鐵器若卮、茜千石、馬、蹄、躐千、牛千足、羊、彘千雙、僮、手指千、筋、角、丹、沙、千斤、其帛、絮、細布千鈞、文采千匹、榻布、皮、革千石、漆、千斗、蘂、麴、鹽、鼓、千荅、鮓、鯨、千斤、鰕、千石、鮑、千鈞、棗、栗、千石、者三之、狐、鼯、裘、千皮、羔、羊、裘、千石、旃、席、千具、佗、果、菜、千鍾、子、貸、金錢、千貫、節、阻、會、貪、賈、三之、廉、賈、五之、此、亦、比、千、乘、之、家、其、大、率、也、佗、雜、業、不、中、什、二、則、非、吾、財、也、

【酤】……酒を賣るなり、【千釀】……千瓶の釀造なり、【醢醬】……酢と醬油の類となり、【瓠】……瓠の誤まりなり、瓠は、瓠の長さ瓶なり、【屠牛】……屠は、漢書には、漿に作れり、漿は、飲み物なり、漿は、一石入りの大瓶なり、【个】……箇なり、竹の数を个といひ、木の数を枚といふ、【其軺車】……一頭引きの小馬車なり、漢書には、其の字なし、【粟】……漆塗りなり、【鈞】……三十斤なり、【素木】……白木細工の器具

なり、馬蹄鬣子……鬣は、鬣(あな)なり、馬は四足にして、耳目口鼻前後の九つの穴あるが故に、一頭にて十三の鬣となり、之れを合はせて千零一にて、七十七鬣となる、千といへるは、大數を擧げたるなり、千鬣……各千足なり、即ち合はせて五百匹なり、(僮手指千)……一人に就きて、手の指十本なれば、下男下女合はせて百人なり、(其鬣鬣)……漢書には、其の字なし、(文采)……前の文線に同じ、(匹)……長さ四丈、幅二尺二寸なり、(棉布)……荒く厚き布なり、(麤麤)……酒の元なり、(鼓)……味噌納豆の類なり、(蒼)……一斗六升入りの瓶なり、(脂)……河豚なり、(蟹)……太刀魚なり、(鱈)……細かき色々の魚なり、(千石者三之)……三千石なり、(羔羊)……黒き羊なり、(麋鹿)……毛鹿なり、(子貸金錢)……利息を生ずる貸し金貸し錢なり、(節驅會)……仲買ひの利益を擧げ取るなり、(貪買三之)……貪なる商買は、損失多きが故に、三割りの利益を得るなり、(廉買五之)……廉直なる商買は、損失少なきが故に、五割りの利益を得るなり、(不中什二)……二割りの利益に當たらぬなり、(非吾財也)……自分の餘得の貨財なきなり、
 〔註〕さて、商業の荒増しは、通邑大都の大市場にては、酒を賣ることは、一年に千瓶の醸造高を賣り、酢と醬油の類とは、合はせて類の長き瓶千瓶を賣り、漿は、一石入りの大瓶千箇を賣り、牛、羊、魚を屠り殺すことは、皮の數にて千枚、米穀を賣り出すことは、千鍾即ち六千四百石、薪木、藥草は、車數にては千臺、船の長さにては千丈を賣り、材木は千本、竹竿は萬箇を賣り、一頭立ちの小馬車は百輛、牛車は千輛、木具細工の漆塗りにしたる者は千枚、銅器は千鈞、白木の器具、鐵の器具、さては梔子、茜草は千石、馬は七十七頭、牛は二百五十匹、羊と鹿とは合はせて五百匹、下女下男は合はせて百人、筋、角、丹沙は千斤、絹帛、古綿、細布は千鈞、綫絹、色絹は千匹、荒く厚き布、毛のある皮、毛のなき皮は千石、漆は千斗、酒の元、鹽、及び納豆の類は一斗六升入りの瓶千箇、河豚、太刀魚は千斤、細かき色々の魚は千石、鮑魚は千鈞、菜、栗は三千石、狐、兔(てん)の皮の著物は皮の數にて千枚、黒き羊の皮の著物は千石、毛鹿は千具、その他、藥物、野菜の類は六千四百石を賣り、利息を生ずる貸し金貸し錢は千貫にして、仲買ひの利益を擧げ取るなり、此の諸商賣の純益を計算するに、貪なる商買は、取ることを知りて、與ふることを知らざるが故に、却りて利益少なくて、三割りの利益を得、廉直なる商買は、取るべき時には取り、與ふべき時には與ふるが故に、却りて利益多くして、五割りの利益を得れば、此れも亦兵車千輛を出たす卿大夫の家に肩を並ぶべし、是れ其の大略なり、其の他の雜業の二割の利益に當たらぬ者は、自分の餘得の貨財なき貧乏人の仲間なり、
 〔又〕唐順之の曰はく、此れ市肆の簿券なり、一たび太史の筆を経て、便ち是れ絶好の文字なりと、

請略道當世千里之中、賢人所以富者、令後世得以觀擇焉、
 〔註〕左に荒増し當今の世の千里四方の中の賢人の富みたる譯けを道説して、後世の人をして、其の仕方を観察して、其の得失を選擇することを得しめむことを請ふ、
 〔又〕鍾惺の曰はく、賢人の二字妙なり、富みは庸人の能く僥倖する所にあらざることを見せりと、

蜀卓氏之先、趙人也、用鐵冶富、秦破趙、遷卓氏、卓氏見虜略、獨夫妻推輦、行詣遷處、諸遷虜少有餘財、爭與吏求近處、處葭萌、唯卓

氏曰、此地狹薄、吾聞汶山之下、沃野、下有蹲鴟、至死不饑、民工於市、易賈、乃求遠遷、致之臨邛、大喜、即鐵山鼓鑄、運籌策、傾滇蜀之民、富至僮千人、田池射獵之樂、擬於人君、
 〔註〕〔董〕……人の引く車なり、〔蹲鴟〕……ふいひにて鑄立つるなり、
 〔註〕蜀郡の卓氏の先祖は、趙の國の人なり、其の人鐵の鑄冶を職業として富めり、秦の趙を破りしとき、卓氏を他國へ移住せしめたり、其の時、卓氏は、秦の生け捕りととなりて、獨り夫妻の二人にて、人の引く車を推して、趙より行きて、移住する處へ到着せしに、外の移住せしめられたる生け捕り人は、少しにて、餘りたる錢財あれば、我れ後れじと、先を争ひて、役人に賄賂を與へて、近き處を請ひ求めて、葭萌縣に住居せしが、唯卓氏のみは、考へて曰はく、「此の葭萌の地は、狹小にして、糶せ薄くして、産物なければ、永住すべき見込みなし、吾れは、兼ねん、汶山の下は肥沃なる原野にして、其の地の下に蹲鴟といふ大芋ありて、之れを食へば、生涯饑えず、其の人民は、市場の交易を上手にして、品物の取り引きをせりと聞き及びたれば、此の地方こそ望ましかれ」と、斯く言ひて、遠き處へ移住せむことを請ひ求めたれば、役人は、之れを臨邛の地へ送り届けしに、卓氏は、大に喜びて、其の地の鐵山に就きて、鐵鑄を擧げ出して、ふいひにて鑄立て、種々の計策を運ちして、廣く鐵器を賣り出して、滇、蜀の人民を推し傾けて、其の富みは、千人の下男下女を使ふに至り、田野池沼に禽獸を射獵する樂みは、一國の人君に比擬する程に贅澤を極めけり、
 〔又〕余有丁の曰はく、此れより下、富みを敘するに、段を逐ひて、文を換へたりと、

程鄭山東、遷虜也、亦冶鑄、賈椎髻之民、富將卓氏、俱居臨邛、
 〔註〕〔椎髻之民〕……髻(もとまり)を一握りにして椎(さいづち)のやうなる形にしたる西南夷の人民なり、
 〔註〕程鄭は、華山の東より移住せしめられたる秦の生け捕り人なり、此の人も、亦鐵冶をして、鐵を鑄立て、髻を一握りにして椎のやうなる形にしたる西南夷の人民に賣り渡して、其の富み卓氏に等しくなりぬ、此の二氏は、俱に臨邛に住居せり、

宛孔氏之先、梁人也、用鐵冶為業、秦伐魏、遷孔氏南陽、大鼓鑄、規陂池、連車騎、游諸侯、因通商賈之利、有游閑公子之賜、與名、然其贏得過當、愈於織、家致富數千金、故南陽行賈、盡法、孔氏之雍

容

【規】(陂池)……田の用水の溜め池を仕切るなり、漢書には、陂池を陂田に作れり、【賜與】……此の二字は、餘計ものなちむ、漢書にはなし、【贏得】……餘分の利得なり、【行賈】……出商人なり、【雍容】……落ち着きたるさまなり、
【宛】宛の地の孔氏の先祖は、梁即ち魏の國の人にして、鐵の鍛冶を職業とせり、秦魏を伐ちて、孔氏を南陽に移住せしめしに、孔氏は、大に其の地の礦物を掘り出して、ふいひにて鑄立て、田の用水の溜め池を仕切りて、農業を營み、馬車騎馬の從者を引き連れて、諸侯の國々に遊びて、其の序いでをもて、商賈の利益を融通せしかば、遊び廻りて閑暇なる貴公子なりとの評判ありけり、さりながら、其の營業より生ずる餘分の利得は、其の散財する金高より過當にして、細密なる吝嗇家の蓄財より立ち勝りて、其の家は數千金の富みを成せり、されば、南陽の出商人は、殘らず孔氏の雍容として落ち着きて、大まかに取り引きする仕方を手本とせり、

魯人俗儉嗇而曹邴氏尤甚以鐵冶起富至巨萬然家自父兄子孫約俛有拾仰有取貫貸行賈徧郡國鄒魯以其故多去文學而趨利者以曹邴氏也

【貫貸】……掛け買ひにして借り込むなり、

魯の國の人の風俗は、節儉吝嗇にして、曹の地の邴氏は、節儉吝嗇なること、尤も甚しかりけり、鐵の鍛冶をもて、身を起こして、其の富み萬と金に至りけり、さりながら、其の家は、父兄子孫より、下まで、轉びても唯々起きぬ主義にて、「地に俛したれば、足下の物を拾ふこととあれ、天を仰きたれば、頭上の物を取ることとあれ」と約束し、掛け買ひにして代物を借り込みて、出商ひをして、天下中の郡國に行き渡りけり、邴、魯の君子國も、其の故をもて、多く家傳の文學を止め去りて、利益に趨き向ひたるは、曹の邴氏の富みたるを以てなり、

齊俗賤奴虜而刁閒獨愛貴之桀黠奴人之所患也唯刁閒收取使之逐漁鹽商賈之利或連車騎交守相然愈益任之終得其力起富數千萬故曰寧僇母刁言其能使豪奴自饒而盡其力

【奴虜】(奴虜)……奴隸なり、【刁閒】……人の姓名なり、【桀黠奴】……手に餘る狡猾なる奴隸なり、【寧僇母刁】……寧ろ刁氏の家を去りて、良民となりて、爵位を求めむか、但し、刁氏の奴隸となりて、氣隨氣儘に暮らさむか、やはり刁氏の奴隸となるが増しなむといふことなり、
【齊】齊の國の風俗は、奴隸を賤み嫌ひたれど、刁閒といふ者ばかりは、獨り奴隸を愛し重んじけり、殊に手に餘る狡猾なる奴隸は、人々の心

配する者なれど、唯々刁閒のみは、手に餘る狡猾なる奴隸を引き取りて、之れをして、漁業、製鹽、商賈の利益を抜け目なく逐ひ求めさせけり、そが中には、或は馬車騎馬の從者を引き連れて、郡の太守、諸侯の相國と交際して、贅澤なる真似をしたれども、然れども、刁閒は、愈々益と之れを信任して、終に其の力を得て、己れが富みを起こすこと、數千萬に至りけり、されば、奴隸の言葉に曰はく、「寧ろ刁氏の家を去りて、良民となりて、爵位を求めむか、但し、刁氏の奴隸となりて、氣隨氣儘に暮らさむか、やはり刁氏の奴隸となるが増しなむ」と、此の言葉は、刁氏の能く現分株の奴隸をして、自ら富饒にならしめて、其の精力を盡くさしめたることを言へるなり、
【楊濱】楊濱の曰はく、刁閒の傳にして、語の此の如くなるは、又傳の變なりと、○陳仁錫の曰はく、太史公の得意なることは、人棄我取の四字に在り、故に力を極めて撰寫せりし、

周人既織而師史尤甚轉穀以百數賈郡國無所不至洛陽街居在齊秦楚趙之中貧人學事富家相矜以久賈數過邑不入門設任此等故師史能致七千萬

【師史】……人の姓名なり、【轉穀】……貨物を載せたる車穀を運轉するなり、【洛陽街居】……洛陽は、商ひ取り引きの繁昌なる町並みなるなり、【久賈】……久しく他國に出商ひするなり、【設任此等】……此の輩を設け置きて、旅隊を打ち任するなり、

周の國の人は、既に綿密吝嗇にして、師史といふ者は、綿密吝嗇なること、尤も甚しかりけり、其の貨物を載せたる車穀を運轉すること、百輩をもて數ふる程に多くして、天下中の郡國に出商ひすること、至らざる所なし、周の都の洛陽は、商ひ取り引きの繁昌なる町並みにして、齊、秦、楚、趙の國々の中央に在り、其の地の貧乏人は、元手なくして、自ら商業を營むこと能はざれば、金持ちの家に入奉公することを學び習ひて、其の商用にて、久しく他國に出商ひすることを誇り合ひて、度々己れの邑里を通り過ぐれども、其の門内へ入りて休息せざりけり、此の輩を設け置きて、旅隊を打ち任せるが故に、師史は、其の賣り上げ高にて、能く七千萬の富みを成しけり、

宣曲任氏之先爲督道倉吏秦之敗也豪傑皆爭取金玉而任氏獨窶倉粟楚漢相距滎陽也民不得耕種米石至萬而豪傑金玉盡歸任氏任氏以此起富富人爭奢侈而任氏折節爲儉力田畜田畜人爭取賤賈任氏獨取貴善富者數世

勝田農拙業而秦陽以蓋一州掘冢姦事也而曲叔以起博戲惡業也而桓發用之富行賈丈夫賤行也而雍樂成以饒販脂辱處也而雍伯千金賣漿小業也而張氏千萬酒削薄技也而邳氏鼎食胄脯簡微耳濁氏連騎馬醫淺方張里擊鍾此皆誠壹之所致

【爲權利】……利益上の掛け引きをするなり、【秦陽】……人の姓名なり、【蓋一州】……其の富み一州に及ぶ者なきなり、【曲叔】……人の姓名なり、【桓發】……人の姓名なり、【雍樂成】……人の姓名なり、【脂】……獸類のあぶらなり、角ある者を脂といひ、角なき者を膏といふ、【雍伯】……人の姓名なり、【酒削】……刀剣を研ぐなり、【胄脯】……羊の胃を乾すなり、【張里】……人の姓名なり、【擊鍾】……大勢の奉公人を呼ぶに鐘を撃ち鳴らすなり、

若し又農業、牧畜、職工、山澤の番人、商賈の仕事に骨折りて、利益上の掛け引きをして、富みを成すに至りては、其の身代の大なる者は、一郡の人を推し傾け、中等の者は、一縣の人を推し傾け、下等の者は一郷里の人を推し傾くる者、勘定の仕切れぬ程に多し、全體、綿密吝嗇田地を耕作する農業は、拙劣なる仕事なれど、秦陽といふ者は、之れを行ひて、身を起こせり、雙六の戯れは、善からぬ仕事なれど、桓發といふ者は、之物を盗むは、姦曲なる仕事なれど、曲叔といふ者は、之れを行ひて、身を起こせり、雙六の戯れは、善からぬ仕事なれど、桓發といふ者は、之れを用いて、富裕になれり、出商ひは、一人前の男子の下賤なる行ひなれど、雍樂成といふ者は、之れを營みて、富饒になれり、獸類のあぶらを買賣するは、汗辱なる處置なれど、雍伯といふ者は、之れを營みて、千金を積めり、漿を賣るは、細小なる仕事なれど、張氏といふ者は、之れを營みて、千萬金を積めり、刀剣を研ぐは、手薄き技術なれど、邳氏といふ者は、之れを營みて、鼎を連ねて、飲み食ひせり、羊の胃を乾して賣るは、簡易輕微の仕事なれど、濁氏といふ者は、之れを營みて、騎馬の從者を引き連れて往來せり、馬醫者は、淺き方術なれど、張里といふ者は、之れを營みて、大勢の奉公人を呼ぶに鐘を撃ち鳴らす程の身代になれり、此れ皆それの仕事を誠實專一なるに因りて富みを成したるなり、

唐順之の曰はく、零々碎々一物を捨てずと、○陳仁錫の曰はく、此の數句の中に也の字耳の字を用いたるは、甚だ奇なり、班氏の更めて賈氏以三瀆削而鼎食、濁氏以三胃脯而連騎と云へるは、拙語なるに似たりと、

由是觀之富無經業則貨無常主能者輻湊不肖者瓦解千金之家比一都之君巨萬者乃與王者同樂豈所謂素封者邪非也

【經業】……定まりたる仕事なり、

是れに由りて觀察するに、富みは定まりたる仕事にあらずして、貨財には常の主人なく、金錢は天下の廻り持ちなり、才能ある者の家の貨財は、車の輻の輻に聚まるが如くに集合し、不肖なる者の家の貨財は、屋根の瓦の解け落つるが如くに散失す、千金の貯蓄ある家は、一都會を領する人君と肩を並べ、萬二兩の貯蓄ある者は、一國の王者と快樂を同じくす、是れいかに前に言ひたる素封といふ者なるか、さあらかか、多分素封といふ者ならむ、

唐順之の曰はく、貨殖の傳は、議論未だ了らざして、忽ち敘事を出だし、敘事未だ了らざして、又議論を出だし、縱横に變化して、其の端を知ることなし、而して、中に軌範を藏めたり、法は固より森然たりと、○董份の曰はく、此の傳、字句皆精妙なり、他の傳と更に神采を較ぶるに、蓋し他の傳は、多く本文を録して、此の傳は、皆其の特に撰べる所ならむ、是をもて妙絶なりと、○陳仁錫の曰はく、平準と貨殖とは、相表裏せる文なり、當時武帝利を興くすことを好めり、故に子長の平準、貨殖を作れるに、皆微辭多し、班氏の其の勢利を崇びて貨殖を差づることを諷れるは、信ならむやと、○吳齊賢の曰はく、史記の序事の文は、開と議論をもて、之れに副へたり、此れは、純ら諸公の事實をもて、我が議論を佐けて、借りて文中の照應引證とせるに過ぎず、而して、文の奇妙なること、業已に獨り千古に絶えたりと、○又曰はく、此の文は、兩半篇に分かつ、前半は、是れ國を富まし、家を富ますなり、後半は、是れ本富、末富、好富なり、前半は、漢より以前の事を序し、後半は、漢より以後の事を序せりと、○儲同人の曰はく、昔人謂へらく、太史公筆を執れば、酒肉賬簿を記して、必ず觀るべきものありと、此の文を讀むに、益々信なりと、

太史公自序第七十

【自序】……自ら史記を編みたる趣意を次第せるなり、

昔在顓頊命南正重以司天北正黎以司地唐虞之際紹重黎之後使復典之至于夏商故重黎氏世序天地其在周程伯休甫其後也

【昔在】……在昔といはむが如し、昔しなり、【紹】……繼ぐなり、【程伯休甫】……程は、國なり、伯は、爵なり、休甫は、字なり、【其後】……黎の子孫なり、黎を稱して、重を兼ぬ、

昔し、顓頊高陽氏は、南北二正の役を置きたまひて、南正の役の重といふ者には、陽の政事を受け持たせて、之れに命じて、天の事を司らしめたまひ、北正の役の黎といふ者には、陰の政事を受け持たせて、之れに命じて、地の事を司らしめたまひき、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の際には、重と黎との子孫をして、先祖の業を繼がしめて、重ねて天と地との政事を典らしめたまひき、それより引き續きて、夏の禹王、殷の

湯王之時代に至りき、されば重と黎との二氏は、代々天地の政事を次第せり、其の周の文王、武王の時に在りては、程の國に封せられたる伯爵の字は休甫といふ者こそ、黎の子孫にして、吾が祖先なれ、

當周宣王時、失其守而爲司馬氏、司馬氏世典周史、惠襄之間、司馬氏去、周適晉、晉中軍隨會奔秦、而司馬氏入、少梁、自司馬氏去、周適晉、分散或在衛、或在趙、或在秦、其在衛者相中山、在趙者以傳劍論顯、蒯聩其後也、

【失其守】……其の守れる職掌を失ふなり、【中軍】……中軍の將なり、

周の宣王の時に當たりて、程の國を領する伯爵の子孫は、其の守れる職掌を失ひて、司馬の役となりて、役名をもて姓として、司馬氏となりぬ、司馬氏は、代々周室の記録を典りけるが、周の惠王、襄王の間に、朝廷に内亂ありければ、司馬氏は、周の都を立ち去りて、晉の國へ往きき、其の後、晉の中軍の將の隨會は、秦の國へ出奔して、司馬氏は、魏の少梁へ入りき、司馬氏の周の都を立ち去りて、晉の國へ往きしより、一家分散して、或は衛の國に在り、或は趙の國に在り、或は秦の國に在り、其の衛に在る者は、司馬喜と稱して、中山の宰相となりき、趙に在る者は、劍術の論を世に傳へしをもて、顯はれ聞こえたり、蒯聩は、其の子孫なり、

在秦者名錯、與張儀爭論、於是惠王使錯將伐蜀、遂拔因而守之、錯孫靳、事武安君白起、而少梁更名曰夏陽、靳與武安君、阮趙、長平軍、還而與之俱、賜死杜郵、葬於華池、靳孫昌、昌爲秦主鐵官、當始皇之時、蒯聩、玄孫印爲武信君將、而徇朝歌、諸侯之相王、王印於殷、漢之伐楚、印歸漢、以其地爲河內郡、

【阮】……坑に同じ、谷底に落とし入れて殺すなり、【徇】……命令を觸れ流して、歸順せしむるなり、

秦に在る者は、名は錯といふ、秦の惠王蜀を伐たむと思ひしに、張儀は、韓を伐つに如かずといひ、司馬錯は、先づ蜀を伐つべしといひて、兩人は、惠王の前にて爭論せり、是に於て、惠王は、司馬錯をして、兵に將として、蜀を伐たしめられたれば、司馬錯は、遂に蜀を乗り取りて、其の儘蜀の郡守となりき、司馬錯の孫の司馬靳は、秦の將の武安君の白起に奉公せり、而して、此の時、秦は、魏を取りて、少梁の地名を改めて、夏陽といへり、司馬靳は、武安君と共に、趙の長平の地の軍勢を谷底に落とし入れて殺して、秦へ立ち戻れり、而して、武安君と共に、成陽の西なる杜郵に於て、自殺の命を賜はりければ、其の死骸を夏陽の西北なる華池に葬りき、司馬靳の孫は、司馬昌といふ、司馬昌は、秦主の鐵を司る役人となりき、始皇帝の時に當たりて、朝歌の支孫の印といふ者、武信君の武臣の將となりて、朝歌の土地に命令を觸れ流して歸順せしめしが、諸侯の宰相の軍功をもて王となりたるとき、項羽は、印を殷の地に王とせり、漢の楚を伐つに及びて、印は、漢に歸服せしかば、漢に於ては、其の地をもて、河内郡とせり、

昌生無澤、無澤爲漢市長、無澤生喜、喜爲五大夫、卒皆葬高門、喜生談、

【司馬昌】は、司馬無澤を生めり、司馬無澤は、漢の市長となりき、司馬無澤は、司馬喜を生めり、司馬喜は、五大夫の身分となりて、卒去しき、皆夏陽の西北に在りて、東の方華池を去ること三里なる高門の地に葬れり、司馬喜は、司馬談を生めり、

談爲太史公、太史公學天官於唐都、受易於楊何、習道論於黃子、太史公仕於建元、元封之間、愍學者之不達其意、而師悖、乃論六家之要、指曰、易大傳、天下一致而百慮、同歸而殊塗、夫陰陽、儒、墨、名、法、道德、此務爲治者也、直所從言之異路、有省不省耳、

【太史公】……司馬談太史の令となりしが故に、司馬遷之れを尊稱して、太史公といへり、【黃子】……孝景帝の時の人にして、儒林の傳に見えたる黃時なり、【師悖】……悖は、惑ふなり、各々師匠の書物を習ひて、其の見解に惑ふなり、【六家】……陰陽者、儒者、墨者、刑名家、法家、道德家の六家なり、【要指】……指は、旨と通ず、大要の趣意なり、【易大傳】……孔子の述べたる易經の繫辭傳なり、【天下一致而百慮】……天下中の人の目的は、世の中を治むることの一つなれど、之れを治めんとする思慮分別は、さまざまなるなり、【同歸而殊塗】……其の歸著する點を同じくして、其の行き道を殊にするなり、【直】……但しなり、

司馬談は、太史公となりぬ、太史公は、天官星曆の事を曆書に見えたる唐都といふ人に學び、易經を儒林の傳に見えたる楊何といふ人に受け、黃帝、老子の道德の論を黃子即ち儒林の傳に見えたる黃生といふ人に習へり、太史公は、今上帝の建元、元封年間に御奉公して、當時の學者の其の意見を述し本望を遂ぐることを得ずして、各々師匠の書物を習ひて、其の見解に惑へることを氣の毒に思ひて、陰陽家、儒者、

墨者、刑名家、法家、道德家の六家の大要の趣意を論じて曰はく、「孔子の述べられたる易經の大傳繫辭の文言に、『天下中の人の目的は、世の中を治むることの一つなれど、之れを治めむとする思慮分別はさまざまなり、其の歸着する點を同じくして、其の行き道を殊にせり』とあり、全體、陰陽家、儒者、墨者、刑名家、法家、道德家は、此れ皆務めて世の中を治むることをする者なれど、但し從ひて言ふ所の道を異にせり、學者其の趣意を省察すると省察せざるとの相違あるのみ、

嘗竊觀陰陽之術大祥而衆忌諱使人拘而多所畏然其序四時之大順不可失也儒者博而寡要勞而少功是以其事難盡從然其序君臣父子之禮列夫婦長幼之別不可易也墨者儉而難遵是以其事不可徧循然其彊本節用不可廢也法家嚴而少恩然其正君臣上下之分不可改矣名家使人儉而善失真然其正名實不可不察也道家使人精神專一動合無形瞻足萬物其爲術也因陰陽之大順采儒墨之善撮明法之要與時遷移應物變化立俗施事無所不宜指約而易操事少而功多儒者則不然以爲人主天下之儀表也主倡而臣和主先而臣隨如此則主勞而臣逸至於大道之要去健羨絀聰明釋此而任術夫神大用則竭形大勞則敝形神騷動欲與天地長久非所聞也

【大祥】……詳は、詳と通ず、大に詳かなるなり、「不可徧循」……殘らずは用われぬなり、「使人儉而善失真」……儉は、檢の誤まりならむ、人をして檢束して善く天真を取り失はしむるなり、「擯」……總べ取るなり、「明法」……名法の誤まりならむ、「去健羨」……雄を

知り、雄を守るは、健を去るなり、欲すべきことを見ず、心をして亂れざらしむるは、羨を去るなり、物事を抑へ目にし、足ることを知りて、貪らぬことなり、「絀聰明」……絀は、黜と通ず、退くるなり、耳目の聰明を退けて、己の智慧を用おざるなり、「釋此而任術」……健を聰明を差し置きて、道德の術に任ずるなり、

余れ前方に内にて陰陽家の術を觀察せしに、其の説大に詳かにして、忌み嫌ふこと多くして、人をして、時日に拘泥して、畏れ避くること多からしむ、さりながら、其の春夏秋冬の四時の大なる順序を次第することは、失ふべからざるなり、又儒者は、其の説廣博にして、要領寡なく、骨折りて學びても、功能少なし、是を以て、其の事柄は、殘らずは從ひ難し、さりながら、其の君臣父子の禮儀を次第し、夫婦長幼の差別を列ねることは、變易すべからざるなり、又墨者は、餘り儉約にして、遵奉し難し、是を以て、其の事柄は、殘らずは用おられず、さりながら、其の根本を強固にし、財用を節制することは、廢止すべからざるなり、又法家は、嚴酷にして、恩意少なし、さりながら、其の君臣上下の分限を正しくすることは、改むべからず、又刑名家は、人をして、檢束して、善く天真を取り失はしむ、さりながら、其の名義と實際との約り合ひを正しくすることは、省察せざるべからざるなり、又道德家は、人の精神をして專一ならしめ、動けば無形の真理に合ひ、萬物を十分なりとして、不足の念を生ずることなし、其の道德の術は、陰陽家の四時の大なる順序に因り本づき、儒者、墨者の善き所を採り用お、刑名家、法家の要領を總べ取りて、時勢と共に推し移り、物に應じて變化し、世の風俗を立て定め、事業を施し行ふに、何事も宜しからざる廉なし、其の趣意は簡約にして、操り守り易く、其の事柄は少なくて、功能多し、儒者は、さにあらずして、人主は天下の儀表手本なり、人主仁義の道を主唱して、人心之れに和同す、人主先立ちて事を行ひて、人臣之れに附き隨ふと思へり、此の如くなれば、人主は辛勞して、人臣は逸樂するなり、道德家の大道の要領に至りては、健を去ると、雄を知り、雌を守り、羨を去ると、欲すべきことを見ず、心をして亂れざらしめて、物事を抑へ目にし、足ることを知りて、貪らず、耳目の聰明を退けて、己の智慧を用おず、健羨聰明を差し置きて、道德の術に任ずるなり、全體、人の精神は、大に使用すれば、竭盡するなり、人の形體は、大に苦勞すれば、疲弊するなり、形體精神騷動して、靜まらずして、天地と共に長久ならむと欲するは、余が聞き及びたることにあらずなり、

又「茅坤の曰はく、太史公六家の指を分かち言ひて、獨り重きを道家に歸せりと、〇何良俊の曰はく、史記に六家の要領を序いづるに、道德を進め、儒術を絀けたるは、誠に班孟堅の譏れる所の如き者あり、然れども、其の六家の事を述べて、得失を指陳せるは、案斷百世を歴て易ふること能はざるが若きあり、又其の文字の貫串せること、衆々然として、珠を貫くが如く、燦然として、目を奪へり、文章の奇偉なること、孰れか能く此れに過ぐる者あらむと、

夫陰陽四時八位十二度二十四節各有教令順之者昌逆之者不死則凶未必然也故曰使人拘而多畏夫春生夏長秋收冬藏此天道之大經也弗順則無以爲天下綱紀故曰四時之大順不可失也

【八位】……乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦の方位なり、即ち北は坎、南は離、東は震、西は兌、西北は乾、西南は坤、東北は艮、東南は巽なり、【十二度】……十二支なり、【二十四節】……立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒なり、【大經】……大體の常法なり、
 全體、陰陽家は、春、夏、秋、冬の四時、乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦の方位、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支、立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒の二十四節に各々思ひ違くる教令ありて、之れに順ふ者は繁昌し、之れに逆らふ者は、其の身死去せざれば、其の家滅亡すといへれど、屹度左様なりとも限らぬなり、それ故に、前に曰はく、『陰陽家の説は、人をして、時日に拘泥して、畏れ避くること多かりしむ』と、さりながら、全體、四時の氣候といふ者は、春は作物を生じ、夏は作物を成長し、秋は作物を取り入れ、冬は作物を仕舞ひ込むなり、此れ天道の大體の常法なり、此の常法に順はざれば、天下の綱紀法度となることなし、それ故に、前に曰はく、『四時の大なる順序は失ふべからざるなり』と、

大儒者以六藝爲法、六藝經傳以千萬數、累世不能通其學、當年不能究其禮、故曰博而寡要、勞而少功、若夫列君臣父子之禮、序夫婦長幼之別、雖百家弗能易也、

【六藝】……詩、書、易、春秋、禮、樂の六經なり、
 全體、儒者は、詩、書、易、春秋、禮、樂の六經を以て法則とせり、其の六經の經書、傳書は深山にして、千萬をもて數ふる程なれば、孫子の代まで世を果ねても、其の學問に通達すること能はず、修業の年に當たりても、其の禮法を研究すること能はず、それ故に、前に曰はく、『儒者の説は、廣博にして、要領寡なく、骨折りて學びても、功能少なし』と、さりながら、彼の君臣父子の禮儀を列ね、夫婦長幼の差別を次第するが如きは、諸子百家の説といへども、變易すること能はざるなり、

墨者亦尙堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、啜土刑、糲梁之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死、桐棺三寸、舉音不盡其哀、教喪禮必以此爲萬民之率、使天下法若此、則尊卑無別也、夫世異時移、事業不必同、故曰儉而難遵、要曰彊本節用、則人給家足之道也、此墨子之所長、雖百家弗能廢也、

【土階三等】……土の階段の僅に三段なるなり、【茅茨不翦】……茅葺き屋根を葺き放しにして、其の先を切らぬなり、【采椽不刮】……酒書には、采を採に作れり、椽は、梓の木なり、梓の木の椽たるを丸の僅にて用ひて、木地を削らぬなり、【食土簋】……素焼きの飯碗にて飯を食ふなり、【啜土刑】……素焼きの吸ひ物碗にて吸ひ物を吸ふなり、【糲梁之食】……梁は、粟の誤まりなり、玄米の飯なり、【藜藿之羹】……藜(あかぎ)の葉豆の葉の吸ひ物なり、【率】……手本なり、
 墨者も、亦堯、舜の仕方を尙ひて、堯、舜の德行を言ひて曰はく、『殿堂の高さは、僅に三尺にして、土の階段は、僅に三段なり、茅葺き屋根を葺き放しにして、其の先を切らぬ、梓の木の椽を丸の僅にて用ひて、木地を削らぬ、素焼きの飯碗にて飯を食ひ、素焼きの吸ひ物碗にて吸ひ物を吸ひ、玄米の飯、藜の葉豆の葉の吸ひ物を常食とし、夏の日は、葛織りを著用し、冬の日、鹿の皮の著物を著用したまへり、其の死人を見送るには、桐の木の棺の厚さの僅に三寸なるを用ひられながら、音聲を張り上げて泣き哀むには、其の哀情を盡くし切れぬ程に深く歎きたまへり、喪の禮式を教ふるに、是非とも此の仕方を以て萬民の手本としたまへり』と、墨者は、之れを主義としたれど、天下の法則をして、此の如くならしめば、貴賤尊卑の差別なからむ、全體、世は古今の異なるあり、時は次第に推し移りて、事業は屹度同一なりとは限らねば、昔は昔、今は今なり、それ故に、前に曰はく、『墨者は、餘り儉約にして、遵奉し難し』と、さりながら、之れを要するに、其の根本を強固にし、財用を節制すといひたるは、人毎に給足し、家毎に給足する仕方なり、此れ墨子の他より長じ勝りたることにして、諸子百家の説といへども、廢止すること能はざるなり、

法家不別親疎、不殊貴賤、一斷於法、則親親尊尊之恩絕矣、可以行一時之計、而不可長用也、故曰嚴而少恩、若尊主卑臣、明分職、不得相踰越、雖百家弗能改也、

法家は、親疎遠近を別かたず、貴賤尊卑を異にせず、一概に法律を以て決断すれば、親まざればならぬ者をも親まらず、尊ばざればならぬ者をも尊ばずして、親むべき者を親み、尊ぶべき者を尊ぶ恩義絶ゆるなり、されば、此の仕方を以て、眼前一時の計策を行ふべくして、長久永遠に施し用ゐるべからざるなり、それ故に、前に曰はく、『法家は、嚴酷にして、恩意少なし』と、さりながら、人主を尊び、人臣を卑み、君臣上下の分限職掌を明白にして、互に地位を乗り越ゆることを得ざるが如きは、諸子百家の説といへども、改むること能はざるなり、

名家苛察繳繞、使人不得反其意、專決於名、而失人情、故曰使人

儉而善失眞、若夫控名責實、參伍不失、此不可不察也。

【青察】青察、青、手、目、目を付けて、些細の事に指まるなり、【儉】……前に同じく、檢の誤まりなりむ、【控名】……名義を引き當つるなり、【參伍】……彼れと此れを引合はするなり、
【刑名家】刑名家は、手殿しく目を付けて、些細の事に指まりて、人をして、其の本意に立ち戻ることを得ざらしめ、専ら名義に決断して、人情を取り失ふなり、それ故に、前に曰はく、『刑名家は、人をして、檢束して、善く天眞を取り失はしむ』と、さりながら、彼の名義を引き當て、實際を責め正して、彼れと此れを引合はせて、名も實も失はざるが如きは、此れ省察せざるべからざるなり、

道家無爲、又曰無不爲、其實易行、其辭難知、其術以虛無爲本、以因循爲用、無成勢、無常形、故能究萬物之情、不爲物先、不爲物後、故能爲萬物主、有法無法、因時爲業、有度無度、因物與合、故曰聖人不朽、時變是守、虛者道之常也、因者君之綱也、羣臣竝至、使各自明也、其實中其聲者謂之端、實不中其聲者謂之窾、窾言不聽、姦乃不生、賢不肖自分、白黑乃形、在所欲用耳、何事不成、乃合大道、混混冥冥、光耀天下、復反無名、凡人所生者神也、所託者形也、神大用則竭、形大勞則敝、形神離則死、死者不可復生、離者不可復反、故聖人重之、由是觀之、神者生之本也、形者生之具也、不可先定其神、而曰我有以治天下、何由哉、

【不朽】……漢書には、朽を巧に作り、從ふべし、【端】……名なり、【窾】……空しきなり、【混混冥冥】……元氣の

神妙なるさまなり、

道家は、靜一を守りて、何事をもすることなし、其の上にも又曰はく、『萬物を生育することに於ては、せざることをし』と、其の實際は、各其の分を守ることにて、行ひ易く、其の言辭は、幽深微妙にして、知り難し、其の術は、空虛にして、一物もなきをもて本源とし、因り循ひて、自然に任ずるをもて動きとす、成るは敗る、本にして、敗るは成るをもて成るとせず、敗るをもて敗るとせざれば、成るといふ勢ひなし、形あるは形なきに似たり、形なきは形あるに似たり、萬物は形あれども、形なきが如くなれば、常の形を立つることなし、されば、能く萬物の情を推し究めて、物の先ともならず、物の後ともならず、物に因り、物に應じて、切り盛りをするが故に、能く萬物の主宰となる、一定の法則あるやうにして、一定の法度なく、時に因りて、事業をし、一定の法度あるやうにして、一定の法度なく、物に因りて、其の物と合ふなり、されば曰はく、『聖人は巧みならず、時の變化を是れ守る』と、空虛なるは、道の常なり、時に因り、物に因り、民心に従ひて、政事をするは、人君の大綱なり、羣臣並び至りて、各々をして、其の理を悟りて、自ら明らかならしむるなり、其の實際の其の名義に的中する者、之れを名づけて端と謂ふ、端は、正しきなり、其の實際の其の名義に的中せざる者、之れを名づけて窾と謂ふ、窾は、空しきなり、窾言即ち名の實に符はざる虚言を聽き納れざれば、姦惡の事發生せず、賢不肖の差別自然に分明になり、白黒善惡判然として形はれて、己れを用おもと思ふ所に在るのみにして、何事か成らざらむ、其のする事業は、大道に合ひて、元氣は、混混冥冥として、神妙にして、天下中に光り輝きて、名づくべきことなき無名の眞理に立ち戻るなり、凡そ人の生活する者は、精神なり、寄託する者は、形體なり、精神は、大に使用すれば、竭盡するなり、形體は、大に勞苦すれば、疲弊するなり、形體精神離散すれば、死亡するなり、一たび死亡せし者は、重ねて生活すべからず、一たび離散せし者は、重ねて立ち戻るべからざるが故に、聖人は、之れを重んじて、精神を濫用し、形體を定動せざるなり、是れに由りて觀察すれば、精神は、生活の根本なり、形體は、生活の道具なり、先づ其の精神を安んじ定めずして、我れは天下を治むることあらむといふは、如何なる道理に由るか、心得難き次第なり』と、以上、司馬談の六家の要旨を論じたる言葉なり、
又李廷機の曰はく、再び六家を敘するに、每家一つの故の字を用いて、以て上文の意を終へたり、然らざれば、重疊なりと、

太史公既掌天官、不治民、有子曰遷、遷生龍門、耕牧河山之陽、年十歲則誦古文、二十而南游江、淮、上會稽、探禹穴、闢九疑、浮於沅、湘、北涉汶、泗、講業齊、魯之都、觀孔子之遺風、鄉射鄒、嶧、扈困鄆、薛、彭城、過梁、楚、以歸。

【河山之陽】……河水の北、龍門山の南なり、

太史公は、既に天官の職務を掌りて、人民を治むる政事に關係せず、子あり、名を遷といふ、是れ即ち己れなり、己れは、左馮頌の夏陽縣の龍門山の麓に生まれて、河水の北、龍門山の南に耕作牧畜を營めり、年十歳にして、左傳、國語などの古代の文字を誦讀し、二十歳にして、

南の方江水、淮水の最寄りに遊び、會稽山に上り、夏の禹王の入りたまひきといへる穴を探り尋ね、九疑山の様子を窺ひ、沅水、湘水に船を浮かべ、北の方汝水、泗水を渉り、學業を齊、魯二國の都下に講究し、孔子の教化せられたる遺風餘俗を觀察し、鄒縣の嶧山にて、郷射の禮を行ひ、鄒縣、薛縣、彭城の邊にて難誦し、梁、楚の二國を通り過ぎて、故郷へ歸りたり。

楊慎の曰はく、子長自ら叙して、上會稽、探禹穴と云へるは、此れ子長の自ら徧く萬里に遊びし目を言へるなり、上會稽は、吳、越を總べたるなり、探禹穴は、巴、蜀を言へるなり、大抵古人の文を作れるは、言開にして括れり、禹貢の雲土、夢作父といへるが如きも、雲は、江南に在り、夢は、江北に在り、五言にして千餘里を括れり、即ち此の類なりと、○蘇轍の曰はく、太史公天下を行き、名山大川を周覽し、燕、趙の間の豪俊と遊びしが故に、其の文疎宕にして、おのづから奇氣ありと、

於是遷仕爲郎中、奉使西征巴蜀以南、南略邛笮、昆明、還報命、是歲天子始建漢家之封、而太史公留滯周南、不得與從事、故發憤且卒、而子遷適使反見父於河洛之間、

【封】封禪の禮なり、土を積りて天を祭るを封といひ、地を除きて地を祭るを禪といふ、是に於て、己れは、仕官して郡中となりて、使命を奉じて、西の方巴郡、蜀郡より以南の土地を征討し、南の方邛笮、昆明、及び昆明を略取して、立ち戻りて、其の趣きを復命せり、是の歳天子には、始めて漢家の封禪の禮を建て設けたまひて、天地を祭りたまへり、而して、太史公は、昔の周南、今の洛陽に滯留して、天官の役にてありながら、封禪の事務に與り従ふことを得ざりしが故に、殘念に思ひて、憤りを發して、病氣になりて、程なく卒去せむとせり、而して、其の時己れは、丁度使者の御用を濟まして、立ち戻りて、父に河洛、洛水の間に於て面會せり、

太史公執遷手而泣曰、余先周室之太史也、自上世嘗顯功名於虞夏、典天官事、後世中衰、絕於予乎、汝復爲太史、則續吾祖矣、今天子接千歲之統、封泰山、而余不得從行、是命也、夫命也、夫命也、夫余死、汝必爲太史、爲太史、無忘吾所欲論著矣、

大史公は、己れが手を執りて、泣きて曰はく、余が先祖は、周の王室の太史なり、尙ほ其の前に溯れば、上世より嘗て功名を帝舜有虞氏、

夏の禹王の時代に顯はして、天官の事務を興りき、後世に及びて、中頃衰微せり、予が身に至りて、其の業斷絶せむか、汝重ねて太史とならば、吾が祖先の業を繼續せよ、今天子には、千歳の王者の正統を接續したまひて、泰山に於て、封禪の禮を行ひたまへり、而して、余れ其の行幸の御供をすることを得ざりしは、是れ天命なるか、天命なるか、天命なるか、さても殘念なることよ、余れ死なば、汝は屹度余が跡役の太史とならむ、故太史とならば、吾が論議著述せむと思へることを忘却することなれ、

且夫孝始於事親、中於事君、終於立身、揚名於後世、以顯父母、此孝之大者、夫天下稱誦周公、言其能論歌文、武之德、宣周邵之風、達太王、王季之思慮、爰及公劉、以尊后稷也、幽厲之後、王道缺、禮樂衰、孔子修舊起廢、論詩書、作春秋、則學者至今則之、自獲麟以來、四百餘歲、而諸侯相兼、史記放絕、今漢興、海內一統、明主賢君、忠臣死義之士、余爲太史、而弗論載、廢天下之史文、余甚懼焉、汝其念哉、遷俯首流涕曰、小子不敏、請悉論先人所次舊聞、弗敢闕也、

來の傳聞を論述して、決して廢闕せざらむことを請ふ」と、

卒三歲而遷爲太史令、紬史記、石室、金匱之書、五年而當太初元年、十一月甲子朔旦冬至、天歷始改建於明堂、諸神受紀、

【補】……其の絲口を尋ねるなり、「石室金匱之書」……右藏、金箱の中に秘藏せる貴重なる書類なり、「太初元年」……司馬遷の年は四十二歳なり、「明堂」……王者の諸侯を朝會する處なり、「紀」……曆紀なり、曆は、一年十二箇月の事を列記せる者なるが故に、紀といふ、太史公の卒去せしより、三年目になりて、己れは、二十八歳にて、太史の令となりたれば、官府の記録、並びに石藏、金箱の中に秘藏せる貴重なる書類を取り出で、其の絲口を尋ねて、此の書の編纂に取り掛かり、五箇年を歴て、今上帝の太初元年に至りて、始めて之れを取り纏めたり、是の歳の十一月の甲子に當たる朔旦は、一陽來復の冬至にて、天然の曆日始めて改まりたれば、新たに明堂を建築せられて、諸侯及び郡守を參朝せしめられて、山川の神々を祭りて、新曆を頒かたれば、諸神は曆紀を受納せられて、芽出度太初元年となりぬ、

太史公曰、先人有言、自周公卒、五百歲而有孔子、孔子卒後、至於今、五百歲、有能紹明世、正易傳、繼春秋、本詩書禮樂之際、意在斯乎、意在斯乎、小子何敢讓焉、

【太史公】……是れより以下の太史公は、司馬遷の自ら言へるなり、「五百歲」……大數を擧げたるなり、「有能紹明世」……漢書には、有能紹明之に作れり、從ふべし、太史公の曰はく、「先人亡父の言へることあり、周公旦の卒去せられしより、五百歲にして、孔子あり、孔子の卒去せられし後、今に至るまで、五百歲なれば、能く孔子の統を承け紹きて、之れを世に明らかにすることありて、易傳を正し、春秋經の跡を繼ぎ、詩經、書經、禮記、樂書に本づきて、正史を作る際會ならむ」と、亡父の己れをして春秋經に繼ぎて正史を作らしめむとの意は、斯に在るか、斯に在るか、必定斯に在らむと思へば、小子は、亡父の業を述ぶべし、何ぞ押し切りに五百歲に當たるを懼りて、之れを辭讓せむ、

上大夫壺遂曰、昔孔子何爲而作春秋哉、太史公曰、余聞董生曰、周道衰廢、孔子爲魯司寇、諸侯害之、大夫壅之、孔子知言之不用、

道之不行也、是非二百四十二年之中、以爲天下儀表、貶天子、退諸侯、討大夫、以達王事而已矣、子曰、我欲載之空言、不如見之於行事之深切著明也、夫春秋上明三王之道、下辨人事之紀、別嫌疑、明是非、定猶豫、善善惡惡、賢賢賤不肖、存亡國、繼絕世、補敝起廢、王道之大者也、

【上大夫壺遂】……壺遂は、皇后及び太子の家事を掌る詹事の役に於て、秩祿二千石なるが故に、其の位上大夫なり、「董生」……董仲舒なり、生は、先生の略なり、「害之」……孔子の魯に在るを自國の邪厲物なりとするなり、「壅之」……孔子の言論を壅塞するなり、「見」……示すなり、「猶豫」……解は、張儀の傳に見えたり、

【上大夫の壺遂の曰はく】……昔し、孔子は、何の爲めにして春秋經を作られたる」と、太史公の曰はく、「余れ、董生より聞き及びたることあり、其の說に曰はく、『周室の政事の仕方の衰へ廢たれたる時に、孔子は、魯の國の司寇となりて、一國の政事を執られしに、列國の諸侯は、孔子の魯に在るを自國の邪厲物なりとし、魯の大夫達は、孔子の言論を壅塞せしかば、孔子は、己れの言論の用おられずして、己れの仕方の行はれざることを知りて、身を退きて、筆を執りて、魯の隱公の元年より、哀公の十四年まで、二百四十二年の間の事柄を魯の記録に就きて是非褒貶して、天下の人々の備表手本とせられたり、而して、天子といへども、貶すべき事あれば、憚らず之れを貶し、諸侯の所爲の退くべき事は、之れを退け、大夫の所爲の討伐すべき事は、之れを討伐して、王者の事業を通過せられたるまでなり』と、孔子の曰はく、『我れ王者の仕方を空虛なる言論に記載せむかと思ひたれど、之れを當時の君臣の行跡事實の上に示すことの深切著明なるには及ばずと思ひたれば、此の書に筆を染めたり』と、全體、春秋經は、上は夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王の仕方を明瞭にし、下は人事の綱紀を辨別し、忌み嫌ひ疑ひ惑ふ事柄を分別し、是非を明白にし、猶豫疑惑する事柄を断定し、善き事を善しとし、惡しき事を惡しとし、賢者を賢者なりとして貴び、不肖者を不肖者なりとして賤み、滅亡したる國を保存し、斷絶したる世を繼續し、疲弊せる者を補助し、廢頽せる者を興起せられたる者にして、實に王者の仕方の廣大なる者なり、

易著天地陰陽四時五行、故長於變、禮經紀人倫、故長於行、書記先王之事故、長於政、詩記山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄、故長於

風樂樂所以立故長於和春秋辨是非故長於治人是故禮以節人樂以發和書以道事詩以達意易以道化春秋以道義撥亂世反之正莫近於春秋春秋文成數萬其指數千萬物之散聚皆在春秋春秋之中弑君三十六亡國五十二諸侯奔走不得保其社稷者不可勝數察其所以皆失其本已

易經は天地陰陽春夏秋冬の四時水火木金土の五行の理を言ひ著はせる者なるが故に物事の變化に長せり禮記は人倫五常の道を條理を立て經紀せる者なるが故に人の行儀に長せり書經は先王の事業を記載せる者なるが故に天下の政事に長せり詩經は山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄を記載せる者なるが故に物を借りて議論するに長せり樂書は自ら立つことを樂む者なるが故に發して音聲となりて和合するに長せり春秋經は是非を辨別せる者なるが故に人民を治むるに長せり是の露けなれば禮記は人の行ひを節制し樂書は和氣を發達し書經は時事を言ひ詩經は人の意を通達し易經は物事の變化を言ひ春秋經は君臣父子の大義を言ひ亂れたる世を治め除きて之れを正しき世に立ち戻らする者は春秋經より手近きはなし春秋經の文字は數萬言を成して其の趣意は數千箇條なれば萬物の散亂せるも察合せるも皆春秋經の中に在り春秋經の中には君を弑逆せし者三十六人あり國を滅亡せし者五十二國あり諸侯の諸方に奔走して其の社稷國家を保持することを得ざりし者の如きに至りては勅定の仕切れぬ程に多し其の君を弑逆し國を滅亡し及び諸方に奔走せし露けを察するに皆其の根本の仁義の仕方を取り失へるのみなり

故易曰失之豪釐差以千里故曰臣弑君子弑父非一旦一夕之故也其漸久矣故有國者不可以不知春秋前有讒而弗見後有賊而不知爲人臣者不可以不知春秋守經事而不知其宜遭變事而不知其權爲人君父而不通於春秋之義者必蒙首惡之名爲人臣子而不通於春秋之義者必陷篡弑之誅死罪之名其實皆以爲善爲之不知其義被之空言而不敢辭

夫不通禮義之旨至於君不君臣不臣父不父子不子君不君則犯臣不臣則誅父不父則無道子不子則不孝此四行者天下之大過也以天下之大過予之則受而弗敢辭故春秋者禮義之大宗也夫禮禁未然之前法施已然之後法之所爲用者易見而禮之所爲禁者難知

全體人は禮儀の趣意に通達せざれば君となりては君の行ひなく臣となりては臣の行ひなく父となりては父の行ひなく子となりては子の行ひなきに至るなり君となりて君の行ひなければ臣下に犯し辱めらるなり臣となりて臣の行ひなければ誅戮せ

らるゝなり、父となりて、父の行ひなければ、無道無慈悲なり、子となりて、子の行ひなければ、親不孝なり、此の四つの行ひは、天下中の大なる過失なり、天下中の大なる過失なりといふ非難を以て、其の人に與ふれども、其の咎めを受けて、押し切りて辭退せざるは、物の道理を知らざればなり、されば、春秋經は、禮義の大宗本家なり、全體、禮義は、惡事の未だ成り立たざる前に禁止する者にして、法律は、惡事の已に成り立ちたる後に施行する者なり、法律の役に立つ廉は、人の目に見易くして、禮義の禁止する廉は、人の心に知り難き者なり」と、以上、太史公の言葉なり、

壺遂曰、孔子之時、上無明君、下不得任用、故作春秋、垂空文、以斷禮義、當一王之法、今夫子上遇明天子、下得守職、萬事既具、咸各序其宜、夫子所論、欲以何明、

【夫子】……太史公を指す、
壺遂の曰はく、「孔子の時代には、上に賢明なる主君なくして、臣下たる者任用せらるゝことを得ざりしが故に、春秋經を作り、空虚なる文字を垂れ傳へて、禮義を判斷して、一代の王者の法則に引き當てられたるなり、今、夫子は、上は聖明なる天子に遇ひ、下は職務を守ることを得て、萬事既に具備して、不足なることなく、殘らず各々其の宜しきを得て、秩序整然たり、夫子の論せらるゝ廉は、何を辯明せむと思はれたる」と、

太史公曰、唯唯、否否、不然、余聞之先人曰、伏羲至純厚、作易、八卦、堯舜之盛、尚書載之、禮樂作焉、湯武之隆、詩人歌之、春秋采善、貶惡、推三代之德、褒周室、非獨刺譏而已也、漢興以來、至明天子、獲符瑞、封禪、改正朔、易服色、受命於穆清、澤流罔極、海外殊俗、重譯款塞、請來獻見者、不可勝道、臣下百官、力誦聖德、猶不能宣盡其意、且士賢能而不用、有國者之恥、主上明聖而德不布聞、有司之

過也、且余嘗掌其官、廢明聖盛德、不載、滅功臣世家賢大夫之業、不述、墮先人所言、罪莫大焉、余所謂述故事、整齊其世傳、非所謂作也、而君比之於春秋、謬矣、

【唯唯】……はいく／＼と返事をするなり、「封禪」……一本には、封の上に建の字あり、「受命於穆清」……於是、歎美の聲なり、穆は、美しきなり、あゝ、さて天命を受けて美徳ありて教化の清浄なることといふことなり、「罔極」……無窮なり、「款塞」……邊塞の關門を叩くなり、「掌其官」……太史の令の役目を掌るなり、
【太史公の曰はく】「はいく／＼御尤なり、否々左様にあらず、余は、之れを亡父に聞き及びたることあり、其の言葉に曰はく、『太古の太昊伏羲氏の御世は、至りて純粹敦厚にして、易の乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦を作り出でたまへり、帝堯、帝舜の御世は、盛んにして、書經に其の事柄を記載し、禮儀音楽成り立ちたり、殷の湯王、周の武王の御世は、隆んにして、詩人其の事柄を賦して歌へり、春秋經は、善き事を探用し、惡しき事を降貶し、夏、殷、周の三代之の君徳を推明して、周の王室を褒揚せり、獨り當時の事柄を諷刺譏諷するばかりにはあらずなり』と、漢興してより以來、今代の聖明なる天子に至りて、寶鼎及び麒麟の符瑞吉兆を獲たまひて、天地を祭る封禪の禮を建て行ひたまひ、歲の正月朔日を改め始めたまひ、火徳の天子なればとて、衣服の色目を取り易へて、赤色を尙びたまへり、あゝ、さて天命を受けたまひ、歲御美徳ありて、教化の清浄なることよ、其の恩澤は、無窮の後代に流布し、四海の外の異邦殊俗の者共まで、通譯人を段々に重ね加へて、邊塞の關門を叩きて、京師に來りて、産物を獻上し、御目見えをしたしと請ふ者、言ひ立て切れぬ程に多し、臣下百官骨折りて主上の聖徳を稱誦すれども、猶ほ其の意味を宣へ盡くすこと能はず、しかのみならず、士に賢能の者ありて、擧げ用あられざるは、國を有つ者の恥辱なり、主上の明聖にして、御徳の善く流布傳聞せざるは、掛かりの役人の過失なり、しかのみならず、余は、前方に太史の令の役目を掌りたることあれば、主上の明聖盛徳を差し置きて記載せず、功臣、世家、賢大夫の事業を損減して述べ傳へずして、亡父の言ひたることを墮廢せば、其の罪之れより大なることなからむ、余は、世間にて取り沙汰せる故事舊聞を述べ傳へて、其の人の世傳を整齊始末するまでのことなり、世間にて取り沙汰せる新たに物を作るにはあらずなり、さるを、貴君は、此の仕事春秋經に比べて論せられたるは間違ひなり」と、

於是論次其文、七年而太史公遭李陵之禍、幽於縲紲、乃喟然而歎曰、是余之罪也、夫是余之罪也、夫身毀不用矣、退而深惟曰、夫詩書隱約者、欲遂其志之思也、昔西伯拘羑里、演周易、孔子厄陳、

蔡作春秋、屈原放逐、著離騷、左丘失明、厥有國語、孫子臏脚、而論兵法、不韋遷蜀、世傳呂覽、韓非囚秦、說難孤憤、詩三百篇、大抵賢聖發憤之所爲作也、此人皆意有所鬱結、不得通其道也、故述往事、思來者、於是卒述陶唐以來、至于麟止、自黃帝始、

【臏於練】……練は、黒繩なり、練にて縛らるる、暗き處に押し込めらるるなり、【身毀】……墨丸を抜き取る、刑罰を受けるなり、【惟】……思ふなり、【隱約】……其の意味を隱微にし、其の言葉を閉約にするなり、【演】……延べ廣むるなり、【足】……難儀するなり、【失明】……盲目になるなり、【臏脚】……膝骨を切り取るなり、【麟止】……止は、趾と通ず、足なり、孝武帝の元狩六年に白き麒麟を獲て、芽出度ことなりとて、金を鑄て、麒麟の足の形を作れり、史記は、此の處にて終はれり、春秋經の筆を獲麟に絶ちしに寓意せるなり、

是に於て、史記の文字を論述次第すること七箇年にして、天漢四年に至りて、太史公は、李陵の匈奴に降りし罪を救はむとして、主上の御怒りに觸れたる禍に遭ひて、黒繩にて縛られて、暗き處に押し込められたれば、喟然として、歎息して曰はく、「是れ余の罪なるか、是れ余の罪なるか、身は墨丸を抜き取る、刑罰を受けて、世に用おられぬなり」と、それより、自ら退隱して、深く思ひて曰はく、「全禮、詩經、書經の其の意味を隱微にし、其の言葉を閉約にせるは、其の志しの思ひを遂げ貫きたしと思ひてなり、昔、西伯なる周の文王は、堯里の牢屋に拘留せられて、周易の理を延べ廣めたまひき、孔子は、陳、蔡二國の間に難儀せられて、春秋經を作られき、屈原は、放逐せられて、離騷を著しき、左丘明は、盲目になりて、國語の作あり、孫子は、膝骨を切り取られて、兵法を論じき、呂不韋は、蜀の國へ遷されて、世に呂覽を傳へき、韓非は、秦の國に囚はれて、說難、孤憤の著あり、詩經の三百篇も、大抵賢人聖人の憤りを發せし爲めに作りたる者なり、此の人々は、皆其の意中に鬱結せる廉ありて、其の道を通達することを得ざるが故に、既往の事を述べて、未來の者の其の志しを酌み取り、吟むことを思はれたるなり」と、是に於て、遂に帝堯陶唐氏より以來、今上帝の元狩六年に白き麒麟を獲たまひて、其の祥瑞の紀念として、金を鑄せて麒麟の足の形を作らしめたまひし時に至るまでを述べて、黃帝軒轅氏より始めたり、

董份の曰はく、呂氏春秋は、蓋し不章の國に當たれる時に作れるならむ、而るを遷蜀と云へり、韓非の説難は、蓋し未だ秦へ入らざる時に著はせる所ならむ、而るを囚秦と云へり、古の文人の其の意を取りて、其の詞に泥まざる、往々此の如し、宋、元の間に指遺せることあるが若きは、癡人の夢を説くなりと、○鄧以讚の曰はく、既に述陶唐以來と云ひながら、却りて自黃帝始をもて載せるは、甚だ暗にして勢ひありと、

維昔黃帝、法天則地、四聖遵序、各成法度、唐堯遜位、虞舜不台厥美、帝功萬世載之、作五帝本紀第一、

【維】……發語の言葉なり、【四聖】……顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝舜有虞氏をいふ、【台】……怡と通ず、悦ぶなり、【美】……譽むるなり、

維れ、昔し、黃帝軒轅氏は、天に法り、地に則りて、天地を本としたまひき、それより、顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝舜有虞氏の四人の聖君は、秩序に遵ひ由りたまひて、各々法度を成就したまひき、唐堯位を遷れたまひて、虞舜に天下を授けたまひしに、虞舜は、御身の不徳を顧みたまひて、其の御讓位を悦びたまはらずして、唐堯の御子の丹朱の爲めに、南河の南へ避けたまひき、厥れ帝の功徳を譽めて、萬世までも之れを記載せり、五帝の本紀を作りて、本紀の第一とす、

董份の曰はく、此れより下、韻語を雜へ用たり、最も高古なりと、○又曰はく、班固の贊語は、多く此の體を用たり、乃ち班の範圍を出づること能はざることを知れり、

維禹之功、九州攸同、光唐虞際、德流苗裔、夏桀淫驕、乃放鳴條、作夏本紀第二、

【九州】……冀州、兗州、青州、徐州、揚州、荊州、豫州、梁州、雍州なり、

維れ、夏の禹王の九年の水を治めたまひし功績は、冀、兗、青、徐、揚、荆、豫、梁、雍の天下九州の人々の同じく仰ぎ戴ける所なり、其の功績は、唐堯、虞舜の際に光り渡り、其の德澤は、苗裔子孫に流れ傳はれり、夏の桀王は、淫亂驕奢にして、鳴條に放逐せられたまひき、夏の本紀を作りて、本紀の第二とす、

維契作商、爰及成湯、太甲居桐、德盛阿衡、武丁得說、乃稱高宗、帝辛湛酒、諸侯不享、作殷本紀第三、

【阿衡】……阿は、依るなり、衡は、平なり、天下中の人々の依頼して、公平なる處置をして賣ふ人なり、傳說を指す、【說】……傳說なり、【湛酒】……飲酒に耽るなり、【不享】……貢ぎ物を納めぬなり、

維れ、契は、唐堯、虞舜の時に司徒の役となりて、商の地に封せられて、殷の某業を興こして、爰に殷王の成湯に及べり、成湯の御孫の太甲は、御不明なりけるが、宰相の伊尹の計らひにて、湯王の御墓所の桐宮に居たまひて、善心を起こしたまひければ、其の御徳は、阿衡の伊尹に依りて盛んなり、武丁は、名臣の傅説を手に入れたまひければ、高宗と稱讚せられたり、帝辛即ち紂王は、飲酒に耽りたまひければ、諸侯は離れ叛きて、貢ぎ物を納めざりき、殷の本紀を作りて、本紀の第三とす、

維棄作稷德盛西伯武王牧野實撫天下幽厲昏亂既喪鄴鎬陵
遲至報洛邑不祀作周本紀第四

【釋】……農政の長官となりて、后稷と號す、(稷運)……國家の追ひくゝに衰微すること、丘陵の段々卑くなるが如きなり。
【釋】維れ、棄は、唐虞、虞舜、夏の禹王の間に農政の長官となりて、后稷と號しけるが、其の君徳は、西伯なる周の文王に至りて盛んなり、武王は、殷の紂王と牧野に於て戰ひたまひて、實に天下を鎮撫したまひき、幽厲昏亂にして、既に四周の都の鄴、鎬を喪失したまひき、それより、國家の追ひくゝに衰微すること、丘陵の段々に卑くなるが如くなりて、報王に至りて、東周の都の洛邑の宗廟の御祭りも出來ぬやうになりき、周の本紀を作りて、本紀の第四とす。

維秦之先伯翳佐禹穆公思義悼豪之旅以人為殉詩歌黃鳥昭
襄業帝作秦本紀第五

【釋】「悼秦之旅」……秦は、暗山なり、旅は、軍旅なり、暗山の軍旅の死亡せしを悼みて、其の死骸を埋めたるなり、「黃鳥」……詩經の國風の部の篇の名なり。
【釋】維れ、秦の先祖の伯翳は、夏の禹王の輔佐たり、穆公は、義を思ひて、暗山の軍旅の死亡せしを悼みて、其の死骸を埋めしかど、己れの死ぬる時に、奄息、仲行、鍼虎といへる三人の眞臣を殉死せしめられたれば、詩人黃鳥の詩を歌ひて、之れを諷りき、昭王は、列國を攻め撃ちて、帝業の基を成しき、秦の本紀を作りて、本紀の第五とす。

始皇既立并兼六國銷鋒鑄鐻維偃干革尊號稱帝矜武任力二
世受運子嬰降虜作始皇本紀第六

【釋】「六國」……韓、魏、趙、燕、齊なり、「銷」……鑄潰すなり、「鐻」……鐘を懸くる者なり、「干革」……干は、干戈なり、革は、甲冑なり。
【釋】秦の始皇帝は、既に位に立ちて、韓、魏、趙、燕、齊の六國を併吞兼有して、兵鋒を銷潰して、鐘を懸くる者を鑄立て、維れ干戈甲冑を偃せ滅め、號を尊びて、皇帝と稱し、武威を自慢し、力に任せて、天下を抑へ付けられき、二世皇帝は、天運を受けて、其の跡を繼がれしが、二世皇帝の兄なる扶蘇の子の子嬰は、漢に降参して、生け捕りとなりき、始皇の本紀を作りて、本紀の第六とす。

秦失其道豪傑竝擾項梁業之子羽接之殺慶救趙諸侯立之誅

嬰背懷天下非之作項羽本紀第七

【釋】「業」……秦を破ることを仕事とするなり、「子羽」……項籍、字は羽、一の字は子羽といふ、「慶」……卿と通ず、卿子冠軍の宋義をいふ、「懷」……楚の懷王なり。
【釋】秦は、天下を治むる仕方を見失はれば、豪傑猛將並び起りて擾亂せり、項梁は、秦を破ることを仕事として、敗軍して死亡しき、項梁の兄の子の項籍字は子羽は、其の仕事を接續して、卿子冠軍の宋義を殺して、趙を救ひしかば、諸侯之れを押し立てしが、漢に降参したる秦王の子嬰を殺し、楚の懷王の約束に背きて、うはべに之れを尊びて義帝として、後に又之を弑せしかば、天下中の人々之れを非難せり、項羽の本紀を作りて、本紀の第七とす。

【釋】董份の曰はく、數語項氏の興亡の原を斷じて已に盡くせりと、○羅大經の曰はく、班固は、司馬遷を去ること未だ久しからずして、已に史記の書法を知らず、項羽の本紀の高帝の前に在り、陳涉の世家の孔子の後に在るが如きは、皆深意あり、蓋し遷は、秦典籍を焚きて、戰、黃より孔子に至るまでの道をして、地に墮つるに幾からしめたるに、涉と羽と先後に倡へて、秦を亡ぼす謀を爲したるは、斯の道に大功ありと謂ふべしと思へるならむ、故に陳涉の世家を敘するに、楚封失其道、而湯武作、周失其道、而春秋作、秦失其道、而陳涉發迹、諸侯作難、風起雲蒸、卒亡秦族、天下之端、自涉發難、難と云へり、而して、項羽の本紀を敘するに、秦失其道、云々作項羽本紀と云へり、蓋し銅挺を奮ひて、秦を亡ぼしたる者は、陳涉に起り、項羽之れに次ぎ、高祖又之れに次ぎたるならむと。

子羽暴虐漢行功德憤發蜀漢還定三秦誅籍業帝天下惟寧改
制易俗作高祖本紀第八

【釋】「三秦」……解は、張耳、陳餘の傳に見えたり。
【釋】項籍字は、子羽は、暴虐なりければ、漢の高祖には、功德を施し行ひたまへり、楚の懷王は、先づ漢中へ打ち入りたる者を其の地の王とせむと約束せしに、項籍は、自儘に先づ漢中へ打ち入りたまひし高祖を漢中の王とせずして、蜀、漢の王とせしかば、高祖には、其の仕向け方に憤りを發したまひて、關中へ立ち戻りたまひて、秦の降將の章邯、司馬欣、董翳の項籍より貰ひ受けたる三秦の地を平定したまひ、項籍を誅戮したまひて、帝業の基を成したまひければ、天下は惟れにて安寧になりぬ、それより、制度を改め正したまひて、風俗を移し易へたまひき、高祖の本紀を作りて、本紀の第八とす。

惠之早實諸呂不台崇疆祿產諸侯謀之殺隱幽友大臣洞疑遂
及宗禍作呂太后本紀第九

【釋】「惠之早實」……實は、殖なり、孝惠帝の早世したるなり、「不台」……人民に満足せられぬなり、「祿、產」……呂祿、呂産なり、「隱」……趙

の隱王名は如意なり、【幽】……趙の幽王名は友なり、【洞疑】……洞は、情の誤まりならむ、洞疑は、恐れ疑ふなり、【宗禍】……呂氏の一門の誅滅せらる、禍なり、孝惠帝の早世したまひしより、呂太后の御身内の呂氏達は、人民に満足せられざりしが、それにも構はず、呂太后には、呂祿、呂産を尊崇して、其の勢力を強くせられしかば、諸侯は、之れを取り除けむことを相談せしに、呂太后には、趙の幽王の友を押し込めたまひしかば、朝廷の大臣達は、恐れ疑ひて、遂に呂氏の一門の誅滅せらる、禍を引き起すに及べり、呂太后の本紀を作りて、本紀の第九とす、

漢既初興、繼嗣不明、迎王踐祚、天下歸心、蠲除肉刑、開通關梁、廣恩博施、厥稱太宗、作孝文、本紀第十、

【踐祚】……天子の位に即かしむるなり、【蠲除肉刑】……顔に入れ墨を施すと鼻を切ると足を切るとの三つの肉體に疵を付くる刑罰を取り除くるなり、漢既に初めて興りて、呂氏の亂にて、御繼嗣分明ならざりしが、代王を迎へ奉りて、天子の位に即かしめ奉らせられたれば、天下の人民、心を寄せて、仰ぎ慕へり、さて、孝文帝には、法律を寛大にして、肉體に疵を付くる刑罰を取り除けたまひ、交通を便利にして、所々の關門橋梁を開通したまひ、恩を廣め、施しを博めて、衆庶を保護したまひければ、厥れ太宗と稱讚せられたり、孝文の本紀を作りて、本紀の第十とす、

諸侯驕恣、吳首爲亂、京師行誅、七國伏辜、天下翕然、大安殷富、作孝景、本紀第十一、

【七國】……吳、楚、趙、膠西、膠東、菑川、濟南の七箇國なり、【翕然】……人心の向ひ合ひて歸服するさまなり、高祖の封じたまひし諸侯驕り高ぶり自儘になりて、吳王謀反の張本人となりて、國亂を仕出だし、が、京師に於て、誅戮を行はれて、吳、楚、趙、膠西、膠東、菑川、濟南の七箇國皆罪に伏したれば、天下の人心翕然として向ひ合ひて歸服して、世の中大に安泰になりて、殷富饒饒になりぬ、孝景帝の本紀を作りて、本紀の第十一とす、

漢興五世、隆在建元、外攘夷狄、內修法度、封禪、改正朔、易服色、作今上、本紀第十二、

【封禪】……一本には、封の上に建の字あり、漢の興りてより、高祖、孝惠、孝文、孝景の四世を歴て、第五世なる今上帝に及びて、其の隆盛なること、建元年間に在り、外は夷狄を打ち拂ひたまひ、内は法度を修め整へたまひ、天地を祭る射禪の禮を建て行ひたまひ、歳の正月朔日を改正したまひ、火徳の天子なればとて、衣服の色目を取り易へて、赤色を尙びたまへり、今上帝の本紀を作りて、本紀の第十二とす、

維三代尙矣、年紀不可考、蓋取之譜牒、舊聞本于茲、於是略推作三代世表第一、

【尙】……久しきなり、【譜牒】……家々の系圖記録の類なり、維れ、夏、殷、周の三代の事跡は、久しく遠くして、年代紀元定かに考へられぬなり、蓋し之れを家々の系圖記録の類に取れり、舊來の傳聞は、茲に本づけり、是に於て、荒増し推し考へて、三代の世表を作りて、表の第一とす、

幽厲之後、周室衰微、諸侯專政、春秋有所不紀、而譜牒、經略、五霸更盛衰、欲睹周世相先後之意、作十二諸侯年表第二、

【譜牒經略】……牒は、牒と通ず、家々の系圖記録の類に載せたる經營方略なり、【五霸】……齊の桓公、魯の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王なり、周の幽王、厲王の後、周の王室衰微して、列國の諸侯自ら政事を專断せり、其の事柄は、春秋經にも列記せざる廉あり、而して、家々の系圖記録の類に載せたる經營方略に就きて見るときは、齊の桓公、魯の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王の五霸代はりくぐに盛衰せり、周の世の互に先後終始せる意味を見むと思ひて、十二諸侯の年表を作りて、表の第二とす、

春秋之後、陪臣秉政、疆國相王、以至于秦、卒并諸夏、滅封地、擅其號、作六國年表第三、

【諸夏】……中國の諸侯をいふ、春秋經の時代の後を戰國の時代といふ、此の時代には、列國の諸侯の家來、陪臣の身分にて、國の政事を執り行ひて、強國互に王となりぬ、斯くして、秦の時代に至りて、遂に中國の諸侯を併吞し、其の封地を滅亡して、其の帝號を自儘にせり、六國の年表を作りて、表の第三とす、

秦既暴虐，楚人發難，項氏遂亂，漢乃扶義征伐。八年之間，天下三擅事繁，變衆故詳。著秦楚之際月表第四。

漢興已來，至于太初百年，諸侯廢立分削，譜紀不明，有司靡踵疆弱之原，云以世作漢興已來諸侯年表第五。

維高祖元功，輔臣股肱，剖符而爵，澤流苗裔，忘其昭穆，或殺身殞國，作高祖功臣侯者年表第六。

惠景之間，維申功臣宗屬爵邑，作惠景間侯者年表第七。

北討疆胡，南誅勁越，征伐夷蠻，武功爰列，作建元以來侯者年表第八。

諸侯既疆，七國爲從，子弟衆多，無爵封邑，推恩行義，其勢銷弱，德歸京師，作王子侯者年表第九。

國有賢相良將，民之師表也，維見漢興以來將相名臣年表，賢者記其治，不賢者彰其事，作漢興以來將相名臣年表第十。

維三代之禮，所損益各殊，務然要以近情，性通王道，故禮因人質爲之，節文略協，古今之變，作禮書第一。

維れ、夏、殷、周三代の禮儀は、其の損減増益せる廉、各々先務とすることを殊にせり、さりながら、之れを要するに、人の情性に近くして王者の仕方に過違するをもて目的とせり、されば、禮儀は、人の性質に因り本づきて、之れが節度文飾をして、荒増し古今の變化に協ひ合ふやうにすべき者なり、禮書を作りて、書の第一とす、

樂者、所以移風易俗也、自雅頌聲興、則已好鄭衛之音、鄭衛之音、所從來久矣、人情之所感、遠俗則懷、比樂書以述來古、作樂書第二、

【雅頌】……詩經の大雅、小雅と周頌、魯頌、殷頌となり、【比】……並ぶるなり、【來古】……古來に同じ、
【鄭衛】……音樂は、世の風俗を移し易ふる譯けの者なり、詩經の大雅、小雅と周頌、魯頌、殷頌との音樂の興りし時代より、人情は、已に鄭、衛二國の淫猥なる音樂を好み、鄭、衛二國の淫猥なる音樂は、其の由りて來れること久し、音樂は、人情を感動せしむる者にして、人情感動すれば、遠方の殊俗も來り懐くなり、樂書を並べて、古來の音樂の變遷を述べむとて、樂書を作りて、書の第二とす、

非兵不彊、非德不昌、黃帝、湯、武以興、桀、紂二世以崩、可不慎歟、司馬法所從來尚矣、太公、孫、吳、王子能紹而明之、切近世、極人變、作律書第三、

【作律書】……此律書の序にして、兵を言へるは、音律は、法の由りて出づる所にして、刑罰賞罰法をもて行ふなり、而して、兵は、刑の大なる者なればなり、漢書に、兵を刑法の中に載せたるも、亦此の義なり、【王子】……成甫といふ人のことなり、
【兵威】……兵威を用ゐるにあらざれば強からず、徳化を行ふにあらざれば昌んならず、黃帝軒轅氏には、阪泉の戦ひあり、殷の湯王には、鳴條の戦ひあり、周の武王には、牧野の戦ひありて、兵威をもて興り、夏の桀王、殷の紂王の二世は、兵威なくして崩れたり、かばかり兵は大切なる者を、慎まらずして宜しきことかは、司馬の兵法は、其の由りて來ること久し、太公望、孫子、吳子、王子成甫は、能く其の法を承継ぎて、之れを明瞭にせり、近世の事情に的切にして、人事の變化を極め盡くせり、律書を作りて、書の第三とす、

律居陰而治陽、歷居陽而治陰、律歷更相治、間不容翮忽、五家之文、佛異、維太初之元論、作歷書第四、

【陰】……形なくして目に見えぬ者をいふ、【陽】……形ありて目に見ゆる者をいふ、【歷】……曆と通ず、曆法なり、【翮忽】……翮は、抄に作るべし、抄は、稻の穂先なり、忽は、蠶の口より出づる絲なり、皆微細なる物なり、【五家之文】……黃帝、顓頊、夏、殷、周の五家の曆の文なり、【佛】……悖るなり、
【音律】……音律は、形なくして目に見えぬ陰位に居て、形ありて目に見ゆる陽位の者を治むるなり、即ち微妙なる聲曲をもて、人獸蟲鳥一切の物を感動せしむるなり、曆法は、形ありて目に見ゆる陽位に居て、形なくして目に見えぬ者を治むるなり、即ち明白なる算數をもて、日月星辰の運行、春夏秋冬の變遷の理を測知するなり、音律と曆法との代はり、互に治め合ふことは、嚴密にして、其の間には翮忽の微細の物をだにも容れぬ程なり、黃帝、顓頊、夏、殷、周の五家の曆の文は、互に悖り異なりて、同じからざれば、維れ今上帝の太初の建元より之れを論じて、歷書を作りて、書の第四とす、

星氣之書、多雜、禳祥不經、推其文、考其應、不殊、比集論其行事、驗于軌度、以次作天官書第五、

【星氣之書】……天文を窺ひ雲氣を占ふ書物なり、【禳祥】……禳は、凶兆なり、祥は、吉兆なり、【不經】……常法とならぬなり、【軌度】……軌は、星辰の運行する道なり、度は、天の度数なり、
【天文】……天文を窺ひ雲氣を窺ふ書物は、多く凶兆吉兆を推へて、常法とならぬ者なり、其の文義を推し、其の感應を考ふるに、別に變はりて不思議なることもなし、其の行事を並べ集めて評論して、次第順序をもて星辰の運行する道、天の度数に照らして試験して、天官書を作りて、書の第五とす、

受命而王、封禪之符、罕用、用則萬靈罔不禋祀、追本諸神、名山、大川、禮作封禪書第六、

【受命】……受命を受けて、天下に王となりたまひて、天地を祭る封禪の禮を行ひたまふ符は、用あつること稀なれど、一たび之れを用あつれば、萬靈の神明は、清潔なる祭りを受納せられざることなし、諸神、名山、大川の禮を追ひ尋ね推し本づきて、封禪書を作りて、書の第六とす、
維禹浚川、九州攸寧、爰及宣防、決瀆通溝、作河渠書第七、

【浚】……深くするなり、【宣防】……宣は、溜まり水を宣べ通ずるなり、防は、堤防を築くなり、【決】……切り落とすなり、維幣之行、以通農商、其極則玩巧、并兼茲殖、爭於機利、去本趨末、作平準書以觀事變第八、

【絃】……絃の字に讀むべし、益なり、【本】……農業をいふ、【末】……商業をいふ、維幣、貨幣の行はる、は、農商の便利を融通せむが爲めなれど、其の行き止まりは、玩弄巧智の贅澤品の賣り買ひとなりて、他人の財産田宅を併吞兼有すること益々増殖し、時の機會に乗じて、利益を争ひて、本業の農事を去りて、末業の商事に向き趨くやうになるなり、平準書を作りて、人事の變化を觀察せむとして、書の第八とす、

太伯避歷、江蠻是適、文武攸興、古公王跡、闔廬弑僚、賓服荆楚、夫差克齊、子胥鴟夷、信豁親越、吳國既滅、嘉伯之讓、作吳世家第一、

【歷】……古公の末子の季歴なり、【鴟夷】……周の革にて酒樽のやうに作りたる鬻なり、太伯は、周の古公の長子にてありながら、父の志しを承けて、末子の季歴に跡目を譲らむとして、其の身を避けて、江蠻の地へ往きて、自ら勾吳と號し、されば、吳は取りも直さず、周の文王、武王の起りし所にして、古公の王業を基せる古跡なり、闔廬は、吳の王僚を弑して、荆楚の國を德に懷けて歸服せしめ、其の子の夫差は、齊の國に勝ちて、伍子胥は、死骸を馬の革にて酒樽のやうに作りたる鬻に盛り、夫差は、太宰の語を信用して、越の國に親みて、吳の國既に滅亡し、太伯の家督を譲りしことを嘉みして、吳の世家を作りて、世家の第一とす、

董份の曰はく、諸世家各一事を摘めり、太史公の奇を好むを見ると、

申、呂肖矣、尙父側微、卒歸西伯、文武是師、功冠羣公、繆權于幽、番黃髮、爰饗營丘、不背柯盟、桓公以昌、九合諸侯、霸功顯彰、田闕爭寵、姜姓解亡、嘉父之謀、作齊太公世家第二、

【申、呂】……皆太公望の先祖の封せられたる國の名なり、其の國の名に因みて、呂を姓として、呂尙といふ、本姓は、姜氏なり、【肖】……真微するなり、【尙父】……太公望の號なり、【側微】……微賤なるなり、【繆權于幽】……繆は、穆に同じ、深く遠きなり、權謀を幽昧にして顯はれざる間に深く遠く仕組むなり、【番黃髮】……番は、鬚と通ず、白髮のさまなり、【黃髮】……老人の毛は、白くなりて、更に黃になるなり、【營丘】……齊の都の營丘を受くるなり、【田闕】……田は、田逆字は成子なり、闕は、闕止字は子我なり、

太公望の先祖の封せられたる申、呂の二國真微して、太公望の尙父は、微賤になりて、遂に西伯なる周の文王に身を寄せたるに、文王、武王は、是れを師匠としたまひければ、尙父の周の王業を成したる手柄は、羣公の第一に居り、權謀を幽昧にして顯はれざる間に深く遠く仕組みたるを、番黃髮として白く黄なる髮の老人の太公望は、爰に齊の都の營丘を拜受せり、柯の盟ひにて、魯の曹沫の約束に背かずして、其の侵したる土地を返しければ、齊の桓公は、昌へになりて、一代の間に九たび列國の諸侯を會合して、諸侯の旗頭となりたる手柄、天下に顯彰せり、田逆、闕止の二人、齊の開公に仕へて、寵愛を争ひて、田逆終に開公を捕へしが、其の後、開も、田常開公を試して、其の弟の平公を立てしかば、是れより太公望以來の姜姓瓦解して滅亡せり、尙父の文王、武王の爲めに仕組みたる權謀を嘉みして、齊の太公の世家を作りて、世家の第二とす、

依之違之、周公綏之、憤發文德、天下和之、輔翼成王、諸侯宗周、隱桓之際、是獨何哉、三桓爭彊、魯乃不昌、嘉旦金縢、作周公世家第三、

【三桓】……魯の三家老の孟孫氏、叔孫氏、季孫氏なり、皆桓公より出でたるが故に、三桓といふ、【金縢】……金をもて封じたる箱なり、周の武王の病みたる時に、周公旦身をもて之に代はらむとして、祈願の文書を箱に入れて、其の箱を金にて封じて、他人に披見せられぬやうにせり、

周の創業の際には、王室に依頼する人民もあれば、王室に違背する人民もありて、天下の人心一致せざりしが、周公旦之れを撫で綏んじて、仁義禮樂の文徳に憤りを發し精を勵ましたれば、天下の人心之れに和同せり、周公旦は、此の如くにして、成王を輔翼せしかば、諸侯周を本家として、仰ぎ戴きて、一人として叛く者あらずり、魯の國君は、周公旦の子孫にてありながら、隱公、桓公の際に至りて、桓公の隱公を試して立ちしは、是れ獨り何事ぞ、それより、魯の三桓、即ち桓公より出でたる孟孫氏、叔孫氏、季孫氏の三家老は、互に強きを争ひて、公室を輕蔑せしかば、魯は昌んはずして衰へき、周の武王の病みたまひし時に、周公旦の身をもて之に代はらむとして、祈願の文書を箱に入れて、其の箱を金にて封じて、他人に披見せられぬやうにせし眞心を嘉みして、周公の世家を作りて、世家の第三とす、

武王克紂、天下未協而崩、成王既幼、管蔡疑之、淮夷叛之、於是召

公率德安集王室以寧東土燕易之禪乃成禍亂嘉甘棠之詩作
燕世家第四

【協】……和合するなり、【管、蔡】……周公旦の兄の管叔、蔡叔なり、【燕易之禪】……燕の易王宰相の子に位を禪れり、【甘棠之詩】……詩經の國風の部の篇の名なり、召公夏の暑き日に國中を見廻りて、甘棠といふ木の下に休みて、人民の訴訟を聴けり、召公の死後に、邵南の人、此の詩を作りて、其の徳を追慕せり、

【周の武王、殷の紂王に克ちたまひて、天下の人民未だ和合せずして、崩じたまひき、成王既に御幼少なるが上に、周公旦の兄の管叔、蔡叔の二人、周公旦の心を疑ひ、淮夷も、之れに叛きたり、是に於て、召公爽は、徳義に率ひ由りて、王室を安んじ、王室に人心を寄せ集めて、陝といふ川より東の土地を安寧にしき、燕の國君は、召公爽の子孫なるに、燕の易王宰相の子に位を禪りて、國家の禍亂を醸成しき、召公爽の徳を追慕せる甘棠の詩を嘉みして、燕の世家を作りて、世家の第四とす、

管蔡相武庚將寧舊商及且攝政二叔不饗殺鮮放度周公爲盟
太任十子周以宗彊嘉仲悔過作管蔡世家第五

【武庚】……殷の紂王の子なり、【攝政】……政務を代理するなり、【不饗】……教命を受けぬなり、【鮮】……管叔の名なり、【度】……蔡叔の名なり、【太任】……文王の妃なり、【仲】……蔡叔の子なり、

【周公旦の兄の管叔、蔡叔、殷の紂王の子の武庚の輔相となりて、以前の商の地を安寧にせむとせしが、周公旦の天下の政務を代理するに及びて、二叔は、教命を受けざりしかば、周公旦は、管叔鮮を誅殺し、蔡叔度を放逐して、天下に對して盟約をしき、文王の妃の太任には伯邑考、武王、管、蔡、霍、衛、毛、聃、曹の十人の子ありて、周室の一門強盛なり、蔡叔の子の仲の父の過失を後悔せしことを嘉みして、管、蔡の世家を作りて、世家の第五とす、

王後不絶舜禹是說維德休明苗裔蒙烈百世享祀爰周陳杞楚
實滅之齊田既起舜何人哉作陳杞世家第六

【休明】……善く明らかなるなり、
【聖王の子孫は、斷絶せずして、世の人々帝舜、夏の禹王の事を説話せり、維れ、聖王の徳、善く明らかなりして、遠き子孫、其の餘烈を蒙り、百世の後まで、先祖は其の祀りを享けぬ、爰に周の武王の封せられたる帝舜の子孫の陳の國と、夏の禹王の子孫の杞の國とは、楚の惠王實

に之れを滅ぼしたれど、是れより先に、陳の厲公の子の完は、齊の國へ出奔して、國民となりて、齊の國にて、田氏の既に起これるは、帝舜の餘徳ならむ、帝舜は、如何なる徳ある人なるか、陳、杞の世家を作りて、世家の第六とす、

牧殷餘民叔封始邑申以商亂酒材是告及朔之生衛傾不寧南
子惡蒯聵子父易名周德卑微戰國既彊衛以小弱角獨後亡嘉
彼康誥作衛世家第七

【牧】……君長となるなり、一本には、牧に作れり、【叔封始邑】……周公旦の弟の康叔名は封といふ人の始めて衛の國に封邑を受けたるなり、【申以商亂酒材是告】……周公旦の康叔封に、商の亂れて、紂王の亡びたる譯けは、飲酒に耽り、女色に溺れたるに由ることなれば、大工の良材を擇ぶやうに、賢人君子長者を求めて、之れを手本とせよと申告したるなり、今の書經の周書の部に康誥、酒誥、梓材の篇あり、【朔】……衛の宣公の子なり、【南子】……衛の靈公の夫人なり、【蒯聵】……衛の靈公の太子なり、【角】……衛の末代の君なり、

【周公旦成王の命を以て、軍勢を興として、殷を伐ちて、武庚、管叔を誅殺し、蔡叔度を放逐し、殷の餘民を弟の康叔封に與へたれば、康叔封は、始めて衛の國に封邑を受けぬ、其の時、周公旦は、康叔封の若年なるを氣遣ひて、商の亂れて、紂王の亡びし譯けは、飲酒に耽り、女色に溺れたるに由ることなれば、大工の良材を擇ぶやうに、賢人君子長者を求めて、之れを手本とせよと申告しき、之れを康誥、酒誥、梓材といふ、其の後、衛の宣公の世になりて、宣公は、太子の伋の爲めに、齊の國より嫁を取りけるが、其の嫁美人なりければ、宣公は、自ら之れを己れの妻として、朔といふ子を生みけるに、朔の母は、朔と共に、太子の伋を讒言せしかば、衛の國に内亂起りて、其の國傾覆せむとして、安寧ならざりき、其の後、衛の靈公の夫人の南子は、太子の蒯聵を惡み嫌ひしかば、蒯聵は、南子を殺さむとして、其の事成らずして、出奔せしが、靈公の卒去せし後、衛の國人蒯聵の子の伋を立て、君とせしかば、蒯聵歸國せむとすれども、輒之れを入れずして、子と父との名義を易ふるに至りき、其の後、周室の威徳、卑下微弱になりて、戰國の諸侯、既に強くなりけるが、秦の天下を併吞するに及びて、衛は、小國弱兵を以て、其の末代の君の角のみ獨り最後に亡びき、彼の周公旦の康誥を嘉みして、衛の世家を作りて、世家の第七とす、

嗟箕子乎嗟箕子乎正言不用乃反爲奴武庚既死周封微子襄
公傷於泓君子孰稱景公謙德熒惑退行剔成暴虐宋乃滅亡嘉
微子問太師作宋世家第八

【君子孰稱】……誰れか君子と稱せざる者あるべきなり、【熒惑】……火星なり、【太師】……箕子なり、

【註】あ、さても箕子は賢者なるよ、あ、さても箕子は賢者なるよ、殷の紂王を諷めて、正しき言葉用おられずして、反りて氣違ひの真似をして、奴隷となりき、紂王の子の武庚既に死にければ、周は紂王の妾腹の兄の微子を宋の國に封じき、宋の襄公は、楚の成王と泓水の川邊に戦ひて、公子の目夷の楚の軍勢の水を渡らぬ中に撃たむと請ひたるを聽き納れず、又水を渡りて陣立てをせぬ中に撃たむと請ひたるを聽き納れずして、遂に大に敗北して、其の股に手疵を負ひながら、君子とて、徳ある人は、人を難儀の場合ひに困ぬものなりと言ひて、世間の人に宋襄の仁なりと笑はれき、此の如くにして、君子たらば、誰れか君子と稱せざる者あるべき、其の後、宋の景公の時代になりて、愛感星即ち火星の二十八宿の一つなる心宿といふ星の居場所を守りて去らざることありけり、愛感星は、世に不吉なる星なりと言ひ傳へたり、二十八宿を地面の上に配當すれば、心宿は、宋の領地に當たりたれば、景公は、其の身に災難あらむことを心配して、天文方の子章といふ者に相談せしに、子章は、對へて、「其の災難を天に祈りて、宰相の身に移したまへ」と言ひたるに、景公は、「宰相は、吾が股肱なれば、之れを移し難し」と言ふ、子章又、「さらば、其の災難を天に祈りて、人民の身に移したまへ」と言ひたるに、景公は、「君は、人民を待ちて、國を立つる者なれば、之れを移し難し」と言ふ、子章又、「さらば、其の災難を天に祈りて、歳の物成りに移したまへ」と言ひたるに、景公は、「君は、人民を待ちて、國を立つる者なれば、人民難儀せむ、人民難儀せば、吾れは誰れが爲めに君たらむ」と言ふ、景公は、此の如く謙遜の徳ありければ、其の徳天に通じたりと見えて、愛感星は、其の運行する道を退きて、景公の身に何事もなかりきとぞ、其の後、宋の辟公の子の剔成立ちて、暴虐にして、弟の偃に不意撃ちを受けて、齊の國へ出奔せしが、偃の自ら立つに及びて齊、楚、魏の三國に伐たれて、宋は滅亡しき、微子の大師の箕子に向ひて其の身の出處進退を尋ねしことを嘉みして、宋の世家を作りて、世家の第八とす。

武王既崩、叔虞邑唐、君子譏名、卒滅武公、驪姬之愛、亂者五世、重耳不得意、乃能成霸、六卿專權、晉國以耗、嘉文公、錫珪鬯、作晉世家第九。

【註】「叔虞」……周の武王の子にして、成王の弟なり、「六卿」……范氏、中行氏、知氏、韓氏、魏氏、趙氏なり、「錫珪鬯」……珪は、諸侯を封ずる證據の玉なり、鬯は、鬱金草にて醸したる酒なり、周の襄王より此の二品を頂戴したるなり。
 【註】周の武王既に崩じたまひて、成王の弟の叔虞は、唐の邑に封せられき、是れ晉の元祖なり、晉の穆侯は、太子を仇と名づけ、末子を成師と名づけしに、時の君子なる大夫の師服、其の名の不吉なることを諷りしが、其の後、成師は、曲沃に封せられて、本家を廢倒し、本家は、遂に曲沃の武公に取りて滅亡しき、武公の子の獻公は、驪戎を伐ちて、驪戎を手に入れて、寵愛せしかば、晉の國の亂ること、五世に及びたり、獻公の公子の重耳は、驪戎の爲めに、意を得ずして、久しく諸國に流浪せしかど、反りて能く諸侯の旗頭たる事業を成しき、其の後、晉の六人の家老の范氏、中行氏、知氏、韓氏、魏氏、趙氏權柄を専らにして、晉の國衰耗しき、文公重耳の周室に功勞ありて、襄王より諸侯を封ずる證據の玉と鬱金草にて醸したる酒とを頂戴せしことを嘉みして、晉の世家を作りて、世家の第九とす。

重黎業之、吳回接之、殷之季世、粥子牒之、周用熊繹、熊渠是續、莊王之賢、乃復國陳、陳既赦鄭伯、班師華元、懷王客死、蘭咎屈原、好諛信讒、楚并於秦、嘉莊王之義、作楚世家第十。

【註】「重黎業之、吳回接之」……重黎は、自序の初めに見えたる如く、顓頊高陽氏の時の南正の重と北正の黎との二人にして、楚は、黎の子孫なり、然るに、楚の世家には、重と黎とを合はせて一人とし、帝堯高辛氏の火正なりとして、吳回を其の弟とせるが故に、重黎業の業を創めて、吳回之れを接續すといへるなり、重と黎とを合はせて一人とせるは、誤りなり、（粥子牒之）……粥子は、吳回の子孫の熊繹なり、熊繹は、系圖より以後は、系圖の上に分明なるなり、（班師華元）……軍勢を宋の大夫の華元の爲めに引き揚げたるなり、あたひて、熊渠之れを相續しき、楚の莊王は、賢明にして、陳の國を破りて、之れを縣にして、重ねて陳を國にしき、其の後、鄭の國を圍みしに、鄭伯降りて、罪を請ひたれば、楚の羣臣は、之れを殺さむとせしに、莊王は、「其の君能く人に下りたれば、吃度能く其の人民に信用せられむ」と言ひて、既に鄭伯を赦し、後に、又宋の國を圍みしに、城中食物盡き果て、子を取り易へて食ひ、骨を焚き物とするに至りて、宋の大夫の華元、城を出で、事情を告げたれば、莊王は遂に軍勢を華元の爲めに引揚げき、楚の懷王は、秦の昭王に欺かれて、秦に囚はれて、其の旅先にて死去せしかば、屈原は、懷王の末子の子蘭の懷王を勤めて秦へ入りしめたることを恨みて、文を作りて、之れを歎きしに、子蘭は、之れを聞き、屈原の事を懷王の長子の頃襄王に讒言せしに、頃襄王は、詔諛を好み、讒言を信じて、屈原を江水の南へ遷しき、其の後に至りて、楚は遂に秦に併吞せられき、莊王の高義をもて、陳の國を立て直し、鄭伯を赦し、宋の國より軍勢を引き揚げしことを嘉みして、楚の世家を作りて、世家の第十とす。

少康之子、實賓南海、文身斷髮、龍鱗與處、既守封禺、奉禹之祀、勾賤困彼、乃用種蠡、嘉勾踐夷蠻、能修其德、滅彊吳、以尊周室、作越王勾踐世家第十一。

【註】「少康之子」……夏王の少康の妾腹の子の無餘なり、「實」……積に同じ、積斥せらるるなり、「文身」……身體に彫り物をするなり、「龍鱗」……海龜なり、鱗は、鱗に同じ、「困彼」……吳王の夫差に打ち負けて、會稽山に困苦せしなり、夏王の少康の妾腹の子の無餘は、實に南海僻遠の地に積斥せられて、身に彫り物をし、鬚の毛を絶ち切りて、蠻夷の風俗になりて、龍鱗の海龜の類と一所に居て、既に封禺山を守りて、禹王の祭祀を奉行しき、是れ越の先祖なり、越王の勾踐は、吳王の夫差に打ち負けて、會稽

山に困苦して、大夫の種と蒞藪とを任用しき、勾踐の變夷にして、能く其の徳を修めて、強き吳を滅ぼして、周の王室を尊崇せしことを嘉みして、越王の勾踐の世家を作りて、世家の第十一とす、

桓公之東、太史是庸、及侵周、禾、王人是議、祭仲要盟、鄭久不昌、子産之仁、紹世稱賢、三晉侵伐、鄭納於韓、嘉厲公納惠王、作鄭世家第十二、

【太史是庸】……周の太史の言葉を用ゐるなり、【禾】……稻なり、【要盟】……宋の莊公に盟約を要求せらるゝなり、【三晉】……韓、魏、趙なり、

周の厲王の末子なる鄭の桓公の孫の東土へ徙りしは、周の太史の言葉を用ゐたるなり、鄭人周の地を侵して、其の稻を刈り取りければ、王室の人を之を議論しき、鄭の家老の祭仲は、宋の莊公に盟約を要求せられて、鄭の莊公の宋の雍氏の姫を娶りて生みたる厲公を其の跡目に立てければ、鄭の國に内亂ありて、久しく昌んずるなり、鄭の家老の子産の仁愛なる、世を繼ぎて、賢者なりと稱せられぬ、韓、魏、趙の三晉の侵し伐つに及びて、鄭の國は、韓へ流れ込みて、滅亡しき、鄭の厲公の周の王子の顔を殺して、惠王を周へ入れしことを嘉みして、鄭の世家を作りて、世家の第十二とす、

維驥、駮耳、乃章造父、趙夙事獻、衰續厥緒、佐文尊王、卒爲晉輔、襄子困辱、乃禽智伯、主父生縛、餓死探爵、王遷辟淫、良將是斥、嘉鞅討周亂、作趙世家第十三、

【驥駮耳】……驥も、駮も、名馬なり、【章】……顯はすなり、【獻】……晉の獻公なり、【尊王】……趙襄王なり、【文】……晉の文公なり、【主父】……趙の武靈王自ら主父と號す、【晉】……晉と通す、

維れ、驥と駮耳とは、趙の先祖の造父の周の繆王に獻上せし名馬なり、其の名馬によりて、造父の名を天下に顯はしき、趙夙は、晉の獻公に奉公しき、其の子の趙襄は、父の緒業を相續して、晉の文公を輔佐し、周の王室を尊崇して、遂に晉の輔佐となりき、趙襄子は、智伯の爲めに、晉陽に圍まれて、困み辱められて、反りて智伯を生け捕りき、趙の武靈王主父は、公子の成と李兌とに圍まれて、生きながら縛られて、雀の卵を探り食ひて、遂に餓死にしき、趙の幽繆王の遷は、邪辟淫亂にして、讒言を信用せしかば、良將の李牧排斥せられて、其の國遂に滅亡しき、趙鞅の周の亂を討せしことを嘉みして、趙の世家を作りて、世家の第十三とす、

畢萬、爵魏、卜人知之、及絳戮干、戎翟和之、文侯慕義、子夏師之、惠王自矜、齊秦攻之、既疑信陵、諸侯罷之、卒亡大梁、王假廝之、嘉武佐晉文、申霸道、作魏世家第十四、

【絳】……畢萬の曾孫の魏絳なり、【魏】……晉の悼公の弟の楊干なり、【王假廝之】……魏王の假の秦の小者となりたるなり、【武】……畢萬の子の魏武子名は武なり、

畢萬の魏に爵邑を受けしとき、晉の卜人の郭偃といふ者、萬は、滿數なり、魏は、大名なればとて、畢萬の子孫の屹度盛大なることを知りき、畢萬の曾孫の魏絳は、晉の悼公の弟の楊干を戮辱せしかど、悼公之れに政事を任せければ、戎翟晉に和親しき、魏の文公は、徳義を慕ひければ、孔子の弟子の子夏、之れが師匠となりき、魏の惠王は、己の手柄を自慢せしかば、齊、秦の二國之れを攻めき、魏の安釐王は、既に信陵君の魏王の命を矯め詐りて、將軍の晉鄙の兵を奪ひて、趙を攻むしことを疑ひしかば、諸侯は、魏に加勢することを拒めき、魏は遂に大梁の都を亡失して、魏王の假は、秦の小者となりき、畢萬の子の魏武子の晉の文公を輔佐して、諸侯の旗頭たる仕方を申べ感したることを嘉みして、魏の世家を作りて、世家の第十四とす、

韓厥陰徳、趙武攸興、紹絶立廢、晉人宗之、昭侯顯列、申子庸之、疑非不信、秦人襲之、嘉厥輔晉、匡周天子之賦、作韓世家第十五、

【宗】……宗敬するなり、【申子】……申不害なり、【非】……韓非なり、

晉の屠岸賈、趙盾の子の趙朔を誅戮せしとき、韓厥は、趙朔の孤兒を保護して、趙氏の祀りを續がしめき、されば、韓厥の人に知れぬ陰徳は、趙武の興をこりし譯けにして、一旦廢絶したる趙氏の跡目を繼ぎ立てたれば、晉の人、韓厥を宗敬しき、韓の昭侯は、貴顯なる列侯にして、申不害を任用したれば、國內大に治まりき、韓王の安は、韓非を疑ひて、信用せざりしかば、秦の人韓に不意撃ちを仕掛けて、安を生け捕りき、韓厥の晉を輔佐して、周の天子の賦税を匡正せしことを嘉みして、韓の世家を作りて、世家の第十五とす、

完子避難、適齊爲援、陰施五世、齊人歌之、成子得政、田和爲侯、王健動心、乃遷于共、嘉威宣能、撥濁世而獨宗、周作田敬仲、完世家第十六、

【完子】……陳の厲公の子の陳完なり、齊へ往きて、田氏となる、諡を敬仲といふ、【成子】……田常の諡なり、【威】……齊の威王なり、【宣】……齊の宣王なり、

陳の厲公の子の完子は、國難を避けて、齊の國へ往きて、田氏となりて、齊の桓公を援助して、其の子孫は、齊の景公、悼公、開公、平公、宣公の五世の間に、人民に私恩を施しければ、齊の人を之れを歌ひて、「齊の老嫗は、菜を摘み采りて、田成子に献上せり」といひて、齊の政事の田氏の手落ちむとするを諷刺し、田成子即ち田常は、齊の政事を手に入れ、田和は、諸侯となりて、遂に齊の國を押領し、齊王の健は、韓、魏、趙、楚、燕の五箇國と合従せしが、其の後、心を動かして、秦に降参せしかば、其の地に遷されて滅亡し、齊の威公、宣公の能く濁りたる世を治め除きて、獨り周室を宗主とせしことを嘉みして、田敬仲完の世家を作りて、世家の第十六とす、

周室既衰、諸侯恣行、仲尼悼禮廢樂崩、追修經術、以達王道、匡亂世、反之於正、見其文辭、爲天下制儀法、垂六藝之統紀於後世、作孔子世家第十七、

周の王室既に衰微して、列國の諸侯其の行ひを氣儘にせしかば、孔聖仲尼禮儀の廢たれ音楽の崩れたることを悼み惜まれて、經書の學術を追ひ掛け修め整へて、王者の政事の仕方の趣意を開導し、亂れたる世を匡正して、之れを正道に立ち戻らせ、其の文辭を見はし示して、天下の爲めに、儀式法度を制定し、詩、書、易、春秋、禮、樂の六經の系統綱紀を後の世に垂れ傳へられし、孔子の世家を作りて、世家の第十七とす、

桀紂失其道、而湯武作、周失其道、而春秋作、秦失其政、而陳涉發迹、諸侯作難、風起雲蒸、卒亡秦族、天下之端、自涉發難、作陳涉世家第十八、

夏の桀王、殷の紂王、其の政事の仕方を失ひて、殷の湯王、周の武王作これり、周其の政事の仕方を失ひて、孔子の春秋經作これり、秦其の政事の仕方を失ひて、陳涉迹を發し兵を起せり、それより、諸侯難を作こし、亂を生じて、風の如くに烈しく起こり、雲の如くに盛んに蒸して、遂に秦の一族を亡ぼせり、天下の騷動せし端緒は、陳涉より難を發せしなり、陳涉の世家を作りて、世家の第十八とす、

成皐之臺、薄氏始基、紂意適代、厥崇諸寶、栗姬傾貴、王氏乃遂、陳后太驕、卒尊子夫、嘉夫德、若斯作外戚、世家第十九、

高祖河南宮の成皐臺に坐たまひしとき、管夫人と趙子兒との兩美人薄姫を笑ひしかば、高祖薄姫を憐れたまひて、之れを寵幸したまひき、其の生きたる御子は、代王即ち孝文帝なれば、薄氏の榮えたるは、成皐臺の事に基せり、呂太后の御時に、栗姫は、趙の真家の子をもて、太后に侍きしが、太后の宮人をもて諸王に賜ひしとき、栗姫も、其の中に在りて、趙へ往きたく思ひしに、掛かりの役人誤りて、其の別人を代に置きたれば、代へ遣らるることとなりぬ、是に於て、栗姫は、餘儀なく、意を屈して、代へ往きけるが、代王即ち孝文帝の寵愛を蒙りて、皇后となり、其の御子は、太子となりて、栗姫の門を尊崇せり、栗姫は、其の身の貴きを恃みければ、孝景帝の寵愛を蒙りて、皇后となりて、發達を遂げき、今上帝の陳皇后は、甚だ驕り高ぶりければ、遂に其の身の貴きを恃みければ、衛子夫を尊くして、皇后とすることとなりぬ、今上帝の宮人の御役に立たぬ者を選ひ出したまひしとき、衛子夫は、涕泣して退身せむことを請ひたるに、主上之れを憐れたまひて、寵幸したまへり、衛子夫の徳の此の如くなることを嘉みして、外戚の世家を作りて、世家の第十九とす、

漢既誦謀、禽信於陳、越荆剽輕、乃封弟交爲楚王、爰都彭城、以彊淮、泗、爲漢宗藩、戊溺於邪、禮復紹之、嘉游輔祖、作楚元王世家第二十、

漢は、既に誦詐の謀計を用ひて、楚王の韓信を陳に生け捕りしが、越の國と荆即ち楚の國との風俗は、氣早なりければ、高祖の弟の劉交を封じて、楚王とせられし、劉交は、爰に彭城に都を構へて、淮水、泗水の近傍の固めを強くして、漢の宗室藩屏となりぬ、是れ即ち楚の元王なり、楚王の戊は、邪淫に溺れて、薄太后の爲めに忌服を受けたる時、喪室に於て或る女と姦通して、東海郡を削り取られしが、元王の子の禮は、重ねて其の跡目を繼ぎて、楚王となりぬ、劉交字は游の高祖を輔佐せしことを嘉みして、楚の元王の世家を作りて、世家の第二十とす、

維祖師旅、劉賈是與、爲布所襲、喪其荆、吳、營陵、激呂、乃王琅邪、怵午信、齊往而不歸、遂西入關、遭立孝文、獲復王燕、天下未集、賈澤

以族爲漢藩輔作荆燕世家第二十一

【師族】……二千五百人を師といひ、五百人を旅といふ、二字にて軍勢のことなるなり、【布】……淮南王の驛布なり、【營陵侯】……營陵侯の劉澤なり、【呂】……呂后なり、【怵】……利慾に誘はるるなり、【午】……齊の哀王の内史の祝午なり、
【維】……維れ、高祖の師族軍勢を起こしたまひしとき、劉買は、之れに組み合ひて働きしが、淮南王の驛布に不意撃ちを仕掛けられて、其の荆と吳との地を失ひき、營陵侯の劉澤は、齊の人なる田生を使ひて、呂后を激怒して、呂産を立て、呂王とせしめて、其の返禮に琅邪王となりき、其の後、齊の哀王の呂氏の一門を誅戮せむとするとき、劉澤は、哀王の内史の祝午の爲めに、利慾に誘はれて、哀王を信用して、齊の都へ往きたるに、哀王に引き留められて、歸ることを得ざりしが、遂に西の方關中へ入りて、京師に於て、孝文帝を立てるに遭ひて、重ねて燕に王たることを獲き、天下の人心未だ安んじ集まらざりしとき、劉買と劉澤とは、御同族たる故をもて、漢の藩屏輔佐となりぬ、荆、燕の世家を作りて、世家の第二十一とす、

天下已平親屬既寡悼惠先壯實鎮東土哀王擅興發怒諸呂駟鈞暴戾京師弗許厲之内淫禍成主父嘉肥股肱作齊悼惠王世家第二十二

【厲之内淫】……齊の厲王の姉と姦通せしことをいふ、【禍成主父】……主父偃己れの姪を厲王に進めむとして、其の事成らざりしかば、齊の相國となりて、厲王の姉と姦通せしことを取り調べて、遂に厲王をして自殺せしめしことをいふ、【肥】……悼惠王の名なり、
【天下已に平定して、高祖の御親屬既に寡なくなりけるとき、悼惠王の劉肥は、高祖の御妾腹の長男にして、先づ壯年にして、實に長安の東に當たる齊の土地を鎮撫しき、其の子の哀王は、自儘に興て、齊の母方の親類にて現に齊の相國たる劉鈞といふ者暴戾にして、虎の衣冠を着用せるが如く、呂氏のごをもて天下を亂さむとする者なれば、今又齊王を立てば、呂氏の二の舞ひをすること、ならむとの非難ありければ、京師に於て、哀王を迎へ立つることを許さざりし、齊の厲王は、内行淫亂にして、姉と姦通せしが、主父偃己れの姪を厲王に進めむとして、其の事成らざりしかば、齊の相國となりて、厲王の姉と姦通せしことを取り調べて、遂に厲王をして自殺せしめき、されば、厲王の身の禍は、主父偃の手に成りしなり、悼惠王の劉肥の高祖の股肱となりしことを嘉みして、齊の悼惠王の世家を作りて、世家の第二十二とす、

楚人圍我滎陽相守三年蕭何填撫山西推計踵兵給糧食不絕

使百姓愛漢不樂爲楚作蕭相國世家第二十三

【填】……鎮に同じ、【踵兵】……軍兵を引き續けて繰り出だすなり、
【楚の項羽我が高祖を滎陽城に取り圍みて、互に拒ぎ守ること、三箇年に及びしが、其の間に、蕭何は、華山より西の方の土地を鎮撫し、計策を推し廣め、軍兵を引き續けて繰り出だし、糧食を供給して、絶えせずして、百姓をして漢を愛戴せしめて、楚の爲めに働くことを樂まざらしめき、蕭相國の世家を作りて、世家の第二十三とす、

與信定魏破趙拔齊遂弱楚人續何相國不變不革黎庶攸寧嘉參不伐功矜能作曹相國世家第二十四

【信】……韓信なり、【何】……蕭何なり、【黎庶】……衆民なり、
【曹參は、韓信と共に、魏の國を平定し、趙の國を撃ち破り、齊の國を乗り取りて、遂に楚の項羽の勢力を弱めき、蕭何に續ぎて、相國となりて、蕭何の法を變革せず、衆民の安寧なることを得たるは、其の御蔭なり、曹參の己れの手柄働きを自慢せぬことを嘉みして、曹相國の世家を作りて、世家の第二十四とす、

運籌帷幄之中制勝於無形子房計謀其事無知名無勇功圖難於易爲大於細作留侯世家第二十五

【子房】……張良の字なり、【知名】……智慧ある名譽なり、
【蕭策を帷幄陣幕の中に運らして、敵に勝つことを形なくして目に見えざる中に切り盛りせしは、張良字は子房なり、子房其の事を計謀して、智慧ある名譽もなく、勇氣ある手柄もなく、事の容易なる場合ひに、其の困難なることを圖り、事の些細なる場合ひに、其の廣大なることを處分しき、留侯の世家を作りて、世家の第二十五とす、

六奇既用諸侯賓從於漢呂氏之事平爲本謀終安宗廟定社稷作陳丞相世家第二十六

【陳平の六つの奇計既に用ゆられて、天下の諸侯漢に賓服臣従せり、呂氏を誅戮せし事件は、丞相の陳平謀略の張本たり、終に宗廟を安んじ、社稷を定めて、漢の天下を安泰にせり、陳丞相の世家を作りて、世家の第二十六とす、

諸呂爲從謀弱京師而勃反經合於權吳楚之兵亞夫駐於昌邑以扈齊趙而出委以梁作絳侯世家第二十七

【經】……正しき仕方なり、權……正しき仕方の裏を行く臨機の仕方なり、呂氏の一門組み合ひて、京師の勢力を弱めむことを相談せしとき、周勃の呂祿、呂産を欺きて、其の手の兵を取り上げて、呂氏の一門を誅滅せしは、正しき仕方を行きて、臨機に合ひ叶へり、吳、楚七國の兵亂の時、周勃の子の周亞夫は、其の軍兵を昌邑に駐屯して、堅く守りて出でずして、齊、趙の二國を困難せしめ、梁の國を出だして、吳、楚に委ねて、見ぬ振りをして、棄て置きて、吳、楚の兵の饋餉に迫りて疲勞するを待ちて、之れを撃ちて、大に破れり、絳侯の世家を作りて、世家の第二十七とす、

七國叛逆蕃屏京師唯梁爲扞傾愛矜功幾獲于禍嘉其能距吳楚作梁孝王世家第二十八

【蕃】……藩に同じ、吳、楚七國の叛逆を企てしとき、唯梁の孝王のみは、京師の藩屏となりて、敵兵を扞禦せり、さりながら、孝王は、孝景帝の弟君なるをもて、主上の寵愛を待み、又漢の爲めに敵兵を扞禦せし手柄に誇りて、天子の眞似をせしかば、孝景帝の御疑念を受けて、危く誅戮の禍を獲むとせり、其の能く吳、楚を拒きしを嘉みして、梁の孝王の世家を作りて、世家の第二十八とす、

五宗既王親屬協和諸侯大小爲藩爰得其宜僭擬之事稍衰貶矣作五宗世家第二十九

【五宗】……孝景帝の子は、十四人ありて、其の一人は、孝武帝なり、餘の十三人は、王となりぬ、漢書に之れを景の十三王といふ、此に五宗といへるは、十三人の母の五人なるをもてなり、【僭擬】……己れの身分を乗り越えて、天子の眞似をするなり、孝景帝の十三人の皇子は、五宗即ち五人の母より出で、皆既に王となりて、親屬協同和合し、大小の諸侯となりて、漢室の藩屏となりて、爰に其の宜しきを得たり、己れの身分を乗り越えて、天子の眞似をせし事柄は、追ひくりに制裁を受けて、其の國衰微し、其の身降貶せられたり、五宗の世家を作りて、世家の第二十九とす、

三子之王文辭可觀作三王世家第三十

【三子】今上帝の三人の皇子の齊王の閔、燕王の旦、廣陵王の胥の王となりたることに就きては、其の冊立の文辭、斐然として觀るべし、三王の世家を作りて、世家の第三十とす、

末世爭利維彼奔義讓國餓死天下稱之作伯夷列傳第一

【末世】末世の者は、利益を争ふに、獨り維れ彼の伯夷、叔齊は、正義に奔り、國家を讓り、周の粟を食はずして、首陽山に餓死にしなければ、天下の人々之れを稱讚せり、伯夷の列傳を作りて、列傳の第一とす、

晏子儉矣夷吾則奢齊桓以霸景公以治作管晏列傳第二

【管晏】晏子は儉約にして、管夷吾は奢侈なり、さりながら、齊の桓公は、管仲の力をもて、天下の諸侯の旗頭となり、齊の景公は、晏平仲の力をもて、齊の國を治めき、管、晏の列傳を作りて、列傳の第二とす、

李耳無爲自化清淨自正韓非揣事情循勢理作老子韓非列傳第三

【老子】老子の李耳は、何事をもせずして、世の中自然に變化し、清淨無慾にして、世の中自然に方正なり、韓非は、事情を推し測り、時勢條理に循ひて、物事を處分せり、老子、韓非の列傳を作りて、列傳の第三とす、

自古王者而有司馬法穰苴能申明之作司馬穰苴列傳第四

【司馬穰苴】昔の王者の時代より、安くして危きことを忘れぬ爲めに、司馬の兵法あり、穰苴は、能く其の兵法を推し申べて明瞭にせり、司馬穰苴の列傳を作りて、列傳の第四とす、

非信廉仁勇不能傳兵論劍與道同符內可以治身外可以應變君子比德焉作孫子吳起列傳第五

維建遇讒爰及子奢尙既匡父伍員奔吳作伍子胥列傳第六

【子奢】……伍奢なり、【尙】……伍尙なり、【匡】……救ふなり、
【維】維れ、楚の平王の太子の建、費無忌の讒言に遇ひて、其の禍爰に伍奢に及びしに、伍奢の長子の伍尙は、既に父を救はむとして、父の囚はれたる處へ往き、次男の伍員、即ち伍子胥は、吳の國へ出奔して、父の讒を報い、伍子胥の列傳を作りて、列傳の第六とす、

孔氏述文弟子興業咸爲師傅崇仁厲義作仲尼弟子列傳第七

【孔氏】孔氏先王の文事を述べ傳へられければ、其の弟子達は、業を興として、殘らず王公貴人の師傅となりて、仁を崇び、義を勵ましき、仲尼の弟子の列傳を作りて、列傳の第七とす、

鞅去衛適秦能明其術彊霸孝公後世遵其法作商君列傳第八

【鞅】商君の衛鞅は、衛の國を去りて、秦の國へ往きて、能く其の學術を明らかにして、孝公を強き旗頭としければ、秦の後世子孫は、其の法律を遵奉せり、商君の列傳を作りて、列傳の第八とす、

天下患衡秦毋鑿而蘇子能存諸侯約從以抑貪彊作蘇秦列傳第九

【衡】……連衡なり、連衡の解は、蘇秦の傳に見えたり、【從】……合從なり、合從の解は、蘇秦の傳に見えたり、
【天下】天下の列國は、秦の連衡を心配して、秦の忿心は、飽き足ることなし、而して、蘇子は、能く韓、魏、趙、楚、燕、齊の諸侯の國を保存し、六國の合從を約束して、秦の貪慾強暴を抑制しき、蘇秦の列傳を作りて、列傳の第九とす、

六國既從親張儀能明其說復散諸侯作張儀列傳第十

【張儀】韓、魏、趙、楚、燕、齊の六國、既に合從親睦せしに、張儀は、秦の爲めに、能く其の說を明白に主張して、重ねて諸侯の合從を解散しき、張儀の列傳を作りて、列傳の第十とす、

秦所以東攘雄諸侯樛里甘茂之策作樛里甘茂列傳第十一

【樛里】秦の東の方を打ち拂ひて、諸侯に雄長たりし譯けは、樛里子、甘茂の計策なり、樛里、甘茂の列傳を作りて、列傳の第十一とす、

苞河山圍大梁使諸侯斂手而事秦者魏冉之功作穰侯列傳第十二

【苞】……包と通ず、保有するなり、【斂手】……手出しをせぬなり、
【河山】河山の固めを保有し、魏の大梁の都を圍みて、諸侯をして、手出しをせずして、秦に臣とし事へしめしは、穰侯の魏冉の手柄なり、穰侯の列傳を作りて、列傳の第十二とす、

南拔鄢郢北摧長平遂圍邯鄲武安爲率破荆滅趙王翦之計作白起王翦列傳第十三

【率】……將帥なり、
【武安】秦の兵の南の方は楚の鄢、郢の地を乗り取り、北の方は趙の長平の軍勢を破り摧きて、遂に趙の邯鄲を圍みしときは、武安君の白起、將帥たり、荆楚を破り、趙を滅ぼし、は、王翦の計策なり、白起、王翦の列傳を作りて、列傳の第十三とす、

獵儒墨之遺文明禮義之統紀絕惠王利端列往世興衰作孟子荀卿列傳第十四

【獵】荀卿は、儒者、墨者の遺傳せる文字を涉獵し、孟子は、禮義の系統綱紀を明らかにせり、又孟子は、梁の惠王の利益を好める端緒を絶ち切り、荀卿は、往古の世代の興亡盛衰を列次せり、孟子、荀卿の列傳を作りて、列傳の第十四とす、

方望溪の曰はく、傳に天下方に従横戦伐を務む、而して、孟子は乃ち唐、虞、三代の徳を述ぶとあり、荀卿は儒、墨、道徳の行事の興衰を序列すとあれば、獵、儒、墨之遺文、は、荀卿を言へるなり、明、禮義之統紀、は、孟子を謂へるなり、絶、惠王利端、は、孟子を謂へるなり、列、往世興衰、は、荀卿を謂へるなり、史記の序に稱せる所は、先後に錯綜すること多し、陳、杞の世家の序に、爰周陳杞、楚實滅之、齊田既起、疑何人哉とあり、管、晏の傳の序に、晏子儉矣、夷吾則奢、齊桓以霸、景公以治とあるも、正に此れと類せりと、

好客喜士士歸于薛爲齊扞楚魏作孟嘗君列傳第十五

【好客】齊の孟嘗君は、賓客を好み、士人を喜みければ、天下の士人は、孟嘗君の領地なる薛に來りて、身を寄せき、又孟嘗君は、齊の爲めに、楚、魏の二國を扞禦しき、孟嘗君の列傳を作りて、列傳の第十五とす、

爭馮亭以權如楚以救邯鄲之圍使其君復稱於諸侯作平原君虞卿列傳第十六

趙の平原君は、韓の野王縣の秦に降参せし時、韓の上黨の太守の馮亭といふ者の上黨をもつて趙の配下に属したき由を言ひ込めたるに、平原君は、趙王の問ひに對へて、之れを受け入れぬ方宜しからむと申し立てたれど、平原君は、之れを受け入るゝ方宜しからむと申し立て、一時の權略をもつて之れを争ひ、楚の國へ往きて、楚王に説きて、援兵を得て、秦の兵の邯鄲を圍みたるを救ひて、其の君をして、重ねて諸侯の間に稱讃せられしめき、平原君、虞卿の列傳を作りて、列傳の第十六とす。

能以富貴下貧賤賢能誦於不肖唯信陵君爲能行之作魏公子列傳第十七

能く富貴をもつて貧賤の者に卑下し、賢能にして不肖の者に屈從することは、唯魏の公子なる信陵君のみ、能く之れを行ひき、魏の公子の列傳を作りて、列傳の第十七とす。

以身徇君遂脫彊秦使馳説之士南鄉走楚者黃歇之義作春申君列傳第十八

「以身徇君」……主君の爲めに一身を差し出すなり、「馳説之士」……遊説する士なり。主君の爲めに一身を差し出して、秦王を満足せしめて、遂に強き秦の兵難を脱し、遊説する士をして、南へ向ひて楚の國へ走り向はしめしは、春申君の黃歇の高義なり、春申君の列傳を作りて、列傳の第十八とす。

能忍詢於魏齊而信威於彊秦推賢讓位二子有之作范雎蔡澤列傳第十九

「詢」……詰に同じ、恥辱なり、「信」……伸ぶるなり。能く魏の宰相の魏齊に虐待せられたる恥辱を忍びて、其の身の威勢を強き秦の國に伸べ、賢者を推し薦めて、己れの地位を譲りたる

者は、范雎にして、其の范雎に賢者を推し薦め己れの地位を譲らしめたる者は蔡澤なり、范雎と蔡澤との二子の間に此の事あり、范雎、蔡澤の列傳を作りて、列傳の第十九とす。

率行其謀連五國兵爲弱燕報彊齊之讎雪其先君之恥作樂毅列傳第二十

「率行」……率も、行ふなり、「五國」……趙、楚、韓、魏、燕なり。樂毅は、其の謀計を行ひて、趙、楚、韓、魏、燕の五箇國の兵を連ねて、弱き燕の爲めに、強き齊の讎を報いて、其の先君の恥辱を雪ぎき、樂毅の列傳を作りて、列傳の第二十とす。

能信意彊秦而屈體廉子用徇其君俱重於諸侯作廉頗藺相如列傳第二十一

藺相如は、一たびは秦へ往きて、和氏の璧を取り返し、一たびは渾池の會にて、秦王に缶を撃たしめて、意を強き秦に伸べながら、途中にて廉頗に逢へば、車を引き、避け匿れて、其の身體を廉子に屈せしかば、廉頗は、藺相如に己れの短慮淺見の罪を詫言入りき、斯くて、二人は、其の君に一身を差し出して、忠義を盡くして、俱に諸侯に貴び重んぜられき、廉頗、藺相如の列傳を作りて、列傳の第二十一とす。

潛王既失臨淄而奔莒唯田單用即墨破走騎劫遂存齊社稷作田單列傳第二十二

齊の潛王既に燕の樂毅に攻め破られて、臨淄の都を失ひて、莒の地へ出奔せしに、唯田單のみ、即墨の城をもつて、樂毅の代はり來りたる燕の騎劫を破り走りしめて、遂に齊の社稷國家を保存しき、田單の列傳を作りて、列傳の第二十二とす。

能設詭說解患於圍城輕爵祿樂肆志作魯仲連鄒陽列傳第二十三

「詭說」……卓異なる論説なり。

魯仲連は、魏の將の新垣衍に向ひて、能く卓異なる論説を設け構へて、秦の兵の趙の邯鄲の城を圍める患難を救ひ解き、爵位俸祿を輕んじて、趙の封土を受けずして、其の志しを氣儘にすることを樂みき、魯仲連、鄒陽の列傳を作りて、列傳の第二十三とす。

作辭以諷諫、連類以爭義、離騷有之、作屈原、賈生、列傳第二十四、文辭を作りて諷諫し、類似の物を舉げ連ねて義理を争ひ論ずることは、屈原の離騷之れあり、屈原、賈生の列傳を作りて、列傳の第二十四とす。

結子楚、親使諸侯之士、斐然爭入事秦、作呂不韋、列傳第二十五、

【子楚】……秦の昭襄王の妾腹の子の名は楚といふ者なり、【斐然】……盛んなるさまなり、

呂不韋は、秦の昭襄王の妾腹の子の名は楚といふ者の趙の國に入貢となれるを奇貨として、其の親みを結びて、秦の國に取り入りて、相國となりて、諸侯の士をして、斐然として盛んに、我れ後れじと争ひ入りて、秦に事へしめき、呂不韋の列傳を作りて、列傳の第二十五とす。

曹子、七首、魯獲其田、齊明其信、豫讓義不爲二心、作刺客、列傳第二十六、

【曹子】……曹沫なり、【七首】……頭の七(さじ)に似寄りたる短劍なり、

曹沫は、魯の桓公の供をして、齊の桓公と柯の地に會合して、頭の七に似寄りたる短劍をもて、桓公を威し付けたれば、魯は、其の失ひたる田地を手に入れて、齊は、其の承諾を履行せし信義を天下に明らかにしき、豫讓は、節義を守り、二心の行ひをせずして、智伯の爲めに身を棄てき、刺客の列傳を作りて、列傳の第二十六とす。

能明其畫、因時推秦、遂得意於海內、斯爲謀首、作李斯、列傳第二十七、

能く其の計畫を明らかにし、時勢に付け入りて、秦室を推し尊びて、遂に意を四海の内にて得て、帝業を成就しき、李斯は、其の謀計の張本入りたり、李斯の列傳を作りて、列傳の第二十七とす。

爲秦開地、益衆、北靡匈奴、據河爲塞、因山爲固、建榆中、作蒙恬、列傳第二十八、

【蒙恬】……披靡せしむるなり、【榆中】……邊塞の名なり、其の地に榆の木を植ゑたるが故に、榆中といふ、

蒙恬は、秦の爲めに、土地を開拓し、人衆を増益し、北の方向匈奴を披靡せしめ、河に據りて、邊塞を拵へ、山に因りて、固めを拵へて、新たに榆中の邊塞を建設しき、蒙恬の列傳を作りて、列傳の第二十八とす。

填趙塞、常山、以廣河內、弱楚權、明漢王之信於天下、作張耳、陳餘、列傳第二十九、

【填】……鎮に同じ、

張耳、陳餘は、趙の國を鎮撫し、常山を塞ぎて、河内の土地を廣め、楚の項羽の權勢を弱めて、漢王の信義を天下に明らかにしき、張耳、陳餘の列傳を作りて、列傳の第二十九とす。

收西河、上黨之兵、從至彭城、越之侵掠梁地、以苦項羽、作魏豹、彭越、列傳第三十、

魏豹は、西河、上黨の兵を取り纏めて、漢王に従ひて、彭城へ至りき、彭越は、梁の地を侵し掠めて、項羽を苦めき、魏豹、彭越の列傳を作りて、列傳の第三十とす。

以淮南叛、楚歸漢、用得大司馬殷、卒破子羽于垓下、作黥布、列傳第三十一、

【大司馬殷】……楚の大司馬の周殷なり、

黥布は、淮南の地をもて、楚に離れ叛きて、漢に歸服せしかば、漢は之れを用ひて、楚の大司馬の周殷を手に入れて、遂に項羽を垓下と破りき、黥布の列傳を作りて、列傳の第三十一とす。

楚人迫我、我京索、而信拔魏、趙、定燕、齊、使漢三分天下、有其二、以滅

項籍作淮陰侯列傳第三十二

楚の人我が漢に京索の間に迫りしとき、後に淮陰侯に貶せられたる韓信は、魏、趙の二國を乗り取り、燕、齊の二國を平定し、漢をして天下の土地を三つ分けにして、其の二つ分を有たしめて、項籍を滅ぼし、淮陰侯の列傳を作りて、列傳の第三十二とす。

楚、漢相距鞏、洛、而韓信爲填、潁川、盧縮絶籍糧餉、作韓王信、盧縮、列傳第三十三。

楚と漢と鞏、洛の間に拒ぎ合ひしとき、韓王の信は、漢の爲めに、潁川の地を鎮撫し、盧縮は、項籍の兵糧の運送道を絶ち切りし、韓王信、盧縮の列傳を作りて、列傳の第三十三とす。

諸侯畔項王、唯齊、連子羽、城陽、漢得以間、遂入彭城、作田儋、列傳第三十四。

天下の諸侯項王に離れ叛きしとき、唯齊の田儋の従弟の田横のみは、子羽即ち項王を城陽に撃ちて、其の兵を連ねたれば、漢王には、其の透き間をもて、遂に彭城へ入ることを得たまひき、田儋の列傳を作りて、列傳の第三十四とす。

攻城野戰、獲功歸報、噲、商有力焉、非獨鞭策、又與之脫難、作樊、酈、列傳第三十五。

城を攻め、野に戦ひて、手柄を立つることを獲て、歸りて報告せしことは、樊噲、酈尚の骨折りあり、獨り鞭策を掲げて、御馬車の御者を勤め、又は騎馬にて御供をせしのみならず、又漢王には、此の兩人と共に、危難を脱し免れたまひき、樊、酈の列傳を作りて、列傳の第三十五とす。

漢既初定、文理未明、蒼爲主計、整齊度量、序律歷、作張丞相、列傳第三十六。

漢の天下既に初めて定まりて、文事の條理未だ明らかならざりしとき、張蒼は、主計の役となりて、尺度斗量を整齊し、音律と曆法とを次第しき、張丞相の列傳を作りて、列傳の第三十六とす。

結言通使、約懷諸侯、諸侯咸親歸漢、爲藩輔、作酈生、陸賈、列傳第三十七。

酈食其、陸賈は、口上を取り替はせ、使命を通じて、諸侯に約束し、之れを手傾けたれば、諸侯は殘らず親みて、漢に歸服して、藩屏輔佐となり、酈生、陸賈の列傳を作りて、列傳の第三十七とす。

欲詳知秦、楚之事、維周、緤常從高祖、平定諸侯、作傅、斬、蒯成、列傳第三十八。

詳かに秦、楚の事情を知りたく思ひて、維れ蒯成侯の周緤は、常に高祖の御供をして、其の事情を探索して、諸侯を平定しき、傅斬、蒯成の列傳を作りて、列傳の第三十八とす。

徙彊族、都關中、和約匈奴、明朝廷禮、次宗廟、儀法、作劉敬、叔孫通、列傳第三十九。

劉敬は、高祖に勸めて、強大なる豪族を移住せしめて、關中に都を構へたまふやうにし、匈奴に和親の約束を取り結びき、叔孫通は、朝廷の禮式を明らかにし、宗廟の儀法を次第しき、劉敬、叔孫通の列傳を作りて、列傳の第三十九とす。

能擢剛、作柔、卒爲列臣、欒公不劫於勢、而倍死、作季布、欒布、列傳第四十。

季布は、項羽の滅びたる後に、能く其の剛氣を折り摧きて、周氏の言葉に従ひて、柔順になりて、朱家の下男となることを忍びたれば、遂に召し出だされて、朝廷に列なる重臣となりき、欒公は、梁王の彭越の家來にて、齊の國へ使ひに行きし留守中に、彭越は謀反の罪にて誅せられて、其の首を獄門に懸けられて、若し此の首を取り片付くる者あらば召し捕るべしと張り出されたるに、欒公は、齊より立ち戻りて、彭

越の首の下にて、使ひの用事の済みたる旨を申し述べて、其の靈を祭りて、聲を放ちて打ち泣きて、役人の手に召れ捕られて、烹殺されむとせしに、何卒一言を吐きたる上にて死にたしと申し立て、朝廷の權勢に威しつけられて義の爲めに死ぬることに違背せざりき、季布、樂布の列傳を作りて、列傳の第四十とす。

敢犯顔色、以達主義、不顧其身、爲國家樹長畫、作袁盎、鼂錯列傳第四十一、

袁盎は、押し切りて孝文帝の御顔色を犯して、己れの主義を貫徹しき、鼂錯は、其の身の利害を顧みずして、國家の爲めに、長久の計畫を樹立しき、袁盎、鼂錯の列傳を作りて、列傳の第四十一とす。

守法不失大理、言古賢人、增主之明、作張釋之、馮唐列傳第四十二、

張釋之は、孝文帝の御時に、犯罪人の處分に就きて、國家の法律を固く守りて、大體の條理を失はざりき、馮唐は、孝文帝の御尋ねに對して、昔の賢人の廉頗、李牧の事を言上して、主上の聰明を増しき、張釋之、馮唐の列傳を作りて、列傳の第四十二とす。

敦厚慈孝、訥於言、敏於行、務在鞠躬、君子長者、作萬石、張叔列傳第四十三、

萬石君は、敦厚慈愛、孝順にして、言葉は遲鈍にして、行ひは敏捷なり、張叔は、身を折り曲げて謹慎することを先務として、有徳の君子、寛大の長者の風あり、萬石、張叔の列傳を作りて、列傳の第四十三とす。

守節切直、義足以言廉、行足以厲賢、任重權、不可以非理撓、作田叔列傳第四十四、

田叔は、趙王の爲めに、節操を守りて、切實正直なり、其の義は、廉潔なりと言ふに足り、其の行ひは、賢者を勵ますに足れり、權威の重き

役目に任じて、非理をもて屈撓せられざりき、田叔の列傳を作りて、列傳の第四十四とす。

扁鵲言醫爲方者、宗守數精明、後世修序、弗能易也、而倉公可謂近之矣、作扁鵲、倉公列傳第四十五、

扁鵲は、醫術の事を言ひて、醫者の元祖となりぬ、數理を守ること精密明瞭にして、後世の人之れを修整次第すれども、改め易ふること能はざるなり、而して、倉公は、此の人物に近しと謂ふべし、扁鵲、倉公の列傳を作りて、列傳の第四十五とす。

維仲之省、厥滯王、吳遣漢、初定、以填撫江淮之間、作吳王濞列傳第四十六、

維れ、高祖の兄君の劉仲は、代王となりて、匈奴に攻められて、堅く守ること能はずして、國を棄て、逃げ歸りしに、高祖には、御兄弟の御間柄なるが爲めに、之れに御目を掛けられて、寛大の御處置をもて、代王の資格を廢せられて、郿陽侯とせられき、其の御孫にて、劉仲の子の滯は、吳の國に王となりて、漢の天下の初めて定まるに遭ひて、江水と淮水との間の土地を鎮撫しき、吳王の滯の列傳を作りて、列傳の第四十六とす。

吳楚爲亂、宗屬唯嬰、賢而喜士、士鄉之、率師抗山東、滎陽、作魏其、武安列傳第四十七、

吳、楚七國の騷亂を起し、とき、漢の宗室親屬の中にて、唯魏其侯の實嬰のみは、賢才ありて、天下の士人を愛し喜みければ、天下の士人は、之れに向ひて歸服せり、是に於て、實嬰は、軍勢を引き連れて、齊、趙二國の兵の舉動を監視して、華山より東の方の滎陽の地に對抗しき、魏其、武安の列傳を作りて、列傳の第四十七とす。

智足以應近世之變、寬足用得人、作韓長孺、列傳第四十八、

韓長孺の智慧は、近世の事變に應ずるに足り、其の寛大なる器量は、人心を得るに足れり、韓長孺の列傳を作りて、列傳の第四十八とす。

勇於當敵、仁愛士卒、號令不煩、師徒鄉之、作李將軍列傳第四十九、

將軍の李廣は、敵に向ひ當たるに勇氣ありて、士卒を使ふに仁愛あり、號令煩多ならずして、師徒の士卒は、之れに向ひ懐き、李將軍の列傳を作りて、列傳の第四十九とす、

自三代以來、匈奴常爲中國患害、欲知彊弱之時、設備征討、作匈奴列傳第五十、

夏、殷、周の三代より以來、匈奴は、其の名異なれども、常に中國の患害をせり、匈奴の強弱の時勢を知りて、備へを設けて征討して、後日の禍難を絶ちたしと思ふなり、匈奴の列傳を作りて、列傳の第五十とす、

直曲塞、廣河南、破祁連、通西國、靡北胡、作衛將軍、驃騎列傳第五十一、

大將軍の衛青、及び驃騎將軍の霍去病は、曲塞に居る匈奴の兵に當たり、河南の土地を廣め、祁連山に居る匈奴の兵を破り、四方の諸國に通じ、北方の胡を披靡せしめ、衛將軍、驃騎の列傳を作りて、列傳の第五十一とす、

大臣宗室、以侈靡相高、唯弘用節衣食、爲百吏先、作平津侯列傳第五十二、

朝廷の大臣、及び御一門の方々は、侈靡贅澤をもて高ぶり合ひたるに、唯平津侯の公孫弘のみは、衣類食物を節儉にして、百官諸吏の先立ちとなりき、平津侯の列傳を作りて、列傳の第五十二とす、

漢既平中國、而佗能集楊越、以保南藩、納貢職、作南越列傳第五十三、

漢は、既に中國を平定せしに、南越王の尉佗は、能く揚州の南越を集合して、南方の藩屏を保ちて、貢ぎ物を納め、藩臣の職務を奉行し、南越の列傳を作りて、列傳の第五十三とす、

吳之叛逆、甌人斬淠、葆守封禺、爲臣、作東越列傳第五十四、

吳王の淠の叛逆せしとき、東甌の人は、淠を丹徒の地に切り棄てき、其の後、一たび閩越に破られしかど、封禺山を保守して、漢廷の臣下となりぬ、東越の列傳を作りて、列傳の第五十四とす、

燕丹散亂遼閒、滿收其亡民、厥聚海東、以集眞番、葆塞爲外臣、作朝鮮列傳第五十五、

燕の太子の丹の丹なり、遼……朝鮮王の名なり、燕の太子の丹の主従は、秦の國を逃亡して、遼東の閒に散亂せしが、朝鮮王の満は、以前は燕の人にして、其の逃亡したる人民を取り集めて、海東に聚まりて、眞番の人民を集めて、邊塞を保守して、漢廷の外臣となりぬ、朝鮮の列傳を作りて、列傳の第五十五とす、

唐蒙使略通夜郎、而邛笮之君、請爲內臣、受吏、作西南夷列傳第五十六、

番禺縣の令の唐蒙は、使ひして夜郎國を略取して、往來を通じければ、其の近傍の邛笮、笮の君長は、請ひて漢の内臣となりて、漢の役人の派出を受けて、其の命令を聽くやうになりぬ、西南夷の列傳を作りて、列傳の第五十六とす、

子虛之事、大人賦說、靡麗多誇、然其指風諫、歸於無爲、作司馬相如列傳第五十七、

司馬相如の子虛の事跡、及び大人の賦説は、其の文麗麗華美にして、浮き誇りたる靡多し、さりながら、其の趣意は、主上の驕奢を諷諷し

て、何事をもせざることに歸著せり、司馬相如の列傳を作りて、列傳の第五十七とす、
黥布叛逆子長國之以填江淮之南安剽楚庶民作淮南衡山列傳第五十八、

【劉】……威し付くるなり、

淮南王の黥布は、叛逆して誅戮せられしかど、其の子の長は、其の地に國を賜はりて、江、淮二水の間に鎮撫しき、淮南王の安は、重ねて謀反を企て、楚の國の衆庶人民を威し付けき、淮南、衡山の列傳を作りて、列傳の第五十八とす、

奉法循理之吏不伐功矜能百姓無稱亦無過行作循吏列傳第五十九、

法律を遵奉し正理に循ひ由る役人は、己れの手柄働きを自慢せざれば、百姓人民は、取り立て、稱讃することなけれども、亦過失なる行ひもなし、循吏の列傳を作りて、列傳の第五十九とす、

正衣冠立於朝廷而羣臣莫敢言浮說長孺矜焉好薦人稱長者壯有漑作汲鄭列傳第六十、

【長孺】……汲黯の字なり、【矜】……身持ちの莊重なるをいふ、【壯】……莊に作るべし、莊は、鄭當時の字なり、【漑】……漑に作るべし、漑は、氣概なり、

汲黯は、衣冠を正しくして、朝廷に立ちて、羣臣之れを懼りて、決して浮薄なる説を言ふ者なかりき、汲黯は、身持ち莊重なり、鄭當時は、好みて人を推薦して、其の人は寛大の長者なりと譽め立てき、鄭莊は、氣概あり、汲、鄭の列傳を作りて、列傳の第六十とす、

自孔子卒京師莫崇庠序唯建元元狩之間文辭粲如也作儒林列傳第六十一、

【庠序】……庠は、老人を養ふなり、序は、射藝を習はするなり、皆小學の名なり、孔子の卒去せられしより後は、京師に於て、庠序學校の教へを尊崇することなし、唯今上帝の建元、元狩年間には、天下の學者京師に

集まりて、文辭粲如として、光明を放てり、儒林の列傳を作りて、列傳の第六十一とす、

民倍本多巧奸軌弄法善人不能化唯一切嚴削爲能齊之作酷吏列傳第六十二、

【奸軌】……姦宄に同じ、惡人なり、人民本業の農事に背き、耕作を怠りて、巧詐なること多く、惡人法律を弄び、善人教化すること能はざれば、唯一切押し並べて嚴酷なる處置を以て、不良の者を削除して、能く之れを齊整することをせり、酷吏の列傳を作りて、列傳の第六十二とす、

漢既通使大夏而西極遠蠻引領內鄉欲觀中國作大宛列傳第六十三、

【引領】……首筋を引き伸ばすなり、漢は、既に使ひを大夏國に通じて、西の方遠き蠻夷のはてまで行き渡りたれば、蠻夷の者は、皆首筋を引き伸ばして、内地へ向ひて、中國の制度文物を觀察せむと思ひたり、大宛の列傳を作りて、列傳の第六十三とす、

救人於厄振人不贍仁者有乎不既信不倍言義者有取焉作游俠列傳第六十四、

【振】……救ふなり、【不既信】……既は、盡くなり、盡く信義に合ふとは限らぬなり、一説には、既は、失ふなり、信を失はざるなりといへり、

人々難儀の場合ひに救ひ、人の衣食の足らざるを救ふは、仁者にてあるならむ、其の行ひは、盡く信義に合ふとは限らぬと、一旦承諾したる言葉に背かざるは、義者も取ることあり、游俠の所爲は、即ち是れなり、游俠の列傳を作りて、列傳の第六十四とす、

夫事人君能說主耳目和主顏色而獲親近非獨色愛能亦各有所長作佞幸列傳第六十五、

全體人君に奉公して、能く其の君主の耳目を満足せしめ、其の君主の顔色を和らげて、親近せらるゝことを獲るは、獨り容色の寵愛のみにはあらずして、才智技能も亦各々長ずる所あればなり、佞幸の列傳を作りて、列傳の第六十五とす、

不流世俗、不爭勢利、上下無所凝滯、人莫之害、以道之用、作滑稽列傳、第六十六、
世俗の風潮に流れず、權勢利祿を爭はず、上の人にも下の人にも能く居り合ひて、凝滯することなく、諸人の之れを邪魔物なりとすることなきは、其の仕方の働きをもてなり、滑稽の列傳を作りて、列傳の第六十六とす、

齊、楚、秦、趙爲日者、各有俗、所用欲循觀其大旨、作日者列傳、第六十七、
齊、楚、秦、趙の國々にて、日者の卜筮をするに、各々其の地の習俗あり、其の習俗の用ゆる所に循ひて、其の大趣意を觀察せむと思ひて、日者の列傳を作りて、列傳の第六十七とす、

三王不同龜、四夷各異卜、然各以決吉凶、略闕其要、作龜策列傳、第六十八、
三王不同龜、四夷各異卜……案隱に曰はく、其の書既に亡びたれば、其の異なることを知ることなし、今、褚先生唯々太卜の占龜の舞説を取りたれど、詞甚だ煩雜にして、裁翦すること能はず、安りに穿鑿を此の篇に加へたり、不才の甚しきなりと、

布衣匹夫之人、不害於政、不妨百姓、取與以時、而息財富、智者有采焉、作貨殖列傳、第六十九、
夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、龜を同じくせず、東夷、南蠻、北狄、西戎の四夷は、各々卜を異にせり、さりながら、各々それにて吉凶を決断せり、荒増し其の要領を窺ひて、龜策の列傳を作りて、列傳の第六十八とす、

維我漢繼五帝末流、接三代統業、周道廢、秦撥去古文、焚滅詩書、故明堂石室、金匱玉版、圖籍散亂、於是漢興、蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼爲章程、叔孫通定禮儀、則文學彬彬稍進、詩書往往聞出矣、自曹參薦蓋公言黃老、而賈生、晁錯明申商、公孫弘以儒顯、百年之間、天下遺文古事靡不畢集、太史公、

維我漢繼五帝末流、接三代統業、周道廢、秦撥去古文、焚滅詩書、故明堂石室、金匱玉版、圖籍散亂、於是漢興、蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼爲章程、叔孫通定禮儀、則文學彬彬稍進、詩書往往聞出矣、自曹參薦蓋公言黃老、而賈生、晁錯明申商、公孫弘以儒顯、百年之間、天下遺文古事靡不畢集、太史公、

維我漢繼五帝末流、接三代統業、周道廢、秦撥去古文、焚滅詩書、故明堂石室、金匱玉版、圖籍散亂、於是漢興、蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼爲章程、叔孫通定禮儀、則文學彬彬稍進、詩書往往聞出矣、自曹參薦蓋公言黃老、而賈生、晁錯明申商、公孫弘以儒顯、百年之間、天下遺文古事靡不畢集、太史公、

太史公仍父子相續纂其職、曰於戲、余維先人嘗掌斯事、顯於唐虞、至于周復典之、故司馬氏世主天官、至於余乎、欽念哉、欽念哉、

太史公は、仍りて父の職、子の遷相續きて、其の官職を繼げり、それに就きて曰はく、「あゝ、さても畏きことよ、余れ思ふに、先人の遠き祖先は、前方に斯の事を掌りて、唐虞、虞舜の世に顯はれ、周に至りて、重ねて之れを興りき、されば、司馬氏は、世々天官を主りて、余が身に至れり、欽敬して思念すべきことよ、欽敬して思念すべきことよ、

罔羅天下放失舊聞，王迹所興，原始察終，見盛觀衰，論考之行事，略推三代錄秦漢，上記軒轅，下至于茲，著十二本紀，既科條之矣，竝時異世，年差不明，作十表，禮樂損益，律歷改易，兵權山川，鬼神天人之際，承敝通變，作八書，二十八宿環北辰，三十幅共一轂，運行無窮，輔拂股肱之臣配焉，忠信行道，以奉主上，作三十世家，扶義俶儻，不令己失時，立功名於天下，作七十列傳，凡百三十篇，五十二萬六千五百字，爲太史公書序略，以拾遺補藝，成一家之言，厥協六經，異傳，整齊百家，雜語，藏之名山，副在京師，俟後世聖人君子，第七十。

【罔羅】……罔は、網に同じ、魚鳥を網に引き掛けて取り盡くすやうに、漏れなく集むるなり、【放失】……失は、佚と通ず、散亂するなり、【原】……尋ねるなり、【至子茲】……孝武帝の元狩六年に白き麒麟を獲たるまでに至るなり、【兵權】……即ち兵書なり、司馬遷の没せし後に亡びたり、諸少孫律書をもて之れを補へり、今の律書にも、荒増し兵事を言へり、【山川】……即ち河渠書なり、【鬼神】……即ち封禪書なり、【輔拂】……輔弼なり、【俶儻】……非凡なるなり、【七十列傳】……列傳は、其の實六十九なり、七十といへるは、成敷を擧げたるなり、【序略】……即ち自序を指す、【補藝】……六經の缺けたるを補ふなり、【異傳】……左丘明の春秋内外傳、子夏の易傳、毛公の詩傳、韓生の禮詩外傳、伏生の尙書大傳の類をいふ、【副】……副本なり、

【罔羅】天下中の放佚散亂せる舊來の傳聞を網羅し、漏れなく集めて、王者の事跡の興こりたる廉は、其の始めを尋ね、其の終はりを察し、盛んなるを見、衰へたるを觀、之れを行事に論じ考へ、荒増し夏、殷、周の三代の事を推明し、秦、漢の事を記録し、上は黃帝軒轅氏より、下は今上帝の元狩六年に白き麒麟を獲たるまでに至りて、十二本紀を著して、既に之れを科別條列せり、次に、人々の事跡は、時を並ぶる者あり、世を異にする者ありて、年歴の差異分明ならざれば、一日瞭然たらしめむとて、十表を作れり、次に、禮樂は損益し、律歷は改易せり、

兵權、山川、鬼神、天人の際、弊害を承け、異變に通じて、八書を作れり、次に、角、亢、氐、房、心、尾、箕、井、鬼、柳、星、張、翼、軫、奎、婁、胃、昴、畢、觜、參、斗、牛、女、虛、危、室、壁の二十八宿は、北辰即ち北極星の周圍を循環し、三十本の車輻は、一轂を共にして、運行すること窮まりなし、輔弼股肱の重臣を之れに配當し、忠誠信實にして、臣たる道を行ひて、主上に奉獻せる廉を録して、三十世家を作れり、次に、天下の公義を扶掖して、俶儻非凡にして、己れをして時機を失はしめずして、功名を天下に立てたる者を取りて、七十列傳を作れり、其の篇數は、凡て百三十篇、字數は、五十二萬六千五百字なり、最後に太史公の書の序略、即ち此の自序を作りて、前文に遺漏せる廉を拾ひ取り、詩、書、易、春秋、禮、樂の六經の缺けたるを補ひ足して、一家の私言を成就せり、厥れ六經の異傳、即ち左丘明の春秋内外傳、子夏の易傳、毛公の詩傳、韓生の禮詩外傳、伏生の尙書大傳の類を協合し、諸子百家の雜語を整齊して、之れを名山の文庫に藏めて、亡失せむことに備へたり、其の副本は、京師の書室に在り、後世の聖人君子の閱正を俟つ、是れ第七十なり、

太史公曰、余述歷黃帝以來至太初、而訖百三十篇、

【述歷】……逐一に述べ立つるなり、【訖】……止まるなり、
 【太史公の曰はく】……余れ黃帝軒轅氏より以來、今上帝の大初年間に至るまでの事跡を逐一に述べ立て、百三十篇に止まりぬ」と、
 【董份の曰はく】……前に已に詳かに文を作れる義を著はし、此に又一つの冷語を下して、之れを結び括れり、甚だ妙なり、甚だ妙なりと、○樓勛の曰はく、世家の源流、論著の本末、備さに此の篇に見えたり、終はりに自ら殺せる處、文字反覆委折して、開闢變化の妙あり、尤も玩味すべしと、

附 言

以上七十列傳の外に、項羽高祖の本紀、蕭相國留侯の世家など、學校の課本として、印行せる者少からず、就中項羽の紀は、一部の史記の骨髓とも謂ふべき程の者にして、高等中等の漢文中に最も多く採用せられたれば、其餘の本紀及び世家に先だちて、之れを講じて、本書の後に附することゝせり、

編者しるす

史記本紀講義

項羽本紀

興文社編纂

項籍者、下相人也、字羽、初起時、年二十四、其季父項梁、梁父即楚將項燕爲秦將王翦所戮者也、項氏世世爲楚將、封於項、故姓項氏、

【本紀】「天子には本紀と稱し、諸侯には世家といふ、本とは、其の本系に繋ぐ、故に本と曰ふ、紀は、理なり、衆事を統理して、之れを年月に繋ぐ、之れを名づけて紀といふ、唐の司馬貞の曰はく、「項羽は崛起して、雄を一朝に争ひ、西楚に假號せしかども、未だ天子の位を踏まらずして、身首別離せり、斯れ亦本紀と稱すべからず、宜しく降して世家とすべし」と、

【季父】「伯仲叔季は、兄弟の次なり、故に叔を叔父といひ、季を季父といふ、季父は、末のをちなり、兄弟の五人以上あるときは、伯父仲父季父各一人にして、其餘は並びに叔父といふ、されば、此の處に其季父項梁とあり、又下文に項伯者項羽季父也とありて、項羽に二人の季父あるは、何等かの誤りなり、

【臨淮の下相縣の人なり、字は羽といふ、初め起こりし時、年は二十四歳なり、其の季父は、項梁といふ、梁の父は、即ち戰國時代の楚の國の將軍の項燕にして、秦の將軍の王翦に殺戮せられし者なり、項氏は世々楚の將軍となりて、汝南の項の地に封せられしが故に、項氏を姓とせり、

【唐順之の曰はく、年月を籍せず、一滾紋し去る、絶だ佳なりと、○王維楨の曰はく、即ち世系を敘して、一の迂語なしと、○楊慎の曰はく、項羽の紀、尤も筆力を見ると、

項籍少時、學書不成、去學劍、又不成、項梁怒之、籍曰、書足以記名

姓而已、劍一人、敵不足學、學萬人敵、於是項梁乃教籍兵法、籍大喜、略知其意、又不肯竟學。

【去學】……去は罷むるなり、
項籍は、年少き時、書道を學びて、成就せざりければ、其の業を罷めて、劍道を學びしが、又成就せざりければ、季父の項梁、之れを怒りしに、項籍の曰はく、「書道は、如何に上手になりたればとて、己が姓名を書き記すに足るまでのことなり、劍道は、如何に上手になりたればとて、一人の相手になるまでのことなり、されば書道も劍道も學ぶには足らぬなり、同じくならば、萬人の相手になる道を學びたし」と、是に於て、項梁は、項籍に兵法を教へたれば、項籍は、大に喜びて、之れを學びたれど、其の學び方は、荒増し兵法の大意を會得したるまでにて、其の上に又奥義まで究むることを承知せざりけり。

項梁嘗有櫟陽逮、乃請斬獄掾曹咎、書抵櫟陽、獄掾司馬欣、以故事得已。

【逮】……及ぶと罰ず、罪ありて相連及するをいふ、犯せる罪の引き合ひになりて、召し捕らるゝなり、【獄掾】……牢屋の下役なり、【書】……手紙なり、【抵】……至るなり、
項梁は、前方に犯せる罪の引き合ひになりて、櫟陽縣の役人に召し捕られむとする事ありけるが、新縣の牢屋の下役の曹咎の手紙を貰ひ受けて、櫟陽縣の牢屋の下役の司馬欣の許へ至りて依頼したれば、其の譯けをもて、事件は無事に済むことを得たり、
【書】……茅坤の曰はく、籍の紀中に項梁を擧入し、兩人の事を錯綜して序いでたりと、○王維楨の曰はく、二人の獄掾の事は、没りに載せたるにあらざ、甚故ありと、

項梁殺人、與籍避仇於吳中、吳中賢士大夫皆出、項梁下、每吳中有大繇役及喪、項梁常爲主辦、陰以兵法部勒賓客及子弟、以是知其能。

【士大夫】……士は平民の上に位し、大夫は士の上に位す、身柄の善き人々をいふ、【繇役】……夫役なり、【主辦】……世話役なり、【部勒】……仕分けして取り締まりするなり、

其の後、項梁は、人を殺して、項籍と共に、其の仇を吳中に避けたるに、吳中の賢明なる士大夫達は、皆項梁の下手に出で、之れを尊敬せり、吳中に大なる夫役、及び人家の葬式ある毎に、項梁は、常に世話役となりて、内々に兵法の紀律をもて、土地の賓客及び子弟を仕分けして取り締まりせり、是れをもて、人々に其の働きあることを知られたり、

秦始皇帝遊會稽、渡浙江、梁與籍俱觀、籍曰、彼可取而代也、梁掩其口、曰、毋妄言、族矣、梁以此奇籍、籍長八尺餘、力能扛鼎、才氣過人、雖吳中子弟、皆已憚籍矣。

【族】……三族を夷滅せらるゝなり、即ち身内を屠らざ殺さるゝなり、【扛】……舉ぐるなり、
秦の始皇帝の會稽山に遊び、浙江を渡られたる時、項梁は、項籍と共に、其の行列を見物せしに、項籍の曰はく、「彼れ取て代はるべきなり」と、こは、秦の天下を奪ひ取りて、其の地位に代はらむとする意なりければ、項梁は、項籍の口に手を當て、曰はく、「妄りに左様なる事を言ふまじきぞ、若し聞こえなば、身内を屠らざ殺さるゝならむ」と、項梁は、斯く押し止めたれど、心の中に、項籍を奇異非凡なる人物なりと思ひたり、項籍は、身の長八尺餘りにて、其の力量は、能く目方の重き三足の鼎を差し揚ぐる程にして、才氣も人に越えれば、血氣の強き吳中の子弟といへども、皆已に項籍を畏れ憚りたり、
【渡】……渡維隆の曰はく、每段以是故以之此の字を用いて結句とせりと、

秦二世元年七月、陳涉等起大澤中、其九月、會稽守通謂梁曰、江西皆反、此亦天亡秦之時也、吾聞先制人、後則爲人所制、吾欲發兵、使公及桓楚將、是時桓楚亡在澤中、梁曰、桓楚亡、人莫知其處、獨籍知之耳、梁乃出、誠籍、持劍、居外待、梁復入、與守坐、曰、請召籍、使受命、召桓楚、守曰、諾、梁召籍入、須臾、梁胸籍曰、可行矣、於是籍遂拔劍、斬守頭、項梁持守頭、佩其印綬、門下大驚、擾亂、籍所擊

殺數十百人、一府中皆懼伏、莫敢起、

【胸】……目くばせするなり、【印殺】……印は、官印なり、殺は、印の紐なり、【數十百人】……八九十人乃至百人なり、【一府中】……太守の役所中なり、【懼伏】……懼は、氣を失ふなり、
【胸】秦の二世皇帝の元年の七月に、陽城の人陳涉（涉は、字なり、名は勝といふ）等、嶺南の大澤の中より起りて、旗掲げをせり、其の九月に、會稽郡の太守の殷通といふ者、項梁に物許りして曰はく、「江西の地方は、皆謀反せり、此れも亦天の秦を亡ぼす時節の到来したるなり、吾れの策を、聞き及びたるには、人に先立ちて事を舉ぐれば、人を制御し、人に後れて事を舉ぐれば、人に制御せらるゝなり、されば吾れは今より兵を發して、貴公及び相楚をして將たりしめむと思ふなり」と、是の時、相楚は、逃亡して大澤の中に在り、項梁之れを聞きて曰はく、「相楚は、逃亡して、其の居處を知る者なし、獨り項籍のみ之れを知れり」と、項梁は、そこで太守の室外へ出で、項籍に思ふ仔細を言ひ含めて、劍を持ちて外に居て待たしめ置き、項梁は、重ねて入りて、太守の殷通と對坐して曰はく、「何卒項籍を召して、貴君の命を受けさせて、相楚を招き寄せさせし」と、太守の曰はく、「委細承知せり」と、項梁項籍を召して入りしめしが、間もなく項梁は項籍に目くばせして曰はく、「例の仕事を行ふべし」と、是に於て、項籍は、遂に劍を抜き、太守の首を切り落としたれば、項梁は、太守の首を持ち、其の官印と印の紐を腰に佩びたれば、太守の門下の人々は、大に驚きて、騷擾混亂せり、此の騷動を鎮めむとて、項籍の擊ちて殺したる者は、八九十人乃至百人に及びたれば、太守の役所中の者、皆氣を失ひて俯伏して、押し切りて一人の起ちて手向ひする者なし、
【又】茅坤の曰はく、倉卒に聲を起す處を殺せること畫けるが如しと、

梁乃召故所知豪吏、諭以所為、起大事、遂舉吳中兵、使人收下縣、得精兵八千人、梁部署吳中豪傑為校尉、候司馬、有一人不得用、自言於梁、梁曰、前時某喪使公主、其事不能辨、以此不任用、公衆乃皆伏、於是梁為會稽守、籍為裨將、徇下縣、廣陵人召平、於是為陳王徇廣陵、未能下、聞陳王敗走秦兵、又且至、乃渡江、矯陳王命、拜梁為楚王上柱國、曰、江東已定、急引兵西擊秦、項梁乃以八千人渡江而西、

【豪吏】……頭立ちたる役人なり、【收下縣】……會稽郡の管下の諸縣の人数を取り纏むるなり、【部署】……部分して處置するなり、即ち割り付くるなり、【豪傑】……親分株なり、【裨將】……輔佐の將なり、【徇】……命令を觸れ流して、歸順せしむるなり、【未能下】……兵力をもて威服するを下すといふ、【矯陳王命】……矯は、詐るなり、託するなり、【上柱國】……上卿の官なり、後世の相國の如し、

【項梁】、前方より知り合ひたる頭立ちたる役人を召して、大事を起す仔細を告げ諭し、遂に吳中の兵を舉げ、人をして會稽郡の管下の諸縣の人数を纏めさせて、精選したる兵卒八千人を手に入れたれば、項梁は、吳中の親分株を割り付けて、校尉、候、司馬の役とせり、其の時、一人の男ありて、用おちるゝことを得ざりければ、自ら進み出で、項梁に申し立てたるに、項梁の曰はく、「前方に、某家の葬式の際に、貴公をして其の事を主らしめたるに、始末すること能はざりき、此の譯けをもて、貴公を任用せざるなり」と、衆人之れを聞きて、皆屈伏せり、是に於て、項梁は、會稽郡の太守となり、項籍は、輔佐の將となりて、管下の諸縣に命令を觸れ流して、歸順せしめたり、廣陵の人召平といふ者、是に於て、陳王即ち陳涉の爲めに、廣陵の地に命令を觸れ渡して、歸順せしめむとしたれども、未だ下すこと能はざるに、陳王は敗走し、秦の兵は其の上にならざるに至らむとする由を聞き込みたれば、江水を渡りて、吳へ到着して、陳王の命令なりと詐り託して、項梁を拜命せしめて、楚王の上柱國として曰はく、「江東の地方は、已に平定したれば、急速に兵を引き、西の方秦を撃て」と、

【又】凌稚隆の曰はく、此に八千人の案を伏するは、後の以八千人渡江、及び亭の長と言へる江東子弟八千人の張本たりと、○又曰はく、項羽事を始めて、已に江東を定めて、江を渡りて西す、故に通篇東西の二字をもて眼目とせりと、

聞陳嬰已下東陽、使使與連和俱西、陳嬰者故東陽令史、居縣中、素信謹、稱為長者、東陽少年殺其令、相聚數千人、欲置長、無適用、乃請陳嬰、嬰謝不能、遂彊立嬰為長、縣中從者得二萬人、少年欲立嬰、便為王、異軍蒼頭特起、陳嬰母謂嬰曰、自我為汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者、今暴得大名、不祥、不如有所屬、事成猶得封侯、事敗、易以亡、非世所指名也、嬰乃不敢為王、謂其軍吏曰、項氏世世將家、有名於楚、今欲舉大事、將非其人、不可、我倚名族、亡秦

必矣、於是衆從其言、以兵屬項梁、項梁渡淮、黥布、蒲將軍亦以兵屬焉、凡六七萬人、軍下邳、

【通用】……主として用ゐるなり、【異軍者頭特起】……其の軍隊を異様にし、頭に青き帽子を着けて、特別に起こり立つなり、【名族】……名家なり、【蒲將軍】……其の名を知らず、

陳嬰といふ者、已に廣陵の東陽縣を下したりと聞き及びたれば、項梁は、使者を差し立て、陳嬰と連合協和して、共に西の方秦へ向はしめむとせり、此の陳嬰は、以前の東陽縣の令史の役を勤めたる者にして、縣中に居て、平素より信實謹慎なりければ、人々に寛大の長者と稱せられたり、されば、東陽縣の少年輩、其の縣令を殺して、集合する者數千人に及びて、首長を置きたく思ひたれど、主として用ゐるべき人物なかりければ、申し合はせて、其の事を陳嬰に請ひたるに、陳嬰は、此の大役は身に叶はずとて断りたれど、人々之れを承知せずして、遂に強ひて陳嬰を立て、首長とし、縣中の從ふ者二萬人を得たり、陳嬰は、此の少年輩は、陳嬰を立て、王としたく思ひて、其の軍隊を異様にし、頭に青き帽子を着けて、特別に起こり立てり、然るに、陳嬰の母、陳嬰に物語りして曰はく、「我れ汝が家の婦（よめ）となりしより以來、未だ嘗て汝が先代古人の貴き者ありしことを聞かず、今俄に王など、いふ大名を得るは不吉なり、何人の手にか附屬することありむには如かじ、人の配下となるときは、其の事成就せば、王より一段下りても、猶ほ封せられて諸侯となることを得む、其の事失敗すとも、逃亡し易かりむ、何とならば、世人の名指しにならざればなり」と、陳嬰は、そこで押し切りに王とならずして、其の軍吏に物語りして曰はく、「項氏は、世々將軍の家筋にして、楚の國に名も愛れたり、今大事を擧げ行はむと思ひ立ちて、將帥たる人其の人物にあらざれば宜しからず、我等は斯かる名家に倚賴せば、秦を亡ぼさむこと必定ならむ」と、是に於て、衆人も其の言葉に従ひて、兵をもつて項梁に附屬したれば、項梁は、淮水を渡りしに、黥布も、蒲將軍も、亦兵をもつて附屬せり、其の數凡そ六七萬人にして、下邳に陣取りたり、

當是時、秦嘉已立景駒爲楚王、軍彭城、東欲距項梁、項梁謂軍吏曰、陳王先首事、戰不利、未聞所在、今秦嘉倍陳王而立景駒、逆無道、乃進兵擊秦嘉、秦嘉軍敗走、追之至胡陵、嘉還戰、一日、嘉死、軍降、景駒走死、梁地、

【距】……拒に同じ、
【是の時に當たりて、廣陵の人秦嘉は、已に楚の一族の氏は景名は駒といふ者を立て、楚王として、彭城の東に陣取りて、項梁を拒がむと欲したれば、項梁軍吏に物語りして曰はく、「陳王は、第一番に仕事を始めて、戦ひて勝利あらざして、未だ其の在る所を聞かざるに、今秦嘉

は、陳王に背きて、景駒を立て、楚王とせるは、陳王に對して、大逆無道なる仕方なり」と、そこで兵を進めて、秦嘉を撃ちたるに、秦嘉の軍は敗走したれば、之れを追ひ掛けて、胡陵へ到着せしに、秦嘉は、立ち戻りて、戦ふこと一日にして、秦嘉は死し、軍隊は降り、景駒は走りて梁の地に死せり、
【浚稽隆の曰はく、紀中凡べての過處、上文を接するに、皆已の字を用ひて提醒せりと、

項梁已并秦嘉軍、軍胡陵、將引軍而西、章邯軍至栗、項梁使別將朱雞石、餘樊君與戰、餘樊君死、朱雞石軍敗、亡走胡陵、項梁乃引兵入薛、誅雞石、項梁前使項羽別攻襄城、襄城堅守不下、已拔皆阮之、還報項梁、項梁聞陳王定死、召諸別將會薛、計事、此時沛公亦起沛往焉、

【不下】……此の下の字は、自ら降伏するなり、前の未能下の下とは反對の意味なり、【拔】……乗り取るなり、之れを取ることに、物を拔き取るが如きなり、【阮】……谷底へ追ひ落とすなり、

項梁は、已に秦嘉の軍を合併して、胡陵に陣取りて、程なく軍を引き連れて、西の方へ向はむとせしに、秦の將なる章邯の軍、沛郡の栗縣まで到着したれば、項梁は、別手の將の朱雞石と餘樊君とをして、章邯と戦はしめたるに、餘樊君は死し、朱雞石の軍は敗れて、亡げて胡陵へ走りたれば、項梁は、そこで兵を引き、薛の地へ入りて、雞石を誅したり、項梁は、前方に項羽をして別に襄城を攻めしめしに、襄城の人堅く守りて下らざりしが、已に襄城を乗り取りて、其の人を谷底へ追ひ落して、殘らず殺し、立ち戻りて、項梁に報告せり、項梁は、陳王は定めて（たしかに）死せりと聞きて、別手の諸將を召して、薛の地に會合して、前途の事を相談せり、此の時、沛公も亦沛より起こりて、薛の地へ往かれたり、

【浚稽隆の曰はく、羽初めて出で、即ち拔きたる者を阮にせり、太史公首めに此れを次いでたるは、羽の爲すことあるに足らざるを見せるなりと、○又曰はく、聞陳王定死は、上の聞陳王敗走、及び未聞所在と相應すと、

居鄴、人范增年七十、素居家、好奇計、往說項梁曰、陳勝敗固當、夫秦滅六國、楚最無罪、自懷王入秦、不反、楚人憐之、至今故楚南公

曰楚雖三戶亡秦必楚也今陳勝首事不立楚後而自立其勢不長今君起江東楚蠡起之將皆爭附君者以君世世楚將爲能復立楚之後也於是項梁然其言乃求楚懷王孫心民間爲人牧羊立以爲楚懷王從民所望也陳嬰爲楚上柱國封五縣與懷王都盱台項梁自號爲武信君

【居】(居)家……仕へざるなり、(南公)……南方の老人なり、(三月)……少數の人口をいふ、一説に地名なりといへるは、非なり、【蠡起】……蠡は、楚の古字なり、宋の飛び起つやうに羣り起るなり、

居鄭縣の人范増は、年七十歳なり、平素より己が家に居て仕へずして、奇異なる計策を立つることを好み、往きて項梁に説きて曰はく、「陳勝の敗れたるは、固より當然のことなり、何とならば、全體、秦の韓、魏、趙、燕、齊の六國を滅ぼしたるは、皆非道なる仕方にして、中にも楚の國は、最も滅ぼさるべき罪なきなり、其の國君の懷王の秦へ入りて還らざりしより、楚の人々は、之れを憐みて、今日に至り、故に楚の南方の老人の南公の曰はく、「楚の人は、秦を怨むること深ければ、僅に三月の少數の者起り立つとも、秦を亡ぼさむ者は、屹度楚ならむ」と、然るに、今陳勝は、事を始めて、楚の子孫を立てずして、自ら立ちしかば、其の勢ひ、長く續かざるなり、今貴君は、江東より起りたるに、衆庶の飛び起つやうに羣り起る楚の諸將の、皆争ひて貴君に附きたるは、貴君の世々楚の將なるをもて、能く復た重ねて楚の子孫を立てるならむと思ひたればなり」と、是に於て、項梁は、其の言葉を尤なりとして、楚の懷王の孫の名は心といふ者の、民間に匿れて、人の爲めに羊を牧せるを捜し求めて、立て、楚の懷王とせり、祖父の諱をもて號とせるは、人民の希望する所に從ひたるなり、陳嬰を楚の上柱國として、五縣に封じ、懷王と共に盱台の地に都を構へ、項梁は、自ら號して武信君となりぬ。

【李塗】李塗の曰はく、太史公の項籍の傳最も好し、義帝を立てる以前は、一日は一日より氣魄あり、義帝を殺したる以後は、一日は一日より衰邁なり、是れ一篇の大綱領主意、其の開闢馳驟の處に至りては、眞に嗚呼叱咤の風ありと。

居數月引兵攻亢父與齊田榮司馬龍且軍救東阿大破秦軍於東阿田榮即引兵歸逐其王假假亡走楚假相田角亡走趙角弟田閒故齊將居趙不敢歸田榮立田儋子市爲齊王項梁已破東

阿下軍遂追秦軍數使使趣齊兵欲與俱西田榮曰楚殺田假趙殺田角田閒乃發兵項梁曰田假爲與國之王窮來從我不忍殺之趙亦不殺田角田閒以市於齊齊遂不肯發兵助楚

【與國】(與國)……仲間の國なり、(市)……此れをもて彼れに易ふるなり、

【新】新くあること數箇月にして、項梁は、兵を引きて、亢父城を攻め、齊の田榮、司馬龍且の軍と共に、東阿縣を救ひて、大に秦の軍を東阿縣に破りたり、田榮は、即座に兵を引きて、歸りて其の王の田假を逐ひ拂ひたれば、(是れより先に、秦の將の章邯、齊王田儋を殺したれば、田假自ら立ちて齊王となれり、)田假は、亡げて楚へ走り、田假の家老の田角は、亡げて趙へ走りたり、田角の弟の田閒は、以前の齊の將なり、趙に居て、決して歸らず、田榮は、田閒の子の田市を立て、齊王とせり、項梁は、已に東阿縣下の軍を破り、遂に秦の軍を追ひ掛けつ、度々使者を遣はして、齊の兵を催促せしめて、共に西の方へ向はむと欲せし、田榮の曰はく、「楚は田假を殺し、趙は田角と田閒とを殺したれば、兵を發せむ」と、項梁の曰はく、「田假は、仲間の國の王たり、困窮して來りて我れに從ひたる者なれば、我れは之れを殺し兼ねるなり」と、趙も亦田角と田閒とを殺して、此れをもて彼れに易へて、齊の援助を得ることをせざりければ、齊は遂に兵を發して楚を助くることを承知せざりけり。

【芝坤】芝坤の曰はく、此の處別に三田の本末を叙して、後の張本とせりと。

項梁使沛公及項羽別攻城陽屠之西破秦軍濮陽東秦兵收入濮陽沛公項羽乃攻定陶定陶未下去西略地至離丘大破秦軍斬李由還攻外黃外黃未下項梁起東阿西北至定陶再破秦軍項羽等又斬李由益輕秦有驕色宋義乃諫項梁曰戰勝而將驕卒惰者敗今卒少惰矣秦兵日益臣爲君畏之項梁弗聽乃使宋義使於齊道遇齊使者高陵君顯曰公將見武信君乎曰然曰臣

論武信君軍必敗公徐行即免死疾行則及禍秦果悉起兵益章邯擊楚軍大破之定陶項梁死

項梁は、沛公及び項羽をして、別に城陽を攻めしめて、其の地の者を屠り殺し、西の方秦の軍勢を濮陽の東に破りたれば、秦の兵は、一つに纏まりて、濮陽へ引き入りたり。沛公、項羽は、定陶を攻めて、定陶の未だ下らざるうちに、其の地を去りて、西へ向ひて、行くく土地を略取して、離丘へ到着して、大に秦の軍を破り、李斯の子の李由を斬り、立ち戻りて、外黃を攻めたるに、外黃は未だ下らざりけり。項梁は、東阿より起りて、東北へ向ひて、定陶へ到着して、再び秦の軍を破り、項羽等は、其の上にも李由を斬りたるをもて、項梁は、益々秦を輕蔑して、驕り高ぶる様子ありければ、以前の楚の令尹なる宋義、項梁を陳めて曰はく、「戦争に勝ちて、將帥の驕り高ぶる、士卒の情り弛ぶ者は敗る、なり、今士卒は少し情り、秦の兵は日に益せり、臣は貴君の爲めに之れを危むる、なり」と、項梁之れを聽き納れずして、宋義をして、齊へ使ひに往かしめたり。宋義は、齊へ往く途中にて、齊の使者の高陵君の名は顯といふ者に行き逢ひて、物語りして曰はく、「貴公は、武信君に面會せむとするか」と、顯の曰はく、「さなり」と、宋義の曰はく、「臣は武信君の軍情を評論せむに、必定失敗するなむと思ふなり、貴公は、緩く行かば、死ぬることを免れむ、急速に行かば、身に禍を受くる場合に追ひ付かむ、されば成るべく緩く行かれよ」と、斯く注意して別かれしが、秦は果たして悉く兵を起して、章邯に益し與へたれば、章邯は、楚の軍を擊ちて、大に之れを定陶に破り、項梁は敗れて死せり。

漢書の曰はく、太史公復た項梁起東阿の數句を掲げて、項氏の秦を輕んずる驕危の故を見し、且つ下文の敗軍の張本とせりと、○又曰はく、項梁の事は此に終はると。

沛公項羽去外黃攻陳留陳留堅守不能下沛公項羽相與謀曰今項梁軍破士卒恐乃與呂臣軍俱引兵而東呂臣軍彭城東項羽軍彭城西沛公軍碭章邯已破項梁軍則以爲楚地兵不足憂乃渡河擊趙大破之當此時趙歇爲王陳餘爲將張耳爲相皆走入鉅鹿城章邯令王離涉閒圍鉅鹿章邯軍其南築甬道而輸之

粟陳餘爲將將卒數萬人而軍鉅鹿之北此所謂河北之軍也楚兵已破於定陶懷王恐從盱台之彭城并項羽呂臣軍自將之以呂臣爲司徒以其父呂青爲令尹以沛公爲碭郡長封爲武安侯將碭郡兵

項羽は、共々に相談して曰はく、「今項梁の軍破れて、士卒恐怖せり」と、そこで呂臣の軍と共に、兵を引き、東の方へ向ひ、呂臣は、彭城の東に陣取り、項羽は、彭城の西に陣取り、沛公は、碭に陣取りたり。章邯は、已に項梁の軍を破りて、思ひけるやう、楚の地の兵は憂ふるに足らずと、そこで河水を渡りて、趙を擊ちて、大に之れを破りたり。此の時に當たりて、趙歇は國王たり、陳餘は將たり、張耳は相たり、皆走りて鉅鹿城に入りたれば、章邯は、王離、涉閒の兩將をして、鉅鹿城を圍ましめ、章邯は、其の南に陣取り、兩側に土手石垣を築きたる兵糧の運送道を拵へて、兩將の隨屋へ米を輸送せしめたり。陳餘は、將となりて、數萬人の兵卒を引き連れて、鉅鹿城の北に陣取りたり。此れ世間にて取り沙汰せる河北の軍といふものなり。楚の兵は、已に定陶に破れたれば、懷王は恐怖して、盱台の都より、彭城へ往きて、項羽、呂臣の軍勢を合併して、自ら之れに將となり、呂臣をもて司徒とし、其の父の呂青をもて令尹とし、沛公をもて碭郡の長とし、封じて武安侯として、碭郡の兵に將たらしめたり。

初宋義所遇齊使者高陵君顯在楚軍見楚王曰宋義論武信君之軍必敗居數日軍果敗兵未戰而先見敗徵此可謂知兵矣王召宋義與計事而大說之因置以爲上將軍項羽爲魯公爲次將范增爲末將救趙諸別將皆屬宋義號爲卿子冠軍行至安陽留四十六日不進項羽曰吾聞秦軍圍趙王鉅鹿疾引兵渡河楚擊

其外趙應其內破秦軍必矣宋義曰不然夫搏牛之蝱不可以破
 蟻蝨今秦攻趙戰勝則兵罷我承其敝不勝則我引兵鼓行而西
 必舉秦矣故不如先鬪秦趙夫被堅執銳義不如公坐而運策公
 不如義因下令軍中曰猛如虎很如羊貪如狼彊不可使者皆斬
 之乃遣其子宋襄相齊身送之至無鹽飲酒高會天寒大雨士卒
 凍飢項羽曰將戮力而攻秦久畱不行今歲饑民貧士卒食芋菽
 軍無見糧乃飲酒高會不引兵渡河因趙食與趙并力攻秦乃曰
 承其敝夫以秦之彊攻新造之趙其勢必舉趙趙舉而秦彊何敝
 之承且國兵新破王坐不安席掃境內而專屬於將軍國家安危
 在此一舉今不恤士卒而徇其私非社稷之臣項羽晨朝上將軍
 宋義即其帳中斬宋義頭出令軍中曰宋義與齊謀反楚楚王陰
 令羽誅之當是時諸將皆懼服莫敢枝梧皆曰首立楚者將軍家
 也今將軍誅亂乃相與共立羽爲假上將軍使人追宋義子及之
 齊殺之使桓楚報命於懷王懷王因使項羽爲上將軍當陽君蒲

將軍皆屬項羽

【項羽冠軍】……項羽は、時人の相愛する辭なり、猶ほ公子といはむがごとし、上將なるが故に、冠軍といふなり、【搏牛之蝱、不可破】
 破蝱蝨……蝱は、あぶなり、大にして外に在り、蝱は、蝨の子なり、蝨は、しぢみなり、小にして内に在り、牛のあぶを撃たむとする場合ひ
 には、牛のしぢみを取られぬなり、蝱は、秦に喩へ、蝨は、章邯等に喩ふ、【鼓行】……太鼓を打ち鳴らして押し行くなり、【被堅執銳】……
 身に堅固なる甲冑を著し、手に銳利なる刀劍を持つなり、【猛如虎、很如羊、貪如狼、彊不可使者、皆斬之】……很は、遠ふなり、即ち強情
 にして言ふことを聽かぬなり、虎羊狼の三つは、暗に項羽を指す、【高會】……大會なり、【芋菽】……芋は、蹲鴟なり、菽は、豆なり、【見糧】……
 ……現在の兵糧なり、【徇其私】……其の私情を營むなり、【社稷之臣】……社は、土地の神なり、稷は、五穀の神なり、國を建つるには、此の二
 柱の神を祭るが故に、國家のこゝを社稷といひ、國家の柱石の臣を社稷の臣といふ、【朝上將軍宋義】……朝は、機嫌を伺ふなり、【枝梧】……
 ……小柱を枝とし、邪柱を梧とす、邪柱は、斜柱なり、因りて抵抗する義となる、【報命於懷王】……懷王に復命するなり、
 【初、宋義の齊へ往く途中にて行き違ひたる齊の使者の高陵君の諷は、楚の軍中に在りて、楚の懷王に面會して曰はく、「宋義は、武信君
 の軍情を評論して、必定失敗するなり」といひたるが、居ること數日にして、其の軍果たして敗れたり、兵未だ戰はずして、先づ失敗の微候
 を見出だしたるは、此れ兵法を知れりといふべし」と、楚王之れを聞きて、宋義を召して、共々に兵事を相談して、大に之れを満足せり、それ
 に就きて、宋義を置きて上將軍とし、項羽を魯公として、次將とし、范增を末將として、趙を救はしむ、別手の諸將も、皆宋義に附屬せり、時人
 宋義に美談を興へて、項羽を稱したり、斯くて宋義は、諸將を引き連れて、行きて安陽へ到着して、其の地に逗留せると四十六日に及
 ぶまで進まざりければ、項羽の曰はく、「吾れ秦の軍は趙王を鉅鹿城に圍めりと聞けり、急速に兵を引きて、河水を渡りて、楚は其の外面を
 撃ち、趙は其の内部に應じたりば、秦の軍を破らむこと必定ならむ」と、宋義の曰はく、「さにあらず、全體、牛の蝨(あぶ)の如き秦の國を撃
 たむとする場合ひには、蝨(しぢみ)の子(蝨)の如き章邯等を破られぬなり、今秦の軍は趙を攻む、趙と戰ひて勝たざらむには、秦の兵は疲弊
 せむ、然るときは、我れ其の疲弊せるを引き受けて、容易く之れを破るべし、之れに反して、趙と戰ひて勝たざらむには、我れ之れを棄て置
 きて、兵を引きて、太鼓を打ちて堂々と押し行きて、西の方へ向はむには、屹度秦の國を丸取りにせらるゝならむ、故に先づ秦と趙とを鬪は
 しめむには如かず、全體、身に堅固なる甲冑を著し、手に銳利なる刀劍を持ちて、當面の敵と戰ふことは、拙者は貴公に及ばざれども、坐ながら
 らにして策略を運らすことは、貴公は拙者に及ばざるなり」と、それによつて、號令を軍中に下して曰はく、「猛烈なることは虎の如く、很
 なることは羊の如く、貪慾なることは狼の如く、手強くして使はれぬ者は、皆之れを斬り棄てむ」と是れ暗に項羽を指して云へるなり、そこ
 で、其の子の宋襄を遣はして、齊の宰相とし、自身に之れを見送りて、無鹽縣まで到着して、酒を飲みて大會せり、折りから天氣寒くして、大
 に雨ふり、士卒は凍え飢ゑたれば、項羽の曰はく、「一同に力を合はせて秦を攻めむとするに、久しく逗留して進行せず、今、歳は饑、民は
 貧しく、士卒は芋菽の粗食を食ひ、軍中には現在の兵糧なし、さるを反りて酒を飲みて大會し、兵を引きて河水を渡り、趙の糧食に因りて、
 趙と力を并せて、秦を攻めずして、反りて其の疲弊せるを引き受けむといふ、全體、秦の強きをもて、新たに出來たる趙を攻む、其の勢ひ
 は、必定趙を丸取りにするならむ、趙にして丸取りにせられたらむには、秦は益々強からむ、然らば何の疲弊せるをか引き受けむ、しかのみ
 ならず、吾が國の兵は新たに定陶に破れて、王は坐するに其の席に安んぜず、國境の内の人數を掃ひ盡くして、専ら之れを將軍の手に附屬
 せしめられたることなれば、國家の安危存亡は、此の度の一仕事に在り、今士卒を憂恤せずして、其の私情を營むは、國家の柱石たるべき社
 稷の臣にあらず」と、斯くて項羽は、早朝に上將軍の宋義の機嫌を伺ふ振りをして、其の旅館の帷帳の中に付け入りて、宋義の首を斬りて、

贊令を軍中に出だして曰はく、「宋義は、齊と相談して、楚に對して謀反せり、楚王内ら拙者をして之れを誅戮せしめられたり」と、是の時に當たりて、諸將は皆氣を失ひて服従して、決して抵抗する者なく、皆曰はく、「最初に楚王を立てたる者は、項將軍の家にして、今將軍は、亂人を誅戮せり」と、そこで共に項羽を立て、假りの上將軍とし、人をして宋義の子を追ひ掛けさせて、齊にて之れに追ひ付きて、之れを殺さしめ、項楚をして、出先の事を懷王に復命せしめられたれば、懷王は、其の儘項羽を上將軍とならしめたり、當陽君の蘇布も、蒲將軍も、皆項羽に附屬せり、

○漢 漢雅隆の曰はく、後に魯公を以て羽を葬るは、此(項羽爲魯公)に本づく、

項羽已殺卿子冠軍威震楚國名聞諸侯乃遣當陽君蒲將軍將卒二萬渡河救鉅鹿戰少利陳餘復請兵項羽乃悉引兵渡河皆沈船破釜餽燒廬舍持三日糧以示士卒必死無一還心於是至則圍王離與秦軍遇九戰絕其甬道大破之殺蘇角虜王離涉間不降楚自燒殺當是時楚兵冠諸侯諸侯軍救鉅鹿下者十餘壁莫敢縱兵及楚擊秦諸將皆從壁上觀楚戰士無不一以當十楚兵呼聲動天諸侯軍無不人人惴恐於是已破秦軍項羽召見諸侯將入轅門無不膝行而前莫敢仰視項羽由是始爲諸侯上將軍諸侯皆屬焉、

○漢 項羽は、已に卿子冠軍を殺して、其の威楚國に震ひ、其の名諸侯に聞こえたり、そこで當陽君の蘇布と蒲將軍とを遣はして、兵卒二萬に將として、河水を渡りて、鉅鹿を救はしめたるが、其の戦ひに少しばかり勝利あり、陳餘は、重ねて救ひの兵を請ひたれば、項羽は、悉く兵を

引きて、河水を渡り、皆船を沈め、釜(かま)を破り、廬(こしき)を燒き、僅に三日分の兵糧を携帯して、士卒に必死の覺悟を示したれば、一人として立ち戻るべき心なし、是に於て、鉅鹿に至れば、王離を圍み、秦の軍と出逢ひて、九たび戦ひて、其の兵糧の運送道を絶ち切りて、大に之れを破り、秦の將の蘇角を殺し、王離を生け捕れり、涉間は、楚に降らずして、自ら火中に投じて死せり、是の時に當たりて、楚の兵は、諸侯の兵の首位を占めたり、諸侯の軍の鉅鹿の城下を救ふ者、秦の強きを畏れて、十餘箇所に壘壁を構へて、押し切りて兵を縱ちて出で、戦はしむる者なかり、楚の秦を撃つに及びて、諸將は皆壘壁の上より見物したるに、楚の戰士の働き振りは、一人にて十人に當たらざるはなく、楚の兵の呼び聲が聲天を動かしたれば、諸侯の軍は、人々惴々として恐怖せざるはなし、是に於て、已に秦の軍を破りて、項羽は、諸侯の將を召し出して面會したるに、轅門に入りて、居ざりのやうに膝頭にて行きて、恐るゝ前み出でざるはなく、決して項羽を仰ぎ視る者なし、項羽は、是れに由りて、始めて諸侯の上將軍となり、諸侯は皆之れに附屬せり、

○漢 劉辰翁の曰はく、鉅鹿の戦ひを敘せること、陸機擬勅して、羽の平生を極めたりと、○茅坤の曰はく、項羽の最も得意の戦ひ、太史公の最も得意の文なりと、○吳澄の曰はく、三つの無不の字、無不(一)以當十、無不(二)人人惴恐、無不(三)膝行而前(之)を下して、精神を喚起せりと、○凌約言の曰はく、羽殺會稽守、則一府皆伏莫敢起、……羽殺宋義、諸侯皆懼伏、莫敢枝梧、……羽救鉅鹿、諸侯莫敢縱兵、……已破秦軍、諸侯膝行而前、莫敢仰視、……勢ひ愈々張りて、人愈々懼る、四つの莫敢の字を下して、羽の當時の勇猛、宛然として想ひ見るべしと、

章邯軍棘原項羽軍漳南相持未戰秦軍數卻二世使人讓章邯之心長史欣恐還走其軍不敢出故道趙高果使人追之不及欣至軍報曰趙高用事於中下無可爲者今戰能勝高必疾妒吾功戰不能勝不免於死願將軍執計之陳餘亦遣章邯書曰白起爲秦將南征鄢郢北阮馬服攻城略地不可勝計而竟賜死蒙恬爲秦將北逐戎人開榆中地數千里竟斬陽周何者功多秦不能盡

封、因以法誅之、今將軍爲秦將三歲矣、所亡失以十萬數、而諸侯並起、滋益多、彼趙高素諛日久、今事急、亦恐二世誅之、故欲以法誅將軍、以塞責、使人更代將軍、以脫其禍、夫將軍居外久、多內郤、有功亦誅、無功亦誅、且天之亡秦、無愚智皆知之、今將軍內不能直諫、外爲亡國將、孤特獨立、而欲常存、豈不哀哉、將軍何不還兵、與諸侯爲從、約共攻秦、分王其地、南面稱孤、此孰與身伏鈇質、妻子爲僇乎、章邯狐疑、陰使候始成使項羽欲約。

【相持】……睨み合ふなり、「讓」……責むるなり、小言をいふなり、「司馬門」……宮城の外門なり、「故道」……前に來りし道なり、「孰計」……孰は、孰に同じ、十分に勸考するなり、「馬服」……馬服君趙奢の子の括を指す、「榆中地」……上郡に在り、蒙恬榆(にれ)を植ゑて塞とせり、「塞責」……責任を埋め合はするなり、「内郤」……郤は、隙と通ず、内郤は、内部の反對なり、後の令將軍與臣有郤を參看せよ、「與諸侯爲從」……從は、合從なり、合從の解は、蘇秦の傳に見えたり、「南面稱孤」……南面は、人君の座位なり、君臣の相對するとき、君は北に居て、南へ向ひ、臣は南に居て、北へ向ふ、故に君は南面といひ、臣は北面といふ、孤は、王侯の謙稱なり、拙者といはむが如し、「伏鈇質」……鈇は、斧と同じ、罪人を切る斧なり、質は、罪人を罰切りにする臺なり、「爲僇」……僇辱せらるるなり、「狐疑」……狐の性は物を疑ふものなれば、人の疑惑することを狐疑といふ、「候始成」……候は、軍候(い)くさめつけ)なり、始成は、名なり。

章邯は、棘原に陣取り、項羽は、漳南に陣取りて、雙方睨み合ひて、未だ戰はず、而して秦の軍は、度々退却せしかば、二世皇帝人をして章邯に小言をいはしめれば、章邯恐れて、長史の司馬欣をして、何事をか申し請はしめたるに、秦の都の咸陽へ到着して、宮城の外門なる司馬門に滞在すること三月間及べども、趙高は面會せずして、信用せざる心ありければ、長史の司馬欣は、恐れて立ち戻りて、其の軍へ走りたるが、追手の掛かちむことを慮りて、押し切りて前に來りし道筋に出でず、拔け道をして走りたるに、趙高は、果たして人をして之れを追はしめられど、追ひ付かざりけり、さて司馬欣は、其の軍へ歸着して、報告して曰はく、「趙高事を宮中に用おて、權威を振ひ、其の下に立つ人とは、何の役にも立つ者なし、今戰ひて能く勝たば、趙高は屹度吾が手柄を惡み妬まむ、戰ひて勝つこと能はずば、死罪を免れざらむ、孰れにしても無益なることなれば、願はくは將軍の十分に勸考せられむことを」と、陳餘も亦章邯に手紙を遣りて曰はく、「白起は、秦の將となりて、南の方は楚の郢都を征し、北の方は趙の馬服君趙括の軍勢を谷底へ追ひ落とし、城を攻め地を略取すること、勸定の仕切れぬ程に

多かりしかど、竟に其の君より自殺を仰せ付けられき、蒙恬は、秦の將となりて、北の方戎狄の人を逐ひ拂ひ、榆中の土地を開くこと數千里に及びたれど、竟に陽周の地に斬り棄てられき、何とならば、出先に於て手柄多ければ、秦は盡く其の人を封ずること能はざるに因りて、法律をもて罪名を拵へて、之れを誅戮せしなり、今將軍は、秦の將たること三歲にして、度々戰爭に打ち負けて、士卒を亡失せしこと、十萬をもて數ふる程なり、而して諸侯の並びに起り立ちて秦に敵對する者益々多し、彼の趙高は、素より君に諛へること一朝一夕にあらず、今國家の事危急なれば、彼れも亦二世皇帝の己れを誅戮せられむことを恐れたり、故に法律をもて罪名を拵へて、將軍を誅戮して、己れの責任を埋め合はせ、人をして更に將軍に代はらしめて、其の禍を脱し免れたしと思へり、全體將軍は、國外に居らるること久しくして、内部の反對多ければ、手柄ありとも誅戮せられむ、手柄なしとも誅戮せられむ、しかのみならず、天の秦を亡ぼさむことは、愚者と智者との差別なく、皆之れを知れり、今將軍は、内部に對しては、直言諫争すること能はず、外部に對しては、誠亡せむとする國の將となりて、孤特獨立して、内外の援助なくして、常に存在したく思はるゝは、いかで哀しきことならざらむや、將軍は、何とて兵を本國へ差し戻し、其の身は、諸侯と合從し、約束して共に秦を攻め、其の地を分けて王となり、南面して人君の座位に立ちて、諸侯の謙稱なる孤と稱せられざる、此れを其の身は罪人を切る斧と罪人を罰切りにする臺との前に平伏して仕置きを受け、妻子は辱辱せらるゝに比せば、孰れか宜しかるべき」と、章邯は、司馬欣の報告を受け、又陳餘の手紙を見られども、尙ほ狐疑して決し兼ねて、内々にて軍候の始成といふ者をして、項羽の許へ使ひせしめて、和睦の約を結ばしめたく思ひたり。

約未成、項羽使蒲將軍日夜引兵渡三戶、軍漳南、與秦戰、再破之、項羽悉引兵擊秦軍、汙水上、大破之、章邯使人見項羽、欲約、項羽召軍吏謀曰、糧少、欲聽其約、軍吏皆曰、善、項羽乃與期、洹水南、殷虛上、已盟、章邯見項羽而流涕、爲言、趙高、項羽乃立、章邯爲雍王、置楚軍中、使長史欣爲上將軍、將秦軍爲前行、到新安。

【三月】……漳水の渡し場の名なり、前の楚雖三戸の三戸にはあらず、殷虛……以前の殷の都なり、「前行」……先備へなり、其の約束の未だ成らざる中に、項羽は、蒲將軍をして、日夜兵を引き、三月といへる漳水の渡し場を渡りて、漳南に陣取らしめたるに、蒲將軍は、秦と戰ひて、二度まで之れを破りたれば、項羽は、悉く兵を引き、秦の軍を汙水の川上に撃ちて、大に之れを破りたり、章邯は、人をして、項羽に面會せしめて、和睦の約を結ばしめたく思ひしに、項羽は、軍吏を召して、相談して曰はく、「兵糧少なければ、章邯の約束を承知せむと思ふなり」と、軍吏皆曰はく、「至極尤なり」と、項羽は、そこで章邯と共に洹水の南の以前の殷の都なる殷虛の邊に會合せむと